

## 平成26年旭市議会第1回定例会会議録目次

### 第1号（2月28日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開 会	3
議長報告事項	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
議案上程	4
議案第 1号 平成26年度旭市一般会計予算の議決について	
議案第 2号 平成26年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について	
議案第 3号 平成26年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について	
議案第 4号 平成26年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について	
議案第 5号 平成26年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について	
議案第 6号 平成26年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について	
議案第 7号 平成26年度旭市水道事業会計予算の議決について	
議案第 8号 平成26年度旭市病院事業会計予算の議決について	
議案第 9号 平成25年度旭市一般会計補正予算の議決について	
議案第10号 平成25年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について	
議案第11号 平成25年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について	
議案第12号 平成25年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について	
議案第13号 平成25年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について	
議案第14号 平成25年度旭市病院事業会計補正予算の議決について	
議案第15号 旭市監査委員条例の制定について	
議案第16号 旭市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について	

議案第17号	旭市放置自動車の処理に関する条例の制定について	
議案第18号	旭市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について	
議案第19号	旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	
議案第20号	旭市税条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第21号	旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第22号	旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第23号	旭市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第24号	旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第25号	旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第26号	旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第27号	旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第28号	旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第29号	旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第30号	旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第31号	旭市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第32号	旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第33号	旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第34号	訴えの提起について	
議案第35号	指定管理者の指定について	
議案第36号	市道路線の認定、廃止及び変更について	
議案第37号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	
議案第38号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	
議案第39号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	
	施政方針並びに提案理由の説明	6
	議案の補足説明	21
	散 会	81

第 2 号 (3月4日)

議事日程	8 3
本日の会議に付した事件	8 3
出席議員	8 3
欠席議員	8 3
説明のため出席した者	8 4
事務局職員出席者	8 4
開 議	8 5
議案質疑	8 5
議案第37号、議案第38号、議案第39号直接審議(先議)	1 0 0
常任委員会議案付託	1 0 1
常任委員会陳情付託	1 0 1
散 会	1 0 2

第 3 号 (3月6日)

議事日程	1 0 3
本日の会議に付した事件	1 0 3
出席議員	1 0 3
欠席議員	1 0 3
説明のため出席した者	1 0 3
事務局職員出席者	1 0 4
開 議	1 0 5
一般質問	1 0 5
10番 伊藤 保	1 0 5
17番 滑川 公英	1 1 8
9番 太田 將範	1 3 8
2番 高橋 秀典	1 5 5
11番 島田 和雄	1 7 1
散 会	1 9 3

第 4 号 (3月10日)

議事日程	195
本日の会議に付した事件	195
出席議員	195
欠席議員	195
説明のため出席した者	195
事務局職員出席者	196
開 議	197
一般質問	197
1 番 林 晴 道	197
1 3 番 伊 藤 房 代	205
8 番 宮 澤 芳 雄	213
4 番 有 田 恵 子	228
散 会	244

第 5 号 (3月20日)

議事日程	245
本日の会議に付した事件	245
出席議員	245
欠席議員	246
説明のため出席した者	246
事務局職員出席者	247
開 議	248
常任委員長報告	248
質疑、討論、採決	253
常任委員長陳情報告	259
質疑、討論、採決	260
議案上程	262
議案第40号 旭市監査委員の選任につき同意を求めることについて	
提案理由の説明	263

議案の補足説明	2 6 3
質疑、討論、採決	2 6 4
事務報告	2 6 5
閉 会	2 6 6

## 平成26年旭市議会第1回定例会会議録

### 議事日程（第1号）

平成26年2月28日（金曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
  - 第 2 議長報告事項
  - 第 3 会議録署名議員の指名
  - 第 4 会期の決定
  - 第 5 議案上程
  - 第 6 施政方針並びに提案理由の説明
  - 第 7 議案の補足説明
- 

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
  - 日程第 2 議長報告事項
  - 日程第 3 会議録署名議員の指名
  - 日程第 4 会期の決定
  - 日程第 5 議案上程
  - 日程第 6 施政方針並びに提案理由の説明
  - 日程第 7 議案の補足説明
- 

#### 出席議員（22名）

- |      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 林 晴 道   | 2 番  | 高 橋 秀 典 |
| 3 番  | 米 本 弥一郎 | 4 番  | 有 田 恵 子 |
| 5 番  | 宮 内 保   | 6 番  | 磯 本 繁   |
| 7 番  | 飯 嶋 正 利 | 8 番  | 宮 澤 芳 雄 |
| 9 番  | 太 田 將 範 | 10 番 | 伊 藤 保   |
| 11 番 | 島 田 和 雄 | 12 番 | 平 野 忠 作 |
| 13 番 | 伊 藤 房 代 | 14 番 | 林 七 巳   |

## 平成26年旭市議会第1回定例会会議録目次

### 第1号（2月28日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開 会	3
議長報告事項	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
議案上程	4
議案第 1号 平成26年度旭市一般会計予算の議決について	
議案第 2号 平成26年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について	
議案第 3号 平成26年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について	
議案第 4号 平成26年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について	
議案第 5号 平成26年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について	
議案第 6号 平成26年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について	
議案第 7号 平成26年度旭市水道事業会計予算の議決について	
議案第 8号 平成26年度旭市病院事業会計予算の議決について	
議案第 9号 平成25年度旭市一般会計補正予算の議決について	
議案第10号 平成25年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について	
議案第11号 平成25年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について	
議案第12号 平成25年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について	
議案第13号 平成25年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について	
議案第14号 平成25年度旭市病院事業会計補正予算の議決について	
議案第15号 旭市監査委員条例の制定について	
議案第16号 旭市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について	

議案第 17 号	旭市放置自動車の処理に関する条例の制定について	
議案第 18 号	旭市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について	
議案第 19 号	旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	
議案第 20 号	旭市税条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 21 号	旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 22 号	旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 23 号	旭市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 24 号	旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 25 号	旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 26 号	旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 27 号	旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 28 号	旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 29 号	旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 30 号	旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 31 号	旭市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 32 号	旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 33 号	旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 34 号	訴えの提起について	
議案第 35 号	指定管理者の指定について	
議案第 36 号	市道路線の認定、廃止及び変更について	
議案第 37 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	
議案第 38 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	
議案第 39 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	
施政方針並びに提案理由の説明		6
議案の補足説明		21
散 会		81

第 2 号 (3月4日)

議事日程	8 3
本日の会議に付した事件	8 3
出席議員	8 3
欠席議員	8 3
説明のため出席した者	8 4
事務局職員出席者	8 4
開 議	8 5
議案質疑	8 5
議案第 3 7 号、議案第 3 8 号、議案第 3 9 号直接審議 (先議)	1 0 0
常任委員会議案付託	1 0 1
常任委員会陳情付託	1 0 1
散 会	1 0 2

第 3 号 (3月6日)

議事日程	1 0 3
本日の会議に付した事件	1 0 3
出席議員	1 0 3
欠席議員	1 0 3
説明のため出席した者	1 0 3
事務局職員出席者	1 0 4
開 議	1 0 5
一般質問	1 0 5
1 0 番 伊 藤 保	1 0 5
1 7 番 滑 川 公 英	1 1 8
9 番 太 田 將 範	1 3 8
2 番 高 橋 秀 典	1 5 5
1 1 番 島 田 和 雄	1 7 1
散 会	1 9 3

第 4 号 (3月10日)

議事日程	195
本日の会議に付した事件	195
出席議員	195
欠席議員	195
説明のため出席した者	195
事務局職員出席者	196
開 議	197
一般質問	197
1 番 林 晴 道	197
1 3 番 伊 藤 房 代	205
8 番 宮 澤 芳 雄	213
4 番 有 田 恵 子	228
散 会	244

第 5 号 (3月20日)

議事日程	245
本日の会議に付した事件	245
出席議員	245
欠席議員	246
説明のため出席した者	246
事務局職員出席者	247
開 議	248
常任委員長報告	248
質疑、討論、採決	253
常任委員長陳情報告	259
質疑、討論、採決	260
議案上程	262
議案第40号 旭市監査委員の選任につき同意を求めることについて	
提案理由の説明	263

議案の補足説明	2 6 3
質疑、討論、採決	2 6 4
事務報告	2 6 5
閉 会	2 6 6

15番 向後悦世  
17番 滑川公英  
19番 佐久間茂樹  
21番 高橋利彦

16番 景山岩三郎  
18番 木内欽市  
20番 林俊介  
22番 林正一郎

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	加瀬寿一
教育長	笏田哲雄	病院事業者 管理推進課長	吉田象二
秘書広報課長	堀江通洋	行政改革 推進課長	林清明
総務課長	米本壽一	企画政策課長	伊藤浩
財政課長	加瀬正彦	税務課長	佐藤一則
市民生活課長	馬淵一弘	環境課長	新行内弘
保険年金課長	加瀬喜久	健康管理課長	野口國男
社会福祉課長	加瀬恭史	子育て 支援課長	山口訓子
高齢者 福祉課長	石毛健一	商工観光課長	堀江隆夫
農水産課長	大久保孝治	建設課長	高野晃雄
都市整備課長	林利夫	下水道課長	石毛隆
会計管理者	宮應孝行	消防長	佐藤清和
水道課長	鈴木邦博	病院事務部長	菅谷敏之史
病院経理課長	土師学	庶務課長	横山秀喜
学校教育課長	菅谷充雅	生涯学習課長	佐久間隆
体育振興課長	石嶋幸衛	監査委員 局長	田杭平三
農業委員会 事務局長	高木寛幸		

---

事務局職員出席者

事務局長 伊藤恒男      事務局次長 向後嘉弘

---

開会 午前10時 0分

○議長（高橋利彦） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

---

### ◎日程第1 開 会

○議長（高橋利彦） ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより平成26年旭市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎日程第2 議長報告事項

○議長（高橋利彦） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

---

### ◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（高橋利彦） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

3番、米本弥一郎議員、4番、有田恵子議員、以上の2議員を指名いたします。

---

#### ◎日程第4 会期の決定

○議長（高橋利彦） 日程第4、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から3月20日までの21日間といたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月20日までの21日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

---

○議長（高橋利彦） 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第39号までの39議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 配付漏れないものと認めます。

議案説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

---

#### ◎日程第5 議案上程

○議長（高橋利彦） 日程第5、議案上程。

議案第1号から議案第39号までの39議案を一括上程いたします。

議案第 1号 平成26年度旭市一般会計予算の議決について

議案第 2号 平成26年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について

議案第 3号 平成26年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について

議案第 4号 平成26年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について

議案第 5号 平成26年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について

- 議案第 6号 平成26年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について
- 議案第 7号 平成26年度旭市水道事業会計予算の議決について
- 議案第 8号 平成26年度旭市病院事業会計予算の議決について
- 議案第 9号 平成25年度旭市一般会計補正予算の議決について
- 議案第10号 平成25年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第11号 平成25年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第12号 平成25年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第13号 平成25年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第14号 平成25年度旭市病院事業会計補正予算の議決について
- 議案第15号 旭市監査委員条例の制定について
- 議案第16号 旭市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について
- 議案第17号 旭市放置自動車の処理に関する条例の制定について
- 議案第18号 旭市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
- 議案第19号 旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 旭市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 旭市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第29号 旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第30号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第31号 旭市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第32号 旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第33号 旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第34号 訴えの提起について

議案第35号 指定管理者の指定について

議案第36号 市道路線の認定、廃止及び変更について

議案第37号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第38号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第39号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

---

### ◎日程第6 施政方針並びに提案理由の説明

○議長（高橋利彦） 日程第6、施政方針並びに提案理由の説明。

施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

本日、ここに平成26年旭市議会第1回定例会を招集し、平成26年度一般会計、特別会計及び企業会計予算のほか、条例の制定等の案件についてご審議を願うことといたしました。

開会に当たり、新年度における市政運営について所信の一端を申し上げます。

初めに、東日本大震災にかかる被災者への生活再建支援及び復興事業等について申し上げます。

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」から、間もなく3年が経過しようとしております。

市では、この震災でお亡くなりになった方々に謹んで哀悼の意を表すため、震災が発生した3月11日に、昨年と同様に千葉県と共催で「東日本大震災三周年」の追悼式を挙げることにしております。

次に、国及び県の支援金について申し上げます。

国の被災者生活再建支援金については、基礎支援金が、対象世帯の約99%に当たる805世帯に、加算支援金が、対象世帯の約79%に当たる641世帯に、合計13億5,575万円が支給されております。

県の液状化等被害住宅再建支援金については、306世帯に1億5,158万3,000円を支給したところであります。

また、昨年11月の定例会において議決をいただいた国の追加支援金であります津波被災住宅再建支援金については、165世帯に1億8,151万3,000円を支給しております。

次に、仮設住宅について申し上げます。

現在、応急仮設住宅の入居者数は、旭地区が14世帯25人、飯岡地区が56世帯128人、賃貸住宅が6世帯13人で、合計76世帯166人の方が入居しております。本年5月が貸与期限となりますので、入居者の方々が速やかに住宅再建等できるよう、県をはじめ関係機関と連携を図りながら支援してまいります。

次に、災害公営住宅整備事業について申し上げます。

災害公営住宅の建設については、本年度末の完成を目指して、現在、取り組んでおります。

3月2日には、入居内定者に対する説明会を飯岡保健センターにおいて開催し、4月上旬に入居者への部屋の鍵の引渡しなどを行い、4月中旬からの入居開始を予定しているところであります。

また、復興交付金による財源措置を受け、災害公営住宅の家賃を一定期間入居者が無理なく負担できる水準まで低廉化するための事業を実施いたします。

次に、液状化対策について申し上げます。

液状化対策については、現在、旭市液状化対策検討委員会において市街地液状化対策事業計画(案)を取りまとめているところであります。

今後、住民説明会において調査結果の報告及び対策工法並びに費用負担に関する説明を行い、住民の皆様の同意を得ながら液状化対策事業の実施について検討してまいります。

次に、被災地浄化槽復旧支援事業について申し上げます。

被災した世帯で住宅の建て替えに伴い、汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する世帯への支援を行うため、新たに被災地浄化槽復旧支援事業を創設し、被災者の復興を支援してまいります。

次に、復興事業について申し上げます。

復興事業については、平成26年度も引き続き市政の最優先課題として、着実に取り組んでまいります。

特に、重点プロジェクトに掲げた「複合的な津波対策の推進」については、千葉県が施工する津波防護施設をはじめ、飯岡中学校の移転や津波避難道路等のハード事業を推進すると

ともに、津波の恐ろしさを忘れないよう津波避難訓練や防災教育等のソフト対策も継続して実施してまいります。

なお、懸案となっている河川、排水路等の海への開口部の津波対策や減災林の整備は、千葉県において取り組む方向で国と調整している状況であります。

次に、人口減少対策について申し上げます。

地方における全国的な問題である人口減少であります。本市では、平成24年度からその対策を重点施策と位置付けております。合併時からの人口減は約3,000人を数え、どうしても歯止めをかけたいという強い思いで、現在、様々な施策を展開しているところであります。

温暖な気候、平坦な大地、南には黒潮の流れる太平洋、北には丘陵地帯が広がり、住環境は最高の条件がそろっております。そして、暮らしの安全・安心を支える拠点として日本有数の規模と設備を誇る旭中央病院を有し、農畜産物、水産物など食なら何でもそろそろ大生産地である本市は、住みやすさでは全国トップレベルだと自負しているところであります。そこで、この住環境の良さに加え各種支援策を講じて、是が非でも、人口増につなげていきたいと考えております。

具体的には、平成26年度から新たに、第3子以降の保育所・幼稚園の保育料無料化を実現するとともに、不妊に悩む夫婦の不妊治療の治療費助成に向け、本定例会に関連予算を上程したところであります。既に実施しております中学3年生までの医療費の無料化、2歳未満児を対象とした紙おむつ購入券の給付、出産祝金の支給等を継続して行ってまいります。そのほか、定住促進奨励金の交付、高齢者を対象とした予防接種費用の助成も継続したいと考えております。

次に、平成26年度において重点的に取り組む施策の概要を、基本構想に掲げた6つの基本方針に沿って申し上げます。

第一は「安全で魅力のあるまちづくり」であります。

初めに、防災について申し上げます。

昨年3月に作成した津波避難計画に基づき、津波高10メートルの最悪のケースによる津波浸水想定区域を対象とした、市内20か所の避難場所への広範囲な津波避難訓練を3月9日に実施いたします。

次に、海岸基盤整備工事について申し上げます。

昨年より千葉県海匠土木事務所において、下永井から平松にかけて津波防護のための海岸基盤整備工事に着手しておりますが、一部区間では新しい護岸の形が見えてまいりました。

残る区間についても、早期に着手していただけるよう引き続き要望してまいります。

次に、海岸保安林について申し上げます。

三川浜地先の市有保安林について、延長700メートルの減災盛土の施工を予定しております。また、平成24年度に減災盛土工事を行いました中谷里浜地先へ、松の苗木を植栽したところではありますが、この西側に続く井戸野浜地先での減災盛土についても、後背地へ植栽を行う予定であります。今後も保安林の整備については、県と連携を密にして進めてまいります。

次に、市道の整備について申し上げます。

旭中央病院アクセス道整備事業については、国道126号から東総広域農道までの区間の道路用地を取得させていただくため、地権者の皆様にご協力をお願いしているところであります。

飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業及び南堀之内バイパス整備事業については、今後も引き続き関係地権者のご理解とご協力をお願いし、早期完成に努めてまいります。

また、津波避難道路については、復興交付金の第7回申請で配分を受けましたので、先日地元関係者の説明会を実施し、また事業着手に向けて、(仮称)横根三川線の測量設計業務を実施しているところであります。

次に、都市計画について申し上げます。

現在、都市計画区域変更の決定権者である千葉県との協議を進めており、今後、地域別の課題や特性を検討していく中で、住民説明会を経て合意形成を図り、議会や関係機関からのご意見をいただいて都市計画の見直しを進めてまいります。

次に、街路事業について申し上げます。

平成9年度より千葉県が事業主体となり整備を行ってまいりました旭駅前線整備事業は、本年3月をもって駅前広場の整備が完了することになり、また駅前線の街路整備についても、関係者からの長年にわたるご理解とご協力をいただく中で、本年9月での事業完了を予定しております。

第二は「快適でうるおいのあるまちづくり」であります。

初めに、生活環境について申し上げます。

きれいなまちづくりの推進を図るため、「きれいな旭をつくる会」を中心に市民の皆様やボランティア団体のご協力をいただきながら、ゴミゼロ運動や各種事業に取り組み、今後も環境にやさしいまちづくりを進めてまいります。

また、地球の温暖化の防止並びにエネルギーの安定確保などエネルギー利用の効率化・最適化を実現するため、「エコ住宅」の普及拡大や太陽光発電システム設置等を含めた、住宅用省エネルギー設備を設置する方に対し、支援してまいります。

次に、ごみ処理広域化推進事業について申し上げます。

東総地区広域市町村圏事務組合において、銚子市内に広域ごみ焼却施設及び広域最終処分場を整備することについて、計画を進めております。

1月31日に開催された、議会全員協議会において、広域ごみ処理施設建設計画スケジュールの修正について報告いたしました。

組合において、平成33年度の計画施設稼働に向け、環境影響評価、用地測量及び地質調査業務等の各種委託業務を平成26年度から実施する予定となっております。

今後も、広域ごみ焼却施設及び広域最終処分場の早期完成を目指し、銚子市、匝瑳市及び組合と連携を図り、ごみ処理の広域化推進に支障がないよう努めてまいります。

次に、水道事業について申し上げます。

将来にわたり安全で良質な水を安定的に供給するため、既存施設の計画的な維持・更新を行い、施設の効率化・経営の安定化を図ってまいります。

平成26年度は、海上配水場の配水池増設のための詳細設計業務を行ってまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。

公共下水道は、平成25年度末において191.8ヘクタールの区域で使用が可能となり、これにより事業認可区域202ヘクタールのうち、約95%が整備されることとなります。

平成26年度は、二地先の太田神社周辺で6.4ヘクタールの面整備工事を実施することとしております。

加入世帯については、1,516世帯で、日量約1,750立方メートルの汚水を適正に処理しております。

次に、排水路の整備について申し上げます。

蛇園南地区流末排水整備事業については、早期完成を目指して事業の進捗を図っているところであります。

第三は「健やかでやすらぎのあるまちづくり」であります。

初めに、保健事業について申し上げます。

旭市民の生活習慣から起因する「がん」「心疾患」「脳血管疾患」の三大疾病による死因の割合は、国県の平均値を上回っており、運動・食事・喫煙等の生活習慣の改善が強く求め

られていることから、市主催の健康教室・健康イベントへの参加や健康診査・がん検診の受診等、日頃の健康づくりへの取り組みをポイント化し、市民の健康づくりへの積極的な参加を促す「あさひ健康応援ポイント」事業の新規導入を図り、市民の健康づくりを推進してまいります。

次に、特定不妊治療について申し上げます。

不妊に悩む夫婦の数は年々増えていることから、医療保険の対象外で高額な治療費を要する「特定不妊治療」にかかる費用の一部を助成し、治療に伴う経済的負担の軽減により出生数の増加を図ってまいります。

次に、未熟児養育医療について申し上げます。

出生時の体重が2,000グラム以下などで、医師が未熟児養育を必要と認めた赤ちゃんが、正常な諸機能を得るまでに必要な入院医療にかかる費用を助成する「養育医療給付」を行い、乳児の生命保護と健康の保持増進を図ってまいります。

次に、感染症対策について申し上げます。

感染のおそれがある疾病の予防とまん延防止のため、麻しん・風しん、子宮頸がん等の予防接種法で義務付けられる定期予防接種をはじめ、高齢者の肺炎感染を防ぐ「肺炎球菌ワクチン」、妊婦等への風しん感染を予防し、生まれてくる赤ちゃんを守る「成人用風しんワクチン」の任意予防接種にかかる費用を助成し、市民の健康保持増進を図ってまいります。

次に、旭中央病院検討委員会の報告について申し上げます。

昨年5月に提出された報告書では、旭中央病院の経営形態を平成26年度末までに地方独立行政法人へ移行すべきとのことでありました。このことは、病院経営に関して非常に重要な部分でありますので、対応については慎重に判断したいと考え、これまでに議員の皆様をはじめ、市民の皆様や病院職員へ説明するとともに、意見を伺ってまいりました。

あげられた意見は、将来にわたっての健全経営を望むものでしたので、中央病院の経営形態については、今後の厳しい医療情勢への対応を考慮するとともに、国が主導して各病院の役割分担を決める新たな制度の動向を見ながら、慎重に判断してまいります。

次に、社会福祉について申し上げます。

本年4月から消費税率の引き上げに伴い、低所得者に与える負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的措置として、臨時福祉給付金の給付が、国において決定されたところであります。

この臨時福祉給付金の対象者は、市民税の均等割非課税者であり、給付額は1人につき基本額1万円で、さらに老齢基礎年金及び児童扶養手当の受給者等については、5,000円が加

算されます。

なお、対象者への給付の時期としましては、平成26年度市民税の課税状況により判断することから、本年8月以降を予定しており、今後準備を進めてまいります。

次に、子育て支援について申し上げます。

子育て世帯臨時特例給付金の給付については、臨時福祉給付金と同様に、本年4月からの消費税率の引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、消費の下支えを図る観点から、支給されることとなりました。

この給付金の対象者は、児童手当の受給者であり、平成25年の所得が児童手当の給付制限に満たない者から臨時福祉給付金の給付対象者等を除いた者であって、給付額は対象児童1人につき1万円であります。

保育料等の無料化については、平成26年度から、市内の保育所及び私立幼稚園の児童を対象として、18歳未満の子どもが3人以上いる家庭の第3子以降の保育料等について実施することといたしました。これにより、子育て世代の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境の整備を図るものであります。

飯岡地域の統合保育所については、現在、本年4月の開所に向け工事を進めているところであります。この統合保育所の名称を「旭市立いいおか保育所」として、関連する議案を本定例会に提案するものであります。

次に、高齢者福祉について申し上げます。

高齢化の進展に伴い、介護認定者が増加している中、第5期介護保険事業計画は、平成26年度をもって終了いたしますが、計画どおり順調に推移しております。

今後、第6期介護保険事業計画が平成27年度から始まることを踏まえて、介護保険制度は介護サービスの提供体制と費用負担の両面における大規模な制度改革が行われる見通しとなっております。

本市の事業計画策定については、これまでの介護サービスの利用実績、先頃実施いたしましたアンケート調査から高齢者の意向を把握するとともに、策定委員会等のご意見や制度改革を踏まえながら策定してまいります。

第四は「心豊かな人と文化をはぐくむまちづくり」であります。

初めに、学校教育について申し上げます。

学校図書館司書については、平成26年度より1名増員し、4名の専任の学校図書館司書体制とし、市内小学校に3名、中学校に1名配置し、各校を巡回いたします。児童生徒への読

み聞かせや読書指導等の活動、良い本の紹介などの広報活動、学校図書館の整備・運営の支援などに携わります。学校図書館司書の活用により、学校図書館のさらなる充実を図り、読書の好きな児童生徒の育成をより推進してまいります。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

飯岡中学校改築事業については、先般の臨時会において用地取得の同意をいただき、大利根土地改良区との間で土地売買契約を締結いたしました。現在は、農地転用や開発許可申請等の手続きを進めており、一日も早い着工に向けて事業推進を図ってまいります。

学校施設は、子どもたちの活動の場であるとともに、非常災害時における避難場所としての機能・役割も担っていることから、安心・安全な教育環境の実現を図るため、市内小中学校屋内運動場の非構造部材の耐震化対策として、豊畑小学校及び萬歳小学校屋内運動場の防災機能強化工事を実施いたします。

また、老朽化した学校施設の環境改善として、平成25年度から繰り越しとさせていただいた嚶鳴小学校大規模改造工事と第一中学校の大規模改造工事について実施設計を行います。

次に、社会教育について申し上げます。

青少年を地域で守り育てることへの市民の関心度を高めるために、青少年意見発表大会、公民館活動における学習の成果を展示・発表する生涯学習フェスティバルを開催するとともに、学校・地域・家庭を連携させての地域子ども教室、そして旭寿大学の開設など、幼児から高齢者まで、幅広い年齢層に合わせて各種事業を展開してまいります。

文化振興事業については、多くの市民の皆様楽しんでいただけるよう、市民の音楽愛好者の相互交流と演奏発表の場となる「市民音楽祭」や、市内の各地域に伝わる郷土芸能の発表を行う「あさひのまつり」などの市民参加型事業を実施するとともに、質の高い文化に触れていただけるよう、寄席・コンサート等のプロによる公演の開催など、幅広いジャンルで事業を実施してまいります。

次に、体育振興について申し上げます。

市民の一体感の醸成と絆づくりを目指す「第5回旭市民体育祭」「第10回旭市民駅伝大会」「第26回旭市飯岡しおさいマラソン大会」については、旭市復興のシンボル事業として継続開催してまいります。また、「千葉県東部五市体育大会」「世界ジュニア卓球選手権大会男子日本代表選考会」「千葉県高等学校駅伝大会」等、旭市復興の活力となるスポーツ交流事業へ引き続き支援してまいります。

第五は「活力と躍動感に満ちたまちづくり」であります。

初めに、農業の振興について申し上げます。

農業を取り巻く現状は厳しく、国においては「攻めの農林水産業」の推進について、昨年12月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を決定しております。本年は、このプランに基づく施策展開による農政の改革・推進を図るとのことから、国から発信される情報を取捨選択し、農業の振興に活かして農業経営を持続的に発展させ、次世代に継承できるように全力を尽くしてまいります。

環太平洋パートナーシップ協定については、国が約束した重要5品目の聖域を確保することなどについて、昨年12月2日に近隣市町とともに甘利内閣府特命担当大臣、林農林水産大臣、自由民主党の西川T P P対策委員会委員長、千葉県選出国會議員へ書面をもって要望いたしました。参加国間の調整については、国が国内産農産物を守るため交渉手腕を駆使しているところではありますが、今後も、本市の農業を発展させるため国の動向を注視して敏感に対応していきたいと考えております。

水田農業については、米政策の見直しにより、平成30年産米から行政による生産数量目標の配分がなくなり、国が策定する需給見通し等を踏まえて、農業者自らの経営判断で生産することになります。米の需給調整については、市内畜産農家で、今以上の飼料用米の利用が期待できますので、専用品種による増収や畜産堆肥を利用する耕畜連携の取り組み等により経費削減を目指し、国の制度活用と併せて経営の安定を図ってまいります。

園芸については、さらなる省力化と高品質な農産物の生産により、一大産地である施設園芸を強化発展させるため、生産施設、省力機械等を、県の支援事業等を活用して整備するほか、より高度な栽培技術などについて千葉県農業事務所と連絡を密にして、営農指導していただき、高品質な農産物を安定して生産できる体制を整えていくとともに、本市の誇る新鮮・安全・安心な農産物を、機会を捉えてP Rしてまいります。

農業基盤整備事業については、農業の生産性向上、担い手への農地集積・集約化を目指して、平成13年に着工しました経営体育成基盤整備事業富浦地区が地元と関係機関の鋭意努力により整備完了となり、昨年10月31日竣工式典が行われました。今後も市内4地区で実施されている事業につきまして、県、地元工区とともに事業が円滑に進捗するよう支援してまいります。

次に、水産業の振興について申し上げます。

県内では銚子漁港に次いで第2位の水揚げを誇る飯岡漁港の新鮮な魚介類を知っていただくために、年2回開催する水産朝市の支援や、食育事業での料理教室などに本市の農産物と

ともに海匠漁協の協力をいただき新鮮な魚介類を使用してPRに努めております。今後も、水産物の知名度向上と消費の拡大を目指した支援を続けてまいります。

次に、消費者行政について申し上げます。

市民の消費者被害の予防、救済のため、地方消費者行政活性化基金を活用し、消費生活センターの体制整備等を行ってまいりました。2月4日には、消費者庁阿南長官にも旭市にお越しいただき、消費生活センター等の視察をしていただきました。市民に信頼される消費生活センターとなるため、将来にわたりより一層この体制を強化、継続して事業の実施に取り組んでまいります。

具体的には、近年、問題となっている高齢者などの社会的弱者を狙った悪質商法による被害や多重債務者の救済のために消費生活相談員を複数配置し、相談体制の強化を図ってまいります。

また、各種啓発講座の開催や広報等の活用により消費者問題に関する情報提供を行い、消費者被害の防止に努めてまいります。

次に、工業振興について申し上げます。

昨年より、一部の地元スーパーの倒産や製造業の撤退が見られており、市としてもこの対応として職業相談所と連携した職業相談会の実施や旭市雇用対策協議会加入企業への雇用の呼びかけ等を行いました。今後も引き続き、地域経済の活性化と雇用の充実を図るため、既存企業の規模拡大等の支援に努めるとともに、優良企業の誘致を進めてまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

「袋公園桜まつり」「いいおかYOU・遊フェスティバル」「七夕市民まつり」を旭市の三大まつりと考えており、市内外の皆様に楽しんでいただけるよう計画をしていきたいと考えております。

「七夕市民まつり」については、今年で60周年を迎え、より一層市民の一体感が図られるような記念事業を計画してまいります。

次に、いいおか荘について申し上げます。

屋上を地域住民・海水浴客等の緊急避難場所、1階の一部は震災を後世に伝える等を目的に防災関連資料等の展示施設や、教育施設として改修工事を行うところであります。

貸付をいたしました宿泊施設等についても、再開に向け改修工事を始めたところであります。

また、いいおか荘に隣接する市営プールについては、市民の憩いの場の確保と観光客の誘

致等を図るため、今年の夏には再開したいと考えております。

次に、道の駅施設整備事業について申し上げます。

道の駅施設整備については、平成27年中のオープンを目指し準備を進めており、建設用地については、関係地権者のご理解とご協力により昨年12月に旭中央病院アクセス道東西線沿いの南側に1万6,279平方メートルの用地を取得することができました。

平成26年度は、施設の建設工事に着手するとともに、開業後の運営を行う第3セクター設立に向けた準備を行い、生産者・出店者の募集並びに組織づくりなどを進めてまいります。

第六は「共につくる夢のあるまちづくり」であります。

初めに、旭市イメージアップキャラクターについて申し上げます。

旭市イメージアップキャラクター「あさピー」については、昨年4月のデビュー以降、市内外で開催された30を超えるイベントに参加いたしました。

また、「あさピー」のデザインについては、民間事業者9者がお菓子や酒などの商品パッケージに使用しております。

平成26年度も引き続き市内外のイベントに参加するとともに、デザインの使用を推進し、本市をPRしてまいります。

次に、フェイスブックによる情報発信について申し上げます。

近年、携帯端末から情報を迅速に発信できるフェイスブックの普及が進んでおります。

これは、単に情報を伝えるだけではなく、利用者同士が情報を共有できることにより、これまで以上に多くの方へ情報が伝わるメリットがあります。

本市においても、本年3月からフェイスブックの試験運用を開始し、イベント情報や緊急情報等をすばやくお知らせできるよう努めてまいります。

次に、行政改革について申し上げます。

行政改革については、第2次アクションプランに基づき、着実に進めているところでありますが、平成26年度は、現在の計画期間の最終年度となるため、次期計画となる第3次アクションプランの策定に取り組んでまいります。第3次アクションプランでは、合併に伴う財政支援の終了も見据えた中で、将来にわたって持続可能な行政運営が図れるよう、具体的な取り組み事項を掲げるとともに、可能な限り数値目標を設定してまいります。

事務事業評価については、平成22年度からの4年間における評価を通じて、事務事業の改善と職員の意識改革に取り組んでまいりました。平成26年度は、これまでの取り組みを踏まえながら、事務事業単体の評価に加えて、同じ目的の事務事業をまとめて評価する手法の導

入を検討してまいります。

公共施設の見直しについては、平成23年に策定した「公共施設の活用方針」に基づき進めてきたところですが、施設や機能の統廃合に関する市民の理解をさらに深めてもらうため、現在、施設の現状や維持管理費用、そしてまた将来の更新費用の見通しなどを盛り込んだ「公共施設白書」の作成を進めております。完成後は、議会をはじめ市民の皆様にもお示しし、様々な議論を起こすことで、旭市における公共施設全体のあり方についても、改めて検討したいと考えております。

徴収対策については、債権所管課相互の連携を図りながら債権回収に取り組んだことで、着実に成果を上げております。平成26年度も、市民負担の公平性を確保するため、滞納処分や納付相談など、あらゆる手段を活用しながら、全庁を挙げて徴収率の向上と滞納額の縮減に努めてまいります。

次に、新庁舎建設について申し上げます。

新庁舎建設については、現庁舎が耐震基準を満たしていないこと、さらには庁舎の防災拠点機能としての重要性を踏まえ、平成29年度の完成を目指すこととし、議会や市民の皆様からも意見をいただき、本年度中に基本構想を策定いたします。

平成26年度においては、建設場所の決定、基本計画・基本設計の策定を進めてまいります。

次に、平成26年度の予算編成方針について申し上げます。

本市の財政状況は、歳入の面においては、地方譲与税、自動車取得税交付金は減となるものの、景気の回復により市税が、消費税の増により地方消費税交付金が、復興交付金事業の増により地方交付税が、補助金の増により国庫支出金がそれぞれ増となり、歳入全体として増となる見込みであります。

歳出の面においては、復興関連事業、人口減少対策事業など喫緊の課題や社会保障費をはじめとする義務的経費の増大など多くの支出増の要因が生じております。

このような状況を踏まえ、平成26年度の予算編成に当たっては、有利な財源を活用しながら、効率的な財政運営を目指し、災害に強い安全で安心なまちづくり、子育て支援策等の拡充を優先課題とし、「医療・福祉の郷」「食の郷」「交流の郷」の三郷構想により、本市の一体性の確立と均衡ある発展を目指すことを基本として、一般会計の予算額を289億3,000万円としたものであります。

特別会計は、国民健康保険事業、後期高齢者医療、介護保険事業、下水道事業、農業集落排水事業の5事業で、152億8,940万円、企業会計は、水道事業、病院事業の2事業で、433

億3,862万4,000円となり、当初予算の規模を875億5,802万4,000円としたところであります。

続いて、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号は、平成26年度旭市一般会計予算の議決についてでありまして、予算規模は、歳入歳出それぞれ289億3,000万円であります。

歳入の主なものは、1款市税に70億5,785万9,000円、9款地方交付税に93億円、13款国庫支出金に32億1,056万4,000円、14款県支出金に15億2,790万5,000円、20款市債に30億1,080万円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものは、2款総務費に35億4,624万5,000円、3款民生費に85億8,885万7,000円、8款土木費に31億5,927万円、10款教育費に42億1,380万1,000円、12款公債費に30億1,093万3,000円を計上したところであります。

議案第2号は、平成26年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、事業勘定で92億9,200万円、施設勘定で8,500万円とするものであります。

議案第3号は、平成26年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模は、歳入歳出それぞれ5億900万円とするものであります。

議案第4号は、平成26年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ46億2,500万円とするものであります。

議案第5号は、平成26年度旭市下水道事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ7億2,300万円とするものであります。

議案第6号は、平成26年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ5,540万円とするものであります。

議案第7号は、平成26年度旭市水道事業会計予算の議決についてでありまして、年度末の給水件数を1万9,229件、年間給水量を580万9,262立方メートルと見込み、事業収益を15億5,256万3,000円と予定いたしました。

議案第8号は、平成26年度旭市病院事業会計予算の議決についてでありまして、診療報酬の改定を踏まえ、病院本体の入院患者数は27万1,900人、外来患者数は72万9,500人を見込み、事業収益を372億7,479万4,000円と予定いたしました。

議案第9号は、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ17億7,040万円を追加し、予算の総額を317億7,510万円とするものであります。

議案第10号は、平成25年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決についてであり

まして、事業勘定の歳入歳出をそれぞれ1億1,600万円増額し、予算の総額を95億1,400万円とするものであります。

議案第11号は、平成25年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ6,800万円を追加し、予算の総額を45億7,500万円とするものであります。

議案第12号は、平成25年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、建設事業が年度内に完成が見込めないことから、繰越明許費の設定を行うものであります。

議案第13号は、平成25年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出をそれぞれ252万円増額し、予算の総額を5,952万円とするものであります。

議案第14号は、平成25年度旭市病院事業会計補正予算の議決についてでありまして、収益的収支において、事業費用に4億9,000万円を増額するものであります。

議案第15号は、旭市監査員条例の制定についてでありまして、監査機能の充実を図る観点から、監査委員の定数を3人とするため、条例を制定するものであります。

議案第16号は、旭市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定についてでありまして、市民の歯と口腔の健康づくりについての施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例を制定するものであります。

議案第17号は、旭市放置自動車の処理に関する条例の制定についてでありまして、公共施設等に放置された自動車から生じる障害を円滑に処理するため、条例を制定するものであります。

議案第18号は、旭市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についてでありまして、消防組織法の一部改正に伴い、条例を制定するものであります。

議案第19号は、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでありまして、千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づく改正及び再任用職員に係る所要の改正を行うものであります。

議案第20号は、旭市税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、督促手数料の廃止と身体障害者等の軽自動車税の減免手続きに係る負担を軽減するため、所要の改正を行うものであります。

議案第21号は、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、国民健康保険税の税率等について、所要の改正を行うものであります。

議案第22号は、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

でありまして、類似する施設の使用料の均衡を図るため、所要の改正を行うものであります。

議案第23号は、旭市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、市税に合わせ督促手数料を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

議案第24号は、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、旭市立飯岡中央保育所と旭市立三川保育所を廃止し、旭市立いいおか保育所を設置するに当たり、所要の改正を行うものであります。

議案第25号は、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、太田宿児童遊園を廃止するに当たり、所要の改正を行うものであります。

議案第26号は、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、関係法令の名称が改正されたことにより、所要の改正を行うものであります。

議案第27号は、旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、旭市暴力団排除条例の趣旨を受け、土砂等の搬入による埋め立て事業においても、暴力団排除を推進するため、所要の改正を行うものであります。

議案第28号は、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、現在建設中の災害公営住宅33戸を市営住宅として追加するため、所要の改正を行うものであります。

議案第29号は、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、消費税率の引き上げに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第30号は、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、消防法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第31号は、旭市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、社会教育法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第32号は、旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、消費税率の引き上げに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第33号は、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、消費税率の引き上げ等に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第34号は、訴えの提起についてでありまして、旭市のNPO法人旭市手をつなぐ育成

会が運営していた指定就労継続支援B型事業所あじさい工房において、過去に水増し請求により不正受給をしていた自立支援給付訓練等給付費に関して、被告となるべきものが全額返還に応じないため、訴えを提起するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

議案第35号は、指定管理者の指定についてでありまして、旭市海上キャンプ場の指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

議案第36号は、市道路線の認定、廃止及び変更についてでありまして、道の駅及び飯岡中学校の建設等に伴い、10路線を認定、1路線を廃止、3路線を変更するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

議案第37号から議案第39号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち、平成26年6月30日をもって任期満了となる委員及び欠員の委員の後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

私は、齋木龍恵氏及び鏑木俊一氏並びに嶋田春子氏が適任であると考え、提案するものであります。

以上、新年度を迎えるに当たり、市政運営に対する基本的な考え方をお示しし、重点的に取り組む施策の概要とともに、今回提案いたしました各議案の趣旨をご説明いたしました。

詳しくは、事務担当者から説明し、またご質問に応じてお答えいたしますので、何とぞご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利彦） 施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。

ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○議長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎日程第7 議案の補足説明

○議長（高橋利彦） 日程第7、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、登壇してください。

(財政課長 加瀬正彦 登壇)

○財政課長(加瀬正彦) 議案第1号、平成26年度旭市一般会計予算の議決につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、別冊でお配りしております平成26年度当初予算の概要、この資料でございますが、先日開催いたしました全員協議会におきまして説明に用いましたものを、特別会計や企業会計まで含めて、改めて一つにまとめたものでございます。内容につきましては、既にご説明申し上げたとおりでございますので、省略させていただきます。

それでは、予算書のほうをご用意ください。

予算の内容につきまして、前年度と比較しながら主なものをご説明申し上げます。

1ページになります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を289億3,000万円と定めるもので、対前年度20億5,000万円、7.6%の増となりました。

第2条、債務負担行為と第3条の地方債につきましては、後ほど別の表でご説明いたします。

第4条は、一時借入金の限度額を20億円と定めるものです。

第5条は、歳出予算中、各項の間で流用できる経費を、給料、職員手当等及び共済費と定めるものです。

次の2ページから8ページまでは、歳入歳出予算であります。これらの内容につきましては、13ページ以降の事項別明細書の中でご説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為です。表の1番目から8番目まで、これは例年設定している農業・漁業・中小企業及び東日本大震災に係ります利子補給と損失補償について設定するものでございます。

下から2番目、道の駅施設整備事業、次の飯岡中学校改築事業につきまして、それぞれ記載のとおり、期間と限度額を設定させていただきます。

10ページをお願いいたします。

第3表の地方債です。起債の目的と限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもので、総額30億1,080万円を計上しております。

次の11ページと12ページは、歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので、説明は省略いた

しまして、13ページの歳入から順を追ってご説明申し上げます。13ページをお願いいたします。

1 款市税のうち、1 項 1 目個人市民税は、均等割の標準税率の増等により、対前年度 2.1%の増で、28億3,185万3,000円を見込みました。

2 目法人市民税については、対前年度比11.5%の増で、4 億5,105万円を見込みました。

2 項 1 目固定資産税は、土地・家屋・償却資産、いずれも増収見込みで、対前年度比 4.4%の増で、28億963万1,000円を見込みました。

14ページになります。

3 項 1 目軽自動車税は、対前年度比3.2%の減で、1 億4,703万円を見込みました。

4 項 1 目市たばこ税は、対前年度比12%の増で、5 億6,615万8,000円を見込みました。

15ページ、中ほどになります。

7 項 1 目都市計画税は、固定資産税の土地・家屋の見込みに準じて、対前年度比2.5%の増で、2 億4,053万6,000円を見込みました。

2 款地方譲与税から、18ページの 9 款地方交付税までにつきましては、地方財政計画や県の推計などを考慮して見込んだものでございます。

それでは、個別に説明申し上げます。

1 項 1 目地方揮発油譲与税は、対前年度比8.8%の減で、9,300万円を見込んでおります。

16ページをお願いいたします。

2 項 1 目自動車重量譲与税は、対前年度比7.4%の減で、2 億2,600万円を見込みました。

3 款の利子割交付金は、対前年度比14.3%の減、それから 4 款配当割交付金については、対前年度比162.5%の増。

17ページになります。

5 款株式等譲渡所得割交付金は、前年度と同額を見込んでおります。

6 款地方消費税交付金は、消費税の増額により増となりますが、納付期限のタイムラグ等がありまして、対前年度比17.1%の増で、7 億6,100万円を見込みました。

7 款自動車取得税交付金は、自動車取得税の税率引き下げにより対前年度比62.5%の減、

8 款地方特例交付金は、対前年度比4.2%の増をそれぞれ見込んでおります。

18ページをお願いいたします。一番上になります。

9 款地方交付税につきましては、普通交付税は借入金償還額の増などから、2 億円の増と、特別交付税は、震災関連分を 2 億円の増と見込んだことから、交付税全体では、対前年度比

4.5%の増で、93億円を見込んでおります。

10款交通安全対策特別交付金は、対前年度比8.3%の増と見込みました。

11款分担金及び負担金は、合計が19ページが一番上になります。保育料無料化等によりまして、対前年度比8.2%の減で、6億4,462万5,000円を見込んでおります。

その下になります、12款1項使用料は、合計が20ページの中ほどになります。対前年度比6.8%の増で、1億3,387万7,000円を見込んでおります。

2項の手数料です。合計が21ページの中ほどになりますが、前年度とほぼ同額の2億7,213万3,000円で見込んでおります。

その下の13款国庫支出金ですが、1項1目民生費国庫負担金につきましては、8.6%の増で、個別に見ますと、1節の社会福祉費国庫負担金、一番右側の説明欄になります2番の障害者自立支援給付費等負担金が、対前年度比11.6%の増、次、22ページの3節の生活保護費国庫負担金は、対前年度比1億154万7,000円の増となっています。

2項1目総務費国庫補助金は、説明欄1番、東日本大震災復興交付金が対前年度1億2,922万円の増となりましたが、25年度に計上になった市町村合併推進体制整備補助金1億1,160万円の減によりまして、対前年度比6%の増におさまっております。

2目民生費国庫補助金は、対前年度比557%の増となっていますが、これは、消費税増税に伴います低所得者対策としての臨時福祉給付金の事業補助金等を新たに計上したためでございます。

23ページになります。

3目衛生費国庫補助金は、71.1%の減となっております。減の主な理由は、災害廃棄物処理が終了したため、災害廃棄物処理事業費補助金がなくなったことによるものでございます。

4目土木費国庫補助金は、対前年度比5%の減、5目教育費国庫補助金は、対前年度比54.5%の大幅な減。減の主な理由でございますが、2節小学校費国庫補助金の中で、学校施設環境改善交付金に係ります事業が減となったことによるものでございます。

3項委託金は、前年度とほぼ同額の計上となっております。

25ページです。

14款県支出金ですが、1項1目民生費県負担金は17.7%の増で、増の主な理由は、1節社会福祉費県負担金の説明欄の3番、保険基盤安定負担金が国民健康保険税軽減割合の改正により増となったことによるものです。

2目衛生費県負担金から4目県移譲事務交付金までは、大きな増減はございません。

26ページをお願いいたします。

1目民生費県補助金は、9.2%の増で、3節児童福祉費県補助金の説明欄の5番、子育て安心応援事業費補助金等の増によるものです。

2目衛生費県補助金は、47.4%の減で、主な理由は、妊婦健康診査支援基金事業費補助金の廃止によるものです。

27ページです。

3目農林水産業費県補助金は、前年度とほぼ同額の計上となっております。

28ページになります。

4目商工費県補助金は、説明欄1番、千葉県消費者行政活性化基金事業費補助金の増により、28.6%の増となっております。

5目土木費県補助金は、18.2%の減で、説明欄3番、被災者住宅再建支援事業費補助金の減によるものです。

6目消防費県補助金、7目教育費県補助金は、前年度とほぼ同額の計上となっております。

29ページになります。

総務費県補助金、それから労働費県補助金は、項目、これを廃止するものでございます。

3項1目総務費委託金は、選挙費委託金などの増減により、12.7%の減となっております。

2目民生費委託金は、県外避難者災害救助費委託金の減により、47.2%の減となっております。

少し飛びまして、33ページになります。

17款繰入金2項基金繰入金の1目財政調整基金繰入金は、対前年度1億9,000万円増の、2億6,000万円を計上いたしました。

2目災害復興基金繰入金は、対前年度2億8,936万2,000円増の、3億8,716万5,000円を計上しております。

3目東日本大震災復興交付金基金繰入金は、対前年度5億6,435万5,000円増の、11億1,465万1,000円を計上いたしました。

4目地域振興基金繰入金は、ほぼ前年度並みでございます。

5目学校建設基金繰入金は、新規で、4,147万3,000円を計上させていただいております。

34ページをお願いいたします。

18款繰越金は、前年度と同額の4億円でございます。

19款諸収入ですが、35ページをお願いいたします。

一番下の5項4目雑入になります。12.3%の増ということでございます。

次に、市債でございます。

37ページになります。

20款市債は、全体で5,950万円の減でございます。

1目総務債は、道の駅施設整備事業債を計上しています。

2目農林水産業債は、農業基盤整備事業債の減により3,270万円の減。

3目土木債は、ほぼ前年度並み。

4目消防債は、新規に、消防施設整備事業債、これは常備消防自動車と消防救急無線の関係ですけれども、これを計上したことから、増となっております。

5目教育債は、飯岡中学校改築事業債の増等により、2億6,090万円の増となっております。

6目臨時財政対策債は、8.5%の減で計上しております。

以上で、歳入の説明は終了いたします。

続きまして、歳出でございます。これも、前年度と比較しながら主な事業をご説明申し上げます。

それでは、40ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費は、前年度とほぼ同額の計上となっております。

次に、2款総務費でございますが、これは44ページになります。

1目一般管理費は、4.2%の増を見込んでおります。主な要因でございますが、51ページになります。

説明欄の9番、新庁舎建設事業5,194万2,000円を新規計上したことによるものでございます。

56ページをお願いいたします。

4目財政管理費は、増でございます。この主な理由でございますが、57ページの説明欄3番、東日本大震災復興交付金基金積立金の増等によるものでございます。

59ページをお願いいたします。

7目企画費は増で、増の主な要因は、62ページになります。62ページの説明欄の5番、道の駅施設整備事業の事業費増が要因でございます。

次に、64ページをお願いいたします。

8目電子計算費でございますが、これも増で、主な理由は、説明欄2番の電算システム運

用事業で、ここの中に、マイナンバー法によります住民情報系システムの改修の費用が含まれております。

66ページをお願いいたします。

9目交通安全対策費及び10目の地域振興費は、ほぼ前年度並みで計上させていただきました。

70ページになります。

11目の諸費でございます。主な理由ですが、71ページ説明欄3番の防犯対策事務費に、それから、これは72ページ14節のところで、LED防犯灯のリース料をここに計上させていただいております。その増がございまして、ここは増になっております。

73ページになります。

2項1目税務総務費は減で前年度とほぼ同額です。

次に、74ページをお願いいたします。

2目の賦課徴収費です。これは減となります。主な理由は、説明欄1番の調査賦課事務費で、不動産鑑定委託料の減によるものでございます。

次に、少し飛びまして79ページをお願いいたします。

4項3目千葉県議会議員選挙費がございまして、平成26年度の執行分をここに計上させていただいております。

また、少し飛びまして、次に、86ページをお願いいたします。

6項1目監査委員費の増は、今市議会に提案してございまして、監査委員1名増による全体の増でございます。

次に、3款民生費でございます。

90ページになります。

1項1目社会福祉総務費は大幅な増で、増の主な理由は93ページになります。

説明欄の9番、国の消費税増税に伴います低所得者対策である臨時福祉給付金給付事業を実施するため、増となっております。

94ページの2目障害者福祉費は、これも増で、98ページになりますが、説明欄10番の自立支援給付事業で、扶助費の増が主な要因でございます。

100ページです。

国民健康保険費、これは総額としては、ほぼ前年度並みでございます。

103ページです。

2項2目後期高齢者医療費は増で、この主な理由は、説明欄の3番、後期高齢者医療特別会計繰出金の増によるものでございます。

次に、107ページになります。

3項1目児童福祉総務費は増です。この主な理由ですが、112ページをお願いいたします。

これも、国の消費税増税対策として、説明欄の14番にございます、子育て世帯臨時特例給付金給付事業を実施することによるものでございます。

次に、114ページをお願いいたします。

4目の保育所費は減となっております。減の増の主な理由は、25年度では保育所統合整備事業がございました。これが完了したことによるものです。

次に、4款の衛生費になります。

124ページをお願いいたします。

1項1目保健衛生総務費は減で、減の主な理由でございますが、127ページの説明欄の7番、飯岡保健センター管理費で、前年度は空調設備の改修工事を行った等によりまして、前年度増額になっておりました。

少し飛びまして、129ページをお願いいたします。

2目予防費は増です。今年度の新たな事業といたしまして、133ページに記載してございます、説明欄7番、「あさひ健康応援ポイント事業」を健康づくり推進のため実施いたします。

3目母子保健費は減です。今年度の新たな事業といたしましては、135ページの説明欄5番、ここに特定不妊治療費助成事業の費用が計上してございます。

136ページをお願いいたします。

4目の環境衛生費です。増になっておりますが、この主な理由は、説明欄の2番、環境衛生事務費で、内容は次の137ページの一番上、東総衛生組合負担金の増、これは東総衛生組合で施設建設をいたしまして、その償還が始まることによりまして、増になっております。

次に、142ページをお願いいたします。

5目公害対策費でございます。ここも増で、増の主な理由ですが、説明欄の1番、公害対策事務費で、県から移譲を受けたことにより、騒音調査等委託料を計上してございます。

144ページになります。

2項1目の塵芥処理費でございます。ここは減になります。震災による災害廃棄物の処理が終了したため、減になっております。

次に、6 款の農林水産業費をお願いいたします。

156ページになります。

1 項 3 目農業振興費は減で、減の主な理由は、157ページの説明欄 3 番、制度資金利子補給事業の利子補給見込み者の、これは数が減になること。

次に、163ページをお願いいたします。

5 目農地費は減で、減の主な理由は、説明欄 4 番農業基盤整備事業の負担金の減によるものです。

166ページをお願いいたします。

2 項 1 目林業総務費も減となっております。減の主な理由は、減災林整備事業の減でございます。

農林水産業費の全体ですが、ここにつきましては、市長が施政方針の中で、相当事業費を詳しく述べておりますので、それらを参考にいただければと思います。

次に、7 款商工費になります。

172ページをお願いいたします。

1 項 2 目の商工振興費、これは前年度とほぼ同額です。

177ページをお願いいたします。

3 目の観光費です。増の主な理由ですが、178ページの説明欄の 2 番、観光資源創出プロモーション事業の創設、それと次のページになります。説明欄の 4 番、観光施設整備事業の観光施設改修工事、これらを計上したことによるものです。

次に、8 款土木費ですが、187ページになります。

2 項 2 目の道路維持費は増で、増の主な理由は、説明欄の 1 番、道路維持管理費の委託料のうち、道路ストック総点検委託料を新たに計上しております。

189ページをお願いいたします。

3 目の道路新設改良費、これも増で、その主な理由は190ページになります。説明欄 5 番の旭中央病院アクセス道整備事業、それから191ページの一番下、説明欄 8 番の震災復興津波避難道路整備事業の大幅な増がございます。これらを計上したものでございます。

192ページをお願いいたします。

4 目橋梁維持費は増で、この主な理由は、説明欄の 2 番、橋梁長寿命化修繕計画策定事業を予定することによるものです。

194ページをお願いいたします。

3項2目街路費になります。これは大幅な減で、その理由は、街路整備事業、谷丁場遊正線の事業が完了したことによるものです。

196ページをお願いいたします。

4目公園費です。これも増で、主な理由は、説明欄の1番、公園維持管理費のうち、公園内で桜のてんぐ巢病対策、これを実施すること、それで、公園維持管理委託料の増が、それにかかわってまいります。それと工事請負費の中で、便益施設等の設置工事費を計上したことによるものでございます。

198ページをお願いいたします。

4項1目住宅管理費は大幅な増で、増の主な理由でございますが、説明欄8番の、これは202ページになります。ページ、申し訳ありません。説明欄8番に仮設住宅管理費というのがあります。それで、15節の工事請負費で、仮設住宅が廃止になることに伴いまして、その跡地の復旧工事を見込んだものでございます。それが大幅な増の要因でございます。

2目住宅建設支援費は大幅な増で、増の主な要因でございますが、説明欄2番の津波被災住宅再建支援事業の新設で、これは前年度、補正で対応していたので、新年度同士で比べますと、新設という形になっています。津波被災者に対し、住宅再建支援金を支給するものでございます。

次に、9款の消防費になります。

206ページをお願いいたします。

1項1目常備消防費は、ほぼ前年度並みでございます。

それで、212ページの3目の災害対策費でございます。ここは大幅な減になります。その主な理由ですが、説明欄2番の災害に強い地域づくり事業の15節工事請負費のうち、津波避難施設整備工事の減、それから市街地液状化対策事業の完了によるものでございます。

次に、10款教育費になります。

218ページをお願いいたします。

1項2目事務局費は増で、新規事業として、221ページでございます。その説明欄の5番、幼稚園就園奨励事業に、幼稚園第3子以降就園補助金に係る経費を計上しております。

225ページをお願いいたします。

2項1目学校管理費は大幅な減となっております。その主な理由ですが、227ページの説明欄4番の小学校大規模改造事業で、嚶鳴小学校普通教室棟の老朽化対策工事、これが前年度盛り込まれていたこと、その差額が大きかったということでございます。

2目教育振興費は増で、その主な理由は、231ページになります。説明欄の8番、放課後児童クラブ室の建設事業、15節の工事請負費の増で、干潟児童クラブ、それから琴田児童クラブ、それぞれ建設する予定であります。

232ページになります。

3項1目学校管理費は大幅な増となっております。この理由ですが、234ページの説明欄の5番、飯岡中学校改築事業で、改築工事費及び設計管理委託料を計上しております。

なお、1つ上になりますが、説明欄の4番、中学校大規模改造事業におきまして、第一中学校大規模改造工事に係る実施設計業務委託料をここに計上しております。

大きく飛びまして、278ページになります。

11款の災害復旧費、これは科目設定をさせていただきました。

282ページをお願いいたします。

12款の公債費です。元金が増、利子については減というような形で予算計上しております。

284ページをお願いいたします。

13款諸支出金のうち、1項1目土地取得費は科目設定としております。

2項1目水道事業公営企業費は、企業職員に係ります児童手当の増。それから2目の病院事業公営企業費は増で、元利償還金の増などにより、交付税算入額が増となる見込みであることから、繰出金が増となっております。

288ページをお願いいたします。

14款の予備費でございます。これは前年と同額、4,000万円を計上しております。

以上で、歳出の主な内容についての説明を終了いたします。

続きまして、289ページをお願いいたします。ここから294ページまでは、給与費の明細書となっております。今、ご覧いただいております1の特別職の表は、長等、議員、その他の特別職につきまして、本年度と前年度を比較した表になっております。

次の290ページをお願いいたします。

2、一般職のうち、(1)の総括ですが、一般職の職員数、給与費、共済費について前年度と比較したものです。職員数は、前年度に比べて13人の減で、金額は合計で1億788万3,000円の減となっております。

このほかの内容は、291ページ以降に記載のとおりでございますので、後ほどご覧いただければと思います。

次に、295ページをお願いいたします。ここから298ページまでは、債務負担行為に関する

調書で、支出が27年度以降にわたるものについての支出予定額を記載したものでございます。  
最後に、299ページになります。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。一番下の計のところをご覧いただきたいと思います。左から、24年度末の現在高、その右が、25年度末現在高見込額ということで、25年度末が290億1,072万円、その右が、26年度中の起債見込額で、30億1,080万円。その右が、26年度中の元金償還見込額、一番右が26年度末の現在高見込額293億6,506万5,000円となる見込みでございます。

以上で、議案第1号の補足説明を終了いたします。

○議長（高橋利彦） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号、議案第3号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 加瀬喜久 登壇）

○保険年金課長（加瀬喜久） 議案第2号、平成26年度旭市国民健康保険事業特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書の301ページをお開きください。

第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を、事業勘定は92億9,200万円、施設勘定は8,500万円と定めるものです。

第2条の一時借入金は、限度額を事業勘定1億円、施設勘定1,000万円と定めるものです。

第3条は、歳出予算中、款内における流用できる経費を保険給付費と定めるものです。

次の302ページから308ページは、歳入歳出予算であります。これらの内容は、309ページ以降の国民健康保険事業特別会計予算に関する説明書の中でご説明いたします。

初めに、事業勘定からご説明いたします。

309ページと310ページは、歳入歳出予算事業別明細書の総括ですので、説明は省きまして、311ページの歳入から予算の内容について、順を追ってご説明いたします。

それでは、312ページをお開きください。

1款国民健康保険税の合計額は27億1,195万6,000円、前年度に対し3億2,472万4,000円、13.6%の増を見込みました。

内訳であります。311ページに戻っていただき、1項1目一般被保険者国民健康保険税が25億9,615万9,000円、これは一般被保険者に係る医療給付費分と後期高齢者支援金分、それと介護納付金分の合計であります。

2目退職被保険者等国民健康保険税は1億1,579万7,000円で、これは退職被保険者等に係

る医療給付費分と後期高齢者支援金分、それと介護納付金分の合計であります。

なお、国民健康保険税の税率ですが、医療給付費分の税率は所得割100分の6.6、資産割100分の20、均等割2万1,000円、平等割2万6,000円、課税限度額は51万円です。

後期高齢者支援金分の税率は、所得割100分の2.3、均等割1万2,000円、課税限度額は14万円です。

介護納付金分の税率は、所得割100分の1.7、均等割1万4,000円、課税限度額は12万円です。

313ページをお願いいたします。

4款国庫支出金、1項1目療養給付費等負担金は、国の定率負担で19億46万4,000円を見込みました。

2目高額医療費共同事業負担金は、市が納付する拠出金に対して、国・県がそれぞれ4分の1を負担するもので、国の負担分を8,297万1,000円と見込みました。

3目特定健康診査事業費等負担金は、特定健診に係る基準費用に対し、国が3分の1を負担するもので、1,624万3,000円を見込みました。

2項1目財政調整交付金は、3億9,172万9,000円を見込みました。内訳は、調整対象需要額と調整対象収入額との差額分が交付される普通調整交付金を3億8,372万9,000円と、特別の事情がある場合に依りて交付される特別調整交付金800万円であります。

314ページをお願いいたします。

5款療養給付費等交付金は、1億9,678万7,000円を見込みました。これは、退職被保険者等の医療費に対する交付金でありまして、65歳未満の該当者に係る交付となります。

6款前期高齢者交付金は、12億7,173万7,000円を見込みました。これは、前期高齢者、65歳から74歳までの方々の加入者数が多い国民健康保険に対しまして、前期高齢者の占める割合が少ない社会保険等が、医療保険者間の医療費負担の調整を図るという国の政策によりまして、国保財政への支援という名目で交付されるものであります。

7款県支出金、1項1目高額医療費共同事業負担金は、国と同額の8,297万1,000円を見込みました。

2目特定健康診査事業費等負担金も、国と同額の1,624万3,000円を見込みました。

2項1目財政調整交付金は、4億7,107万円を見込みました。内訳は、療養給付費に対して交付される普通調整交付金3億6,638万8,000円と、財政健全化等の施策に依りて交付される特別調整交付金1億468万2,000円であります。

315ページをお願いいたします。

8款共同事業交付金は、11億5,707万7,000円を見込みました。これは高額医療に対する交付金で、対象が「30万円を超え80万円まで」と「80万円を超えるもの」の二本立てとなっております。

10款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、7億5,948万円を見込みました。これは、1節から4節までのルール分として4億1,948万円及びその他の繰入金として3億4,000万円であります。

316ページをお願いいたします。

2項1目財政調整基金繰入金は、1,700万円を見込みました。

317ページをお願いいたします。

12款諸収入1項延滞金及び過料は、800万2,000円を見込みました。

3項1目特定健康診査等受託収入は、1,907万9,000円を見込みました。これは国保の特定健診に合わせて、後期高齢者の健康診査に係る千葉県後期高齢者医療広域連合からの受託収入であります。

318ページをお願いいたします。

4項1目一般被保険者第三者納付金1,200万円は、交通事故等の治療費に係る国保立替分の納付金であります。

5目雑入の主なものは、人間ドック自己負担収入で、1,753万2,000円を見込みました。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

319ページをお願いいたします。

1款総務費1項1目一般管理費は、3,001万3,000円を見込みました。主な内訳といたしましては、通信・運搬費及び手数料の役務費として、1,272万6,000円、レセプト点検や電算業務等の委託料として、1,384万2,000円であります。

320ページをお願いいたします。

2項1目賦課徴収費は、1,933万5,000円を見込んでおります。主に、通信運搬費403万3,000円と電算機器保守委託料の950万4,000円であります。

321ページをお願いいたします。

2款保険給付費1項療養諸費の合計の欄は、323ページになります。50億5,848万2,000円、前年度に対し8,375万円、1.6%の減を見込みました。

1目一般被保険者療養給付費47億4,900万円が主であります。

2項高額医療費は、5億8,150万円、前年度に対し800万円、1.4%の減を見込みました。

1目一般被保険者高額療養費、5億5,000万円が主であります。

324ページをお願いいたします。

4項1目出産育児一時金の6,303万2,000円は、1件当たり42万円で、150件を見込みました。

325ページをお願いいたします。

5項1目葬祭費の750万円は、1件当たり5万円で、150件を見込みました。

3款後期高齢者支援金は、14億1,128万9,000円を見込みました。これは後期高齢者に係る医療費を支えるために、被保険者1人当たりの負担見込額に、各保険者の該当数を掛けて算出するものであります。

326ページをお願いいたします。

6款介護納付金は、6億7,989万2,000円を見込みました。これは、国保加入者のうち、40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者分の納付金として、社会保険診療報酬支払基金へ納めるものであります。

327ページをお願いいたします。

7款共同事業拠出金は、12億5,122万円を見込みました。これは、歳入でも申し上げましたが、対象医療費が80万を超える高額医療費共同事業拠出金及び30万を超え、80万円までの保険財政共同安定化事業拠出金の二本立てからなるものであります。

8款保健事業費は、1億2,710万円3,000円を見込みました。主な事業として、説明欄1、特定健康診査事業が8,034万4,000円。

328ページになります。

説明欄2、特定保健指導事業が364万6,000円、説明欄3、短期人間ドック事業が4,111万3,000円を見込みました。

330ページをお願いいたします。

11款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、1,739万円を見込みました。

331ページをお願いいたします。

3項1目他会計繰出金は、1,060万円を見込みました。これは、滝郷診療所及び旭中央病院への国・県補助金を、国保会計を経由して繰り出すものであります。

12款予備費は、前年度同額の3,000万円を見込みました。

332ページは、給与費明細書であります。

続いて、施設勘定についてご説明申し上げます。

333ページと334ページは、歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので、説明は省きまして、335ページの歳入から、予算の内容について、追ってご説明いたします。

それでは、335ページをお開きください。

1款1項外来収入は、前年度に対し425万8,000円、6.1%減の6,570万4,000円を見込みました。これは、平成24年度の診療日数の減に伴う患者離れの影響を考慮したものであります。

2項1目諸検査等収入は、486万4,000円を見込みました。これは、予防接種等の一般健康診査料が主なものであります。前年度と比べまして、420万4,000円、46.4%の減となっておりますが、これは患者数の減及び子宮頸がんワクチン接種の差し控え等によるものでございます。

337ページをお願いいたします。

6款1項他会計繰入金は、一般会計より710万円、及び国保事業勘定より30万円を見込みました。

338ページをお願いいたします。

2項基金繰入金は、568万1,000円を計上しました。これは収入不足を補填するため、財政調整基金から繰り入れるものであります。

7款繰越金は、84万円を見込みました。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

340ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費は、4,634万4,000円を見込みました。主に、職員給与費と診療所に係る事務費と管理費であります。

343ページをお願いいたします。

2款医業費、1項3目医薬品衛生材料費は、患者数の減を見込み、前年度に対し751万3,000円、18.1%の減の3,388万7,000円を見込むものであります。

346ページから349ページは、給与費明細書であります。

以上で、議案第2号の補足説明を終わりにさせていただきます。

続きまして、議案第3号、平成26年度旭市後期高齢者医療特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

お手元の予算書の351ページをお願いいたします。

第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を5億900万円と定めるものであります。

次の352ページ、353ページは歳入歳出予算であります。これらの内容は355ページ以降の後期高齢者医療特別会計予算に関する説明書の中で説明いたします。

355ページ、356ページは事項別明細書の総括ですので、説明を省かせていただきます。

357ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1款保険料は、3億3,819万5,000円、前年度に対し2,171万1,000円、6.9%の増を見込みました。

内訳として、1項1目1節現年度分特別徴収保険料に、2億4,007万7,000円、2節現年度分普通徴収保険料に9,603万1,000円、3節滞納繰越分普通徴収保険料に208万7,000円であります。

徴収方法といたしまして、年金受給額の規模に応じまして、年金から天引きする特別徴収と、納付書等による普通徴収とになります。

また、保険料率ですが、県内均一料率及び料率改定が行われたことにより、所得割が7.43%、均等割が3万8,700円、また賦課限度額が57万円となります。

また、被保険者の所得状況によりまして、均等割では9割・8.5割・5割・2割の軽減措置がとられ、所得割でも5割の軽減措置がとられております。

2款繰入金は、一般会計から1億6,261万円、前年度に対し1,883万5,000円、13.1%の増を見込みました。内容としましては、徴収事務等に事務経費と保険料の軽減分に対する県と市の負担分を繰り入れるものであります。

3款繰越金は500万円を見込みました。

358ページをお願いいたします。

4款諸収入2項償還金及び還付加算金は、211万円を見込みました。これは、過年度における資格の喪失等に伴い、納め過ぎた保険料を精算するもので、広域連合より全額が補填されることから、計上するものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

359ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費は、広域連合に代わって各種届け出を処理するための事務的経費で、1,215万8,000円を見込みました。

2項1目徴収費は、保険料の徴収に要する経費で、249万5,000円を見込みました。

360ページをお願いいたします。

2款広域連合納付金は、4億8,723万7,000円を見込みました。これは、徴収した保険料と保険料の軽減分に対する県と市の負担分をそのまま広域連合へ支出するものであります。

361ページをお願いいたします。

3款諸支出金は、1項償還金及び還付加算金は、211万円を見込みました。これは、歳入の4款諸収入のところでも申し上げましたが、過年度分における資格の喪失等に伴い、納め過ぎた保険料を還付するものであります。

4款予備費は、500万円を見込みました。

以上で、議案第3号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋利彦） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時 3分

再開 午後 1時 0分

○議長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第4号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 石毛健一 登壇）

○高齢者福祉課長（石毛健一） 議案第4号、平成26年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書の363ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額を46億2,500万円と定めました。

第2条は、歳出予算中各項において流用できる経費は、保険給付費とするものです。

次の364ページから370ページまでは、説明を省略させていただきまして、371ページの歳入から予算の内容について、主なものをご説明申し上げます。

371ページをお願いいたします。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料は8億8,158万1,000円で、保険料基準額は5万1,600円、納付義務者数を1万8,179人と見込み、対前年度3.9%の増です。内訳は、1節現年度分特別徴収保険料を現年度分の91.4%に当たる8億191万8,000円とし、2節現年度分

普通徴収保険料に7,517万9,000円、3節過年度分普通徴収保険料に448万4,000円をそれぞれ見込みました。

2款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金は7億9,306万9,000円を、2項1目調整交付金は、介護保険の財政調整を行うために交付されるもので保険給付費の6.22%、2億7,965万3,000円を見込み、2目地域支援事業交付金に1,844万円をそれぞれ見込みました。

372ページをお願いいたします。

3款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金は、第2号被保険者の介護納付金に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で13億385万2,000円を、2目地域支援事業支援交付金に270万1,000円を見込みました。

4款県支出金、1項1目介護給付費負担金は6億6,814万6,000円、2項1目地域支援事業交付金に922万円を見込みました。

373ページをお願いいたします。

6款繰入金、1項1目介護給付費繰入金は5億6,200万6,000円、2目地域支援事業繰入金に1,168万5,000円、3目介護保険事務費繰入金に6,047万8,000円をそれぞれ見込みました。

同じく、6款繰入金の2項1目介護給付費準備基金繰入金2,900万円は、介護保険給付費準備基金から不足額を繰り入れるものであります。

374ページをお願いいたします。

8款2項2目雑入の516万5,000円は、説明欄記載のとおり地域支援事業の利用収入を見込みました。

以上で、歳入関係の説明を終わります。

続きまして、376ページをお願いいたします。

歳出の主なものについてご説明を申し上げます。

1款総務費、1項1目一般管理費は、一般事務費経費として1,622万2,000円。

377ページをお願いいたします。

2項1目賦課徴収費は、介護保険料の賦課徴収に係る事務経費で356万6,000円、3項1目介護認定調査費は、介護認定審査会の開催を毎週2回、年96回と見込み2,453万4,000円。

378ページをお願いいたします。

2目認定調査費は、認定調査に係る経費を1,575万8,000円と見込み、それぞれ計上いたしました。

380ページをお願いいたします。

2款保険給付費は、ここに保険給付費の総額の記載はございませんが、総額は44億9,604万1,000円で、対前年度2.6%の増を見込みました。

1項1目の居宅介護サービス給付費は、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与などのサービス給付費で、16億2,577万円を計上しました。

2目地域密着型介護サービス給付費は、原則として旭市民のみが利用できるサービスで、グループホームに50人、小規模特別養護老人ホームに45人の利用を見込み、2億9,190万1,000円を計上しました。

3目施設介護サービス給付費は、老人福祉施設458人、老人保健施設185人、療養型医療施設4人の合計647人の利用を見込み、19億2,559万3,000円を計上しました。

381ページの下段になります。

6目居宅介護サービス計画給付費は2億3,520万1,000円を見込みました。

382ページをお願いいたします。

2項介護予防サービス等諸費は、要支援者の保険給付費で、利用者を228人と見込み、それぞれ計上いたしました。

384ページをお願いいたします。

3項1目審査支払手数料は、千葉県国保連合会が行う審査支払いに係る手数料で340万6,000円を見込みました。

4項1目高額介護サービス費は7,260万円を計上しました。

386ページをお願いいたします。

6項特定入所者介護サービス等費は、施設入所者への低所得者対策としての食費・居住費の補足給付分で、387ページ、計の欄になりますが、2億183万6,000円を計上しました。

下段になりますが、5款1項1目介護予防二次予防対象高齢者施策事業費は、要介護状態になるおそれのある高齢者を把握するための事業で、511万5,000円を計上しました。

388ページをお願いいたします。

2目介護予防一般高齢者施策事業費は、二次予防対象高齢者以外の一般高齢者を対象とした事業費で、450万4,000円を見込みました。

389ページをお願いいたします。

2項1目包括的支援事業費は、地域包括支援センターが実施する二次予防対象高齢者の介護予防ケアマネジメント事業、総合相談等の経費と包括的支援関係職員の人件費を見込み、2,254万5,000円を計上しました。

391ページをお願いいたします。

3項1目任意事業費は2,557万円を見込み、説明欄記載の家族介護用品給付事業、介護相談員派遣事業、392ページの配食サービス事業などを実施いたします。

394ページをお願いいたします。

7款予備費は1,000万円を計上しました。

395ページから399ページは給与費明細書となっております。

以上で、議案第4号の補足説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第5号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 石毛 隆 登壇）

○下水道課長（石毛 隆） 議案第5号、平成26年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書の401ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を7億2,300万円に定めるもので、対前年度1,000万円、1.4%の減となりました。

第2条の地方債につきましては、後ほど第2表でご説明申し上げます。

第3条は、一時借入金の限度額を2億円と定めるものでございます。

次に、402ページから404ページの第1表、歳入歳出予算でございますが、これらの内容につきましては、409ページ以降の事項別明細書の中で説明させていただきます。

405ページをお願いいたします。

第2表、地方債であります。起債の目的と限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもので1億3,310万円を計上するものでございます。

407ページ、408ページは、事項別明細書の総括ですので説明を省かせていただきます。

409ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1款分担金及び負担金、1項1目下水道事業負担金は2,981万2,000円で、対前年度24.3%増を見込みました。これは平成26年度受益者負担金の納付額について見込んだものでございます。

2款使用料及び手数料、1項1目下水道使用料は、本年度の実績及び消費税率の引き上げ等により9,965万8,000円で、対前年度5.2%増を見込みました。

3款国庫支出金は、建設事業費の減により5,088万円で、対前年度5.4%減となっております。

410ページをお願いいたします。

5款繰入金一般会計繰入金は3億8,909万3,000円で、対前年度7.2%の増を見込みました。

6款繰越金は2,000万円を見込みました。

411ページをお願いいたします。

8款市債、1項1目下水道債は、面整備事業等の事業量に伴うものでございまして、1億3,310万円で、対前年度9.8%減を見込みました。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。

413ページをお開きください。

1款総務費、1項1目一般管理費につきましては、本事業に係ります職員の人件費及び管理経費6,302万7,000円で、対前年度8.9%減となっております。

415ページをお願いいたします。

2款事業費、1項1目維持管理費は、416ページをお願いいたします。

説明欄2番、施設維持管理費は1億5,473万7,000円で、対前年度9.2%増を見込みました。増の主な理由といたしましては、施設の経年変化に伴います修繕料及び労務単価の改定に伴う運転業務委託料の増によるものでございます。

417ページをお願いいたします。

2款事業費、2項1目工事費は、説明欄1番下水道建設事業で1億8,001万円で、対前年度11.6%減を見込みました。主なものにつきましては、418ページになります。

13節委託料は1,151万7,000円で、浄化センターの長寿命化計画策定業務委託及び面整備事業の実施・設計業務委託料。

15節工事請負費は1億6,102万6,000円で、二の袋地先、太田神社周辺6.4ヘクタールの面整備工事と、25年度面整備工事を実施した国道部分等の舗装復旧工事を予定するものでございます。

419ページをお願いいたします。

3款公債費、1項1目元金は1億9,420万7,000円で、対前年度3.4%の増。

2目利子につきましては9,238万9,000円で、対前年度0.2%減となっております。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

420ページから424ページは、職員の給与費明細書でございます。

425ページをお願いいたします。

地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。平成26年度末の現在高見込額は、42億3,316万6,000円となる見込みでございます。

以上で、議案第5号の補足説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第6号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 大久保孝治 登壇）

○農水産課長（大久保孝治） 議案第6号、平成26年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書の427ページをお開きください。

平成26年度当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,540万円と決めました。前年度予算額5,300万円に対しまして、4.5%の増であります。

次の428ページの歳入歳出予算から432ページの歳入歳出予算事項別明細書の総括までの説明は、省略させていただきまして、433ページの歳入から予算の順を追ってご説明申し上げます。

それでは433ページをお開きください。

1款分担金及び負担金、1項1目受益者分担金は84万円で、前年度同額でございます。

2款使用料及び手数料、1項1目施設使用料は1,618万5,000円で、対前年度62万7,000円、4%の増であります。施設使用料は、現に農業集落排水施設を使用している世帯の実績及び新規に使用する世帯の見込みで計上させていただきました。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金は3,237万2,000円で、対前年度177万3,000円、5.8%の増であります。これは歳入歳出の差し引き不足額を一般会計から繰り入れするものであります。

4款繰越金、1項1目繰越金600万円は、前年度繰越金同額でございます。

以上で、歳入を終わります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

435ページをお開きください。

2款事業費、1項1目維持管理は2,490万3,000円で、対前年度248万6,000円、11.1%の増であります。

説明欄1の江ヶ崎地区排水施設維持管理費は1,932万3,000円で、主なものは光熱水費450

万円、修繕料876万2,000円、施設維持管理委託料308万9,000円であります。

続きまして、説明欄2の琴田地区排水施設維持管理費は558万円で、主なものは光熱水費201万4,000円、施設維持管理委託料223万5,000円であります。

438ページをご覧いただきたいと思います。

2目資源循環事業費46万1,000円は、集落排水施設から排出される汚泥の処理費用でございます。

3款公債費、1項1目元金1,455万5,000円、2目利子456万円は、農業集落排水施設整備による借入金の償還金であります。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、440ページをお開きください。

給与費明細書でありまして、職員数、給与費、共済費、職員手当等について前年度との比較表でございます。

441ページから443ページにつきましては、後ほどご覧いただきたいと思います。

それでは、444ページをお開きください。

地方債の現在高に関する調書でございまして、表の一番右の欄でございますが、26年度末現在高見込額は2億2,872万8,000円であります。

以上で、議案第6号の補足説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第7号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 鈴木邦博 登壇）

○水道課長（鈴木邦博） 議案第7号、平成26年度旭市水道事業会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量で、（1）は、給水件数及び給水量であり、給水件数を1万9,229件、年間給水量を580万9,262立方メートル、一日平均給水量を1万5,916立方メートルと予定いたしました。

（2）は、主要な建設改良事業であり、配水管布設工事に4,273万2,000円、配水管布設内工事に5,432万1,000円、流量計及び水位計更新に1,873万8,000円を予定いたしました。

2ページをお開きください。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を、それぞれ記載のとおり定めました。

第4条では、資本的収入及び支出の予定額を、それぞれ記載額のとおり定めました。

なお、資本的収支の不足額1億7,776万5,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額443万1,000円、過年度分損益勘定留保資金1億7,333万4,000円で補填いたします。

3ページをお開きください。

第5条は、一時借入金の限度額を8,000万円と定めるものであります。

第6条は、予定支出の各項で流用ができる場合を定めるものであります。

4ページをお開きください。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものであります。

第8条は、棚卸資産購入限度額を557万1,000円と定めるもので、これは量水器等の購入費であります。

次のページからは、水道事業会計予算に関する説明書となります。

5ページをお開きください。

平成26年度旭市水道事業会計予算実施計画です。

収益的収入ですが、1款水道事業収益は15億5,256万3,000円で、前年度に比べまして4,116万1,000円、率にしますと2.7%増を予定いたしました。

1項営業収益は14億9,703万1,000円で、主なものは、1目給水収益14億8,979万9,000円の水道料金であります。有収水量を557万6,892立方メートルと見込みました。

3目その他営業収益は723万1,000円で、給水装置工事設計審査手数料等及び一般会計からの消火栓維持管理負担金であります。

2項営業外収益は5,553万2,000円を予定いたしました。主なものは、3目長期前受金戻入益で、補助金等を持って取得した償却資産の減価償却等に伴う長期前受金の戻入5,444万1,000円でございます。

次に、6ページをお開きください。

支出の部ですが、1款水道事業費用は14億8,371万1,000円で、前年度に比べまして5,393万4,000円、率にしますと3.8%増を予定いたしました。

1項営業費用は14億837万4,000円で、主なものは、1目原水及び浄水費8億5,248万9,000円と5目の固定資産の減価償却費2億3,362万8,000円でございます。

2項営業外費用は4,688万8,000円を予定いたしました。内訳は、1目企業債の支払利息及

び取扱諸費1,969万4,000円、2目消費税及び地方消費税2,719万4,000円となっております。

3項特別損失は844万9,000円となっております。

4項は、予備費として2,000万円を予定いたしました。

次の7ページは資本的収入及び支出です。

収入の部でございますが、1款資本的収入は6,326万6,000円、前年度に比べまして6,443万円、率にしますと50.5%減を予定いたしました。内訳は、1項1目負担金は、消火栓新設に係る一般会計からの負担金及び配水管布設等に係る工事負担金3,049万2,000円、2項1目給水申込納付金3,277万4,000円を予定いたしました。

支出の部は、1款資本的支出2億4,103万1,000円で、前年度に比べまして6,368万9,000円、率にしますと20.9%減を予定いたしました。

1項建設改良費は1億1,844万9,000円を予定し、1目拡張工事費は配水管布設工事費等で4,273万2,000円、2目改良工事費は配水管布設替工事費で5,432万1,000円、3目固定資産取得費は旭・海上配水場の配水流量計更新等で2,139万6,000円となっております。

2項1目は企業債の償還元金で1億1,258万2,000円、3項1目は予備費で1,000万円を予定しております。

次に、8ページをお開きください。

昨年度までは、水道事業会計資金計画として記載しておりましたが、今年度からは会計制度の改正により水道事業会計予定キャッシュフロー計算書という形で、記載することになりました。

ローマ数字のⅠ、業務活動によるキャッシュフローの計が2億6,356万3,000円、右側になりますが、ローマ数字のⅡ、投資活動によるキャッシュフローの計がマイナス4,850万7,000円。

9ページのほうをお願いいたします。

ローマ数字のⅢ、財務活動によるキャッシュフローの計がマイナス1億1,258万2,000円となっております。右側になりますが、ローマ数字のⅣは資金の増加額で、今までのⅠからⅢまでの差し引きの額で1億247万4,000円、ローマ数字Ⅴは資金の期首残高で8億1,821万3,000円、ローマ数字Ⅵは資金の期末残高で9億2,068万7,000円となっております。

次の10ページから13ページまでは、職員給与関係の明細となっております。職員の各種支給要件は、一般会計の職員と同様となっております。

次に、14ページから16ページにつきましては、平成26年度末の予定貸借対照表となっております。

ります。

16ページをお願いします。16ページの7ですけれども、7の剰余金をご覧ください。(2)の利益剰余金は17億9,920万1,000円となる見込みでございます。このうち括弧書きで記載してありますが16億5,749万6,000円につきましては、会計制度の改正により今までの資本剰余金として分類していた国補助金等で減価償却の済んだ分を振り替えたものであります。

次に、17ページから21ページをお願いいたします。

平成25年度の予定損益計算書及び25年度末の予定貸借対照表でございます。

21ページのほうご覧いただきたいと思っております。

21ページの6、剰余金でございますが、(2)利益剰余金は7,728万4,000円となる見込みでございます。

以上で、議案第7号の補足説明を終わります。

○議長(高橋利彦) 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第8号について、病院経理課長、登壇してください。

(病院経理課長 土師 学 登壇)

○病院経理課長(土師 学) 議案第8号、平成26年度旭市病院事業会計予算の議決について、病院事業所管の補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条は、総則であります。

第2条は、業務の予定量であります。

1、事業量の(1)事業計画ですが、①許可病床数は989床となっております。②患者数は、イ、入院患者数27万1,900人、ロ、外来患者数72万9,500人を見込みました。また、③介護老人保健施設は、イ、入所者数3万4,310人、ロ、通所者数6,680人を見込みました。

2ページをお開きください。

④養護老人ホームは、イ、入所者数1万4,960人、ロ、短期入所者数510人、⑤特別養護老人ホームは、イ、入所者数1万8,250人、ロ、短期入所者数730人、⑥ケアハウスは、入所者数1万4,600人、⑦訪問看護ステーションは、訪問患者数5,370人、⑧グループホーム・ケアホームは、入所者数1,090人を見込んだところであります。

2、資本的支出の(1)建設改良計画ですが、①工事費18億6,855万円は、医師宿舎建設工事などを予定いたしました。②資産購入費13億602万円は、透析情報システム機器・医療機器の購入やソフト開発費などを予定いたしました。

3、職員計画は1,920名であります。

3ページをご覧ください。

第3条、収益的収入及び支出の予定額であります。

4ページをお開きください。

第4条、資本的収入及び支出の予定額であります。後ほど実施計画によりご説明申し上げます。

7ページをお開きください。

平成26年度旭市病院事業会計予算実施計画であります。

収益的収入及び支出であります。収入につきまして、1款病院事業収益は372億7,479万4,000円を予定いたしました。

1項医業収益は332億3,349万円を見込みました。主な内訳であります。1目入院収益は178億4,008万2,000円、2目外来収益は143億2,673万9,000円を予定いたしました。入院収益、外来収益とも、平成25年10月までの実績を基に患者数、診療単価を算出し、計上いたしました。

2項営業外収益は28億5,285万6,000円を予定いたしました。主な内訳であります。2目補助金1億7,906万5,000円は、臨床研修費補助金などで、病院の運営に対しての国・県からの各種補助金であります。

3目負担金交付金20億9,448万1,000円は、病院事業に対する一般会計からの繰入金でありまして、交付税算定額を見込んで計上いたしました。なお、このほかに看護師養成事業収益に1億1,166万4,000円、養護老人ホーム事業収益に1,740万2,000円、ケアハウス事業収益に2,541万6,000円が繰入予定であり、繰入金の合計は22億4,896万3,000円を予定しております。

4目長期前受金戻入2億1,476万円は、補助金などにより取得した資産の補助金償却分であり、会計制度の変更によるものであります。

次の8ページをお開きください。

3項看護師養成事業収益1億7,675万3,000円は、看護学生195人の授業料、寄宿舎費、繰入金などあります。

4項介護老人保健施設事業収益5億4,637万2,000円は、入所者、通所者の介護料などあります。

5項養護老人ホーム事業収益1億2,409万9,000円は、老人保護措置費収益、使用料、繰入金などあります。

6 項特別養護老人ホーム事業収益 2 億1,886万9,000円は、入所者の介護料などであります。

7 項ケアハウス事業収益6,502万8,000円は、入所者の使用料、繰入金などであります。

8 項訪問看護ステーション事業収益4,967万円は、旭こころとくらしのケアセンターの訪問看護料であります。

9 項グループホーム・ケアホーム事業収益765万6,000円は、神経精神科患者の社会復帰を目的としたグループホーム・ケアホーム事業の利用料などであります。

次に、支出であります。9 ページをご覧ください。

1 款病院事業費用は370億5,126万3,000円を予定いたしました。

1 項医業費用は333億7,245万7,000円を見込みました。主な内訳であります。1 目給与費145億5,582万2,000円は、病院職員に係る給与費であります。2 目材料費111億1,590万7,000円は、薬品、診療材料、給食材料などあります。3 目経費44億6,218万1,000円は、光熱水費、修繕費並びに委託費、引当金繰り入れなどあります。4 目減価償却費は29億6,460万円で、建物、器具及び備品などの有形固定資産に対する償却費を計上いたしました。

2 項医業外費用は23億2,558万4,000円あります。主な内訳であります。1 目支払利息及び企業債取扱諸費 5 億3,743万2,000円、2 目雑損失 8 億4,175万2,000円、3 目繰延勘定償却 6 億5,181万円、4 目長期前払消費税償却 2 億3,678万円は、課税仕入額に係る消費税のうち仕入控除対象外相当分の償却であり、会計制度変更により繰延勘定償却から変更した科目であります。

10 ページをお開きください。

3 項看護師確保対策事業費用 3 億2,079万1,000円は、職員給与費や学生の教育費、奨学金などあります。

4 項介護老人保健施設事業費用は 5 億725万5,000円、5 項養護老人ホーム事業費用は 1 億3,058万7,000円、6 項特別養護老人ホーム事業費用は 2 億1,250万6,000円、7 項ケアハウス事業費用は5,993万2,000円、8 項訪問看護ステーション事業費用は5,349万4,000円、9 項グループホーム・ケアホーム事業費用は1,865万7,000円で、いずれも各附属施設の職員給与費及び材料費、経費などが主な内容であります。

11 ページをご覧ください。

10 項予備費として5,000万円を予定いたしました。

12 ページをお開きください。

資本的収入及び支出であります。

収入につきましては、1款資本的収入は2億370万5,000円を予定いたしました。

1項1目企業債2億円は、医療器械整備事業に係る企業債借入であります。

2項1目補助金262万5,000円は、国民健康保険調整交付金であります。

支出ですが、1款資本的支出は45億6,261万9,000円を予定いたしました。

1項建設改良費は31億7,457万円を予定しております。そのうち、1目工事費18億6,855万円は、医師宿舍建設工事などを予定したものであります。

また、2目資産購入費13億602万円は、医療機器の購入やソフト開発、救急車購入などがあります。

2項1目企業債償還金は13億8,804万8,000円であります。

ここで、4ページに戻らせていただきます。

第4条、資本的収入及び支出の本文、括弧書きであります。これは資本的収入2億370万5,000円、資本的支出45億6,261万9,000円により生ずる不足額43億5,891万4,000円を、損益勘定留保資金などで補填するものであります。

第5条は、継続費について定めるものであります。医師宿舍建設工事は、平成25年度から26年度の継続事業として総額19億9,951万5,000円を予定しております。うち平成26年度は15億4,455万円であります。

5ページをご覧ください。

第6条は、企業債について定めるもので、医療器械整備事業として2億円の起債を予定いたしました。

第7条は、一時借入金の限度額を10億円と定めるものであります。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる項を定めるものであります。

第9条は、職員給与費、交際費を議会の議決を経なければ流用することができない経費として定めるものであります。

6ページをお開きください。

第10条は、棚卸資産の購入限度額140億4,000万円と定めるものであります。

第11条は、重要な資産の取得及び処分を定めるもので、記載のとおり、救急車など12件を予定いたしました。

次の13ページをお開きください。

平成26年度予定貸借対照表であります。会計制度変更に伴い、資産の部では、1款固定

資産、14ページの2項無形固定資産、ハ、ソフトウェアと、3項投資その他の資産、ハ、長期前払消費税は、3款繰延資産から変更となりました。

15ページをご覧ください。

負債の部では、会計制度変更により企業債が資本の部の借入資本金から1年を超えて返済となるものは4款固定負債1項企業債に、1年以内に返済となるものは5款流動負債2項企業債となります。

16ページをお開きください。

6款繰延収益、1項長期前受金ですが、資本の部の8款剰余金から補助金の一部を振り替えいたしました。

17ページをご覧ください。

資本の部では、8款2項利益剰余金のハ、当年度未処分利益剰余金は、会計制度変更により資本剰余金に計上されていた補助金の中から、みなし償却制度の廃止に伴う振替処理と各種引当金に充当後の残高26億6,850万8,000円と当期利益金を含めて41億2,322万6,319円となる見込みであります。

18ページから20ページは平成25年度予定損益計算書であります。

21ページをご覧ください。

会計制度変更によりこれまでの旭市病院事業会計資金計画に替わり、作成が義務付けられた平成26年度旭市病院事業予定キャッシュフロー計算書であります。

22ページをお開きください。

VIの資金期末残高は85億8,730万1,000円と予定いたしました。

23ページをご覧ください。

会計注記ですが、会計制度変更により重要な会計方針に係る事項について記載いたしました。4、セグメントは各事業の損益・資産を見るための表となっております。

24ページからは平成25年度予定貸借対照表となっております。その後、29ページからは給与費明細書、36ページからは実施計画内訳書で、49ページは継続費に関する調書となっております。

以上で、議案第8号についての補足説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第9号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

○財政課長（加瀬正彦） 議案第9号、平成25年度旭市一般会計補正予算（第5号）につきまして補足説明を申し上げます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17億7,040万円を追加し、予算の総額を317億7,510万円とするものです。

第2条、繰越明許費の補正と第3条、債務負担行為の補正、第4条の地方債の補正につきましては、後ほど別のところでご説明申し上げます。

2ページから3ページまでは、歳入歳出予算の款項の補正額ですので、説明を省略いたしまして、内容は事項別明細書により説明いたします。

4ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費補正でございます。

上段の表に掲載いたしましたとおり、年度内に完了しない見込みの事業といたしまして9事業を追加するとともに、下段の表のとおり4事業について、金額を変更するものでございます。

初めに、追加ですが、2款1項総務管理費、電算システム運用事業につきましては、子ども・子育て支援新制度の制度設計が国において遅れているために、繰越明許費の設定をお願いするものです。同じく旭駅バリアフリー施設整備事業につきましては、JR旭駅へのエレベーター設置に関する工事の補助金で、JRにおきまして工事に発生する振動、騒音等対策につきまして不測の日数を要しまして、工事スケジュールに遅れが生じたため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

7款1目商工費、観光施設整備事業につきましては、入札が2度にわたりまして不調ということがございました。着工が遅れたため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

8款2項道路橋梁費、道路新設改良事業及び飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業につきましては、用地交渉が難航し年度内に工事を完了することができないため、繰越明許費の設定をお願いするものであります。

9款1項消防費、災害に強い地域づくり事業につきましては、入札不調、用地交渉の難航によりまして、予定の工期が確保できないため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

10款2項小学校費、小学校施設改修事業につきましては、設備の納品に不測の日数を要し

まして、年度内完了が困難なため繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

3項中学校費、飯岡中学校改築事業につきましては、土地改良事業の遅れによりまして、年度内着工が困難となったため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

11款3項公共土木施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧費は、工法を検討するための調査設計業務に不測の日数を要したことから、年度内完了が困難となりまして、繰越明許費の設定をお願いするものです。

次に、変更です。8款2項道路橋梁費蛇園南地区流末排水整備事業につきましては、調査の結果、家屋等への工事の影響が懸念され、その対策に日数を要しまして工事に入れなかったため、金額を変更するものです。同じく津波避難道路整備事業につきましては、交付決定の遅れから業務に着手できなかつたということがございまして、金額を変更するものです。同じく橋梁維持補修事業につきましては、他の機関との協議に不測の日数を要しまして、工事に着手できなかつたため金額を変更するものです。

10款2項小学校費小学校大規模改造事業につきましては、国の事業採択により工事等を前倒しするため金額を変更するものでございます。

5ページになります。

第3表の債務負担行為補正です。飯岡中学校改築事業に係る変更でございまして、土地改良事業の遅延により工事着手が見込めないことから、その金額を減額し、当初予算に改めて再計上させていただき措置をとるものでございます。

6ページをお願いいたします。

第4表の地方債補正でございます。小学校大規模改造事業は、国の事業採択に伴うものでございまして、飯岡中学校改築事業は、復興交付金の対象事業費の減によるものでございます。

次に、歳入につきまして、順を追ってご説明申し上げます。事業内容につきましては、歳出のところでご説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

9ページをお願いいたします。

9款1項1目2億2,072万5,000円の追加は、留保しておりました普通交付税から今回の補正財源として必要な額を計上させていただきました。

13款2項1目総務費国庫補助金6億9,899万7,000円の追加は、東日本大震災復興交付金の増によるものでございます。

5目教育費国庫補助金6,349万8,000円の増は、学校施設環境改善交付金の前倒し採択と労

務費資材価格の高騰等によるものです。

15款1項2目利子及び配当金8万5,000円の増は、説明欄1番、財政調整基金利子を計上させていただきます。

10ページです。

17款1項1目介護保険事業特別会計繰入金2,467万2,000円の追加は、平成24年度介護保険事業特別会計繰出金の清算による返還分でございます。

2項1目財政調整基金繰入金の減は、予定しておりました繰入金7,000万円を全て減額するものでございます。

2目災害復興基金繰入金1,949万8,000円の増は、事業費の増によるものです。

5目東日本大震災復興交付金基金繰入金1.864万9,000円の減は、事業費の増減等があるためこの数字になりました。

6目土地開発基金繰入金4億8,042万6,000円の増は、土地開発基金廃止に伴い繰り入れるものでございます。

18款1項1目繰越金2億3,024万8,000円の追加は、留保していた金額、全額をここに計上させていただきます。

次のページになります。

20款市債につきましては、先ほど第4表の地方債補正で説明したとおりでございます。

以上で、歳入の説明は終わります。

続きまして、歳出について主な補正内容を申し上げます。

12ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費3億円の追加は、庁舎整備基金への積立金でございます。

4目財政管理費7億34万2,000円の追加は、東日本大震災復興交付金基金へ積み立てるものでございます。

6目財産管理費4億8,051万1,000円の追加は、土地開発基金繰入金等を財政調整基金へ積み立てるものでございます。

11目諸費6,017万6,000円の追加は、国・県支出金の精算による返還金の増でございます。

4款1項4目環境衛生費2,375万4,000円の追加は、東総衛生組合負担金の増によるものです。

13ページをお願いいたします。

8款2項3目道路新設改良費9,000万円の減は、津波避難道路整備事業の測量調査設計業

務を減額したものでございます。

9款1項3目災害対策費1,949万8,000円の追加は、津波避難タワー工事費の増によるものです。

10款2項1目学校管理費1億8,386万円の追加は、学校施設環境改善交付金を前倒しにより受けたためでございます。

14ページをお願いいたします。

10款3項1目学校管理費9,225万9,000円の追加は、労務費、資材価格等の高騰による授業費の増加によるものでございます。

最後の15ページをお願いいたします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。事業費の確定等により、平成25年度の起債額を1億2,090万円増額するもので、これにより平成25年度末現在高見込額は、一番右下になりますが、290億1,072万円となるものでございます。

以上で、議案第9号の補足説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時15分

○副議長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第10号について、保険年金課長、ご登壇してください。

（保険年金課長 加瀬喜久 登壇）

○保険年金課長（加瀬喜久） 議案第10号、平成25年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算について、補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページお開きください。

第1条は、事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,600万円増額し、歳入歳出予

算の総額を95億1,400万円とするものです。

2ページは、項目別にした歳入歳出予算の補正であり、3ページと4ページはそれを事項別にした明細書の総括となっております。

詳しい内容につきましては、5ページをお願いします。

歳入についてご説明申し上げます。

4款2項1目財政調整交付金は262万5,000円を増額するもので、中央病院に係ります施設整備費分として措置されたものであります。

11款繰越金は、前年度繰越金の保留分1億1,337万5,000円を計上するものであります。

続いて、6ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

11款1項3目償還金は、平成24年度分の療養給付費等負担金の精算及び過年度分の特別調整交付金の修正に係る返還金として1億1,337万5,000円を増額するものであります。

3項1目他会計繰出金は、財政調整交付金として措置された262万5,000円、同額を中央病院に繰り出すものであります。

以上で、議案第10号の補足説明を終わらせていただきます。

○副議長（平野忠作） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第11号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 石毛健一 登壇）

○高齢者福祉課長（石毛健一） 議案第11号、平成25年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページお開きください。

第1条は、歳入歳出の総額にそれぞれ6,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額45億7,500万円とするものです。

2ページは、項目別にした歳入歳出予算の補正であり、3ページ、4ページはそれぞれ事項別にした明細書の総括となっております。

詳しい内容につきましては、5ページ以降でご説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。

歳入についてご説明いたします。

5款財産収入は、介護保険給付費準備基金の運用利息を計上いたしました。

6款繰入金、2項1目介護保険給付費準備基金繰入金3,500万円の減額は、7款の前年度

繰越金収入により、基金の取り崩しが必要なくなったことによるものでございます。

7款繰越金は1億6万7,000円を追加し、1億6万8,000円とするもので、前年度繰越金の額の確定によるものでございます。

8款諸収入、2項1目第三者納付金は289万1,000円を追加し、289万2,000円とするもので、これは交通事故による損害賠償金でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

4款1項1目介護保険給付費準備基金積立金は1,343万3,000円を追加し、1,343万4,000円とするもので、これは基金運用利息と平成24年度剰余金を積み立てるものでございます。

6款1項2目償還金は5,456万7,000円を追加し、5,457万1,000円とするもので、平成24年度介護給付費負担金等の確定による国、県、市及び市の精算分を返還するものでございます。

以上で、議案第11号の補足説明を終わります。

○副議長（平野忠作） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第12号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 石毛 隆 登壇）

○下水道課長（石毛 隆） 議案第12号、平成25年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は第1条にございますように、繰越明許費の設定であります。

2ページをお願いいたします。

第1表、繰越明許費であります。

地方自治法第213条第1項の規定によりまして、翌年度に繰り越しして使用できる経費として、その金額を2,775万6,000円とするものでございます。これは、平成25年度に実施予定でありました管渠建設工事の一部について、当初採択にならなかった部分がありましたので引き続き国へ補助金を要望していたところ、このたび国の平成25年度補正予算で事業採択となったところでございます。つきましては、年度内に完了が見込めないことから繰り越しするものでございます。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

○副議長（平野忠作） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第13号について、農水産課長、登壇してください。

(農水産課長 大久保孝治 登壇)

○農水産課長(大久保孝治) 議案第13号、平成25年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について、補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ252万円を追加し、予算の総額を5,952万円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。

歳入についてご説明を申し上げます。

1款1項1目受益者分担金は、新規加入6件で252万円を増額するものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳出についてご説明をさせていただきます。

4款1項1目繰出金252万円の増は、歳入の受益者分担金で受け入れた収入の全額を一般会計へ繰り出すものでございます。今年度受益者分担金が当初予算を超えましたので、補正するものでございます。

以上で、議案第13号の補足説明を終わります。

○副議長(平野忠作) 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第14号について、病院経理課長、登壇してください。

(病院経理課長 土師 学 登壇)

○病院経理課長(土師 学) 議案第14号、平成25年度旭市病院事業会計補正予算(第2号)について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は総則であります。

第2条は、収益的収支予定額の補正で、病院事業費用既決予定額352億2,765万3,000円に対し、4億9,000万円増額するものであります。

8ページをお開きください。

平成25年度旭市病院事業会計補正予算(第2号)、実施計画内訳書によりご説明申し上げます。

収益的支出1款1項1目2節手当1億8,000万円は、市と同様に千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、若年層の給与改定を行い、また日当直、救急呼び出し等医師手当の増額によるものであり、4節賃金2億円は、パート医師の増加によるものであります。

1項2目1節薬品費1億円は、抗がん剤などの高額薬品の増加によるものであり、2節診療材料費は、高額手術件数の増加による増額であります。

続きまして、1款1項4目1節減価償却費6,000万円、2項3目1節繰延勘定償却開発費償却費6,000万円は、金額確定による減額補正であります。

以上で、議案第14号についての補足説明を終わります。

○副議長（平野忠作） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第15号、議案第19号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 米本壽一 登壇）

○総務課長（米本壽一） 議案第15号、旭市監査委員条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本市の監査委員の定数につきましては、合併以来、地方自治法で定められた2人としてきたところではありますが、今般、監査機能の充実を図るため識見を有する者のうちから選任する監査委員の定数を1人増加し、監査委員の定数を3人とするものであります。

なお、現行の旭市監査委員事務局設置条例で規定している事項を合わせて制定しようとするものでございます。

それでは、議案第15号をご覧いただきたいと思えます。

第1条は、この条例の趣旨を定めるものでありまして、条文中、地方自治法第195条第2項は、ただいま申し上げますとおり本市における監査委員の法定数は原則2人ではありますが、条例でその数を増加することができる規定でございます。

第200条第2項は、条例で定めるところにより事務局を置くことができる規定でございます。

第202条は、法律政令に定めるものを除くほか、監査委員に関して必要な事項は条例で定める旨の規定でございます。

第2条は、監査委員の定数を3人とするものでございます。

第3条は、監査委員の事務を処理するため事務局を置く旨の規定です。

第4条は、事務局職員の定数を定めるものであります。

第5条は、委任規定でありまして、この条例に定めるもののほか必要な事項は、監査委員が協議して定めるものであります。

最後に、附則ですが、この条例は、平成26年4月1日から施行することとし、当日付を持って旭市監査委員事務局設置条例を廃止するものであります。

以上で、議案第15号の補足説明を終わりにさせていただきたいと思います。

続きまして、議案第19号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

議案第19号は、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定でありまして、旭市一般職の職員の給与に関する条例、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例、旭市職員の育児休業等に関する条例及び旭市職員定数条例について所要の改正を行うものでございます。

なお、条文整理の改正部分については、説明を省略させていただきたいと思います。

初めに、第1条、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正です。

大変恐縮ですが、新旧対照表の1ページをご覧いただきたいと思います。

新旧対照表、ちょっと厚めの資料が一番最後あたりにあるはずですが、それをご覧になっていただきたいと思います。

1ページをご覧になっていただきたいと思います。

改正案のところを読み上げます。

改正案の第5条第5項は、55歳以上の職員の昇給を2号給から1号給に抑制する旨の改正です。これは、千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づいて行うものでございます。

第6条以降につきましては、再任用職員で、短時間勤務をする職員等の給料月額及び各種手当について規定するものであります。第6条第3項は、給料月額を勤務時間に応じて減額する旨の規定でございます。

2ページをお願いいたします。

第14条第2号は、通勤手当について、通勤日数に応じて減額できる旨の規定でございます。

2ページから3ページの第16条関係、これは時間外手当についての規定でございます。

4ページの第24条第3項は、期末手当について、年間で1.45月支給できる旨の規定でございます。

第27条第2項は、勤勉手当の規定です。

次に、新旧対照表の7ページからは、旭市職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部改正です。再任用短時間勤務職員について、第2条第3項で一週間の勤務時間を、7ページから8ページにかけての第3条と第4条では週休日及び勤務時間の割り振りについて、9ページの第13条で年次有給休暇についてそれぞれ規定するものでございます。

次に、11ページです。

旭市職員の育児休業等に関する条例の一部改正ですが、これは条文の整理のみです。  
最後に、13ページです。

旭市職員定数条例の一部改正です。短時間勤務職員は、定数に含めない旨の改正です。  
以上で、議案第19号、補足説明を終わりにさせていただきたいと思います。

○副議長（平野忠作） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第16号について、健康管理課長、登壇してください。

（健康管理課長 野口國男 登壇）

○健康管理課長（野口國男） 議案第16号、旭市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について補足説明を申し上げます。

初めに、本条例制定の趣旨についてご説明いたします。

歯と口腔の健康は、生涯を通じて自分の歯でしっかりとかんで食べることやバランスのとれた食生活を可能にするとともに、生活習慣病である肥満や糖尿病の予防につながるなど、体全体の健康に直結する重要な役割を果たしております。このことから、幼児期に始まり、高齢期までの各ライフステージを通じて歯と口腔の健康づくりは継続的に取り組む必要がございます。本条例案は、歯科口腔保健の推進に関する法律及び千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例にのっとり、旭市民の歯と口腔の健康づくりの推進について定めるため、制定するものでございます。

それでは、各条文についてご説明申し上げます。

第1条は、本条例の内容を総括的に示すものでありまして、市民の歯と口腔の健康づくりに関する基本理念を定め、市及び歯科医師等の責務と教育関係者、保健医療福祉関係者及び市民の役割を明らかにするとともに、推進施策の基本的事項を定めることにより、総合的かつ計画的に歯と口腔の健康づくりを推進し、市民の健康増進に寄与することを目的と定めるものであります。

第2条は、基本理念に関する規定でありまして、市民自ら取り組みを促進すること、環境整備を推進すること、保健、医療、福祉、教育など関連分野の施策と緊密に連携し、推進していくことを柱として定めるものでございます。

第3条は、市の責務に関する規定でありまして、基本理念にのっとり、推進施策を策定し実施することを責務として定めるものであります。

第4条は、歯科医師等の責務に関する規定でありまして、市が実施する推進施策への協力を責務とすることを定めるものであります。

第5条は、保健医療福祉関係者及び教育関係者の役割に関する規定でありまして、関係者それぞれの歯と口腔の健康づくりに関する業務において、施策の推進に努め、推進に当たっては、相互に連携協力することを役割として定めるものであります。

第6条は、市民の役割に関する規定でありまして、市民自ら歯と口腔の健康づくりに積極的に取り組むことを市民の役割として定めるものであります。

第7条は、基本計画の策定に関する規定でありまして、基本的施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本計画を策定することを定めるものであります。

第8条は、基本的施策の推進に関する規定でありまして、環境整備の推進及び普及啓発、情報の収集及び提供並びに連携体制の構築、幼児期及び学齢期の虫歯予防対策の推進、各保健事業を通じた生涯にわたる施策、障害を有する者、介護を必要とする者への施策、災害発生時における施策等7項目を定めるものであります。

第9条は、委任に関する規定であります。

附則は、本条例の施行日を公布の日からとするものであります。

以上で、議案第16号の補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○副議長（平野忠作） 健康管理課長の補足説明は終わりました。

議案第17号、議案第36号について、建設課長、登壇してください。

（建設課長 高野晃雄 登壇）

○建設課長（高野晃雄） それでは、議案第17号、旭市放置自動車の処理に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

市の管理する道路等に放置された自動車の処理については、所有者が判明しない場合や判明しても連絡がとれない場合等の撤去の通告方法、また自動車の使用が終了しているか否かの判断基準等が明確にされていないことから、対処に長期間を要しております。

本議案は、放置車両について円滑に対処できるように撤去の勧告、命令する規定、また自動車の使用の終了を判断する基準等を所要の基準を定め、地域の美観の保持、市民の快適な生活環境の維持を図るために制定するものであります。

それでは、内容を条文に沿って説明いたします。

まず、第1条は、条例の目的で、放置車両の処理により公共施設の機能回復、地域の美観保持、市民の快適な生活環境の維持を図るものです。

第2条は、用語の定義で、第1号で自動車とは、道路運送車両法で規定する自動車。第2号で放置とは、正当な権限のない場所に相当の期間置かれたこと。第3号で、放置自動車と

は、公共の用に供されている場所に正当な理由がなく放置された自動車。第4号で所有者等とは、所有権、占有権、使用权を有する者及び放置した者、させた者等、それぞれ定義しております。

第3条は、放置禁止の条文です。

第4条は、放置自動車の調査について、第1項で自動車のナンバーや外観の状況の調査。第2項で、1項の調査の目的である所有者等が分からなければ、ドアの施錠の解除やトランク等をあけるため自動車に最小限の損傷を加えることを定めております。

第5条は、撤去の警告に関する条文で、放置車両を速やかに移動するよう警告書により知らせるものです。

第6条は、撤去勧告等に関する条文で、第1項は、所有者等が判明した時には、速やかに撤去するよう勧告するものです。第2項は、所有者等が判明しない時は、警察署に情報提供するものです。

第7条は、撤去命令に関する条文で、第1項は、所有者等が勧告に従わない場合、撤去を命ずるものです。第2項は、所有者等が判明しない場合や判明したが行方不明の場合は、民法の規定に基づく公示の方法により、撤去命令をするものです。

第8条は、放置自動車の使用の終了に関する条文で、自動車が使用を終了しているとみなす判断をするためです。第1号では、市の撤去命令に正当な理由がなく、期限までに撤去しない時。第2号では、撤去の命令を公示の方法で行った時、到達日とみなす日から1か月以上経過しても撤去しない時。第3号では、外観等の調査により走行が不能な状況にあり、かつ調査をしても所有者等が判明しない時や所有者等の行方が分からない時と定めるものです。

第9条は、放置車両の移動に関する条文で、著しく通行の妨げになっている場合や、緊急の必要がある場合は、適切な場所に移動できると定めるものです。

第10条は、使用済自動車の再資源化等に関する法律との関係についての条文で、放置自動車を処理する時は、法律で定める引き取り業者に引き渡すことができると定めるものです。

第11条は、費用の徴収に関する条文で、放置自動車の措置に要した費用は、所有者等から徴収することを定めたものです。

附則といたしまして、この条例の施行日を平成26年4月1日とするものです。

以上で、議案第17号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第36号、市道路線の認定及び変更についての補足説明を申し上げます。

初めに、路線の認定について補足説明いたします。

認定する10路線のうち整理番号1番、2番、3番につきましては、道の駅整備に伴い、既存1路線の見直しを行い、3路線に認定し直すものです。整理番号4番、5番につきましては、都市計画道路旭駅前線の整備に伴い、駅前広場のロータリー部分の2路線を認定するものです。整理番号6番、7番につきましては、道路整備に伴い認定するものです。整理番号8番、9番、10番につきましては、飯岡中学校建設に伴い、建設予定地内を除いて再認定するものです。

次に、廃止する1路線について申し上げます。

廃止する1路線は、道の駅の整備に伴い、既存の1路線を3路線に認定し直すために廃止するものです。

次に、変更の路線について申し上げます。

変更路線の整理番号1番、2番、3番につきましては、飯岡中学校建設予定地内の3路線を部分的に廃止するものです。

以上で、議案第36号の補足説明を終わります。

○副議長（平野忠作） 建設課長の補足説明は終わりました。

議案第18号、議案第30号について、消防長、登壇してください。

（消防長 佐藤清和 登壇）

○消防長（佐藤清和） 議案第18号、旭市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について補足説明を申し上げます。

平成25年6月14日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、平成26年4月1日付で消防組織法第15条が改正され、これまで政令で定められていた消防長及び消防署長の任命資格が市町村の条例で、政令で定める基準を参酌して定めることとなりました。これに先立ち、参酌基準となります市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令が平成25年9月6日に公布されましたが、国では、地域分権の観点から条例（例）を示さないとしているので、全国消防長会作成の条例（例）及び留意事項を参考として、旭市消防長及び消防署長の資格を定める条例を制定するものであります。

続きまして、議案第30号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

消防法施行令第37条、検定対象機器・器具等の品名の見直しによりまして、消防法施行令第37条4号、5号、6号が削られ、次号の火災報知設備に関する7号、7号の2、7号の3を

それぞれ4号、5号、6号に改められます。これに伴い、旭市火災予防条例第29条の4、第4項中37条第7号から第7号の3までを37条第4号から6号までに改めるものです。

以上で、補足説明を終わります。

○副議長（平野忠作） 消防長の補足説明は終わりました。

議案第20号、議案第21号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 佐藤一則 登壇）

○税務課長（佐藤一則） 議案第20号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

お配りしてあります新旧対照表のほうお願いいたします。

14ページをお開きください。

今回の改正につきましては、2点ございます。

1点目は、督促手数料の徴収を廃止するための改正でございます。

第21条、督促手数料については、督促手数料は地方税法により督促状を発した場合に、市町村の条例の定めるところにより手数料を徴収することができると規定されております。現在、旭市では、督促手数料1通につき50円を徴収しておりますが、平成26年4月1日以降に発する督促状からは手数料の徴収を廃止するものでございます。

廃止する主な理由でございますが、平成23年4月から納税環境の整備と納税者の利便の向上を図るためコンビニ収納を始めましたが、コンビニで納付する方からは、コンビニのシステム上督促手数料の取り扱いができないため徴収できず、金融機関で納めた方との取り扱いに相違が生じていることから、督促手数料を廃止するものでございます。

なお、他の自治体においてもコンビニ収納を始めた時に廃止しており、現在、県内で督促手数料を徴収しているのは37市中4市のみとなっております。

続きまして、2点目でございますが、第90条、身体障害者等に対する軽自動車税の減免につきましては、減免申請手続きに係る負担を軽減するための改正でございます。現在の身体障害者等の減免手続きは、毎年、納期限の7日前までに障害者手帳や運転免許証等を持参し、減免申請書を提出することとなっており、障害を持った方には大きな負担となっていることから、14ページの後段右側になりますが、第90条に第4号を追加し、2年目以降継続して減免の対象となる方につきましては、前回の申請内容に変更がない旨の確認ができれば、減免手続きがあったものとみなすものでございます。

なお、対象者には事前に簡単な現況報告書を提出していただき、確認を行うこととなりま

す。

なお、施行日は26年4月1日でございます。

以上で、議案第20号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第21号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、国民健康保険財政健全化計画において平成26年度以降財源が不足することから、国民健康保険税の税率及び課税限度額並びに軽減額について、改定するものでございます。

お配りしております新旧対照表16ページをお願いいたします。

第2条、課税額につきましては、第2項は医療分課税額の限度額を47万円から51万円に、第3項は後期高齢者支援金課税額の限度額を12万円から14万円に、第4項は介護納付金課税額の限度額を9万円から12万円にそれぞれ改めるものでございます。

17ページをお願いします。

第3条、国民健康保険の被保険者に係る所得割額につきましては、医療分の所得割額の率について100分の6.5を100分6.6に改めるものであります。

第4条、国民健康保険の被保険者に係る資産割額につきましては、医療分の資産割額の率について100分の30を100分の20に改めるものでございます。

第5条、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額につきましては、医療分の被保険者均等割額について1万2,000円を2万1,000円に改めるものであります。第5条の2、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額につきましては、18ページになりますが、医療分の世帯別平等割額について、第1号で特定世帯以外の世帯の2万円を2万6,000円に、第2号で特定世帯の1万円を1万3,000円に、第3号で特定継続世帯の1万5,000円を1万9,500円にそれぞれ改めるものでございます。

第6条、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額につきましては、100分の1.5を100分の2.3に改めるものであります。

第8条、介護納付金課税被保険者に係る所得割額につきましては、100分の1.2を100の1.7に改めるものであります。

第9条、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額につきましては、1万2,000円を1万4,000円に改めるものであります。

続きまして、下のほうになりますが、第23条国民健康保険税の減額につきましては、所得

割により均等割額、平等割額の軽減措置がございます。

19ページをお願いいたします。

第1号は、減額する額を6割から7割に改めるもので、アは、均等割額について7,200円から1万4,700円に、イは、平等割額について①の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯について1万2,000円から1万8,200円に、②の特定世帯については6,000円から9,100円に、③に特定継続世帯については9,000円から1万3,650円にそれぞれ減額する額を改めるものです。ウは、後期高齢者支援金等課税額の均等割額について7,200円から8,400円に、エは、介護納付金課税被保険者均等割額を7,200円から9,800円にそれぞれ減額する額を改めるものでございます。

下のほうになりますが、第2号は、減額する額を4割から5割に改めるものです。

20ページをお開きください。

アは、均等割額について4,800円から1万500円に、イは、平等割額について①の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯については8,000円から1万3,000円に、②の特定世帯については4,000円から6,500円に、③の特定継続世帯については6,000円から9,750円にそれぞれ減額する額を改めるものでございます。ウは、後期高齢者支援金等課税額の均等割額について4,800円から6,000円に、エは、介護納付金課税被保険者均等割額を4,800円から7,000円にそれぞれ減額する額を改めるものであります。

一番下になりますが、第3号は、新たに2割減額の規定を設けるもので、アは、均等割額を4,200円、イは、平等割額について①の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯について5,200円、②の特定世帯については2,600円、③の特定継続世帯については3,900円をそれぞれ減額するものでございます。ウは、後期高齢者支援金等課税額の均等割額について2,400円、エは、介護納付金課税被保険者均等割額について2,800円それぞれ減額するものでございます。

施行日につきましては、26年4月1日であります。

以上で、議案第21号の補足説明を終わります。

○副議長（平野忠作） 税務課長の補足説明は終わりました。

議案第22号、議案第23号、議案第28号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

○財政課長（加瀬正彦） それでは、議案第22号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

改正に当たりましては、所管する課、これが多岐にわたりますので一括して財政課から補足説明をするということをご理解をいただきたいと思えます。

今回の改正は大きく分けて2点ございます。1点目は手数料に関する改正、もう1点は使用料に関する改正です。

初めに手数料に関する改正について説明させていただきます。

改正に至った経緯でございますが、全国的に統一して定めることが特に必要だということで、国のほうで地方公共団体の手数料の標準に関する政令というのがございます。この政令で定める手数料のうち、消防法関係の手数料の金額が今回の消費税の関係で改正されたことに伴いまして、条例を改正させていただくものでございます。

新旧対照表の22ページをお願いいたします。

手数料の改正でございますが、市の条例の別表第2のその2を改正するもので、改正する手数料の項目は現実には幾つもございます。ただ、本市において現在該当するものは、一番上の法第11条第1項前段の規定によります設置の許可のうち、製造所に係るもののみで、内容につきましては、危険物の製造所の設置許可に係る手数料、これは9万1,000円を9万2,000円に改正するものです。その他の改正は、施設の規模によって若干の引き上げがされるということでございます。

この手数料につきましては、新旧対照表の31ページまで記載のとおり改正するものでございます。今のところ、市の中ではその対象となる施設がございませんで、ということをお知らせしたいと思います。

続きまして、使用料に関する改正につきまして、説明させていただきます。

新旧対照表の32ページからになります。

初めに、使用料の改正の経緯につきまして申し上げます。使用料及び手数料につきましては、合併前にそれぞれの市、町で課していた金額をそのまま真摯に引き継いだものが多うございました。類似する施設でありながら、均一な使用料が課されていないということがございます。合併協議の中では、合併に当たって一市三町で差異のあるものにつきましては、住民負担に考慮しながら公平、負担の原則から適正な料金のあり方等について調整するとされておりましたところから、今回この7月で合併10年目を迎えるに当たりまして全面的な見直しを行い、改正させていただきたいということでございます。

まず、見直しに当たって基本的な事項について説明させていただきますと、1点目といたしまして、手数料については、先ほど申し上げました地方公共団体の手数料の標準に関する

政令により標準額が定められておりますので、今回、消防法関係の手数料改正を除きまして、見直しの対象から外したということがございます。

2点目として、使用料の算定に当たりましては、維持管理の原価、これを少なからず反映させていく必要があるだろうということがございます。

3点目として、類似する施設は可能な限り同じような料金体系でいくことが必要だと、このため維持管理原価を算定するに当たっては、類似施設の維持管理経費を合計したものを基礎額といたしまして、数字をはじいていくという作業を行いました。

4点目として、原価計算の方法として、貸切利用の場合なんですけれども、1平米、1時間当たりの単価に利用面積を乗じたものを原価というような形にしてあります。不特定多数の方が利用する施設につきましては、利用者1人当たりの管理運営経費を原価ということで考えさせていただきました。

5点目といたしましては、利用者の負担割合ということで、公共施設で当然ありますので、市が負担する部分は多くあって構わないという考えから、公共性の高いものについては利用者の負担率を下げる、50%程度に抑える、それ以下に場合によっては抑えると。低いものについては、要するに公共性の低いもの、民間が既にやっているもの、そういうものについては100%ある程度反映できるようにするという考え方も取り入れています。

さらに6点目として、料金の割増率の統一を図りました。市民以外の使用については、市民の使用料の1.5倍。入場料を徴収するような利用をする場合、それは2倍にさせていただきたいと、原則ですね。営利目的で貸してくださいということもあります。その場合には、基本10倍という設定をさせていただきました。1か月当たりの使用料は、1回当たりの10倍。高校生以下については半額という、そういう基本のまず線を持って、これらを踏まえまして、算定した料金に現行の料金がありますので、その差、それからほかの近隣の団体との比較、それを考慮して当然できる限り抑制をした形で、今回使用料の改定をさせていただいたものでございます。

それでは新旧対照表でご説明申し上げます。

32ページになりますけれども、今回の使用料改正に当たりましては、全面的な見直しのため表の中の使用料の順番も変えていく、それもその作業も行いましたので改正案と新旧対照表で順番が若干違っているものがありますので、改正の議案の表と必ずしもこれが一致しませんので、新旧対照表のほうをご覧くださいながらご説明ということで、ご理解いただきたいと思います。それと多岐にわたっていますので何点かに絞りましてご説明させていただきます。

ます。

まず初めに、一番上の飯岡福祉センターですが、表の中の金額ですが、一般、一か月当たりということで、先ほど申し上げましたが10倍ということで、月決めの会員については2,000円でどうかと。次にその下の海上健康増進センターです。今までトレーニングルームと温水プール併せた施設利用で400円という形で、この1本しかありませんでした。これを利用する方の希望がありましたので、それぞれ分けて200円とする。さらに両方利用した場合では300円とした形で、今までの形より100円値下げをした形で利用しやすくしていくということを考えました。

次に、33ページになります。

旭市のコミュニティ施設です。このうち農村環境改善センターにつきましては、休止しておりますので削除いたしました。そのほかの3施設につきましては、今まで同じ施設を運営していたため、一つまとめて使用料を表示していたという経緯がございましたけれども、今回それぞれの施設ごとに分けまして、しかも使用料の単位が一人当たりであったものを1時間当たり、要するに一人幾らという形ではなくて1時間使用したら、ということでそういう他の施設と統一を図ったところでございます。この中で、ふれあいセンターのみそ製造と餅製造、次のページの農産物処理加工センターのみそ製造、餅製造、製粉につきましては、市外使用料1.5倍の原則の例外として2倍としております。というのは、従来2倍課していたものを減額する必要性がここの部分については薄いということがございまして、市外の方に対しての料金ということを考慮し、現行どおりとさせていただきます。

同じく34ページ、中ほどになります。海上ふれあい館という施設がございまして、この施設につきましては展示施設でございまして、他の展示施設につきましては、使用料を課していません。ということから、無料として条例から削除することといたしました。

35ページの公園関係は、備考欄の整理を行ったものでございます。

36ページをお願いいたします。

旭のパークゴルフ場でございます。ここにつきましては、新たに65歳以上の料金設定をいたしました。65歳以上につきましては、健康増進という面もございまして、ということで、1回当たり350円、現行から比べると150円安くなります。1日当たりにつきましては700円ということで300円安くなります。ただ、1か月当たり10倍の原則から、その料金は1,000円値上げとなっています。ただ、現行では1か月会員では土曜日のプレーを認めていませんでした。その土曜日をプレーできるという形で、インセンティブを図るということで現行料金と

の均衡を図ったものでございます。

なお、65歳未満につきましては、1か月当たりの利用のみが、実は2,500円の値上げとなっています。

次に、その下です。市民会館、次のページへと続きますが、時間による料金設定を行っていました。今回の改正に当たり、時間帯に係らない料金設定といたしました。実は、時間帯によりまして電気器具の点灯など電気代を考慮して、例えば夜間の利用とか料金が違っていたのですけれども、日中でも電気を点灯しなければならない会議等は多数あります。ということで、市民に分かりやすく利用しやすいように統一料金とさせていただきます。これは、これ以降の他の施設も同様としています。使用料については、ほとんど変更はございません。37ページになります。

第2市民会館は、旧働く婦人の家です。今回新たに使用料を設定するものです。その下の青年の家については、ほとんどの料金が値下げとなっている状況でございます。

39ページをお願いいたします。

総合体育館、専用使用のメイン・サブアリーナですが、基本的に使用料は変わらないのですが、1か月当たりと高校生の使用料が若干の値上げとなっております。会議室等については、全て値下げとなっております。

次に、野球場です。39ページ一番下、スポーツの森公園野球場、次のページ、40ページ下のほう、海上コミュニティ公園野球場につきましては、設備、使いやすさ、管理等、同じレベルであると考え、同一料金1,000円を設定いたしました。

次に、41ページの飯岡野球場と干潟のさくら台野球場につきましても同じレベルということで500円の同一料金と考えました。

40ページに戻っていただきまして、下のほうの海上野球場については、老朽化も見られ、地元の方々が一部管理をしているということもございまして、300円という料金設定を考えております。

42ページをお願いいたします。

一番上、海上公民館でございます。陶芸窯を除く全てにおいて値下げとなりました。

なお、陶芸窯につきましては、素焼きが終わった後、本焼きとなるのですけれども、素焼きを500円増、本焼きを500円減とし、合計では変わらない料金となっています。

42ページです。

干潟公民館につきましては、一番上、大会議室、第1会議室については、値上げとなりま

したが、それ以外については同じか値下げとなっております。その下、ユートピアセンターにつきましては、1時間当たりの使用料の設定といたしましたので、一概には言えないのですが、旧料金の一番上、例えば午前9時から午後0時まで1万500円、1時間当たり3,500円、新料金が3,700円で200円の値上げとなっております。午後6時から9時については4,900円が3,700円ですので、1,200円の値下げとなっております。その他、設備全てにおいて値下げとなったような形でございます。

45ページです。

大原幽学記念館につきましては、高校生が値下げとなっております、みたま苑旭につきましては、変更ございません。

最後の46ページです。

共通事項として、備考に、1項で時間単位の使用で1時間に満たない場合は1時間、2項で市民以外の利用は市民の使用料の1.5倍、3項として入場料を徴収する場合2倍、4項として営利目的は10倍といたしました。5項として、端数計算を盛り込んでおります。

次に、附則になります。

条例のほうに戻っていただきたいのですが、議案のほうです、議案の条例の附則の議案の9ページになります。

9ページのところで、附則ということがあります。条例です。その中で、第1項で施行の期日を定めております。別表、第2、その2の手数料につきましては4月1日から、別表第1、その1の使用料につきましては周知期間が十分にとれない、十分に周知する必要があるということから、10月1日から施行することとここで規定させていただきました。

第2項は、旭市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正で、これは文言の整理になります。

第3項は、いいおかユートピアセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正で、その附属する器具類、そういったものも使用料で別に定めていたのですが、これらについては使用料を徴収しないことと定めたため、条文を削除いたします。

第4項は、海上ふれあい館の設置及び管理に関する条例の一部改正で、ふれあい館の使用は無料としたため、条文中使用料部分の削除を行っております。

以上で、議案第22号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を終わります。

次に、23号でございます。

旭市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例について、ということでこの補足説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、分担金、使用料、加入金、手数料等の諸収入金の督促手数料について、市条例に合わせて今回廃止をしたいという内容でございます。これは、新旧対照表の50ページでございます。そこで督促手数料を廃止するため、条例名から「督促手数料及び」というところを削除して、第1条は文言の整理であります。

第2条は、督促手数料の条文でこれを削りまして、以下1条ずつ繰り上げるという形になります。

次に、附則の第3項につきましては、延滞金の納付が第3条から第2条に繰り上がったため引用する条を改めると。

さらに附則です。附則の第1項は施行の期日、第2項は条例の施行前の督促状については、この条例施行後も督促手数料を徴収すると。第3項は、旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例が、本条例の条文を引用していますので本条例の条例名を改正するということになっております。

以上で、議案第23号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第28号になります。

旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明になります。

本議案は、引用条例に関する文言の整理がまずありまして、そのほかでございますが、現在建設中の災害公営住宅が平成26年3月末に完成する予定でございます。この名称及び所在地並びに戸数につきまして市営住宅に追加する、そのための条例の改正になります。

なお、名称につきましては記載のとおり萩園住宅、所在地につきましては飯岡地区萩園1810番地2、戸数につきましては33戸でございます。

以上で、議案第28号の補足説明を終了いたします。

○副議長（平野忠作） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで3時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時16分

再開 午後 3時30分

○議長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の補足説明を求めます。

議案第24号、第25号、第26号について、子育て支援課長、登壇してください。

（子育て支援課長 山口訓子 登壇）

○子育て支援課長（山口訓子） 議案第24号、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

飯岡地域の飯岡中央保育所及び三川保育所については、建物の老朽化等により入所児童の安心・安全を図るため、統合保育所の建設を進めているところです。これに伴いまして、飯岡中央保育所と三川保育所は本年度末をもって廃止し、統合保育所は平成26年4月から名称を旭市立いいおか保育所として設置をするものです。

続きまして、議案第25号をお願いいたします。

旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

旭市ニの2072番地に設置されている太田宿児童遊園は、近接する場所に文化の杜公園が整備されたことにより地元区長からこの児童遊園の廃止届が提出されたことにより、本年度末をもって廃止するものでございます。

続きまして、議案第26号をお願いいたします。

旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に基づき、この法律の題名改正が行われたことにより条文の整備を行うものであります。この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 子育て支援課長の補足説明は終わりました。

議案第27号について、環境課長、登壇してください。

（環境課長 新行内 弘 登壇）

○環境課長（新行内 弘） 議案第27号、旭市土砂等埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正をする条例の制定について、補足説明申し上げます。

本案は、旭市暴力団排除条例の趣旨を受け、土壌等の搬入による埋立て事業においても暴力団排除を推進するため改正するものでございます。また、埋立て事業の一層の適正化を図

るため新たな規定を加え、所要の改正を行うものであります。

それでは、お配りしてあります新旧対照表の56ページをお願いいたします。

第5条の2の改正は、新たに小規模埋立て等に係る土地所有者等の同意の規定を加えるものであります。埋立て事業の申請に当たって、申請者は小規模埋立て等区域内の土地所有者に事業計画を説明し、同意を得なければならないものとします。また、施行の妨げとなる権利を有する者についても同意を得なければならないものとするものでございます。

第6条の改正は、第5条の2で、小規模埋立て等に係る土地所有者等の同意を得ることとしたことにより、申請書の添付書類に土地所有者等の同意を得たことを証する書面を加えるものでございます。

57ページをお開きください。

第6条の2の改正は、新たに申請の制限の規定を加えるものであります。埋立て事業の期間を1年を越えて申請できないこと及び措置命令を受けたものが必要な措置を完了しない時は、申請ができないこととするものでございます。

第7条の改正は、許可の基準について定めておりますが、新たに欠格要件の規定を加えるものでございます。措置命令に従わないもの、取り消し処分を受けてから3年を経過しないもの、停止命令の期間が終了していないもの、不正・不誠実な行為をするおそれがあるもの及び暴力団員等の欠格者には許可をしてはならないこととするものでございます。

それでは、59ページをお開きください。

第9条の2の改正は、新たに500平方メートル未満の一時たい積の届け出の規定を加えるものであります。許可のいない500平方メートル未満の一時たい積について、届け出が必要とするものです。また、例外規定として土砂等の採取場から採取された土砂等で、一時たい積を行う場合及び建設業法の建設業の許可を受けた者が一時たい積を行う場合は、届け出を省略できるものでございます。

続きまして、60ページをお開きください。

第18条の2の改正は、新たに小規模埋立て等に係る土地所有者の義務の規定を加えるものであります。土地所有者に対して、土地の利用計画を踏まえて事業計画を十分確認した上で同意義務、施行の状況を把握し、災害発生時の原状回復措置及び関係機関への通報義務を新たに課すこととするものでございます。

第18条の3の改正は、新たに小規模埋立て等に係る土地所有者に対する措置命令の規定を加えるものであります。汚染された土壌等が使用された場合及び崩落、飛散、流出等の災害

の発生を防止するため、土地所有者に対しても措置命令を行うことができるものとするものでございます。

61ページをお開きください。

第19条の改正は、許可の取り消し等を規定しておりますが、第7条、許可の基準の改正で暴力団員等の欠格要件を加えたことにより、取り消し等の事由も追加するものでございます。

62ページをお開きください。

第23条の2は、新たに許可等に関する意見聴取の規定を加えるものであります。

第7条の改正で、申請者の欠格要件に暴力団員等を加えたことにより許可または取り消し等に際し、千葉県警察本部長の意見を聞くこととするものでございます。

第23条の3は、新たに市長への意見の規定を加えるものであります。

千葉県警察本部長は、小規模埋立て等を行う者について、暴力団員等に該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、市長が適切な措置をとることが必要であると認める場合、市長に対してその旨の意見を述べるができることとするものでございます。

63ページをお開きください。

第27条の改正は、第18条の3の改正により土地所有者に対して措置命令を行うことができることを加えたことにより、措置命令に従わない場合について罰則規定に追加することとするものでございます。

第29条の改正は、第9条の2の改正により500平方メートル未満の一時たい積の届けが必要になり、届け出の規定に違反した者について罰則規定に追加するものでございます。

なお、施行日は周知期間を置き、平成26年7月1日からといたします。

以上、議案第27号の補足説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 環境課長の補足説明は終わりました。

議案第29号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 石毛 隆 登壇）

○下水道課長（石毛 隆） 議案第29号、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、消費税法及び地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、本年4月1日から消費税率が8%に引き上げられることから、下水道使用料についても消費税等を適切に転嫁するため改正するものでございます。

新旧対照表は、65ページ、66ページとなります。

現行は、内税表示となっております。改正案につきましては、今後の消費税法改正等を踏まえまして、下水道使用料に係る消費税を外税表示とするものであり、備考欄第2項で消費税法に定める消費税の税率を乗じて算出した額の合計額とする旨の文言を加えるものでございます。

議案の2ページをお願いいたします。

附則でございますが、施行期日は平成26年4月1日とするものでございます。経過措置であります。施行日前から継続して使用されている方につきましては、施行日以後、最初の算定となる排除汚水量に係る下水道使用料については、旧税率を適用するものでございます。従いまして、施行日以後、新たに下水道を使用する方につきましては、新税率が適用されることとなります。

以上で、議案第29号の補足説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第31号、議案第35号について、生涯学習課長、登壇してください。

（生涯学習課長 佐久間 隆 登壇）

○生涯学習課長（佐久間 隆） それでは、議案第31号、旭市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明申し上げます。

本議案は、第183回の国会におきまして地域の自主性及び自立を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第3次一括法が成立したことにより社会教育委員の委嘱基準を条例で明文化することになったことから、所要の改正を行うものでございます。

お手数ですが、新旧対照表の68ページをお開きいただきたいと思います。

改正の内容についてですが、これまで社会教育委員を委嘱する際には、社会教育法第15条の規定を根拠に選出してまいりましたが、今回の改正により市町村の条例で定めることとされたことから、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行うもの並びに学識経験のある者の中から、という条文を本条例第3条中に挿入するものであります。

なお、施行期日は、本年4月1日とするものでございます。

以上で、議案第31号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第35号、指定管理者の指定について補足説明を申し上げます。

旭市海上キャンプ場の指定管理者の指定につきましては、旭市公の施設に係る指定管理者の手續に関する条例第2条の規定によりまして、指定管理者の公募を行い、市民の代表及び

学識経験者等を含めた旭市指定管理者候補者選定委員会で審議を行い、審議の結果、管理運営業務に適切な候補者として選定されたことから、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者に管理を行わせる施設の名称は、旭市海上キャンプ場でございます。指定管理者となる団体は、千葉市美浜区真砂三丁目3番7号に住所を有する株式会社塚原緑地研究所、代表取締役塚原道夫でございます。指定の期間は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間とするものでございます。

以上で、議案第35号の補足説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 生涯学習課長の補足説明は終わりました。

議案第32号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 鈴木邦博 登壇）

○水道課長（鈴木邦博） 議案第32号、旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本議案は、消費税率の引き上げに伴い、旭市水道事業給水条例の一部を改正するものであります。改正内容につきましては、新旧対照表の69ページをご覧くださいと思います。69ページです。

左側は現行で、右側は改正案となっております。どちらも別表第1は、水道料金で、別表第3は給水申込納付金でございます。現行は水道料金、給水申込納付金それぞれ消費税を含んだ総額表示となっておりますが、改正案では、今後の消費税法の改正等を踏まえまして、水道料金、給水申込納付金ともに外税表示とするものであり、備考欄に消費税法に定める消費税の税率を乗じて算出した額の合計額とする旨の文言を加えるものであります。

施行日は平成26年4月1日とし、施行日以後新たに水道加入申し込みをされる方及び水道水を使用されるお客様が新税率の適用となります。

なお、施行日前から継続して水道水を使用されているお客様の水道料金につきましては、消費税法の経過措置として施行日以後、最初の検針日までの水道料金は旧税率を適用いたします。

以上で、議案第32号の補足説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第33号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 土師 学 登壇）

○病院経理課長（土師 学） 議案第33号は、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

来年度、消費税率改正に伴い、条文の整理を行うとともに合わせて所要の改正を行うものです。主な改正点についてご説明いたします。

1つ目は、消費税率の改定に伴い、税込み表示から税抜き表示に条文の整理などを行うものです。

2つ目は、現在、初診時と再診時に選定療養費をご負担いただいておりますが、国の政策に沿ってさらに病院の機能分化を推進するため、金額を改めるものです。

初診時に紹介状を持っていない場合に、初診時選定療養費としてご負担いただく額を現在の2,100円から税抜き2,700円に改めるとともに、症状が安定して他の医療機関を紹介したにもかかわらず当院を希望して再受診した場合に、再診時選定療養費としてご負担いただく額を現在の530円から税抜き1,000円に改めるものです。

3つ目は、分娩料の加算要件を改めるものです。出産時のリスクを抱える高齢初産、合併症などを持つ患者様が増加していることから、特別のリスク管理を行った場合に3万円を加算し、また新生児に対して新生児科の医師が立ち会い特別な措置を行った場合に1万円を加算するものです。また、4か月以上の人工妊娠中絶については、出産育児金の支給もあることから通常の分娩として取り扱うこととするものです。

以上が、主な改正内容になります。

議案第33号についての補足説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第34号について、社会福祉課長、登壇してください。

（社会福祉課長 加瀬恭史 登壇）

○社会福祉課長（加瀬恭史） 議案第34号、訴えの提起について、補足説明を申し上げます。

本案は、平成22年7月から平成24年7月までの25か月間に、特定非営利活動法人旭市手をつなぐ育成会の当時の会長が、障害福祉サービス事業所として県から認可を受けて始めた指定就労継続支援B型事業所あじさい工房の運営において、利用者の架空請求及び作業日数の水増し請求により自立支援給付費訓練等給付費を不正に受給したにもかかわらず、いまだに全額返還に応じないため、民事訴訟の損害賠償請求を行うべく提案するものであります。

これまでの経緯を簡単に申し上げますと、この件が発覚した発端は平成24年7月になります。旭市手をつなぐ育成会の役員から内部告発により、県があじさい工房へ立ち入り調査を

実施したことによります。その後、利用者の保護者全員に対しまして利用状況の確認が行われ、その結果として延べ2,607日分に及ぶ訓練等給付費1,939万9,130円が不正に受給されていたことが判明いたしました。

このことについては、旭市手をつなぐ育成会の当時の会長本人も非を認め、旭市に対して不正請求額分を返還する旨の誓約書を提出しているところです。

しかし、その後は過去において督促状1回、催告書を3回送付しましたが、内入れがあったのは、特定非営利活動法人旭市手をつなぐ育成会からの19万9,967円のみでありました。残金の1,919万9,163円は未納のままとなっております。

そこで損害賠償請求について訴えを起すものであります。

以上で、議案第34号の補足説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 社会福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第37号、議案第38号、議案第39号について、市民生活課長、登壇してください。

（市民生活課長 馬淵一弘 登壇）

○市民生活課長（馬淵一弘） 議案第37号から第39号までについて、補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

本市の人権擁護委員定数は10名であります。このうち1名が平成26年6月30日に任期満了となり、2名が欠員となっておりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

37号で推薦したい方は、旭市蛇園3604番地にお住まいの齋木龍恵氏、昭和29年1月21日生まれの方であります。

齋木龍恵氏は、平成17年から人権擁護委員として積極的に活動されており、温厚誠実な人柄で地域における信望も大変厚く、委員として適任の方ですので、引き続き推薦をするものであります。

次に、議案第38号で推薦したい方は、旭市鎗木2817番地にお住まいの鎗木俊一氏、昭和28年1月2日生まれの方であります。

鎗木俊一氏は、長年にわたり小中学校の教員として子どもたちの教育に当たられてきました。また、いじめ問題など人権問題について豊富な知識と経験をお持ちで、委員として適任の方ですので、新たに推薦をするものです。

次に、議案第39号で推薦したい方は、旭市見広741番地にお住まいの嶋田春子氏、昭和26

年2月12日生まれの方であります。

嶋田春子氏は、清廉潔白な人柄で責任感が大変強く、委員として適任の方ですので、新たに推薦をするものであります。

なお、三人とも人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項につきましては、該当する事項はありません。

以上で、議案第37号から第39号の補足説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 市民生活課長の補足説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明は終わりました。

---

○議長（高橋利彦） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は3月4日定刻より開会いたします。

大変、ご苦労さまでした。

散会 午後 3時58分

## 平成26年旭市議会第1回定例会会議録

### 議事日程（第2号）

平成26年3月4日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 議案質疑
  - 第 2 常任委員会議案付託
  - 第 3 常任委員会陳情付託
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案質疑
  - 追加日程 議案第37号、議案第38号、議案第39号直接審議（先議）
  - 日程第 2 常任委員会議案付託
  - 日程第 3 常任委員会陳情付託
- 

### 出席議員（22名）

1番	林 晴 道	2番	高 橋 秀 典
3番	米 本 弥一郎	4番	有 田 惠 子
5番	宮 内 保	6番	磯 本 繁
7番	飯 嶋 正 利	8番	宮 澤 芳 雄
9番	太 田 將 範	10番	伊 藤 保
11番	島 田 和 雄	12番	平 野 忠 作
13番	伊 藤 房 代	14番	林 七 巳
15番	向 後 悦 世	16番	景 山 岩三郎
17番	滑 川 公 英	18番	木 内 欽 市
19番	佐久間 茂 樹	20番	林 俊 介
21番	高 橋 利 彦	22番	林 正 一 郎

---

### 欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市 長	明智 忠直	副 市 長	加瀬 寿一
教 育 長	笏田 哲雄	病 院 事 業 者 管 理 者	吉 田 象 二
秘書広報課長	堀 江 通 洋	行 政 改 革 推 進 課 長	林 清 明
総 務 課 長	米 本 壽 一	企 画 政 策 課 長	伊 藤 浩
財 政 課 長	加瀬 正彦	税 務 課 長	佐 藤 一 則
市民生活課長	馬 淵 一 弘	環 境 課 長	新行内 弘
保険年金課長	加瀬 喜久	健 康 管 理 課 長	野 口 國 男
社会福祉課長	加瀬 恭史	子 育 て 支 援 課 長	山 口 訓 子
高 齢 者 福 祉 課 長	石 毛 健 一	商 工 観 光 課 長	堀 江 隆 夫
農 水 産 課 長	大久保 孝治	建 設 課 長	高 野 晃 雄
都市整備課長	林 利 夫	下 水 道 課 長	石 毛 隆
会 計 管 理 者	宮 應 孝 行	消 防 長	佐 藤 清 和
水 道 課 長	鈴 木 邦 博	病 院 事 務 部 長	菅 谷 敏 之 史
病院経理課長	土 師 学	庶 務 課 長	横 山 秀 喜
学校教育課長	菅 谷 充 雅	生 涯 学 習 課 長	佐 久 間 隆
体育振興課長	石 嶋 幸 衛	監 査 委 員 長 事 務 局 長	田 杭 平 三
農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 木 寛 幸		

事務局職員出席者

事 務 局 長	伊 藤 恒 男	事 務 局 次 長	向 後 嘉 弘
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 5分

○議長（高橋利彦） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 議案質疑

○議長（高橋利彦） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第39号までの39議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） おはようございます。

2点お伺いいたします。

1点目は、予算書72ページ、説明欄14、使用料及び賃借料のうち、諸借上料1,358万9,000円の具体的な内容をお伺いいたします。

2点目は、予算書132ページ、説明欄5の13、委託料のうち、麻しん等予防接種委託料1億3,712万2,000円の具体的な内容をお伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 米本弥一郎議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 予算書72ページの説明欄14、使用料及び賃借料のうち、諸借上料についてお答えいたします。

これは、現在各区で管理しております約4,800灯の防犯灯と、あと市が管理している防犯灯、合わせまして5,000灯、これをLED化しようとするものであります。管理も含めまして、10年間リース契約を結んでというものであります。

予算の1,358万9,000円は、10年リースのうちの1年分という額であります。

○議長（高橋利彦） 健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） それでは、予算書132ページになります、麻しん等予防接種委託料 1億3,712万2,000円の具体的な内容ということでございます。

現在、旭市で行っております、いわゆる定期予防接種につきましては、A類、B類ありますけれども、A類の定期予防接種につきましては10種類、これは子どもたちが主に対象であります。

そして、接種ですけれども、2つの方法があります。まず、旭市の保健センターで行っておりますBCG。そして、各小学校で行っております二種混合の集団接種というのがまずあります。そのほか、医療機関に委託して行う個別接種がございます。

ご質問の委託料の内容ですけれども、医療機関に委託した個別接種の委託料ということでございます。

少しこの内訳を説明させていただきたいと思っております。

まず、三種混合というのがあります。3か月から90か月のお子さんですけれども、361万4,000円。

麻しん、風しんにつきましては、1歳から6歳のお子さんです。1,085万3,220円。

日本脳炎につきましては、3歳から13歳までです。3,348万円。

そして、子宮頸がんにつきましては、小学校6年生から高校1年生までになります。2,112万7,260円の委託でございます。

そして、ヒブと肺炎球菌というのがあります。2か月から60か月のお子さんになります。1,629万6,000円。

そして、四種混合というのがございます。3か月から90か月のお子さんです。2,099万5,000円。

そして、不活化ポリオのワクチンがございます。3か月から90か月のお子さんですけれども、701万4,150円、こういう内訳になってございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（高橋利彦） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） 1点目の諸借上料は、LED防犯灯10年リースとのお答えでした。

では、なぜ購入ではなくて借り上げとするのか。その理由をお伺いいたします。

2点目の委託料には、子宮頸がん予防ワクチンが含まれているとのお答えでした。

では、この対象者は何人になるかお伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 米本弥一郎議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 防犯灯購入ではなくて、なぜリースなのかというご質問です。お答えいたします。

今、区に電気料の助成金として950万円お支払しています。区は、その950万円のほかに維持管理もしているわけです。各区です。これは試算になりますけれども、今度はリース料によって試算しますと、約260万円減る。各区の管理で手間がかかっているわけです。それも合わせまして、大幅な減になる。これが、購入ではなくてリースの理由であります。

○議長（高橋利彦） 健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） それでは、対象者ということであります。

新年度、平成26年度の予算にも反映させていただきました。予算上は、1,309名を予定しておりますが、ご承知かと思えますけれども、子宮頸がんにつきましては、接種後に副反応が出ているということで、厚生労働省のほうから積極的に勧奨することは差し控えてもらいたい、こういう勧告が出ておりますので、そういう通知を実は昨年出させていただきました。

接種率のほうは少し下がっておりますけれども、そういった意味で、今年の漏れ者等も入れた中で来年度新しく始まります中学1年生を含めて1,309人と見込んでおりますけれども、ご質問の対象者につきましては、2,247名ということで、私どもの予防接種台帳のほうからの数字であります。

よろしく申し上げます。

○議長（高橋利彦） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） お答えのとおり、厚生労働省では現在、子宮頸がん予防ワクチンの接種を積極的にお勧めしていません。接種に当たっては、有効性とリスクを理解した上で受けてくださいとしています。

ですから、市が情報提供等を含めてこの事業をどのように進めていくかということが対象者にとって接種を受けるかどうかという大きな判断材料となります。

ひいては、市民の生命、健康にかかわることとなりますので、この事業を具体的にどのように実施していくのかお伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 米本弥一郎議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） どのように進めるかという、こういうことあります。

現在、2月の厚生労働省の有識者会議では、再開に向けての検討はしましたけれども、再開に向けてはまだもう少しというようなことで、この3月下旬の有識者会議にまた見送られたという、こういった経緯があります。

旭市といたしましては、やはり既に平成26年度につきましては、健康カレンダーをお配りしております、そこにはかなり詳細に周知できるような形で表示してございますけれども、そのほかホームページ、あるいは広報等でやっていく予定でありますけれども、いわゆる予防接種法に基づく定期接種でありますので、国の指示に従った形で私どももこれから進めていきたいと考えております。

ですので、ご質問の個人の判断に任せるというようなことで、受診者には非常に厳しい形のお言葉になるかも分かりませんが、ご判断いただいた中で打っていただくというのが現状でありまして、3月の有識者会議を待って、もし再開になれば改めて私どものほうで通知するなり、その周知方法につきましては改めて積極的に検討させていただきたい、このように思います。

○議長（高橋利彦） 米本弥一郎議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） それでは、1点お伺いいたします。

予算書311ページから312ページに、国民健康保険税の徴収率が載っております。

この算出の根拠をお伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 米本弥一郎議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、お答えいたします。

算出の根拠でございますけれども、平成26年度当初予算の収納見込率につきましては、滞納処分強化の成果が若干出ておる中で、平成24年度の実績に対しまして、若干の上乗せを見込みまして、現年度分全体で89.20%といたしました。

なお、平成24年度の実績でございますけれども、現年度分全体で88.91%でございます。  
以上です。

○議長（高橋利彦） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） この徴収率が低い場合には、国からの補助金が削減されるという制度がございます。この制度についてお尋ねいたします。

さらに、平成26年度には消費税が増税となり、旭市国民健康保険税率等改定によりまして、市民の負担が大きくなることが予想されます。

このような中で、どのようにしてこの徴収率を確保していくのかお伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 米本弥一郎議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 国の関係につきましては、保険年金課のほうになると思うんですけども、細かい中では、軽減で減額した場合には軽減に対しまして調整交付金という交付金がございます。それが、国のほうからお金が流れてきます。あと、細かいことは保険年金課のほうであると思います。

もう1つ、徴収対策でございますけれども、徴収対策につきましては市税、国民健康保険税含めまして全員協議会でもお示ししましたけれども、財産調査につきましては徹底した調査を行っております。預貯金、それから生命保険、不動産ということで、滞納者の財産がそういう中にごございました段階で差し押さえに即いくというようなことで、差し押さえにいく場合でございますけれども、当然、滞納者と綿密な相談をしまして、それで進めていくということで、現状、昨年から見ますと差し押さえの数が相当数増えております。その分、1月末現在でございますけれども、徴収率のほうも昨年から見ますと国民健康保険税は1月末で約2%ほど伸びております。

今後も、徹底した滞納処分を税の公平性の観点から進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 保険年金課長。

○保険年金課長（加瀬喜久） 徴収率が下がった場合ですが、平成26年度では保険税の改定により3,500万円を、法定外を3億4,000万円と見ていますが、徴収率が下がった場合は一般会計からの繰り入れにより対応するなり、財政調整基金を取り崩して対応するしかないと思っております。

（発言する人あり）

○議長（高橋利彦） 保険年金課長。

○保険年金課長（加瀬喜久） それと、あと国からの調整交付金によって調整するわけですが

れども、国・県の調整交付金によって普通調整交付金と特別調整交付金というのがありまして、普通調整交付金のほうで調整されます。

○議長（高橋利彦） ちょっとここで、暫時休憩。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時22分

○議長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

保険年金課長。

○保険年金課長（加瀬喜久） 徴収率が下がった場合、国のほうからくる特別調整交付金のほうも下げられてしまいます。その分をどうしてもその他の手当ををしなくてはならないということなのです。

ですから、徴収率が下がれば国のほうからの特別調整交付金も下がるということなのです。

○議長（高橋利彦） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） 徴収率を上げることは、市民の不公平感をなくし、ひいては国民健康保険制度の維持発展につながります。市民生活の実態に即した方法で徴収率を上げていただきますようお願いして質疑を終わります。

○議長（高橋利彦） 米本弥一郎議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第2号の質疑を終わります。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋利彦) 質疑なしと認めます。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋利彦) 質疑なしと認めます。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋利彦) 質疑なしと認めます。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋利彦) 質疑なしと認めます。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋利彦) 質疑なしと認めます。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋利彦) 質疑なしと認めます。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋利彦) 質疑なしと認めます。

議案第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第13号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第14号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第15号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

佐久間茂樹議員。

○19番（佐久間茂樹） おはようございます。

議案第15号、旭市監査委員条例の制定について若干質問させていただきます。

一般会計が290億円、そして病院関係が370億円。年々会計規模が大きくなっております。

従来、監査委員がお二人で本当に大変だと思っております。3人にするのにこれに反対ではなくて大賛成なんです。大変だと思います。

ただ、具体的に3人にして今までの監査のお仕事がどのように変わるのかをご説明いただければと思います。

○議長（高橋利彦） 佐久間茂樹議員の質疑に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 議員から3人にして監査がどのように変わるのかというご質問でございました。

基本的には、監査というのは合議制ですので変わることはありません。

でも、議員ご質問の中でありました予算規模が年々膨れ上がっています。そのために、さらに充実度を増したいということで3人にしたわけでありますので、その辺ご理解をお願いいたします。

○議長（高橋利彦） 佐久間茂樹議員。

○19番（佐久間茂樹） そうしますと、今まで2人でやっていた業務を3人でやるというようなお話でよろしいんですかね。いいですか。

○議長（高橋利彦） 佐久間茂樹議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） はい、そのとおりでございます。

○議長（高橋利彦） 佐久間茂樹議員。

○19番（佐久間茂樹） そうしますと、監査ですからかなり責任を伴うと思うんですね。それを3人にするというお話なんですけれども、やはりお1人の負担というのはあまり変わらないような気がするんですよ。

逆に4人にして、例えば企業会計を別にして、業務を分けてやったほうがいいのではないかな、そんなふうに思うんですけれども、その辺のお考えはなかったんですかね。

○議長（高橋利彦） 佐久間茂樹議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 具体的に4人にして、さらに仕事を割り振ってということのご質問だと思います。

まず、4人にしてというのは、これは地方自治法の施行令で25万人以上の自治体については4人。ほかは2人。条例によって3人にできるというのが今回の条例でありますので、その辺は4人はないということにしていきたいと思います。

それと、では3人にしたからそれぞれ仕事を割り振って、これは可能だと思います。

でも、最後は合議制ですので、最後まとめるのは3人でまとめる、こんな仕事になります。よろしく願いいたします。

○議長（高橋利彦） 佐久間茂樹議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第15号の質疑を終わります。

議案第16号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第17号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第18号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋利彦) 質疑なしと認めます。

議案第19号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋利彦) 質疑なしと認めます。

議案第20号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋利彦) 質疑なしと認めます。

議案第21号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋利彦) 質疑なしと認めます。

議案第22号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

佐久間茂樹議員。

○19番(佐久間茂樹) 議案第22号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに質疑申し上げます。

かなり詳細に、細かく変更があるようですけれども、あまり細かい話をしてもしょうがないので、大ざっぱに見て多分値上げなんだろうと思うんですけれども、主だった具体的な大きな値上げ、それから全体としてどのぐらいの値上げになるのかをご説明いただければと思います。

○議長(高橋利彦) 佐久間茂樹議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長(加瀬正彦) 値上げになるのか、値下げになるのかということは現実にあります。

各施設においても、値上げ値下げが混在しておりまして、簡単に値上げですよというものなかなか難しいものでございます。

今回は、利用時間等の単位の統一、それから時間帯ごとの使用料の統一ともしていますので、ただ1か月当たりの使用料の基準の統一というのも行いました。

ここの部分で、特に健康センターだとかパークゴルフ場の関係であるとか、その分、一般の部分が若干の値上げになっております。

こういったこともありまして一概に言えないんですけども、平成24年度の利用実績が出ております。ということで、それをもとに、同様に今回の料金の改定をしたもの、その改定額で行った試算、あくまでも概算になりますけれども、それぞれの施設の各部屋等の使用料を積み上げて、その収入が増となる施設ということを値上げということで捉えてまいりますと、その主な施設ということで、当然、新規の制定になります第二市民会館、これは新たな料金設定ですので値上げになります。

それと、先ほど申し上げたとおり、1か月の月決めの使用料をおおむね10倍に統一したことによりまして、あさひパークゴルフ場、それから飯岡福祉センター、健康福祉センター、体育館、それからいいおかけんこうセンター、これらを積み上げますと、これまでの利用の実績では月決め会員が多かったということもあって、数字上は値上げになるのかなということでございます。特に、公民館関係は各部屋単位で見ますと、おおむね値下げになっております。

それと、収入の関係、どのぐらいの収入になるのかということがあるんだと思うんですけども、これも平成24年度の実績をもとに試算した結果ですけども、全体としては、仮に例えば減免措置等なくてそのまま数字をぶっ掛けたという形であると、年間で約5,800万円ぐらいの収入になる見込みです。

ただ、参考までに申し上げますと、平成24年の決算を、例えば減免措置等それぞれの施設で代わった形でやっています。そういう要因を除きまして、平成24年度の決算と今回値上げしたものは、1年間収入があったという形で試算いたしますと、全体では若干の増、100万円単位、もしくは100万円から500万円ぐらいの間の増になるのかなという、その程度の改定であるということをご理解いただければと思います。ちょっと分かりにくいかもしれませんが、全体としてはそういうことでございます。

○議長（高橋利彦） 佐久間茂樹議員。

○19番（佐久間茂樹） 実は、1か月ぐらい前に地元で老人クラブというか、お年寄りの集まりがあったときなんですけれども、パークゴルフ場で値上げになった。具体的にいうと、パークゴルフ場は月当たりにして1,500円ぐらいの値上げなんですかね、1,000円ですか。た

だ、毎日行っているわけではないので、月に4回か5回しか行かないとかなりの値上げになる。もう行かないという話が出たんですよ。かなり早くこの情報を知っていらして、私らは知らなかったわけですけども、これで見ますと例えば浴場関係、お風呂関係、いいおかけんこうセンターで月当たりで結構上がっていると思うんですけども、今まで何で急に上がったんだと直接言われるのは私たちなんですね、現場で。多分私だけではなくて、ほかの議員とも言われると思うんですけども、お風呂代が上がったよ、パークゴルフ場上がったよ、知っているのか、何で上がったんだというお話を直接受けるんですよ。

多分、トータルの収入は変えてもそんなに変わらないと思うんです。第1号予算の19ページあたりで見ても、ただ総務使用料で40.7%増と書いてあるんですけども、金額的には大した金額にならないと思うんですよ。だけれども、直接行っている人にとってはかなりショックが大きいというか、その矛先がこっちにくるんですね、現場のほうに。ですから、ほかの議員の皆さんも多分言われるんだろうと思いますけれども。

これは質問というよりも市長にお願いなんですけれども、昭和21年から23年生まれの方が65歳を超えました。1つの人生設計が終わったわけです。新たな人生設計、残り少なくなった10年、20年、これからどうしようか、ビジョンが見えなくて必死でもがいている状態だと思うんですね。だから、そういったコミュニティ、人と触れ合う場所、そういった場所をできるだけ安く確保していただきたいと思うんですよ。

これは市長に質問というよりもお願いなんですけれども、市長は合併前から議員をされていまして、合併のときの大原則、サービスは高く負担は軽くという原則があると思うんですね。ですから、まだ合併して10年たっておりません。特例債の期間中でもあります。何とかこれ、議案で出てしまったんですけども、市長の裁断でできるだけ負担が増えないようにお願いして質問に代えさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋利彦） 佐久間茂樹議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 今回の使用料、手数料の改正ということで、議員の皆様方にも大変いろいろな面でお骨折りをおかけるところでありますけれども、冒頭に申し上げましたように、使用料、手数料の問題、合併して10年目に今年入るわけでありまして、市民の利用に対しまして均一であり平等であるという大原則をこの辺で10年目を迎えて見直そうというようなことになりまして今回提案させていただいたわけでありまして。

中でも、パークゴルフ場の問題はかなり議論いたしました。確かに佐久間議員が言うよう

に、今まで使っている人にとってこれだけの値上げということは非常に厳しい。まして年配の方々が年金は幾らあるとはいいいながら、かなりやはり収入としては限られた部分でありますので、そういった部分での使用料値上げということは非常に厳しいということの中で、それに値上げをするということの代替として、土曜日も使用していただける。月決めの会員でありますけれども、月決めの会員は実際1,000円上がるわけです。2,500円が3,500円。それは、65歳の特典を作ったわけでありまして、65歳の特典を作ることについてもいろいろ議論があったわけでありまして、健康パークゴルフは健康を維持増進させるために造ったパークゴルフ場でありますので、60歳はまだ働き盛りだ、そんなような思いもありますので、65歳以上の方々には割り引いて、7割でやれるような。

そうなりますと、今まで1回使用料が500円かかっていたものが350円になるわけでありまして、そういった部分では値下がりということでありまして、ただ月決めの方に対しましては1,000円の値上がりでありますので、1,000円の値上りをしたかわりに土曜日を使用していただくというようなことを、いろいろ議論した中でそういった方向にしてきたわけでありまして、ぜひご理解をいただきたい。

やはり、2,500円で1か月3回か4回しかやらない人は高いのかもしれませんが、15日、20日も来る人は、2,500円はちょっと安いのではないかな。パークゴルフも発足以来6年になるわけでありまして、そろそろ使用料、手数料の見直しをしてもいいのではないかなというようなことの中で、今回提案させていただいたわけでありまして、いろいろな面で議員の皆様方に反響がいっぱいあるかと思っておりますけれども、ぜひ説明していただきながらご理解いただきたいとそうふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（高橋利彦） 佐久間茂樹議員。

○19番（佐久間茂樹） ちょっと足りなかつたので申し上げさせていただきたいと思っております。

4月から消費税が値上がりします。今議会でも第21号議案で国民健康保険税の値上げが提案されております。年金は減らされています。

という中で、少しでもショックを和らげるというとおかしいんですが負担を軽くして、こういった公共施設は使っていただくために造っているわけですから、できるだけ市民の皆さんが使える多くの人に使っていただけるように、楽に使っていただけるようお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋利彦） 答弁はいいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（高橋利彦） 佐久間茂樹議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第22号の質疑を終わります。

議案第23号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第24号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第25号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第26号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第27号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第28号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第29号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。  
議案第30号について、質疑に入ります。  
質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。  
議案第31号について、質疑に入ります。  
質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。  
議案第32号について、質疑に入ります。  
質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。  
議案第33号について、質疑に入ります。  
質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。  
議案第34号について、質疑に入ります。  
質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。  
議案第35号について、質疑に入ります。  
質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。  
議案第36号について、質疑に入ります。  
質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。  
議案第37号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋利彦) 質疑なしと認めます。

議案第38号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋利彦) 質疑なしと認めます。

議案第39号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋利彦) 質疑なしと認めます。

以上で議案質疑を終わります。

---

◎追加日程 議案第37号、議案第38号、議案第39号直接審議(先議)

○議長(高橋利彦) おはかりいたします。

議案第37号、議案第38号、議案第39号は、人事案件でありますので、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに対するご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋利彦) ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号、議案第38号、議案第39号は、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第37号、議案第38号、議案第39号は、人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

議案第37号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(高橋利彦) 賛成多数。

よって、議案第37号は同意することに決しました。

議案第38号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(高橋利彦) 全員賛成。

よって、議案第38号は同意することに決しました。

議案第39号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(高橋利彦) 全員賛成。

よって、議案第39号は同意することに決しました。

---

## ◎日程第2 常任委員会議案付託

○議長(高橋利彦) 日程第2、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

議案第1号から議案第36号までの36議案を、お手元に配付してあります付託議案等分担表

1、議案の部のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、17日までに審査を終了されますようお願いいたします。

---

## ◎日程第3 常任委員会陳情付託

○議長(高橋利彦) 日程第3、委員会陳情付託。

本定例会までに提出されました陳情は、陳情第1号、陳情第2号の2件であります。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋利彦) 配付漏れないものと認めます。

これより、常任委員会に陳情を付託いたします。

陳情第1号、陳情第2号の2件について、お手元に配付してあります付託議案等分担表2、陳情の部のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました陳情は、17日までに審査を終了されますようお願いいたします。

---

○議長（高橋利彦） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は6日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午前10時49分

## 平成26年旭市議会第1回定例会会議録

### 議事日程（第3号）

平成26年3月6日（木曜日）午前10時開議

#### 第1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

##### 日程第1 一般質問

---

#### 出席議員（22名）

1番	林 晴 道	2番	高 橋 秀 典
3番	米 本 弥一郎	4番	有 田 惠 子
5番	宮 内 保	6番	磯 本 繁
7番	飯 嶋 正 利	8番	宮 澤 芳 雄
9番	太 田 將 範	10番	伊 藤 保
11番	島 田 和 雄	12番	平 野 忠 作
13番	伊 藤 房 代	14番	林 七 巳
15番	向 後 悦 世	16番	景 山 岩三郎
17番	滑 川 公 英	18番	木 内 欽 市
19番	佐久間 茂 樹	20番	林 俊 介
21番	高 橋 利 彦	22番	林 正一郎

---

#### 欠席議員（なし）

---

#### 説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 寿 一
教 育 長	彗 田 哲 雄	病 院 事 業 者 改 革 長	吉 田 象 二
秘書広報課長	堀 江 通 洋	推 進 課	林 清 明

総務課長	米本 壽一	企画政策課長	伊藤 浩
財政課長	加瀬 正彦	税務課長	佐藤 一則
市民生活課長	馬淵 一弘	環境課長	新行内 弘
保険年金課長	加瀬 喜久	健康管理課長	野口 國男
社会福祉課長	加瀬 恭史	子育て支援課長	山口 訓子
高齢者福祉課長	石毛 健一	商工観光課長	堀江 隆夫
農水産課長	大久保 孝治	建設課長	高野 晃雄
都市整備課長	林 利夫	下水道課長	石毛 隆
会計管理者	宮應 孝行	消防長	佐藤 清和
水道課長	鈴木 邦博	病院事務部長	菅谷 敏之史
病院経理課長	土師 学	庶務課長	横山 秀喜
学校教育課長	菅谷 充雅	生涯学習課長	佐久間 隆
体育振興課長	石嶋 幸衛	監査委員局長	田杭 平三
農業委員会事務局長	高木 寛幸		

---

**事務局職員出席者**

事務局長	伊藤 恒男	事務局次長	向後 嘉弘
------	-------	-------	-------

---

開議 午前10時 0分

○議長（高橋利彦） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

---

○議長（高橋利彦） 初めに、私よりお願いがあります。

この後、一般質問を行いますが、一般質問については旭市議会会議規則第62条に市の一般事務について議長の許可を得て質問することができる旨と明記されています。議員各位におかれましては、旭市議会会議規則を遵守され、一般質問を行うようお願い申し上げます。

---

#### ◎日程第1 一般質問

○議長（高橋利彦） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

---

#### ◇ 伊 藤 保

○議長（高橋利彦） 通告順により、伊藤保議員、ご登壇願います。

（10番 伊藤 保 登壇）

○10番（伊藤 保） おはようございます。

10番議員、公明党、伊藤保、議長より発言の許可をいただきましたので質問をいたします。

東日本大震災から3年、ようやく復興へと整備が始まりました。そんな中、2月16日に起きた竜巻による被害が出ました。被害に遭われた皆様には心よりお見舞い申し上げます。

昨年12月改選され、決意も新たにこの地域の発展と市民の皆様の安全と安心して暮らせる

よう努力してまいりたいと決意しております。

早速、通告に従って質問を行います。

私は今回4項目、8点の質問をいたします。

昨年秋、市内各地域を回りましたが、ここ数年でかなりの空き家が目立ち、住民からは何とかならないかとの相談が多数ありました。敷地内の草木は伸び放題、隣の屋根に覆いかぶさる状態で、近隣住民からの不安もあるようですので、1項目め、空き家対策について3点ほど伺います。

1、旭市の空き家の現状について、地域別の件数を教えていただきたいと思います。

2点目、現状の対策についてどういった対策をしているのか伺います。

3点目、今後の対策について計画を策定しているのか伺います。

2項目めに、防災について2点ほど伺います。

1点目、各地域に災害時の一時避難場所がありますが、地元の方々は指定場所が分かりませんが、他地域から来た場合どこにあるのか分かりませんので、一避難所に対して案内板は何枚あるのか伺います。

2点目、誘導標識について伺います。一時避難所、緊急避難所、緊急避難タワーなどへの標識、あるいは標示といったものが目立たないので、一避難所、一緊急避難場所への誘導標識は何枚あるのか伺います。

次に3項目め、自転車通学の安全対策について伺います。

全国では自転車事故が多発しております。自転車事故の多額な損害賠償を求められるケースが少なくありません。市内中学校では自転車通学を許可しておりますが、1点目に、任意保険の加入状況について伺います。

2点目に、安全対策・指導についてどのように行っているのか伺います。

最後に4項目め、子ども安心カードについて伺います。

群馬県渋川市では、渋川市子ども安心カードというものを作成し、話題を呼んでおります。このカードの目的は、市内の学校・園における幼児、児童・生徒の病気やけが、アレルギー等による緊急時における救急車等による搬送の際に、園・学校と消防署とが連携し、救急隊への速やかで適切な引き渡しや対応を行うためのものです。

内容は、緊急時に幼児、児童・生徒を救急隊に引き渡す際に、園・学校より救急隊に提示する個人カードで、カードには救急隊が必要とする個人情報に記載されています。このカードを園・学校が救急隊に速やかに提示することで、緊急時のより迅速な対応が期待されます。

カードへの記載については、園・学校より配布し、保護者の同意を得て記入を依頼し、提出を求めます。園・学校ではカード管理の徹底を図り、緊急時には使用マニュアルに従って対応できるように教職員の周知を図ります。

カードについては上記目的以外には使用せず、幼稚園では3年間、小学校では6年間、中学校では3年間保管し、卒園、卒業時に各家庭に返却します。また、年度当初及び記載事項に変更が生じた場合には各家庭にカードを返却し、内容を確認し、加除修正を行います。カードを使用した場合には、出動した救急隊から各学校・園に返却することになっています。

旭市には、このようなカードは存在しているのでしょうか、伺います。

以上で質問は終わります。

なお、再質問は自席で行いますので、答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

○議長（高橋利彦） 伊藤保議員の一般質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） それでは、1点目の空き家対策でございます。

その（1）ですけれども、地域別の現状はどのくらいあるのかということであります。この件に関しては本当に申し訳ございません。地域全体で把握しているものはございません。したがって、最近3年間で市役所に空き家について相談があった件数を地区別にお答えしたいと思います。

平成23年度から25年度までの集計です。旭地区は18件です。海上地区は4件です。飯岡地区は3件です。干潟地区はゼロです。合計しますと25件あったわけでありまして。たまたま今週、区長さんが何人か見えまして、その11名の区長さんに聞きました。それで聞きましたところ、29件の空き家がある、このことも分かりました。今147区あるわけですから、これを掛け算しますとかなりの数になるということになるわけでありまして。

いずれにしても、議員がおっしゃるように、地区ごとにどれだけあるかということを見時期を見て改めて調査してみたい、このように考えております。

件数については以上でございます。

さて、市の対応ですけれども、どのようにやっているかということのご質問がございました。これが2点目です。

空き家につきましては、隣の方等から相談があった場合には、職員が現地を見て所有者等を調べます。調べて分かったら、そこに現場の写真を入れて通知をします。そこで適切な管理をお願いしますということで、そういった対応をしているというような状況であります。

ただ、これは結果なんですけれども、相談内容としては火災だとか、犯罪だとか、防災だとか、そういった関係で心配していることなんですけれども、最終的に平成25年度、たまたま20件の相談があったわけです。20件の相談のうち対応してくれた方というのは4件、ここにとどまっている、これが現状であります。

大変失礼しました。今20件のうち、私は数字を間違えて言いました。7件であります。失礼しました。

それと3点目は、今後じゃどのように考えているのか、どんな計画でいるのかということでもあります。それについてお答えしたいと思います。

空き家を放置しますと、そのままだと危険と隣り合わせであったり、不法投棄であったり、先ほど議員が言ったように草が繁茂し放題だということで、犯罪の温床となる可能性もあるわけであります。市としましては、何らかの対策を講じる必要があると感じているわけでありす。

ただ、現状としては、所有者への指導に法的根拠がないということでありまして、データを集めて行政でどこまで介入できるかというのが難しい状況であるというのが現実なんです。ほかの自治体も調べてみたんですけれども、自治体によっては条例を定めて強制執行までするといったところもあるんですけれども、最終的には発生した解体費用が回収できないという、そういった問題も発生している。でも、その一方では、空き家の解消を促す基本方針が国で調整中であるという情報も得ています。この指針等によって自治体の計画策定に必要な事項が定める予定との情報もあるわけですので、そういった情報も確認しながら、これから検討させていただきたい、こういうふうに思っております。

続いて、防災についてであります。

まず1点目に、避難場所一施設について何枚避難所の看板を設置しているんですかというご質問があったと思います。基本的には1枚なんです。

2点目として、じゃ市内全体で何枚設置してあるのかというご質問もございました。これは一緒にお答えしたいと思います。旭市における避難場所は69か所あるわけです。避難看板はその避難所の門に近いところ、入り口に近い所に設置している、これが状況であります。

避難所の内訳としましては、指定避難場所といいまして、避難して生活ができるような、例えば学校等の施設の場所に28か所、これは主に学校です。28か所あります。それから一時避難場所といいまして、一時的に避難するものです。例えば地区の集会所等も指定しているところもあります。これは31か所あります。それから広域的な避難場所もあります。例えば

公園等でありますけれども、そこに10か所。合わせて69か所、こういった状況であります。

(1) と (2) は一緒に答えさせていただきました。

以上です。

○議長（高橋利彦） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、私のほうから3番の(1)任意保険の加入状況、そして(2)の安全指導について回答させていただきます。

最初に(1)の任意保険の加入状況でございますが、その前に、市内中学校5校ございますが、自転車通学の許可数でございますけれども、全生徒1,825名のうち1,765名、96.7%が自転車通学をしております。任意保険でございますけれども、千葉県PTA連絡協議会の勧める自転車総合保険を案内しております。これは対人賠償などを含めた保険となっております、これは任意保険でございますけれども、加入率につきましては大体8%という状況でございます。

それから、続きまして(2)の学校での自転車の安全指導について回答させていただきます。

中学校の自転車通学に関する安全対策につきましては、年間を通して、交通安全の講話や交通安全関係の文書の配布、交通安全教室、教諭・保護者・ボランティアなどによる定期的な登下校の指導、朝や帰りの会での指導を全ての学校で実施しております。また、自転車点検につきましては、交通安全担当の教諭やあるいは生徒会の専門委員会等が行っております。

教育委員会の学校教育課といたしましては、毎月5日、10日に朝の交通パトロール、また春、秋、冬の全国交通安全運動期間中につきましても全日程で交通パトロールを実施しております。特に本年度につきましては、6月と11月を交通安全強化月間といたしまして、平日全てにおいて交通パトロールを実施いたしました。特に6月につきましては、旭警察署、市民生活課、総務課、各学校と連携いたしまして交通安全の強化月間として取り組みました。また、パトロール中に声をかけた児童・生徒の該当校には交通安全指導の内容を連絡して、情報の共有化を図っております。

続きまして、4番の(1)のいわゆる子ども安心カード。小学校、中学校でございますけれども、現在小・中学校では、児童・生徒の健康状態や既往症、あるいはアレルギーなどを記載した保健調査票を作成しております。これは教育委員会のほうで市内全部統一したものをつくっております、小・中学校9年間利用するものでございます。緊急の搬送時には、保健調査票を確認した上で関係職員が同乗し、さまざまな体の状況を救急隊員に伝えて対応

しております。

現物でございますけれども、こういうものでございまして、これが小学校1年生から中学校3年生までということで、内容につきましては、いわゆるアレルギーも含めて、これまでの既往症とかそういったものを全部記載するようになってございまして、毎年年度末に各家庭のほうへお返しして、またチェックしていただいて学校のほうで保管しているというものでございます。これがそういったものに対応しているのかなと思います。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 市民生活課長。

○市民生活課長（馬淵一弘） 3番目の自転車通学の安全対策について、（2）安全対策・指導についてのご質問にお答えします。

市では、交通安全教室の一環としまして、毎年市内小・中学校で自転車教室を開催しております。小学校では主に小学3年生を対象に、中学校では中学1年生を対象に、4月から6月までの間で、旭警察署や旭交通安全指導員のご協力もいただきながら実施をしております。

内容としましては、小学校では自転車の点検方法、安全な乗り方の講話の後、校庭での実技指導を実施しております。また、中学校では自転車の点検方法、安全な乗り方の講話の終了後、交通事故の被害者、また加害者とならないための自転車の乗り方についてのDVDの視聴を実施しております。平成25年度は、市内全ての小・中学校20校で実施をいたしました。

以上です。

○議長（高橋利彦） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） それでは、私のほうから4番、子ども安心カードについて、（1）の中で公立保育所児童の緊急時について子育て支援課からお答えいたします。

公立保育所では、入所児童ごとの児童票を作成しております。この児童票には連絡先や保険証番号のほか、アレルギーなどの体質や既往症などの健康記録が記載されており、救急車による搬送の際には担任保育士等が児童票を持って同乗し、関係者に情報を伝えるようにしております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） それでは、再質問をさせていただきます。

まず（1）の1点目ですけれども、以前、空き家を再生利用して定住促進を行ってはどうかと質問をいたしました。これは再生利用ですけれども、今回の質問は、そのまま放置すれ

ば倒壊等著しく、保安上危険となるおそれのある状態、または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、先ほどおっしゃいました、このいわゆる空き家等対策の新しい法案の定義なんですけれども、そうしたものが出ているということでありますけれども、これは全国的な問題となっております。そしてこの中に、先ほど言われておりましたように、空き家等対策条例というのが2010年にできました。2010年10月です。それで促進運動とか、さまざまなことを行っていたわけでございます。

それにはやはり法的な、そういった打つ手がない状況であります、今度のものは行政代執行とかさまざまな面で大きく変わってくると思われるんです。そうすると、いわゆる補助金とか、そういったものがつくという形になります。これには市町村長という名目がきちんと書かれておまして、そして市町村長の権限でできるというふうになるような状況でございます。そうすると、今の状況の中でかなり踏み込んだ法令改革ができるということでございます。

そうした場合に、今全件掌握していないということでございますけれども、やはりこれは計画を立てるような、そうした状況になりつつあるわけです。ですので、ぜひこれは計画を持って掌握をしていただきたいなど、こういうふうに思います。

先ほど条例の話が出ましたが、所沢市の条例がきっかけでこれはできました。昨年10月時点で272件の自治体で条例が制定されております、全国で。東京都足立区では、2011年11月に都内で初めて空き家条例を施行したわけです。注目されるのは解体費用なんです。解体費用を助成する内容になっていることが足立区では大きな変更点となっております。この助成を、住宅の解体を行う場合には解体費用の9割、上限100万円を補助しているということです。旭市では財政が非常に厳しいものですから、そこまではいかないでしょうけれども、そうした条例があります。

この条例を施行して以降、これまで45件が解体されたということなんです。ある意味、国がこれを施行されると、補助金とか、更地になった場合には税金がかなり上がるんです。それを少しずつ免除していくというような形の法律もこの中には盛り込まれているということです。

ですから、秋田県大仙市、2012年3月に行われた行政代執行。これの解体費用は180万円。これは回収のめどが立っていないという、そういう状況なんです。ですから、全国の自治体で、地方はかなり財政が厳しいものですから、一歩も進んでいない状況があります。これには、今度の法律には立ち木あるいは竹とか、そういった敷地内にあるものは全部対象になり

ますので、これから先にどういうふうに計画性を持ってやっていくのか。まず1点目は掌握が大事ではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋利彦） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） まさにおっしゃるとおりであります。計画を立てる前には現状の把握は必ず必要であるわけですから。ただ、現状の中で、よく管理している空き家というのと全然管理していない空き家という、幾つかのパターンがあるはずなんです。その辺も含めまして、まず現状を十分把握するというのは第一歩であると思います。

○議長（高橋利彦） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 空き家にも定義というものがあるそうなんです。この定義とは、空き家等というのは建築物、またはこれに附属する工作物であって、居住、その他の使用がなされていないことが常態で、常に同じような状況であるもの及びその敷地、立ち木、その他の土地に定着するものを含む、さっき私が言ったような、そういったものです。

この法律は、今度新しくできる法律なんですけれども、特別措置法案ですけれども、これはそのまま放置すれば倒壊等著しく、保安上危険となるおそれのある状態、または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の衛生生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等という、こういう形です。

ですから、一目で朽ち果てている、これは危ないなということに対してはしっかりと対応ができるわけでございますので、住めるような、ちゃんと管理しているところでは、先ほど話したように定住促進住宅の対策にはいいんじゃないかなと思います。

ですから、住めるところはやはり市でもって、これを貸してくれないかという話で、東京とか、あるいはほかの市町村からこちらのほうに呼びかけをして住んでもらうというような、そういった政策も必要ではないのかな、こういうふうに思います。その辺のところを立て分けてやっていかなければ、非常にこれからの状況でいくと空き家がどんどん増えてしまって困ったなという状況になりかねませんので、ぜひこの空き家対策、よろしくお願ひしたいと思います。どうでしょうか。

○議長（高橋利彦） 伊藤保議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） どうかというご質問であれば、必ず個人の財産ですので、定住促進

にしても再利用にしても必ず面会をしなくちゃならないと思います。ですから、どれだけ市内にあって、どういう状況で、その方がどういう考えでいるところまで詰めて把握してからでないと、はっきりこうしますというのは現段階ではちょっと難しいと考えております。個人の財産でありますので、必ず面会をして、そういった順序を踏んでやっていきたいと思っております。

○議長（高橋利彦） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） じゃ次に移りますけれども、次の現状どのようにしているのですかという質問に対しては、今話がありましたけれども、7件にとどまるという話でございました。この残りの件数は、やはり回答とかそういったものは全くない状況なのでしょうか。それをちょっと伺いたいですけれども。

○議長（高橋利彦） 伊藤保議員の再質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 20件のうちに7件と先ほども申し上げました。通知をして、またその連絡をする。私は実は直接お話ししたのを例にしてみたいと思います。とにかく理解はしているんですね。こちらに物件があって、都内のほうに住んでいる方なんですけれども、理解はしてくれるんですけれども、気持ちもあります、分かりましたと。この平成25年度に相談があって、連絡をして対策を練ってくれたのは先ほどの7件ですけれども、全然ないという方もいらっしゃいますけれども、それは連絡を取り合っているということでその辺はご理解をお願いしたい。あとは、じゃいつやるかという問題なんですけれども、その辺は結果的にはまだできていないということの先ほどの数字ということです。

○議長（高橋利彦） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 当然、通知するときには勧告まではできると思うんですけれども、その辺のところは何回かやられたんでしょうか。最終的には命令になると思うんです。その辺のところをちょっと伺います。

○議長（高橋利彦） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 勧告・命令と、そんなに強くなくて、とりあえずお願いという形で、今の行政の立場としてお願いするという穏便な形でやっているというのが、これが事実であります。

○議長（高橋利彦） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 条例がこの旭市にはまだないので、その辺のところはどうしようもないのかなというふうに思います。文書でもって勧告、そういったものができれば、またちょっと受けるほうも違うのかなという気もいたします。いずれにしても、国の法律ができれば、勧告・命令まで行くということです。お金がないとか、そういったものに対しては、しっかりと市町村がこの補助金を使って壊すというような対応もできているんですけども、そうした状況をやはり今国で進めているわけですので、ぜひ空き家の状況・状態を掌握していただきたい、このように思います。

では、次の質問に移ります。

次の3番目は、今後の対応ということで計画をしっかりとつくっていくということでよろしいかなと理解しましたので、2点目の防災について伺います。

防災についてですけれども、市内を回っていて、これは（1）と一緒にしちゃっていいと思うんですけれども、誘導標示というのが全くないんです。それで、今緊急避難所あるいは緊急タワーというものがありますけれども、タワー一つの例をとると、緊急避難タワー、これは三川と椎名内にあります。だけれども、どちらに逃げたほうが早いのかという、そういうものが見当たらないんですね。そうすると、他地域から来て災害に遭ってしまったときに、じゃどちらへ逃げようかということになると、ちょっとその辺戸惑うと思うんです。ですので、ぜひ誘導標示をきちんと付けていただきたいと思いますが、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（高橋利彦） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） まさに今は看板が確かに少ないという状況であります。でも、今年度から具体的に設置を予定しております。具体的に述べたいと思います。

津波に関連した案内板として、避難ビル、先ほどのタワーも含めまして避難ビル、それから避難場所等へ32基を設置する予定です。それと、議員おっしゃるように、どっちへ向いて逃げたらいいかというのは分からない、外から来た方は分からないという場合もあります。極端なことを言って、海に逃げる方がひょっとしたら夜にあるかも分かりません。そういうことで、避難路12路線から避難所、避難場所まで行くという、そういった看板を82枚、こういったものを今考えているところです。

以上です。

○議長（高橋利彦） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 津波のほうはそうにしていきたいと思いますが、大雨とかそういった洪水もあるし、また干潟、海上、飯岡は台地を抱えておりますので、その辺のところをやはり同じように考えていただかないと、これはちょっと厳しいものがあると思うんです。出てくると思うんです。ですので、その辺のところも考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋利彦） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 市内には海があって山があるわけですから、全部同じように考えるということのご質問だと思います。でも、ただ今回は津波のほうを優先して設置したいという考えであります。おいおい、避難場所としては全部もちろん考えています。でも、先ほど言った誘導看板というものは、まず津波のほうを先に考えて設置したいという先ほどの枚数であります。

○議長（高橋利彦） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 東北の被災地の現状見ると、屋根からいわゆる学校のほうに航空表示と言っていますかね。大きく何々小学校とか場所を、建物の簡単な名称を書いてあるものがあるんです。津波の場合には、いわゆるヘリコプターとかそういったので救助に来ることも考えられるんです。そうした場合に、GPSは今積んでいると思うんですけれども、しかし一目で目視で分かるような、そうしたものも必要ではないかな、こういうふうに思うんですけれども、その辺のところは考えておりますでしょうか。

○議長（高橋利彦） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） これは、議員はどうせ看板を設置するんなら分かりやすい、極端なことを言えば、全国どこでも同じようなものであればいいんじゃないかなと、こういうふうに理解してお答えさせていただきます。

防災に関する統一表示というものはあることはあるんです。例えば津波に関していえば、避難場所や注意喚起に関するものを絵文字でもって表現するわけですが、それは色が3種類ある。青、黄、緑と3種類。それから形、丸、三角、四角と単純なもの。それから避難ビルはこんな絵柄、津波はこんな絵柄、逃げる場合にはこんな絵柄という単純なものはあるんですけれども、あとは議員がおっしゃるように分かりやすいという、分かりやすいというのは大きさとか言葉だとかというのは任されているんです。その辺のところはかなり慎

重にやっているところですがけれども、先ほど例がありましたけれども、屋上に大きなものを設置して上から見ても分かるようなという一つの例がありました。その辺も含めまして、今ここで、じゃこういうことを考えていますよということはまだ言えませんが、その辺も広く研究してみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋利彦） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） ぜひ分かりやすい、救済者が分かりやすいものも一つの大きな問題でもありますので、よろしく願いをいたします。

じゃ、防災の件についてはこれで終わりにしたいと思います。

次に、自転車通学の安全対策についてでございますけれども、先ほど8%ぐらいというお話でございました。これは、あとはほかに家族自動車保険とか損害保険に入っていると思われましても、一つの例でいえば、テレビでもやっておりましたけれども、小学校5年生の生徒がいわゆるマウンテンバイクで約9,500万円、そのぐらいの補償を求められたというお話があります。それから、横浜市では5,000万円の損害賠償がある。これだけ自転車で加害者になってしまったときに、家庭はもちろんですけれども、生徒の一生も大きく左右してしまうものだと私は思っておるんです。そうしたときに、やはり学校側としても大きくこういった問題がありますよというものをしっかりと生徒の保護者に分らしめることが大事なのではないかな、こういうふう思うんです。

これは学校だけじゃなくて、自転車を扱っている人たちに対してもやはり大きな問題となるので、ぜひこれはしっかりと広報等を通じて、こういった事件があるんだということで注意をしていただきたいと思うんです。その辺のところはどうでしょうか。

○議長（高橋利彦） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） 今、議員がご指摘のように、児童・生徒が加害者となって多くの責任と言いますか、賠償を求められているということは私もよく理解しております。

それで、任意保険につきましてはやはり任意保険ですので、学校として強く勧めることは非常に難しいのかな。ただ、今ご指導いただきましたように、そういった事案があるということにつきましては、学校を通して各保護者の方々に何らかの形で今後伝えていくということやはり大事なと思っております。一応4月当初、またさまざまなPTAとか総会等がございますので、そういった場を利用して、学校のほうから、こういうことが今起きてますよというような形で情報提供はしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 自転車通学を許可しているということですので、もし仮に大きな損害があったときに、市にも恐らく許可をしたということで何らかの相談があると思うんです。そうしたときに、非常に市としても困るのではないかなというふうに思います。ぜひその辺のところはやっていただきたいな、注意喚起をしていただきたいなというふうに思います。次の2点目の質問に移らせていただきます。

安全対策・指導についてでございますけれども、自転車の安全点検等を年1回行っておられるという話ですけれども、やはり今ブレーキがワイヤー式になっております。ワイヤーがもし切れた場合には、もうどうしようもないというところにあるわけです。昔はロット式でしたから、ロットがしっかりとしていれば大丈夫だったというふうに思いますけれども、これが自転車だと、やはり中学で買って高校までということでございますので、自転車の点検等々はやはりしっかりとやってもらいたいと思うんです。月1回でも私は多くないと思うんですけれども、その辺のところはもう少し細かく点検をしていただきたいと思っておりますけれども、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（高橋利彦） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） 各学校によってまちまちというところも実際あるんですけれども、業者によります自転車安全点検は確かに年1回なんですけれども、それ以外に、先ほど申し上げましたように子どものほうで、いわゆる生徒会とか、大体どこの学校も交通安全委員会とかそういった組織がございますので、そういったところを活用して、ただ専門家じゃありませんので細かいところまではもちろん見られないんですけれども、そういった形で点検している学校もございます。詳しい実態までは全て把握はしていないんですけれども、もう少し頻繁に何らかの形でやっているという学校が多いと理解しております。

○議長（高橋利彦） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） ぜひどのぐらいの頻度でやっているのか、各学校で、5校ですから掌握していただいて、きちんとやはり安全性というものを子どもたちに訴えていっていただきたいと思っております。

次の子ども安心カードに移らせていただきます。

先ほどお示しがございましたけれども、子ども安心カードと似たようなものがあるというこ

とで、より一層充実をさせていただきたいと思います。

これは渋川市の緊急渋川市子ども安心カードというのをちょっとパソコンで引っ張ってみました。旭市のほうがすばらしいものがありますので、やはりこれを充実してやっていただきたい、このように思いますので、ぜひよろしく願いをいたします。

私の一般質問は終わります。

以上です。

○議長（高橋利彦） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

#### ◇ 滑 川 公 英

○議長（高橋利彦） 続いて、滑川公英議員、ご登壇願います。

（17番 滑川公英 登壇）

○17番（滑川公英） おはようございます。

議席番号17番、滑川公英。

平成26年第1回定例市議会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

ロシアのソチで開催された冬季オリンピックの感動、いまだ冷めやらずの昨今であります。また、これからパラリンピックでも選手の皆様の活躍を期待しております。

また、もう数日で東日本大震災から3年経過いたします。被災された方々、地域の復興を心よりお祈りいたします。

我が旭市では、明智市政のこれから3年半の中で、旭中央病院の独立行政法人化、新庁舎建設、三川蛇園線の延伸、平成27年10月オープン予定の道の駅の建設と、早急に決断が求められているときです。そこで、旭中央病院、観光行政、新庁舎建設、広域ごみ焼却場について質問したいと思います。

初めに、旭中央病院について。

1番として、地方独立行政法人化について。

旭中央病院検討委員会は平成26年度中に独法化との答申でございましたが、総務省の公立病院経営改革ガイドラインの経営効率化、再編ネットワーク化、経営計画の見直しの三つの視点から、一部適用、全部適用、指定管理者制度、民間譲渡の工程になっているにもかかわらず、平成20年4月に発足した前市長の私的な経営検討委員会では、平成20年5月には中央病院主導で独法化を飛び越して指定管理者制度を選択し、着々と民営化を進めましたが、同

じ経営陣が今回巻き戻しをして、地方独法化とは大いなる矛盾ではないかと思えます。市長はどのように考えておるのでしょうか。

2番目として、事業管理者について。

昨年3月27日、旭中央病院の院長と事業管理者の分離が実現し、二人三脚による医師確保も容易になるやに期待されましたが、全員協議会の報告によりますと医師の実数に変化があるとは報告されませんでした。事業管理者は市長任命の最高経営責任者であります。3月中には任期が切れ、どのような人事になるのか議会にお示し願えればと思えます。

3番目として、監査について。

議案第10号で監査委員の増員を提案していただきまして、誠にありがとうございます。議場にいる皆様にはご存じのように、一般会計、特別会計、公営企業会計のトータルは約870億円です。2013年の売り上げは、サッカーくじt o t o、これが900億円を突破しています。また、一部上場のふりかけで有名な永谷園が703億円、柿の種の亀田製菓が912億円、東京ドームが810億円などで、いかに旭市の総予算が大きいかはかり知れます。今、監査委員の報酬はどのくらいで、近隣市との比較はどのようになっているのでしょうか、お示し願いたいと思えます。

2番目として、観光行政について。

観光協会について。

今、旭市では合併して10年目を迎えようとしています、観光協会が二つあります。おのおの立派に活動して観光に貢献していますが、目的はただ一つ、観光PRでございますが、早期の構成、予算、会員数の情報を旭、飯岡それぞれの観光協会についてお示し願いたいと思えます。

2番目として、情報発信について。

昨年も質問いたしました、インターネット上だけではなく、プレ道の駅ということで袋公園桜まつり、5月に第3回目の開催予定のV I L L A G Eの袋公園イベント、7月のY O U・遊フェスティバル、8月の七夕まつり、10月から11月にかけての産業まつり等に道の駅の事務局、観光協会、あさピー等をまとめてコーナーを開設し、旭市の観光、道の駅をPRすべきではないかと考えております。道の駅については平成27年10月オープン予定で、まだ1年6か月あるのではなく、あと1年半しかない、そのように考えておりますので、執行部のお考えをお示し願いたいと思えます。

3番目として、2020年東京オリンピックのキャンプ場について。

ロンドンオリンピックの参加国、地域数は204でした。東京オリンピックではロンドンと同じぐらいと現在予想されています。この五輪効果を旭市はどのように生かしていくのか。外国選手の合宿誘致を最大限に生かしたのが、ワールドカップ杯のキャンプ地で名を売りましたカメルーンを誘致した大分県中津江村です。これにより知名度向上、国際交流が図られました。現在は合併して、大分県日田市となっております。旭市でも東総運動場、広大な海上キャンプ場があります。地域に合った相手国を探すべき、旭市としても外国人を受け入れる体制づくりを急ぐべきではないのでしょうか。

3番目として、新庁舎建設について。

庁内で検討し、今議会に提示された四つの候補地の利点と欠点、それぞれの建設にかかる費用、延べ床面積は全部同じだと思いますが、建坪と低層化、中層化、本体工事以外の工事費はどのくらいかかるのか、アバウトでいいですからお示し願いたいと思います。

大きい4番目として、東総広域市町村圏組合のごみ焼却場施設について。

このことは何度か質問しておりますが、先の全員協議会の中では、市長は銚子市が最終処分場用地を決断できないときには焼却場本体の建設を再考すると答弁しております。本議会でもその旨の答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

1回目の質問を終わります。

2回目以降は自席で行います。よろしくお願ひします。

○議長（高橋利彦） 一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○議長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 滑川議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうから、1番目の旭中央病院について、（1）地方独立行政法人化について、（2）事業管理者について、2番目の観光行政について、2020年東京オリンピックのキャンプ

地について、4番目の東総広域市町村圏事務組合のごみ焼却施設についてお答えをいたします。

最初に、旭中央病院、地方独立行政法人化についてお答えをいたします。

平成20年10月に、総合病院国保旭中央病院の経営形態等に関する検討委員会が提出した報告書では、望ましい経営形態のあり方として、公設民営の指定管理者制度が挙げられました。その当時、私がこの検討委員会の一員であったことから、指定管理者制度の推進者と誤解されましたが、その報告はあくまで委員会の結論でありまして、私の個人としての考えは当時から公設公営を堅持し、医療環境の充実を図りたいと考えておりました。その考えは今でも引き継いでいますが、このようないろんな状況変化、そういった中で医療を取り巻く環境も非常に変わってきているわけであります。

そんな中で、一昨年4月に医師の大量辞職ということがありまして、医師不足が叫ばれたわけであります。それについて、一昨年の10月に当時経営形態の検討委員会を発足したところであります。その結果が昨年5月に提出されまして、旭中央病院の経営形態としては平成26年度末までに地方独立行政法人へ移行すべきとの報告書の結論がありました。このことは、病院経営に関して非常に重要な部分でありますので、対応については慎重に判断したいと考えておるところであります。

次に、旭中央病院の事業管理者について申し上げます。このことについては、議会でも何回か聞かれているところでありますけれども、事業管理者の任命につきましては、地方公営企業法第7条の2の規定により、地方公共団体の長の専権事項とされておりますので、現在粛々と人選を進めているところであります。

3番目に観光行政について、2020年東京オリンピックキャンプ地についてということでお答えをいたします。

キャンプ地の誘致ということですが、まず旭市の前に千葉県の現時点での取り組みをご報告いたします。既に承知かもしれませんが、昨年の11月21日、知事を本部長とする東京オリンピック・パラリンピック戦略推進本部を設置いたしました。その後、県内市町村をはじめ、民間団体とも連携を図り、オール千葉で取り組む姿勢を打ち出しております。

県において、昨年12月に県内市町村に対し、外国チームのキャンプや事前調整等で活用可能な施設の確認調査を実施いたしました。本市の施設といたしましては、国体での卓球競技会場にもなりました旭市総合体育館を報告しております。また、市内には、県の施設ではございますが、第2種公認の陸上競技場である東総運動場がございます。こちらにつきましても、旭市の貴重なスポーツ資源でございますので、今後県との連携を図り、協力体制を整え

てまいります。

私の思いといたしましては、県に対しても積極的に働きかけるとともに、本市においても体育協会を中心に、さらに官民一体となった県施設の利用も含めた練習会場招致委員会等の組織を設置したいと思っております。

次に、4番目の東総広域市町村圏事務組合のごみ焼却施設についてであります。

先ほど議員は、これまで市長の答弁の中で、最終処分場が銚子市でできない場合はこの計画を断念するというようなお話でありましたけれども、今でもそのことについては変わりはありません。最終処分場ができなければ、この東総地区のごみ焼却施設についてはゼロからの出発ということになると思います。そのことは、東総の議会の中でもみんなが十分認識しているところでありますので、ご心配をいただいておりますけれども、そういうことで進んでいきたい、そんなように思っております。

ごみ処理広域化事業につきましては、平成10年度から現在の構成3市、旭市、銚子市、匝瑳市で取り組むことと決定しております。平成25年5月の市長会、首長会においても、今後とも引き続き構成3市での広域化を推進していくことを合意しております。

また、施政方針でも述べましたとおり、広域ごみ焼却施設及び広域最終処分場の早期完成を目指し、今、銚子市、匝瑳市及び組合と連携をとりながら、ごみ処理事業に支障がないよう進めているところであります。

以上です。

○議長（高橋利彦） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） それでは、1点目の（3）で監査についてという項で報酬、幾らかというのがご質問の中ではございました。4万9,000円です。

近隣はというところでありますので、銚子市が7万6,000円です。香取市が5万7,000円です。匝瑳市が4万5,000円です。

続きまして、新庁舎、3点目のご質問です。新庁舎についてでございます。5点たしかご質問があったかと思えます。1点目は候補地四つの比較であります。

まず一つ目に、この庁舎の敷地であります。現庁舎敷地へ建設する場合は、北側に寄せて建設することになります。新庁舎完成後に現庁舎を解体し、駐車場を建設します。職員駐車場借り上げの問題は継続します。なお、隣接地購入も考えられます。これが一つ目です。

それから二つ目、文化の杜公園です。環境はすばらしいところです。ところが、文化の杜公園に建設する場合には、都市計画の変更を行わなければならないというのが一つです。そ

れから二つ目として、公園整備において国の補助金である交付金を活用したために、この補助金の返還が懸念されるというものであります。

次に、旧海上中学校の跡地です。土地の面積に関しては問題がありません。ところが、排水路、接続道路、この整備が必要になるわけです。それと、地理的重心及び人口重心、中心ではないということですね。離れてしまい、他の公共施設からの距離もほかの三つの候補地と比べまして遠くなりますというものです。

最後に、消防本部付近に設置という候補地です。まさに、地理的には中心であります。ただ、庁舎建設の前に用地取得において時間を要するということになるわけでありまして。

続きまして、外構費用、それにたどり着くための、建物ではなくて、周りの費用はどのくらいかというたしかご質問があったと思います。この辺は全く、先ほど、想定ができないところがありますので、この場で幾ら概算でも今申し上げる状況ではないということをご理解いただきたいと思います。

それから、建坪というご質問がございました。延べ床面積は約1万2,000平方メートルということにしてあります。それから、低層化、建物の高さのことのご質問がございました。例えば、ここに設置するのであれば高くなるでしょう。ほかの候補地であれば低くなる。この辺も、これから細かく設計していくところですので、あまり詰めた言い方はこの場では差し控えたいと思います。

それから最後に、金額はアバウトでもいいからという、たしかご質問がございました。これは、1月31日の全員協議会の中でも、近隣の状況も見て40億円から100億円の全く、本当に答えになっていないような金額を述べさせていただきました。今の段階では、そういった状況でありまして、それ以上細かな数字はまだ、幾らアバウトでも申し上げる状況ではないということをご理解をお願いしたいと思います。

○議長（高橋利彦） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議員ご質問の観光行政につきまして、2点担当課のほうからご回答させていただきます。

最初に、観光協会でございます。ご質問のように、現在旭市には二つの観光協会がございます。それぞれ組織構成、予算、会員数等をご報告させていただきます。

最初に、旧旭市エリアを担当しています旭市観光協会でございます。この協会は昭和54年に設立された団体でございます。団体会員数としましては、実は7団体という、そういう表現でございます。それと、三つの組合ということでございます。この7団体というのは、七

夕市民まつりの実行委員会、旭市観光協会の矢指支部、あるいは東総釣友睦会、旭芳会、花木盆栽愛好会、袋公園桜まつり実行委員会等でございます。あるいは、あさひ砂の彫刻美術展実行委員会、そういう団体が加盟をしている。三つの組合というのは、民宿組合あるいは運輸組合、旅館業の方々ということになっております。

予算的なことでございます。旭市観光協会につきましては、会費収入としまして昨年24年度の決算ですと、会費として69万円、補助金等を入れまして、市からの補助金等でございます、等を入れまして、総額決算としては1,267万4,634円ということになっております。

もう一つ、旧飯岡町のエリアを管轄しています飯岡観光協会がございます。これは、昭和44年に設立された団体でございます。この飯岡観光協会につきましては、昨年4月1日現在、会員数、一般の方が76名、特別団体4団体、これは商工会、写真ボランティアの会、漁協等になっております。そういう組織構成になっております。

この飯岡観光協会の予算というか、24年度の決算につきましてご報告いたします。24年度の決算ですと会費で20万6,000円、市からの補助金等が163万9,600円等と合わせまして、決算の金額につきましては収入で246万1,488円ということになっております。

続きまして、議員のほうから観光情報発信につきまして、特に26年、いろんなイベントの中で道の駅のPRをというご質問をいただきました。議員から言われましたように、私もそう考えております。あと開業まで1年半あるということではなくて、1年半しかないという、そういう理解で進めていきたい、そういうふうに考えています。

特に、道の駅の紹介ということで、我が課のほうは商工会と一体となりまして、商業者の方にもぜひ道の駅を応援していただく、あるいは出店をさせていただく、そういうようなことで各イベントの中では道の駅に賛同いただく商店の方々、それらを取りまとめ一つ、それらの方々組んで出店できればな、そんなことでとりあえずは桜まつりから呼びかけをしていきたい。

特に、現在道の駅開業に向けまして、うちのほうの課では特産品の開発等を行っております。この売れるようになった特産品、これをぜひそういうイベントで紹介をしていきたい、そういうようなことでそういういろんなイベントを使いまして、道の駅、これからできるんだということで発信していきたい、そういうふうに考えています。

以上です。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 大変親切な答弁ありがとうございました。

最初の中央病院のほうから再質問をさせていただきます。

20年10月の中央病院職員説明会では、民営化に伴う住宅ローンの借りかえあっせん、21年3月議会に指定管理者制度の議案上程まで説明をしております。市民、職員の理解、合意形成が今回の独法化の、早期の独法化への早道だと思いますが、病院執行部は6年前の民営化と同じようなことで、病院職員に対して十分な説明をしているのかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 病院側としましては、まず報告書が出された段階で、現状を2回ほど会議等を通じまして、こういう方向性が出されたということを公式に説明をしております。また、先日来2回ほど市主催の職員に対する説明会を病院内で開催させていただいております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 非公務員型の独法化、これは職員配置や弾力化が図られます。また、予算の単年度主義ではなくなります。複数年契約や柔軟な人事給与制度の導入が可能であります。今、現実予約制なのに大幅な待ち時間、市民のために、旭中央病院にかかりたいと思ってもかかれない。市民のための医療サービスがどんどん低下しているような現状の中で、地方独法化を早く進めた場合にどのような医療サービスが改善されるのかお示し願えればと思います。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） やはり、私ども病院の今最大の課題は、医師の確保が極めて重要だというふうに考えております。先日の全員協議会でもご報告させていただきましたけれども、まだ増加というところまでは至っておらないという状況です。何とか減少を食いどめているところが現実でございます。

そういった中で、やはり少しでも柔軟な勤務体系等によりまして、医師の確保にしっかりと資するような形にしていきたいというところが大きな狙いだというふうに考えております。やはり、来ていらっしゃる患者さんのサービス等の充実には、何といたしましてやはり医師の充足、これなくしてはやはりサービスの向上というのはあり得ない基本線でございますので、まずこの点についてしっかりと取り組んでいければというふうに考えており

ます。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） そうすると、独法化は医師の確保が最重要だから、そちらを先にやる、そういう方向で検討しているわけですね。

独法化すると、中期計画を立てるわけですけども、もし赤字化になる可能性というのは想定しておるんですか。中央病院が経営改革プランの中で、作成した改革プランの大まかな評価も議会には出ておりますけれども、この場をおかりしてぜひ発表していただきたいと思えます。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 病院としましては、独法化の大きな目的を二つ抱えております。

一つは、現在私ども病院は皆様方のおかげをもちまして、60年間良好な経営を維持しております。この良好な経営を維持するというのが、やはり独法化の大きな一つの目的でございます。将来に向かって、永続的に良好な経営を維持していくということがやはり大きな目的の一つでございます。

それともう一つが、先ほど言いました医師の確保に資する、この2点を病院側としては独法化の大きな目的、効果だというふうに考えております。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） ありがとうございます。

では、2番目の事業管理者についてお尋ねいたします。

旭中央病院の25年度決算予定では約8億円の黒字と議会に提出されております。しかし、中央病院の退職手当負担金を一般会計から約6億円、中央病院に繰り出してあります。それと、今、旭中央病院は旭市営でございますから、固定資産税は1円も払う必要がありませんよね。これ約300億円としても、1.7を掛けましても約5億円くらいになると思いますが、これが民間病院ですとやはり租税公課ということで負担がかかるわけです。トータルして、11億円優遇されているのではないのでしょうか、今回の決算予定の中では。これは、小学校低学年でも分かることだと思いますよ。24年度の黒字の1.4億円というのはやはり固定資産税を同じくらい払ったら大赤字になっているわけですよ。民間企業では、業績不振であれば経営者は当然解任されます。医療だけは聖域でいいのでしょうか。これは、市長にお考えをお示

し願いたいと思います。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 病院経営、自治体が公立病院を持っているという自治体いっぱいあるわけでありまして、その経営内容はあまり芳しいというような状況ではないわけでありまして、そういった中で60年間黒字決算を出していただいている中央病院、やはりそれなりの努力、そしてまた先生方の大変なお骨折り、そういったものがあつたればこそと、そんなふうに思っているところでありまして、先代、先々代の院長、そして今の院長、そういった体制も非常に評価をできるものではないのかな、そんなふうには思っているところでありまして、市民の皆様方にもご理解をある程度いただいているところだと、そんなふうには思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 近隣の公立病院では、旭中央病院から比べるととてもひどい経営をしているのは皆さんご存じだと思います。

旭中央病院はやはり医師、看護師、職員の全ての力によりまして、断トツな誇れる実績を残していると思いますが、医療従事者の過重労働の改善はあるのでしょうか。

1市3町が合併した17年議会の答弁のときに、約10億円くらいは過重労働を解消するにはかかるのではないかと、そのような趣旨の答弁もいたしております。いまだに改善されていないのでしょうか。医師の疲弊が医師不足の最大の原因であると思いますが、医師マンションが悪いから医師不足の原因とは責任転嫁ではないかと思ひます。いまだに24年に11名不足し、診察室の閉鎖等が継続しております。医師不足は当然ですけれども、これについての対処はいまだにしていないのと同じじゃないですか。私の考えだけではないと思ひます。中央病院にかかりたくてもかかれない市民の方々もたくさんいる。お金を出さないとかかれない、何で旭市が経営している病院に市民がかかれないのかというのが市民の最大の不満だと思ひます。答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 何点か含まれていると思ひますので、まずマンション等につきましては、やはり退職の理由は複雑な要因、あるいはいろんな要因が重なっておりますので、医師の居住環境改善するというこゝも、とるべき一つの方策だというふうには私どもとし

では考えております。ただマンションを建てれば、全てが解決するというものではないというふうに私どもも認識しております。幾つかのやはり改善すべき点をやっていく中の一つのものだというふうな理解を私どももしております。そのような形で進めていきたいというふうに思っております。

また、市民の利用に関しましては、大変難しい国の政策との兼ね合いもございまして、今病院の機能分化というのが国のほうで強力に進められておりますので、一定のそういった政策に沿って進めていくということもやはりやむを得ない面もございまして。そういった面で紹介状をご持参いただくというような施策を進めておりますので、その辺が市民の方に不便をおかけするという事は多々あるかとは思いますが、やはり国の強力に進めている機能分化という中で、一定面やむを得ない面もございまして、その辺はご理解をいただきたいと思っております。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 先ほど質問しました職員に対する周知徹底、これと同じように、今の事務部長のお話では、やはり市民の皆様にも国からもこういうことが来ているということでもっと周知をしていただかないと、何やっているんだというのが大体、我々に対する批判なんですよ。

それで、今千葉市では市立病院の事業管理者に千葉大学の齋藤康学長を招聘する予定だそうです。選挙期間中、旭中央病院に対する苦情や辛辣な意見が数多く、私は聞いております。新しい器には新しいお酒ということわざもありますが、平成27年4月、東金市にオープン予定の地方独立行政法人東千葉メディカルセンター、これは既に、これは千葉大系なんですけれども、医師30人のうち29人を確保しております。成田市に近い富里徳洲会病院がやはり27年8月にオープン予定でございまして。中央病院を取り巻く医療環境というのは厳しさを増していると思っておりますので、経営者はどのようにこういうことに対しては対処していくのでしょうか。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） ただいま議員ご指摘のありましたように、近隣にもそういった新しい医療施設ができる、また国の進めているそういった医療政策というのもございまして。そういった中で、やはり我々病院を取り巻く環境は非常に厳しくなっているというのは我々も当然のことながら認識しております。

そういった中で、やはり的確なカジ取りをしていくということが、これまで以上に強く求められているというふうに私どもとしても感じております。やはり、そういった中で先ほど言いましたように、できましたならば私どもとしてはそういった厳しい環境を迎えるときだからこそ、やはり自由度の高い経営手法というものの中でしっかりとした経営をしていきたいというように考えております。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） どうもありがとうございます。

私は、6年前から地方独法化を進めるべきでないかと主張してまいりました。地方独法化を反対しているわけでは全然ありません。

監査についてお伺いいたします。

報酬も極めて少なく、全ての疑問点を検索できるのでしょうか。これでは不安です。民間企業であれば、四、五千万円の売り上げがあれば、今代表監査委員の1年間の報酬くらいは払っていて当然なわけです。監査委員報酬が極めて安いのではないのでしょうか。今度、1名増員する監査委員は公認会計士が数多く所属する中央の監査法人も一つの視野に入っているのかどうか執行部にお聞きしたいと思います。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 外部監査ということだと思います。視野に入っておりません。

以上です。

（発言する人あり）

○総務課長（米本壽一） いません。いないです。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） そうですか。それは大変なことですね。

平成19年ころだと思いますが、旭中央病院の決算で、それまで10年近く同じ貯蔵品金額でそれが1年で1億円をふやし、倍増の約2億円近くについて議会で質問しましたところ、暴言だ、謝罪しろ、議事録削除しろと、当時の監査室、代表監査に詰問されましたが、翌日逆にその方々に謝罪していただきました。これは何なんでしょうね。当時でも総予算額は700億円だったと思います。増員になった場合のプロの監査委員の担当はどのように考えておられるのかお示し願いたいと思います。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 今度増員になるわけです。報酬もちろん、金額は変わりませんが、今プロのとおっしゃいましたけれども、今増員する監査委員、知識を有する、見識を有する者の中から選ぶ1人なんですけれども、まず行政経験ある者というふうに考えておる、ここだけ申し上げたいと思います。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 昨年、旭中央病院の監査について、外部監査は必要ないとの答弁でしたが、ニュートラルな監査法人の導入が全部適用であろうと、これからなるであろう地方独法であろうと、やはり最大の改革につながるのではないのでしょうか。行政では前例にないことを行うことに抵抗感を持っている方々がたくさん多く見られます。速やかに実行していただき、誰が見ても公明正大な監査ができるような体制に早くしていただきたいと思います。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 議員の今の趣旨がよく分からなかったんですけれども、先ほど今度は増員して割り振りの話も出ました。あと、議案質疑のときに佐久間議員もやはり言いました。それはもちろん、3人になってから協議して決めることになるわけでありまして。これからの体制、協議してやっていくということで答弁をお許しをいただきたいと思います。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） どうもありがとうございます。

では、大きい2番目の観光行政について質問いたします。

飯岡と旭市の観光協会につきましては、これ合併するといっても大変な差がありまして、今まで9年間できなかったのかなと思いますが、これについて近隣の観光協会についての構成とか会員数とか、その辺が分かっていたら教えていただきたいと思います。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今の近隣のということでございます。実は、平成の合併で県下で12の地域で市町村合併されたものでございます。観光協会が合併できていない市、これは実は二つあります。この旭市とお隣の香取市ですか、香取市は水郷と小見川ということで、まだ香取市はなっていない。あとは、それぞれ一つになっているということでございます。ただ、匝瑳市につきましては一つにはなっていますけれども、旧野栄町の観光に携わる方の

会員はないということで、合併のときに消滅して旧八日市場市の観光協会がそのまま匝瑳市の観光協会になっている、そういうことを聞いております。

ちなみに、先ほどの12のところ、観光協会の中でNPO法人を組織して法人格を持ってやっているところが二つございます。印西市と山武市ですか。さらに、社団法人ということで組織している観光協会、鴨川市と成田市、これらがあるということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 執行部は、この観光協会の統合、合併についてどのように考えておるのでしょうか。現状でいくのでしょうか。それとも、やはり旭市のために合併していったほうがいいと思っているのですか。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 市のほうの考えということで、我々も幾つか実は観光協会に思いがございます。

一つは、今二つある観光協会をただ単に一つにするというだけでは、実は旧海上町、旧千潟町、ここにも観光資源がいっぱいあるわけですね。これが、実は観光協会に属していませんので、全然観光のPRが協会としてできていない。ですから、我々は単純に二つを一つにするということじゃなくて、旭市全域の観光をぜひしていきたい。これがいろいろ、議員から次に出ますオリンピックの誘致に掲げて、最終的にはオリンピックでいろんなお客が成田へ来て成田から帰って、そのまま帰るんじゃなくて、ぜひその方々が旭市に来て最終的には泊まって帰っていただいてお金を落としていただきたい、そんなことで観光協会、早急の一つにしないと、ということで考えています。

先般、実は飯岡観光協会につきましては、昨年暮れの12月27日に合併に向かって我が協会についてはいこうという、そういう役員決定をいただいております。そういうことを踏まえて、我々先般、実は監査委員さんからも行政の強い指導力をもって一つに早くしろということをご指摘いただいております。それに向かって課としては動いていきたい、そういうふう考えています。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 前向きな答弁、大変ありがとうございます。

観光協会、飯岡の観光協会は観光に携わる方々がみんな会員になって、年間費を払ってい

る。旭の観光協会は旭の市から、行政からもらった金を観光しているところにばらまいているだけなんですよね。こういうことをやったのでは、旭市は幾らたったってよくなるらないんです。やはり、今回統一するのであれば、会員をちゃんと募って、ないしは観光に支援するよと、そういうようなサポーターをやはり会員にしてやっていかなければならないと思いますが、その辺については、今課長が言ったようなことで、旭のことを、旧旭市の観光協会は全面的に改組をしてという方向で捉えてよろしいんですか。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今の議員から幾つかご指摘いただきましたけれども、うちのほうの課として今考えているのは、会費を払った方が観光協会に入ってやっぱりメリットがあったという、そういうふうにしないと会員数というのは伸びていかないのかな。そんなことで、会員は観光業に携わる方に多く入っていただき、それをまた市民の方もサポートしていただける方も入っていただく。例えば、現状ですとかんぽの宿等はちょっと入っていないという情報もいただいています。何でそこが入っていないのかなということで、そういう何かメリットがないから入っていないのかなというのも含めて、観光協会を一つにして会員がメリットのあるような組織、それにはぜひしていきたい、そういうふうを考えています。

実は、隣の、隣ではないです。ちょっと越えた成田市では、先般日曜日、既にオリンピックを見据えて、観光塾というのを開催しているんですね。ちょっと、私も参加しましたけれども、成田市の旅館業あるいは成田山も含めてみんなでおもてなしをしようという、そういう動きもございます。成田市には負けられないように取り組んでいきたい、そのように考えています。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） ぜひそのように取り組んでいただきたいと思います。

情報発信についてなんですけれども、ソーシャルネットワーキングサービス、SNSですね。一つで世界で8億人が入っている、加入している、実名登録をしているのはフェイスブックですよ、日本でもミクシィとかグリーとかありますけれども。本年3月から、フェイスブックの試験運用を開始ということで採用していただき、本当にありがとうございます。旭市の情報を絶えず発信していただくということで、アバウトではありますけれども、これ担当の課ないし職員というのはいるんでしょうか。普通はなくてもいいんですけれども、やはり旭市の情報発信していただくんだったら、何人かにお願い、課の、課というより職員の

中でもお願いするというのもあってのいいような気がするんですが。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） フェイスブックの3月から9月までの試行運行という形で今企画政策課の情報管理班が主になって、商工観光課と連携しながら情報発信をしていきたいというように考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） どうもありがとうございます。

ぜひ、旭市の既存にあるホームページ、それと一緒に合わせて相乗効果を發揮していただき、これからつくる旭市道の駅につきましても、観光情報発信をセットとしてやりたいと思っておるんで、その辺の後方支援もぜひお願いしたいと思いますが、企画課としてはどのように考えておるのでしょうか。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 道の駅の中に、議員も今準備委員会の委員長ですのでご存じだと思うんですが、情報発信施設という形で拠点をつくります。その中には、道路、防災、観光、物産、イベント情報等、あらゆる情報の発信をそこから行うということの施設をつくっていきたく思いますんで、その辺でご理解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） どうもありがとうございました。

次に、キャンプ地、オリンピックのキャンプ地の誘致なんですけれども、県も推進しておりますけれども、日本全国ではもう何か所も手を挙げている地域がございます。言語や習慣への配慮をし、成田に隣接する地域ということで最大限にPRをしていただき、また内外の格安航空会社が成田を目指し、やがて30万回の離着陸になると思います。やはり、訪日外国人にも、旭市のほうにも回遊してもらうシステムをぜひ行政としてつくっていただき、先ほど商工観光課長が言われたような、旭市にやはり金を落としてもらい、そのようなシステムを早期に、もう6年しかないんですからつくるべきではないかと思いますが。

ちなみに、2013年度の成田の国際の離着陸回数ですけれども22万1,692回、旅客人数が

3,538万人も来ているわけです。これを、数%でも東総地域に回遊していただければ、相当な経済向上になると思いますので、ぜひ先ほど言いました組織を早くつくってもらって、やはり観光客の回遊ないしはキャンプ地の立候補、その辺を速やかに進めていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほど冒頭でも答弁をいたしました。

まず、県と連携して招致はしていかなければならないということは大前提でありますけれども、旭市としてどんなものをどんな形で招致できるのか、そういったものをやはり考えをまとめていかなければ、個々にいろんなことをやっても困りますので、そういった招致準備委員会、招致委員会みたいなものをぜひ早急につくっていききたい、体協を中心にしながら、議会の皆様方にも何人か出ていただくとか、いろんな形で招致委員会といたしましょうか、練習場の招致ですけれども、そういった部分をつくっていききたい。

そんな中で、旭市は本当に温暖な海もあるし、平たんな土地でありますし、東総運動場、総合体育館、海岸の景観、そういったものもありますので、ぜひ強力で押し進めていきたい。

それともう一つは、やはり成田空港の東側の連携といたしましょうか、香取・海匝地域の首長間で、連絡協議会なるものをつくっているわけでありましてけれども、その首長会員を通じてこちらにぜひやってほしい、県にも強力で要望していききたい、そんなふうに進んでいるところでありまして、これからがいよいよ勝負だと、こんなように思っておりますので、ひとつ議員の皆様方にもいろんなアイデアをいただきながら押し進めていききたい、そんなふうに思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 大変ありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

大きい3番目の新庁舎建設につきましては、先ほど課長のほうから申し述べてもらいましたが、一覧表として議員ないしは市民に配っていただきたいと思ひます。そうすれば、一目瞭然に分かると思ひますんでね。ぜひ約束していただきたいと思ひますが。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 公表ということでありまして、今、公表できるものは構想です。構想ができ……

(発言する人あり)

○総務課長(米本壽一) 今、実は2月にパブリック・コメントをやっているわけです。その中でも、構想の素案を載せていろいろな意見を聞いています。ここで公表しています。議員にも、もちろん候補地を比べての1月31日全員協議会に出しました。また、案ができましたら、またお示ししますので、公表しろと言えば今やっているし、これからもやるつもりであります。

以上です。

○議長(高橋利彦) 滑川公英議員。

○17番(滑川公英) よろしく願いいたします。

誰にでも分かるようにだったら、A、B、C、Dの土地があるんですから、それに対して、これについてはマイナスになるとかプラスだとか三角だというのがあるわけですからね。そのようなことくらいまではやってもらったほうが、旭市民の周知が集まると思うので、ぜひお願いしたいと思います。

最後のごみの問題なんですけれども、今議会からの議案にも多数ありますが、国からの通達で速やかに条例改正しているというのが現状だと思うんですけれども、なぜ平成9年に環境省通達が広域では絞られているんですか。それに、絞られているわけですよ。全く理解に苦しみます。

その後、平成17年環境省通達で、5万人以上があれば広域でなくても、単独でできる、建設できる、これは銚子市の前市長が発言で広域の議事録にも残っております。通達の整合性に欠けるのではないですか。新しいものが上乗りしていく、更新していく、リニューアルしていくというのは当然の話だけれども、なぜごみにだけ平成9年の通達を大事に守るのか。

○議長(高橋利彦) 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長(明智忠直) 平成9年の通達ということは、5万人以上の広域でなければごみ焼却場はできないという通達ですか。

(発言する人あり)

○市長(明智忠直) それをいただいてから3市の首長、3市にまだ合併にならないから、3市4町だったの分かりませんが、その首長会でその広域でごみ焼却場をつくらうというような合意形成がされたわけで、その第1候補が旭市の遊正地区ということになったわけでありまして。その9年の通達を受けて、第一義的に旭市で焼却場をやろうということが、

計画をずっと続けてやってきたわけでありまして、それが没になって今回また新たになったわけでありまして、依然として5万人以下でもつくれる、補助対象になるというような通達が後から出たわけでありまして、3市で合意形成をして3市でやっていこうというような状況になった中で、3市の首長もそのままで広域でやろうということにつながってきたと、私は認識しているところでありますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 今、今回のごみの広域というのは、銚子市、旭市、匝瑳市の3市でやるわけですが、ここに24年度の決算シートを読みますと、財政調整基金はそれぞれ銚子市が5,547万円、旭市が38億5,194万円、匝瑳市が18億4,407万円、それと将来負担比率というのが、銚子市が197.9、旭市が83.2、匝瑳市が51.7、こんなに開きのある財政で仲よく本当にできるんでしょうかというのが、ここにかかわっている方々の考えではないでしょうか。

将来にとつてもなく不安を示している自治体が、建設費やランニングコストの一番高いシャフト炉、これは溶鉱炉の技術を転用で、全国シェア約7%から10%しかありません。今、3市ともやっているストーカ炉が全国で80%のシェアを超えています。特に、銚子市がこのシャフト炉に固執しているのはなぜなのでしょう。分かっている範囲内でご教示をお願ひしたいと思います。

ちなみに、銚子市の25年度末の財政調整基金ですか、これは156万円まで減少すると新聞報道が既に出ております。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 3市の財政状況、大変心配をしていただいているわけでありまして、非常にこの問題、将来的な問題でありまして、難しい部分もありますけれども、現在の3市のごみ焼却場にかかっているお金は17億円くらいあります、1年間。

そういったものを考え、そしてまた銚子市、一番財政が今苦しいというような銚子市でありますけれども、銚子市も数年で建てかえなければならぬ時期に来ているわけでありまして。単独市でごみ焼却場を再建をするということになれば、今までより、広域でやるということはランニングコストでは3割、初期投下では2割、単独でやるより、単独というよりストーカ方式とシャフト方式を比べても広域でやるほうが2割、3割軽減されるわけでありまして。

そういったいろんなことを考えながら、広域でやることについて、銚子市としては何ら心

配はないというようなことを私どもも聞いておりますし、当然必要なものでありますので、銚子市としてもやらなければならない、そんなような状況の中で、今合意形成をつくりながら、議会の理解をいただきながら、ただストーカ方式とシャフト方式の部分についてはそんなにランニングコスト、20年間のランニングコストを比べますと、シャフト方式のほうがずっと安くなるわけでありまして。

よく資料を見て研究していただきたいと思いますが、シャフト方式は、かなり2割ぐらい安くなるという結果が出ておりますので、そういったところも、もう1回数字を見ながらご賛同いただきたい、そんなように思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） それは検討委員会の、広域の検討委員会の資料であって、そうでない資料、要するにシャフト炉はやばいんだよ、安全性にもやばいんだよ、コストもかかるんだよという資料も出ているわけですね。検討委員会の資料が本当に100%正しいかどうかというのは、現実のところ分からないのが本当ではないでしょうか。

それで、平成17年当時も今も旭市のごみ、これの収集量の1.5倍を銚子市は今でも平気で出しているわけですよ。何で6年も、今も同じなんですか。こういういいかげんな市で、これからも約束を守れるのか、そういうことなんですよ。

ですから、なるべくだったら東総地域はそんなに豊かなところではないんですから、もっとお金のかからない、人口が減っていくところですから、なるべくお金のかからない、安い、危険性のない、従業員に対しても危険性のない焼却炉を導入すべきではないかと思っておりますので、これは答弁いりませんけれども、その辺のことも、市長、よく頭の中に入れておいていただきたいと思っております。

終わります。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 9分

再開 午後 1時10分

○議長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 太 田 將 範

○議長（高橋利彦） 続いて、太田将範議員、ご登壇願います。

（9番 太田将範 登壇）

○9番（太田将範） 座席番号9番、日本共産党、太田将範でございます。

ただいまより、一般質問を行います。

大きく分けて3点について質問をいたします。

まず、第一に保健と医療行政についてということで、旭市総合計画、後期基本計画では、本市の平均寿命は国・県と比べ低く、生活習慣病などの増加により健康寿命への延伸が課題となっております。しかし、地域の医療需要の把握と供給体制については、基本計画では明確な方針が見えてきません。また、保健の充実と医療の充実が並列的に並べられており、その関係も余り明らかになっておりません。また、今までの市長の発言からは、医療は旭中央病院にお願いしていますということで済まされております。他の保健や予防事業との意欲的な関連について方向性がほとんど見えません。健康増進、保健医療についての総合的な計画は地方自治法上最も大切な自治体の使命としてあると思います。この点についての市長の見解を求めたいと思います。

（1）その中で地域医療についてどういったものを想像しているのかどうか、このことについてお尋ねします。

次に、自治体病院の役割として倫理綱領があり、旭中央病院も理念と基本方針で形式化されております。これの説明について行ってください。

小さな3番目として、自治体病院である旭中央病院は、1と2との関係でどのような形態が望ましいのか、市長の見解を求めたいと思います。

次に、大きな2番目としまして、子ども・子育て支援行政についてということで質問します。

子ども・子育て関連法に基づき、来年の4月より子育て支援新制度の実施が予定されております。自治体が保育の現物給付を行う現制度と介護保険や障害者総合支援のように利用者の直接補助、直接契約方式に変えるということが骨格になっております。しかしながら、市町村の保育を実施する義務は残ることになりました。また、就学前の子育て支援は非常に複

雑になっております。来年4月新制度に移行することになりますが、それに間に合うためには今年の秋ごろまでに子育て支援についての制度設計を済ましておくことが必要になります。子ども・子育て支援会議が設置され支援事業計画を作成し、事業認可基準などを地方条例で定めることとなります。しかしながら、子育て支援について議会や保育園、幼稚園などの関係者、保育指導を受ける権利のあるご父兄の皆さん、こういったところに十分な説明がされていないと思います。子育て支援について旭市の方向がいまだにはっきりしません。つきましては次の点について質問をいたします。

法改正のあった「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法」、「児童福祉法」などの関連法についての説明を求めます。

子ども・子育て会議の役割と今日まで旭市の中でどのような議論がされているのか、これについて報告を求めたいと思います。

今後の旭市の子育て行政について市長の見解を求めるものであります。

3番目としまして、生活保護行政について質問いたします。

昨年末に生活保護法が改正され、窓口の申請方法、扶養義務者への書面による通知、稼働層に対する就労支援の強化、福祉事務所による調査権限の強化、不正受給の罰則の引き上げ、医療扶助の適正化など大幅に改正になりました。運用によっては申請権の侵害や保護の停止、医療を平等に受ける権利の侵害などに結びつきかねません。生活保護行政の縮小、後退になりかねません。また、昨年8月、今年4月、来年3月とかけて保護基準が10%近く引き下げになります。保護基準が引き下げられますと自治体の各種の公共料金の設定や教育福祉制度の利用に影響が出てきますし、その範囲も広範囲になります。この点についての説明を求めていきます。

1番目として、「生活保護法」の改正点について新・旧の変更点について説明をしてください。

2番目、新法による生活保護行政が旭市の場合どのような運用になっていくのか、あるいは変更になっていくのか報告をお願いいたします。

3番目として、生活保護基準の引き下げについて説明を求めます。

以上、壇上での質問はこれで終わりにします。次以降の質問は自席で行います。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋利彦） 太田将範議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

(市長 明智忠直 登壇)

○市長(明智忠直) 太田将範議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうから、1番目の保健と医療行政についての(1)地域医療について、3番目の旭中央病院の経営形態について、大きな2番目の子ども・子育て支援行政について、(3)番目の今後の子育て行政の方針についてということでお答えをしたいと思います。

1番目の地域医療についてということであります。

旭市の将来都市像は「ひとが輝き 海とみどりがつくる 健康都市“旭”」であり、健やかでやすらぎのあるまちづくりを目指し保健事業の充実を図ってまいりました。

この成果として、平成22年度の旭市における平均寿命は、男性79.0歳、女性86.1歳と平成17年度に比べ男性で1.7歳、女性で2.3歳延伸しております。

平成26年度には、生活習慣病予防のため「あさひ健康応援ポイント事業」を創設するほか、さまざまな病気を引き起こすなど、全身の健康づくりの源となる、歯と口腔の健康づくりを推進する「旭市歯と口腔の健康づくり推進条例」を制定し、保健事業の充実を図ってまいります。

ひいては、医療費の抑制についても大きく寄与できるものと考えております。

なお、これからの長寿社会に向けて、市民が健やかで明るい日常生活を送るため、健康寿命の延伸を目指す施策として、総合的な健康づくり計画につきましても、平成26年度中に策定してまいります。

次に、保健と医療行政の3番目の旭中央病院の経営形態についてであります。

昨年5月に提出された報告書では、旭中央病院の経営形態を平成26年度末までに地方独立行政法人へ移行すべきとのことでありました。

このことは、60年の歴史がある中央病院、そしてまた病院経営に関して非常に重要な部分でありますので、対応については慎重に判断したいと考え、これまでに議員の皆様をはじめ、市民の皆様や病院職員へ説明するとともに意見を伺ってまいりました。

皆様からいただいた意見は、将来にわたっての健全経営を望むものでありますので、中央病院の経営形態については、今後の厳しい医療情勢への対応を考慮するとともに、国が主導して各病院の役割分担を決める新たな制度の動向を見ながら、慎重に判断してまいります。

3番目の子ども・子育て支援行政についてであります。

「旭市基本計画」にあります、「健やかでやすらぎのあるまちづくり」や、「心豊かな人と文化をはぐくむまちづくり」などの基本方針等との整合性を図りながら、幼児期の教育や

保育のみならず、母子保健や市独自の人口減少対策などとともに総合的に検討してまいりたいと思います。

先ほどご質問がありました、子ども・子育て支援事業計画、子育て会議を通しまして、支援事業計画などを来年度中に計画を作成していきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは、私のほうからは、1番の保健と医療行政の（2）番についてですが、具体的な運営方針についてですので病院側から回答させていただきます。

自治体病院の倫理綱領と旭中央病院の理念と基本方針について、というご質問でございますが、当院も加盟しております全国自治体病院協議会では「自治体病院の倫理綱領」を定めております。住民の生命と健康を守り、地域の健全な発展に貢献することを使命とする。そして、「地域医療の確保」、「質の高い医療の提供」、「患者中心の医療の推進」、「医療安全の徹底」及び「健全経営の確保」の5つの行動指針を定めております。

また、当旭中央病院の基本理念は、「すべては患者様のために」でありまして、地域の皆様の健康を守るために、常に研鑽に努め、医学的にも経済的にも社会的にも適正な模範的医療を提供することとしています。

さらに、基本方針としましては、皆様の満足と信頼が得られる病院を目指します。患者様の権利と尊厳を尊重いたします。十分な説明と納得に基づく診断と治療を実践します。常に安全に配慮した医療環境の実現に努めます。など11項目の基本方針を定めており、この基本理念と基本方針のもとに日々業務を推進しているところでございます。

今後とも良質な医療サービスの提供に向けて努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） それでは、私のほうから2番子ども・子育て支援行政について、（1）と（2）についてお答え申し上げます。

法改正のあった「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法」、「児童福祉法」など関連法については、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」と呼ばれている「子ども・子育て支援法」、それから「認定こども園法の一部改正法」、それから「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が議員おっしゃられましたとおり可決・成立されております。

この関連3法に基づいては、市町村が実施主体となり、幼児期の学校教育、保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月に施行する予定となっています。

この新制度の詳細な内容につきましては、国の子ども・子育て会議において、いまだ論議をされている段階で完成しておりません。本年度3月末までには、各種政省令や運用基準などの多くが示されると聞いておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

また、新制度の施行時期は、消費税が10%になる年度の4月1日とされておりまして、消費税増収分の一部によって、この子ども・子育て支援を充実することとされております。

次に、(2)の子ども・子育て会議の役割と今日までどのような議論がなされているかという質問にお答えいたします。

旭市子ども・子育て会議は、「子ども・子育て支援新制度」に関する事業計画の策定・進捗管理などについて、保護者の方を含む子ども・子育て支援の当事者などの意見を聞くための会議でございまして、本市の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて施策を実施していくことを目的としています。

委員は15名で、子どもの保護者、教育・保育関係者、子育て支援事業の従事者、学識経験、その他市長が必要と認めるものとして、主任児童委員の代表者、保健推進員協議会の代表者で構成されております。

第1回子ども・子育て会議を12月11日に開催いたしました。第2回をこの3月18日に開催する予定となっております。

第1回目は、委嘱等とそれから制度の説明が主でございました。今回、2回目の3月18日の内容といたしましては、国が示すスケジュールに従いまして、市事業計画策定の基礎となりますニーズ調査や教育・保育の量の見込みについて意見をいただくこととなっております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） それでは、私のほうから3番目の生活保護行政についてお答えい申し上げます。

初めに、(1)今回の「生活保護法」の改正内容についてお答えいたします。

今回の生活保護法の改正は、支援を必要とする人に確実に保護を行うという生活保護制度の基本的な考え方を維持しつつ、「就労・自立支援の強化」、「不正受給への厳正な対処」、「医療扶助の適正化」などを中心に改正が行われました。

就労・自立支援の強化につきましては、就労による自立の促進を図るべく、就労自立給付金の創設、健康・生活面等に着目した支援などであります。

不正受給への厳正な対処としましては、福祉事務所の調査権限の拡大や罰則の引き上げ等であります。

医療扶助の適正化につきましては、指定医療機関制度の見直し、後発医薬品の見直し等でございます。

次に、（２）今後の生活保護行政の運営についてお答えいたします。

旭市における生活保護の運営につきましては、現在でも厚生労働省令において、申請は書面を提出して行うこととされており、資産や収入の状況につきましても従来から提出を求めており、今回の改正法により実際の運営の手続きは変わっておりません。また、扶養義務者への通知につきましても、従来から扶養が期待される方には通知をしており、今回の改正法により実際の運営手続きは変わっておりません。平成26年7月からは、今回の改正に沿った就労による自立の促進を図るべく、就労自立給付金の制度が創設されます。

いずれにいたしましても、生活保護事務につきましては、法定受託事務でありますので、国の基準どおり実施してまいりたいと考えております。

次に、（３）生活保護基準の見直しの内容でございますが、生活扶助基準額の改定により、平成24年度の基準額から改定幅は10%が限度になるように調整し、平成25年8月から平成27年度まで3か年をかけて段階的に引き下げられることになりました。

具体的な内容につきましては、平成25年8月の生活扶助基準の改定時、生活扶助費の増加世帯は70世帯のうち、最大で5,260円の増でありました。また、生活扶助費の減少世帯238世帯のうち、最大で6,780円の減であります。

最も影響の大きい世帯の構成としましては、5人世帯の母子家庭となっております。

今回の改定は、世帯人員や地域による影響を調整したということで、世帯人員の多い世帯や都市部での影響が大きくなっているということでございます。

このたびの改定で旭市における保護受給者への影響は小さく、改定による保護の停廃止はございませんでした。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 太田将範議員。

○9番（太田将範） では、保健と医療行政についてということで、自席での質問をさせていただきます。

先ほど、市長のご回答ですけれども、具体的にまだよく先が見えないといえますか、はっきり申しまして、健康管理課とかさまざまなところで保健といえますか、健康の増進の活動をやっているわけですけれども、病院が一つの完全にこれの核になる部分だということでのプランといえますか、そうしたものが市長の発言からは感じられないんです。

特に問題だと思うのは、病院が一緒になって保健師さんや介護をやっている方々のところだとかそういったところに回って行ってさまざまな健康増進のための計画をつくり、練り上げていくという、こういうことがなされていないような感じがするんです。

先般、議員で学習会があったんですけれども、地域の中央病院の事務方が地域のお医者さんのところに回って行って逆紹介をかけるというのはどのくらいあるんだというような調査をやっておられたようなんですが、こういったことは行政が積極的にやらなければならないことだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋利彦） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 紹介や逆紹介について市が積極的に関与すべきだというようなことでありますけれども、診療の内容といえましょうか、科目も病状も全然分からない市がどういった方向でやるのかという部分は、やはり病院側に積極的にそういった紹介と逆紹介をしてもらうという以外は、行政としては知れるような状況ではない、そんなように思っております。

ただ、健康づくりについての基本的な計画については病院側とよく相談をしまして、今中央病院でも健康づくりの講座を何回も開いております。それは健康管理課と一緒に、今講座を開いて健康づくりのためのいろいろ部分での講習会をやっているわけでありまして、そういったことをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（高橋利彦） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 私は個人的なことなんですけれども、今までも団体のほうでの健康診断をやっていたのであえて市のほうの健康診断を受けていたかったんですけれども、昨年健康診断を受けまして、非常に保健師さんの対応がいいわけです。アンケートを出さなかったら3回も足を運んでくれて話を聞いてくれたということで、こういった保健関係だとか健康診断、そういったところでの力は以前は相当入っていたような気がします。保健師さんの数もかなり多いというふうに私感じているんです。ですから、こうした資源をきっちり利用していくということが必要だろうと思うんです。

長野県あたりですと、JA系の厚生連だとか自治体病院系のお医者さんたちが積極的に地

域に出ていっている、それで健康診断をやっている、食生活の指導もやる、そういったことから日本全国で一番医療費が安い、それから健康保険税も安いという、こういう地域になっているんです。

旭市の場合も、その資源は、結構病院はきちんと大きいのがあり、そういった保健師さんとかそういった方々いらっしゃいますので、資源的には相当大きなものがある。こういうふうを考えるわけです。ですから、この辺をうまく組織的に統合した計画をつくれれば健康づくりが先ということではかなり進むのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋利彦） 太田将範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） それでは、健康管理課のほうからお答えをいたします。

まず、私どもの保健事業ですけれども、ご承知のとおり健康診査等の成人保健が一つあります。もう一つは、妊婦・乳幼児の健診ということで母子保健事業を実施をさせていただいております。そのほか定期予防接種です。子どもたちの定期予防接種、これを感染症予防ということで実施をさせていただいております。

これらの事業につきましても、やはり中央病院含めた医師会との有機的な連携を直接的な事業を通して図っていかないとこれは成り立たない事業でありますので、現時点でも事業とおして有機的な連携は図らせていただいているところであります。

続いては、もう1点、来年度健康づくり計画を策定いたします。これにつきましても長寿社会を見据えての10年間の計画ということで、27年度から36年までの間の健康づくり計画をつくろうとこういうことで動かしていただいております。そして、この中心となるのは健康づくり推進協議会であります。

市の委員でもあります12名の方には先日委嘱を差し上げたところですが、市民の総合的な健康づくりのための方策を審議していただく、こういう審議会でありまして、この審議会を通しましても十分この計画づくりについては参画をしていただく予定になっております。

それで、この構成メンバーですけれども、ここには中央病院を含めた医師会、それと歯科医師会、そのほか市の主だった関係機関の方に入らせていただいております。JAちばみどりをはじめ商工会も入らせていただいておりますので、そういった方と本来あるべき健康づくりに関する声を聞きながらこれは進めさせていただく、こういう予定になっておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（高橋利彦） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 地域医療ということにつきましては、そういった総合的な見地を含めましてきっちりとした対策をこれからもとっていただきたいと思います。

それから、特にお母さんと子どもさんの関係の健診では、例えば海上町あたりでは相当熱心にやっていて、かなり地域のほうで出張ってきてやってくれていた、今かなりそれから後退しているのではないかという声も出ております。ですから、今までの旭市でやっていた健康診断、そういった海上町でやっていた母子に関する健康指導、こういったことにつきましてやはり今まではかなり経験があるわけですから、これにつきましては総合的な計画を今後もうやっていただきたいと思います、要望として出しておきます。

次に、自治体病院の倫理綱領と中央病院の理念と方向ということなんですけれども、非常に中身の濃い優れた内容であろうかと思えます。特に自治体病院の役割としてやはり高度な器械だとか検査機器だとかそういった物も用意できますし、かなり高度な医療もできます。

それから、また政策的な医療としましては、産婦人科だとか小児科の救急だとか、あとリハビリとか、非常に採算の乗りづらい部分を常に抱えているというふうになろうかと思えます。ですから、そういったところでの全ての要求がある場合、その地域に欠けている医療があれば全て自治体病院の責任といいますか、やっていかなければならないことだということ旭市の中央病院はかなり拡大してきたというふうに私思うんですけれども、そういった点からいきますと、やはりその辺をきちんと押さえるということが非常に重要なことだと思うんです。議会の中でこれは再三質問をしているんですけれども、やはり議会人も市民の皆さんもこういう認識をきっちりと持つということが非常に重要なことだろうと思えます。これは単なる私の要望ということで、次に進めさせていただきます。

次に、中央病院の経営形態についてということで質問させていただきます。

市長は、市民や議会、病院の職員の意見を十分に聞いて経営形態について判断するとしておりますけれども、地区懇談会や職員への説明会を行っていますが、これで意見を聞いたということで済みますということではないでしょうね。これが1点。

それから、地区懇談会を開催した時期に私たち共産党のほうもアンケートを行いまして200弱の回答があるんですけれども、独立行政法人とは一体何と、分からない方が3分の2、66%です。独立行政法人に反対する方が25%、独立行政法人が好ましいというのが1割ないんです。ですから、この実態をどう考えるのかということが第1点。

それから、地区懇談会では旭中央病院の検討委員会の報告をそのままやっているというふ

うに感じました。一方的に説明するだけでほかの現在の公営企業法全適での経営形態についての説明だとか、ほかの経営形態についての説明はなかったというふうに聞いております。また、説明時間が長過ぎて市民の方々からご意見を伺うという時間が非常に少なかったという苦情が来ております。具体的に何人の発言があつて、発言の中身はどのようなものであつたのか質問いたします。

それから、4点目として、検討委員会の設置の最も大きな論議というのは医師確保ということだつたと思うんです。これは全然私分らないんです。行政は何も努力をしていない、大体病院の方々をお願いするだけだということで、現在お医者さんが何とか小康状態を保っているというのは病院の関係者の方々の相当なご努力があつたというふうに私思うんです。経営形態のほうと医師不足というのは関係があるのかどうか、このことについて質問しておきたいということと、その医師不足の解消につながるということであれば、その根拠を出してもらいたい。

それから、市民の意見として公立病院だから安全だ、安心だ、24時間365日対応してくれると中央病院に感謝する方が非常に多いと思います。その一方で切実な要求がありますので、要求を満たすことができるのかというか、今の苦情を直すことができるのかということについて答えてください。

以上、何点かについての質問をしたいと思います。

○議長（高橋利彦） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 質問が多岐に、多岐というよりも多く質問をされたようでありますので、私のほうからその中で特に私のほうからお答えをしなければならない点、幾つかありますのでお答えをしたいと思います。

いろいろと説明会をこれまでやってきたけれども、これでよしとするのかというような質問があつたと思いますけれども、決してこれでもう終了というわけではありません。一番大事な部分であります議会の皆さん方のご理解を得なければこの独立行政法人の承認はできないわけでありますので、議員の皆さん方が果たして本当に独立行政法人がいいのか悪いのかという部分を議会内部で少し研究、検討していただきたい、そんなように思っているところでありまして、これからしばらくの時間、議員の皆さん方にも勉強会やら講演会やら一つお願いをしたい、そんなように思っております。

市民のほうの意見としましては、これまで地区懇談会をやつて説明をしたわけでありまして

けれども、議員のおっしゃるように少し説明が長くて質問を受けるという部分が少ないのかというような部分もあります。代表者の説明会も市内の各種団体の代表者の説明会もやりましたけれども、独立行政法人についてのよしあし、そういったものはあまり賛否といたしまし  
ょうか、そういったものは出ないということで、ある程度説明があった中での反応は、やはりみんなが病院の経営がやりいいようにやってもらいたいというような方向があったように記憶しております。

いずれにしても大変な問題であります。そういった部分でありますのでもう少し時間をかけながらその方向性を出したい、そんなように思います。

病院内部での説明会、2回あったわけでありましてけれども、かなり病院の皆さん方大勢来ていただきまして、おそらく2回で1,000人ぐらいは来たのか、そんなような思いの中で結構質問もありました。

いろいろ部分でありましたけれども、身分の問題がある程度不安だというような部分が結構出ました。そういった部分の解消もこれからどうやって解消していくのか、そんなような思いでこれから研究していかなければならない1つの部分だと思いますので、いずれにしてもみんなでどの方法がいいのか、どの方向性がいいのかという部分をこれから勉強していきたい、そんなように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（高橋利彦） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、説明会の際にやはりその独立行政法人ということがよく分からないという状況であった、私ども画像を使いながら丁寧に説明したつもりです。実際やってみて、いきなり聞いて独立行政法人に対する質問とかそういうことの答弁、なかなか難しかったと思います。いずれにいたしましても、説明をして意見をいただいたわけです。また、今後いろいろな形での方向性が見えてきたりという段階では、地区懇談会という形ではなくてパブリックコメントというような形での方向になるかと思えます。

それから、地区懇談会でどんな意見が出たのかというご質問がありました。

地区懇談会、6会場やったわけですので、全体で550名の参加がありました。

まず、1点目として、独立行政法人へ移行することに賛成の者という形での回答があったものが2件、独立行政法人へ移行することに反対の者という形で3件、独立行政法人の制度に関するもの、これはどういうものかという質問です、これが3件、医師の減少理由に関するもの、これがやはり3件ございます。それから、病院職員の意向に関するもの、これが2件、経営統合、役割分担に関するもの、これが2件。そのほかに5件ありまして、6会場で

の質問事項は20件ありました。あと中央病院のほうで2回ほどやったんですが、先ほど市長も回答したように何点かの質問がありました。これは今の回答とは別ということで。

以上です。

○議長（高橋利彦） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは、私のほうからは病院側のご質問に対してお答えしたいと思います。

まず、医師確保について独立行政法人との関係はどうなのかというご質問でございますが、私ども病院としましては、地方独立行政法人化することによりまして医師確保には資するもの、効果があるというふうに考えております。

その内容としましては、現在の地方公務員制度の枠組みの中では勤務について自由な勤務形態がとれないという点と、あともう一つは、医師というキャリアをたくさん積まなくてはいけないというようなことから民間企業への営利企業の従事制限ということがかなり厳しく地方公務員制度上ではございますので、こういったことが非公務員化することによって地方公務員法の適応外になりますので、一定の効果があるのではないかとこのように思っております。

このことについては、国立病院機構が現在国の独立行政法人の公務員型の国の独立行政法人になっているんですが、やはり医師確保に苦慮しているということで、今後非公務員型の独立行政法人になるという議論が行われていることから、医師と医療ということに関しては大きな制約になっているということは私どもだけではなくて、国レベルの病院でも同様の事態が起こっていて、その改善策として非公務員型を選んだということは、やはり一つのそういう証明的なことではないかというふうに思っております。

もう一つ、患者さんからのさまざまな苦情についてどうなのかということなんですが、確かに忙しいこともございまして、待ち時間等でご不便をおかけしている面も多々あるかと思っております。その中で、国の政策によって先ほども申し上げましたが、ある程度やむを得ない苦情のものについてと、もう一つは医師の確保が十分できることによって改善できる項目も含まれているかと思っております。そういった医師の確保が十分できることによって改善できる項目については、当然のことながら十分改善のほうに役立っていくのではないかとこのように考えております。

ただ、これも幾つかの要因がございまして、じゃ、独立行政法人になれば全てがですね、ということは、やっぱりそれはちょっと違うというふうに私ども思っております。

○議長（高橋利彦） 太田將範議員。

○9番（太田將範） それでは、独立行政法人化によって効率性が高まり職員の意識改革が進むと言っておりますけれども、現在の公営企業法全部適用では経営が不透明なのか、あるいは旭中央病院の職員の意識改革が全然なされていなくてぼんやりただ仕事をしているだけなのかというような批判にもつながってくるのではないかと思うんですけれども、こういったことは実際にあるのかどうかということをお尋ねいたします。

○議長（高橋利彦） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 例えば昇給を例にとってみますと、基本的に公務員制度の中では国家公務員の給与が上がれば、基本的に私どもも国家公務員準拠という形をとっておりますので、病院の業績とは関係なく昇給、人事院勧告に基づいた昇給がほぼ自動的に行われるというのが基本的な公務員制度だと思います。そうではなくて、やはり職員として業績のいいところ、いいときは公務員を参考にしつつもそれなりのベースアップがあるという、そういう制度下のほうがやはり頑張ろうという意識が高くなるというのがこれまでの幾つかの例を実際に聞いた中ではかなり見られるというふうに聞いております。

○議長（高橋利彦） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 今、給与の話がありましたけれども、特に漫然とした仕事をしているというわけではないですよ。意識改革をしなければならないということでは、そういうことだと思えます。ですから、特に具体的にそういうものはないというふうに私感じるんですけれども。

次に、現在の病院は市の直営事業として経営されておりますけれども、独立行政法人化になると予算、決算、職員定数の面でより弾力的で機動的な経営が可能となり、権限の責任の明確化に資することができるかと報告に載っておりましたけれども、現在の経営が優柔不断な経営をしているのではないかというような批判につながってしまうかもしれませんけれども、そういったことは特にないと思えます。もしあるとしたならば、具体的な事例としてどんなものがあるのか、教えてください。

○議長（高橋利彦） 太田將範議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 私ども病院側としましては、適正にしっかりと運営しているというふうに思っております。

○議長（高橋利彦） 太田將範議員。

○9番（太田將範） じゃ、こういった特に出てきた理由というのはないということによろしいですね。現在の経営の中でもきちとした経営がなされているということによろしいかと思えます。

じゃ、次にまいります。

子ども・子育て支援会議の構成メンバーにつきましては、ご説明がありましたので省略させていただきます。

旧旭市では公的な保育が就学前の子育て支援では大きな役割を果たしてきたと思います。施設整備や運営につきましては、保育士さんや父兄の意見を十分に聞き、運営や建設がされていると聞いております。今回の支援事業計画では、こうした住民参加についてどの程度まで踏み込んだ形での参加を考えているのか、ご回答をお願いいたします。

○議長（高橋利彦） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） 今、新しい制度の中で住民参加、どの程度を考えているかというご質問でございますけれども、まず計画作成に当たりましてニーズ調査というのを昨年12月に実施しております。そういった中で住民、市民の方の要望と申しますか、そういった子育て支援に対する意見を伺っております。

それから、この会議ではメンバーの中に保護者の方がいらっしゃいますので、そういった会議の中でももちろん意見を伺ってまいりたいと考えておりますので、こういった中で皆様の意見も伺ってまいりたいと考えております。

○議長（高橋利彦） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 子ども・子育て会議の発足から支援事業計画作成まであまり時間がないんです。現在、旭市では待機児童など深刻な事案は起きておりませんので、ゆっくりと時間をかけて関係者のご意見を丁寧に聞きながら支援事業計画をつくることをお願いしたいと思えます。

それと、時間をかけて当面現在の事業の形を維持しながらゆっくりと考えていくという方向をとれないのかどうかということについて、お尋ねしたいと思います。

○議長（高橋利彦） 太田將範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） 一応、子ども・子育て支援事業計画につきましては、国のスケジュールで、例えば消費税10%がそのまま進みますと平成27年4月1日の施行に向けて計画のほうも平成26年度中に策定をなささいということでスケジュールが来ておりますので、

計画のほうのそういった期限は国のスケジュールに沿って作成していきたいと思います。

もちろん、今待機児童がないからゆっくりじっくりといいものをとということで聞きながらということで助言いただきましたので、そういったことも十分考えながら計画、策定をしていきたいと思います。

○議長（高橋利彦） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 支援制度ではかなりいろいろな形、入居の形だとかデイサービスも含めまして、さまざまな地域支援も含めましてメニューを取り上げることができるということになりますので、例えば今までですと定員割れすると統合しなければならないとか、そういうことがあったと思うんですけれども、これからはかなり自治体の政策による自由度が増すということとか、特に地域の方々と一緒になって子育ての責任を持ってやっていくということをお約束していただければ、要望として約束していただきたいということをお願いいたします。

次に、3番目の生活保護の関係なんですけれども、課長は現在のとおりにやりたい、やるということらしいんですけれども、例えば水際作戦ということで結構ほかの自治体ではやられていることがあるんです。というのは申請書を渡さないとか、今度は法律的に申請書を出しなさいということになっております。その上に、添付書類として源泉徴収票とか会社の給料の明細を持って来いとか、そういった形でさまざまな添付書類が付けられなければならなくなっているということになっております。ですから、こういったことが行われますと申請も非常に複雑になるということです。

それから、ケースワーカーの方々が認定をするのに非常に煩雑になる可能性がある。ということで、悪く解釈されますと他の市町村で起こっているような水際作戦が行われてしまうわけなんですけれども、口頭で本来は現在の場合申請すればいいことになっておりますから、なるべくならケースワーカーの方々に文書で書けない方、なかなかいらっしゃいますので、そういったことでの支援ということは今までやれないのかどうかということをちょっとお尋ねします。

○議長（高橋利彦） 太田将範議員の再質問に対して、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） ただいま申請の関係です。

現在は口頭でもいい、あるいは書けない方の代筆でもいい、その取り扱いについては同じに扱うということで案内が来ておりまして、口頭でも結構ですし、ただし、今までも細則の

ほうで、規則のほうで書類をとるということがございまして現実的には書類は基本的にはいただいております。ですから、取り扱いとしては同じにいただける方は書いていただく、そうでない方はそれを強要するものではないという取り扱いをやっていきたいと思っております。

ですから、現実的にはこの法律の改正によって水際作戦のような形で厳しく強めてやるということではございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（高橋利彦） 太田将範議員。

○9番（太田将範） それを聞きまして安心いたしました。

次に、稼働層に対するワークファースト的な指導強化ということが行われていまして、同じところで低所得者に対する就労支援という形の法律ができていますけれども、それとひっかけられますと、ここでもやはり働かないのは申請を受け付けないよという形になると非常に困るわけです。ですから、就労支援でやっても、例えば最低賃金以下のところでも働けと、最低でもいいから働けと言っているんです。だから、それが強制されますとかなりひどいことになる、ブラック企業でも働かなきゃならなくなってしまうということがございますから、これについてどういう考え方をお持ちになっているかをお聞かせください。

○議長（高橋利彦） 太田将範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） ただいま、就労支援の関係でございましてけれども、これから就労支援を強化するというとそういったような懸念、思惑ありますけれども、現実的には働くことが困難な方に強要するというものではございません。また、劣悪な就労先、そういったところで働くことを強要する、そういうことではございまして、全国的に見ますと働けるんですけれども仕事がうまく探せないですとか、そういう方たちにとってケースワーカーが支援するわけなんですけれども、人員的にも不足しているというようなことがございまして十分なケアができないということで別枠でそういうことを委託をして、例えばハローワークへ一緒に行くとか会社への面接を同行して本人がうまく説明できないようなところをケアしながら就職につなげていくということで、前向きに考えて働く能力があり働く気持ちがあるんですけれども仕事が見つからないといった方への就労支援を手厚くしていくというものでございますので、強要して無理にと劣悪なところで働かせるというようなイメージはございませんので、またうちのほうもそのように言い聞かせておりますので、取り扱っていききたいと思います。

○議長（高橋利彦） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 最後に、医療扶助の適正化ということで問題になっておりまして、私どもも相談に伺うときというのはやはり、特に高齢になって病気になったというような形で保護の申請をする、やむを得ず申請するというようなパターンとか非常に最近多いと思うんです。これからそういう形での申請というのは高齢化社会を迎えますので大変多くなってくるのではなかろうかと思えます。かなり無年金の方もいらっしゃいますので、最後のとりでが生活保護ということになってくるのかと思えます。

そのときに後発な医薬品、ジェネリックを使えということをや強要するかどうか、これはやはり医療というのは平等に誰でも等しく受けることができなければならないということがあると思えますので、これについてはどう考えているのかお聞かせください。

○議長（高橋利彦） 太田将範議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） ただいまのジェネリック医薬品ですか。そういったものが、生活保護本人が、ドクターが認めて問題がないという場合にはそれを使ってくださいというのを推進していくということでございます。

これにつきましては、一般の方とそれから生活保護を受給されている方の厚生労働省のほうでデータがございまして、生活保護受給者のほうが若干その割合が低いということもありまして、ジェネリック医薬品を推進していくということは一般の方も全部一緒なんですけれども、それも大もとのそういう考えがございまして、生活保護受給者の方についても積極的に勧めていくという考えのもとです。もちろん、その中には医学的に見まして利用することに支障がないと認められる者に対して可能な限りというような条件がついておりますので、そのような取り扱いでいきたいと考えております。

○議長（高橋利彦） 太田将範議員の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、2時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 8分

再開 午後 2時20分

○副議長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長にかわって議事の進行を努めますのでご協力のほど、よろしくお

願いたします。

引き続き、一般質問を行います。

#### ◇ 高橋秀典

○副議長（平野忠作） 続いて高橋秀典議員、ご登壇願います。

（2番 高橋秀典 登壇）

○2番（高橋秀典） 議席番号2番、高橋秀典でございます。平成26年度第1回定例会におきまして、一般質問の機会をいただいたこと、心より感謝申し上げます。議員1年生ということでございますので、先輩議員の皆様、また執行部の皆様にはよろしくご指導をお願いしたいと思っております。初めての一般質問ということで大変緊張してはおりますがよろしく願いたします。

私からは大きく5項目ございますので、通告順に従いまして質問させていただきます。

それではまず、1項目めですが、先ほど滑川議員からもございましたが、東京オリンピック・パラリンピックについてでございます。2020年のオリンピック・パラリンピック、東京開催決定を受け、東京以外の各地において、国内外の選手団の練習招致活動が活発になっています。旭市には認定競技場である東総運動場や国体の卓球会場となった総合体育館などのリソースがございます。これらを生かして、国内外の選手の練習、また強化合宿などの誘致を促進することは旭市のPRだけでなく、スポーツ振興、そして復興への起爆剤ともなり得ると考えます。また、五輪開催の決定に続き、ユネスコによる和食の無形文化遺産への登録決定など、日本が世界中から注目されております。外国人観光客、特に日本ファン、リピーターが注目するのは、京都、富士山、あるいはディズニーランドといった定番のコースだけでなく各地域の自然景観や地域に根差した産業技術、また伝統的な食文化といった我々にとっては当たり前となっているようなものが日本的なもの、クールジャパンとして高評価を受けております。

以上のことから、お尋ねいたします。東京オリンピック・パラリンピックの練習、合宿招致についてでございますが、先ほど滑川議員の質問に対して市長より、県との調整を図りつつ、体育協会を中心に招致委員会等を立ち上げるとのご答弁をいただいております。私からは一步突っ込んで、どのようなイメージでそのような委員会の設立をお考えでいらっしゃるのか、その時期、メンバー、役割等について現時点でのお考えをお伺いできればと思います。

また2点目に、オリンピックイヤーに向けて、日本の注目度が世界的に高まる中、地域と

しても積極的かつ戦略的に外国人観光客向けの機会創出を行い、いわゆる地域の国際化を図っていく契機とすべきと考えます。こちらも商工観光課長より前向きな答弁をいただいているところですが、現時点で何か具体策がございましたらぜひお伺いしたいと思っております。

次に、大きく2点目ですが、消防団における人員確保についてでございます。消防団員の皆さんは本業を持ちながら、それぞれの地域において日々訓練を重ね、消防技術を修練し、市民の生命と財産を守るために日夜努力していただいております。また、東日本大震災の折には、避難や復旧に必死の活動をしていただいたことは、旭市民全員が忘れてはならないことであり、団員の皆様には心より深く敬意を表するものであります。

しかしながら昨今、現場の方々からは人員の不足、また新規団員の確保が難しいとの声を耳にいたしております。例えば私の地元干潟学区では古くから商店からの担い手が出ておりましたが、その減少により担い手不足が生じています。農業地域でも兼業化、サラリーマン化によって同様の状況であります。地域差はあるかもしれませんが、団員の確保は年々困難の度を増していると思われまます。団員の減少は地域の消防・防災力の低下、ひいては市民の安心・安全の生活にかかわる問題であると考えます。増員に向け努力していただいている、そういうふうには聞きますが、なかなか思うようにいかない現状であるとも聞いております。

そこでお伺いいたします。消防団員の確保について、市としてはどのような対策を現状お考えでしょうか。現在の消防団員の定員と実際の団員数と合わせてお伺いいたします。

次に、「子ども・子育て支援新制度」についてでございます。国では、平成27年度をめぐりに、「子ども・子育て支援新制度」がスタートすることになりました。先ほどもご説明ありましたが、これは子育てについての第一義的な責任はまず保護者にあるとした上で、文部科学省と厚生労働省に管轄が分かれている教育と保育・子育て支援をニーズに応じて一体的に進めることができるようにしようとするものであると解釈しております。国が定める基本指針に基づいて市町村では地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとし、それに基づいて交付金が出ることとなります。その財源には消費税率引き上げに伴う財源、約7,000億円以上が充てられる予定と聞いております。旭市においても「旭市子ども・子育て支援事業計画」を策定することとし、昨年12月には教育、保育、子育て支援事業について、現在の利用状況や今後の利用希望等についてニーズの調査が行われております。

そこでお伺いいたします。先ほどの太田議員のご質問と重なる部分もございしますが、事業計画策定に向けての今後の工程、私からは特に「子ども・子育て会議」の役割、特に計画策

定に当たってというのももちろんでございますが、計画策定後の継続的な役割について、どのようにお考えかということについてお伺いしたいと思います。

もう1点、急な仕事や病気、あるいは兄弟姉妹の学校行事などの際に利用できる「一時預かり」、「病児保育」についての現状及び今後事業計画策定の中でどのように対応していただく方針なのか、このことについてお伺いいたします。

4点目ですが、放課後児童クラブの拡充についてでございます。共働きなどの諸状況の中で、働くことと子育てを両立したい、安心して子どもを預けられる場所が欲しいといった保護者の声に応えるために、放課後児童クラブ、いわゆる学童の拡充は必須であると考えます。放課後児童クラブの施設整備は共和小に始まり、この1月には嚶鳴小で児童クラブの新教室が竣工し、子どもたちは新たな広い教室で伸び伸びと過ごすことができていることと思います。お伺いしたいのは放課後児童クラブの現在の設置状況及び今後の整備予定がどのようになっているのかをお伺いいたします。

最後に、飯岡刑部岬の遊歩道についてでございます。これは飯岡漁港そばの海津見神社から刑部岬へと通じる遊歩道が旧飯岡町時代につくられたものですが、以前より放置された状況になっており、通行不能となっていたものを昨年より地元の有志の方々や市内外のボランティアの方々によって整備が進められているものです。ご存じのとおり刑部岬は富士見100景、日本の朝日100選、夕日100選にも選ばれており、旭市にとっては貴重な観光資源の一つであります。また近年ではバイクでのツーリング客など市外からの来訪も非常に増えていると伺っております。飯岡漁港から海津見神社、また遊歩道を通して刑部岬に至るというルートは観光資源としても大変価値のあるものであり、また津波等の際の避難道としても利用できるのではないかと考えます。

そこでお伺いいたします。現時点で遊歩道についての管理運営についてはどちらの部署の管轄になっているのか。また今後、避難道として指定また使用していくということについて安全面についてそれが可能であるのかということについてお尋ねいたします。

通告させていただいた質問は以上でございます。再質問は自席にて行わせていただきます。

○副議長（平野忠作） 高橋秀典議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 高橋議員の一般質問にお答えいたします。私のほうからは東京オリンピック・パラリンピックの練習場招致について、海外からの観光客招致活動についてというこ

とで答弁をしたいと思います。先ほど滑川議員からも質問がありました。2020年東京オリンピック・パラリンピックが開催されるわけでありまして、この旭市にも大勢の人を呼びたいと思う気持ちは旭市民みんながそう思っていることだと思います。そんな意味でも、ぜひみんなの力で、千葉県は「オール千葉」と言いますけれども、旭も「オール旭」というような形をつくりながら、ぜひ何か国か練習場あるいは観光客来ていただけるよう努力していきたい、そんなように思っております。

先ほどお話がありましたように具体的な招致活動の委員会、招致委員会ということでありましたけれども、旭市としてどんな分野、どんな形で招致を進めていくのが一番最適なのかな、そんなようなことを考えていきながら、まだ具体的には体制そのものも固まっていないところでもありますけれども、先ほども申し上げましたように、体育協会だけでなく産業分野、それと観光協会、議員を含めた有識者の皆さん方を構成してその招致委員会をつくりたい、そのように思っております。年度、議会が終わりましたら早速にでも委員の選考をしながらみんなで招致に尽力をしてもらいたい、そんなように思っているところでもあります。

またこの組織の委員になった方々には県とも国ともいろいろ人脈がある方も結構いると思います。そんな方に国や県に働きかけていただきながら、この旭市にもぜひ、成田から近いわけでもありますので、来てもらえるような応援をいただければ、そんなように思っているところでもあります。

以上です。

○副議長（平野忠作） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 議員のほうから東京オリンピックあるいはパラリンピックに向けまして海外からの観光客の誘致活動につきましてご質問いただきました。議員ご承知のように、2013年、昨年訪日外国人旅行者1,000万人達成したわけでございます。国としましてはさらに2,000万人、あるいは2030年には3,000万人、これに向けて今進んでおると我々も理解しております。せっかくですので、旭市にどのくらいの外国人が来ているか。なかなか来ている数は把握できないんですけれども、泊まれた数は我がほうで把握してございます。平成25年昨年1月から12月までの間、実は全体で693名の外国人が市内に泊まれたということで実は資料としてございます。一番多いのは中国人で425人、2番目に欧州ここが99名、3番目に韓国87名、こんな数字になってございます。議員のほうから具体的にどういうふうに関光を海外に向けてPRしていくかということでご質問いただきました。今、私どものほうでは実は外国人いろんな施設を巡り歩きたいという願望のほか、体験してみたいとい

う、そういうことも実は一部情報でいただいております。ただ単に施設に見に行くのではなくて、体験をしてみたい。そんなことで旭市としては今年度、これまで県の観光誘致促進課と連携をしまして、はとバスのツアーを一部実施してございます。黄色いバスが旭市内にとまっていたかと、それで旭市に観光客が来ている、このイメージをぜひ植えつけたい。ちなみに実績としましては貴味メロンの組合に協力いただきましてメロンの収穫体験、あるいは飯岡の刑部岬近くでのキャベツ体験のキャベツの収穫体験、さらには旭市は花が盛んですので胡蝶蘭の栽培現場の視察等々実施をしたこととございます。

さらに来年度26年につきましては旭市観光協会の矢指支部の協力いただきまして、地引網、これを体験活動として取り入れたい、そういうふうに考えております。具体的には体験を一つ、つくり上げていきたい、そういうふうに考えております。

もう1点、飯岡の刑部岬の遊歩道の管理はどこかということとございます。管理は、あの現場につきましては、旧飯岡町時代に観光遊歩道ということで舗装等の整備を行ったものがございます。現在管理は商工観光課で行っております。年間我が方での維持管理といたしましては、いつも盆前に草刈り等は年に一度合併時から実施しているというところで理解をしております。本年は大きな枝の伐採を行いました。さらにはボランティア等のご協力をいただきまして、出ましたいろんな竹だとか、いろんなもの等につきましては撤去につきまして翌日環境課と協力いただきまして実施をしている、そういうこととございます。

さらに行政としてやるべきこと、実は民地まで竹を伐採するケースもございます。人によってはなんで私の竹を切ったんですかという、こういうクレームが出てもしかたないということで、建設課と相談して地権者には全てご理解をいただいてそういう仕事をしてございます。

最後に、議員のほうからあそこは単なる観光遊歩道じゃなくて避難道路としてというご質問がありました。これにつきましては一部階段があるということとご理解いただきたいと思います。とは言いながら、階段がありながらあそこは高台に行く道には我々考えております。ただ、階段があるんだとそういうことでよろしく願いいたします。

以上です。

○副議長（平野忠作） 消防長。

○消防長（佐藤清和） それでは私からは2番の消防団員の人員確保についてお答えをいたします。

現在の団の条例定数でございますが、1,052名です。実団員数は基本団員866名、機能別消

防団員は69名の、合わせて935名でございます。

ご質問がありました団員の確保につきましては社会状況の変化による就業形態の多様化、人口減少等によりこれまでの状況と違い難しくなっているのが現状であります。

旭市消防団員につきましては77%がサラリーマンとして就業しており消防団活動が難しくなっておりますので、各事業所の協力をいただくために、「消防団員協力事業所表示制度」を制定いたしまして、より一層の協力をいただくものでございます。

今後、団員数につきましては団変更計画の進捗に合わせ、現況に合った適正な団員数を定めるべく、各方面の方々と意見を交え進めていくものであります。

入団につきましては地区役員、現職団員が勧誘を行っております。

なお、入団促進については市の広報誌並びに消防本部で発行の「しょうぼうだより」等で消防団の活動状況を掲載し、理解をしていただき、広く募集を呼びかけていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（平野忠作） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） それでは私のほうから3番、子ども・子育て支援新制度についての（1）と（2）、それから4番の（1）の中で放課後児童クラブの中で潜在的ニーズについてお答えを申し上げます。

初めに、子ども・子育て支援新制度に関する今後の工程と旭市子ども・子育て会議の役割についてお答えいたします。

子ども・子育て支援新制度は、市町村が実施主体となり、幼児期の学校教育、保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的としております。

本市においても議員もご案内のとおり、子ども・子育て支援法に基づき、旭市子ども・子育て会議を立ち上げたところでございます。

この会議は、子どもの保護者、教育及び保育の関係者、それから学識経験者など15名で構成されておまして、「（仮称）旭市子ども・子育て支援事業計画」の策定を中心にご意見をいただくものでございます。

地域の保育需要をはじめとしたさまざまな子育て支援サービスのニーズを把握し、旭市子ども・子育て会議で子育て支援に携わっている方などのご意見もお聞きしながら、平成26年度にはこの支援事業計画の策定を進めるなど、新制度のスタート予定であります平成27年4月を目指してまいります。

なお、計画策定後の子ども・子育て会議の継続的な役割についてとご質問ありましたけれども、これにつきましては計画策定後におきましても、子ども・子育て支援に関する施策の相互的かつ計画的な推進に関しまして、必要な事項ですとか、施策の実施状況に関することや、進捗状況等含めまして今後ともご意見をいただいてまいりたいと思っております。

次に、(2)の「一時預かり」や「病児保育」についてお答え申し上げます。「一時預かり」は現在本市で全ての公立保育所14か所と民間保育所のおうめい保育園、ひかり保育園、干潟町中央保育園の3か所で実施をしております。

また「病児・病後児保育」は公立保育所の干潟保育所と民間保育所の鶴巻保育園の2か所で実施をしております。

子ども・子育て支援新制度においては、この「一時預かり」や「病児・病後児保育」は子ども・子育て支援法第59条により位置づけられた法定13事業のうちの2事業で、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられております。

この事業は市が策定します支援事業計画に従いまして、事業を実施していくこととなりますが、当然このサービスは後退することはないと考えております。今後も地域の保育事業をはじめとしたさまざまな子育て支援サービスのニーズを把握する中で事業を実施していきたいと考えております。

続きまして、4番、放課後児童クラブの拡充の中の、放課後児童クラブの潜在的な人数はどのような状況かについて、子育て支援課のほうからお答えいたします。

支援事業計画の策定に当たりまして議員もお話ございましたが、昨年12月に市内の未就学児、小学生の保護者へ、放課後児童クラブの利用等も含めた子ども・子育て支援に関するニーズ調査を行いました。しかしこの調査結果につきましては、現在集計分析を進めているところでございますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは私のほうから、4番目の放課後児童クラブの拡充について、現状と今後の予定について回答をさせていただきます。

初めに、現状でございますけれども、現在旭市では全15小学校区で20クラブ、中央学童につきましては3クラブ、嚶鳴学童2クラブということで20クラブで、県や厚生労働省の補助金をいただきながら運営され、551人の児童が利用しているところでございます。

場所につきましては、これまで学校施設の一部を利用してまいりました。こうした中、先

ほど議員からもお話がありましたように、児童クラブの専有建物をということで、平成24年度に共和児童クラブが学校の敷地内に建設されました。そして平成25年度、本年度でございますけれども、嚶鳴小学校の敷地内に2クラブ用の施設が建設されました。

今後の予定でございますけれども、平成26年度、次年度でございますけれども、干潟児童クラブ、琴田児童クラブの2クラブの専用施設の建設を予定し、現在予算審議をお願いしているところでございます。

これらの4つの小学校区、5クラブにつきましては宅地分譲なども盛んでありまして、児童の減少も少なく、保育に欠ける世帯の加入希望率の高まり、あるいは希望人数に比べて生活室が特に狭くて余裕教室もないという4小学校について専用建物の建設を計画実施してきたところでございます。

また、ほかの児童クラブにつきましては体育館等をお借りしているわけでございますけれども、そういった児童クラブにつきましては、これからも地域のニーズ、保護者のニーズを見ながら学校施設等を余裕教室等の利用などをさらに検討していきたい、このように考えております。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） それでは再質問をさせていただきます。

まず東京オリンピック・パラリンピック関連についてですが、市長のほうからオール旭で臨む、年度が明けたらというお言葉をいただきました。そんな中で下村五輪担当大臣が昨年10月7日なんです、テレビ出演で各国の事前練習等については被災地を含めて組み合わせることが可能だとして、被災地にも経済効果を波及させたいという考えを表明されております。また市川市では12月の議会で、東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う練習場誘致に関する決議というのを多数の賛成で決議されております。また近いところだと先ほど先輩議員より資料をいただいたんですが、神栖のほうでも議会の中でかなり活発な議論がスタートしているようでございます。他の地域におきましても招致活動ますます活発になってくると思いますので、よろしくお願いいたしたいと思いますが、招致活動では東京オリンピックの決定がそうであったように、市民がやはりいかにそれを求めているか、盛り上がり、熱気といったものがやはり大きなポイントになるんじゃないかというふうに思います。またそれを通して旭市を盛り上げていこうじゃないかという市民のエネルギーは市全体の活性化にもつながることと思います。ぜひ、先ほど伺いましたように、行政・市民が一体とな

って推進していくことを望みます。

また、2020年にはオリンピックと同時の開催としてパラリンピックも開催されるわけでございます。このパラリンピック開催は障害者スポーツの振興、また認知を高めるという上で大きなチャンスであると考えます。旭市にはアトランタ、シドニーで金メダルを初め6個のメダルを獲得している荒井のり子選手もいらっしゃいます。そういった意味でパラリンピック開催を一つの契機として障害者スポーツの振興という意味でもそれを広げていく上で大きなチャンスとして捉えるべきと考えますが、お考えいかがでしょうか。この点についてお伺いいたします。

○副議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） オリンピックについてはこれまで何回かお話をしました。そのような方向で早速にでも招致組織委員会をつくりながらいろんな方面に働きかけながら招致を実現させていきたい、そんなように思っております。パラリンピックについてはやはりそれと同じような状況で招致活動をしなればと思っているわけであります。確かに荒井のり子さん、保健センターの中でいろいろ記念碑も建設させていただきました。非常に素晴らしい方でありますし、彼女の思いを十分汲み取りながら、その招致活動、招致組織委員会にも加わっていただきながら、そういった方向で協力をいただきたい、そんなように思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○副議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ありがとうございます。これを機に障害者スポーツへの注目、またそれを機にバリアフリー化等を含む市全体のいわゆるノーマライゼーションが進むことを願っております。

もう1点、オリンピック関連でございますが、関連して、例えば神栖の市議会のほう見させていただきますと、既に東京オリンピックを目指す人材の発掘、また強化というそういった選手育成という面でも既に議論がスタートしているようでございます。その辺については現時点でいかがでしょうか。

○副議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほどの話ではありませんけれども、1年6か月後、されど1年6か月ということがありましたけれども、実際まだ選手強化のほうのことについては行政としては

まだ考えておりませんでした。予算化も伴うことでありますので、十分そういったことも含めながら今の小・中学校、小・中学生かな、大体、高校生はどうか分からないけれども、その学校とも連携しながら教育長にもお願いしながら選手強化、オリンピックに出てほしいなという思いで頑張っ行政としても応援をしていきたいと思ひます。

○副議長（平野忠作） 教育長。

○教育長（埴田哲雄） 旭市は実は3年前ですか、卓球の国体を招致したときにやはり随分計画的にやはりあそこに選手を送るということで計画的に進めてきておる実績もありますので、今回は卓球だけではありませんので、広くいろんな競技ありますので、そういうような観点から今までも部活指導と言ひますか、運動部に対して市としては応援協力をしているところありますので、そういうようなものからして、新しい人材を発掘するのに協力をしながら頑張っなければというふうに思っているもので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○副議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ありがとうございます。2020年に向けて、これは2020年単年度ということではなくてやはり長期的に子どもたちの夢を育んでいく、そういう機会になろうかと思ひますので、そちらもぜひ推進していただけたらというふうに思ひます。

次の質問に入らせていただきます。

海外向けの、五輪をきっかけとした海外向けの観光セールスまた地域の国際化ということでございますけれども、商工観光課長より具体的な説明をいただきました。先ほども課長のほうでおっしゃっていましたが、昨年1,000万人を超える最高記録の外国人観光客、日本に参っております。震災後には620万人まで落ちていたわけですが、2003年から政府主導のジツトジャパン事業、こちらで掲げる外国人向けの日本国内ツアー、いわゆるインバウンド観光と言うそうでございますが、これが活発になってきているということでございます。

成田から東にいかにも多くの外国人観光客を引っ張っこられるか、先ほど課長の説明にもありましたけれども体験型観光というのがやはり目玉というふうにお伺ひしています。単にそこに観光地に行くというよりはそこに行って何をするのか、人との出会いですとか、その場所での現地の先ほども申し上げました文化に触れたりだとか、先ほど地引網とかありましたけれども、お花見ですとか餅つきといった、そういう日本の当たり前文化というものが評価されるということでございますので、そういうインバウンド観光業者というものがまだ少ないですが、かなり出てきております。やはりこれまで日本は外には観光は行くけれ

ども、迎えるためのソフトが非常に乏しいと言われてきたところでありまして、そういったインバウンド観光業者に対するPRや企画提携など積極的に進めていただきたい、これはお願いでございます。

また、スポーツ振興だけではなくて、先ほど市長のお言葉にもありましたけれども、観光また国際教育とかそういった横断的なプロジェクトとして五輪を見据えていただけたらなというふうに思います。

それでは、次の質問内容に入らせていただきます。再質問2番目でございます。

消防団における人員確保についてということでお伺いいたしました。定員数また実数、サラリーマン団員が77%ということでお伺いいたしました。一つ確認なんです、消防団協力事業所表示制度、こちらについては私の認識ですと消防団活動を認識している事業所に対して市が表示証を交付し、事業所の協力を社会貢献として広く知らしめるというふうに認識しておりますけれども、こちらは現行の制度がスタートしているということによろしいでしょうか。もしスタートしているようでしたらその事業所の件数がもしお分かりでしたらお願いしたいんですが。

○副議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤清和） 協力事業所表示制度ですけれども、まだ始まっておりません。現在要綱を作成中でありまして、4月1日の開始を目指しております。内容につきましては、今議員がおっしゃったとおり表示をしてということになるわけです。

○副議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ありがとうございます。4月1日よりスタートということで広くこれが認知されることをご期待申し上げます。参考までになんですが、これ長野県で、県の施策ではあるんですけれども、協力事業所に対する消防団応援減税というのをやっているそうでございます。これは協力事業所が消防団員を2名以上出している場合に、事業税を2分の1減税するというのを長野ではやっているそうでございます。また例えば日光市では市内の飲食店、小売店等が消防団員の飲食物品の購入等について割り引きやサービス等を行うとか、結構独自の考えで進めているところも多いように見受けられます。ぜひ、私も地元の消防団員の方、若手の方とお話ししたときに、いろんな話してみるとアイデアがお持ちのようですので、ぜひ、そういったいろんなアイデアがまた取り上げられていったらなと思いますのでよろしく願いいたします。

○副議長（平野忠作） 要望ですか、質問ですか。

○2番（高橋秀典） 要望でございます。失礼いたしました。

続きまして、3番目の子ども・子育て新制度について再質問させていただきます。

事業計画に向けての工程、また会議の役割等についてはお伺いいたしまして了解いたしました。ただ一つお伺いしたいのですが、私の認識ですと地域子ども・子育て支援事業の中でこれは学童保育といったものもこの範囲の中に入ってくるわけでございますが、子ども・子育て会議のメンバーの中に学童の保護者というのが見受けられないように思うんですけれどもいかがでしょうか。

○副議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） ただいまメンバーの中で学童の保護者が見受けられないようなということでご質問ありましたけれども、直接にはどここの保育所の代表ですとか、出ていただいておりますので、はっきりとはうたってございませませんが、保育所の保護者の中にも学童、上の子が通っていたりとか、あるいは市P連ですとか小・中の代表の方にも出ていただいておりますので、そういった中で一緒に考えていただけるかなと思っております。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ありがとうございます。新制度の趣旨、これ当事者のニーズをいかに吸い上げて生かしていくかということであると思っておりますので、学童の保護者もまた当然当事者でございます。その現場の当事者のご意見が今後会議に反映されることを望みます。

もう1点お伺いいたします。これ、そもそもの話になってしまうんですが、学童はいわゆる厚労省の管轄であって、また県でも健康福祉部の子育て支援班の担当ということになっております。保育にかかわることでもありますので、本来的には子育て支援課の管轄に属することではないのかなと単純に思ってしまう次第なんですけれども、こちらが旭市においては教育委員会管轄になっているということについて、これはどのような理由があるのかお伺いしたいと思います。

○副議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（埴田哲雄） 私も詳しいところは分からないんですけれども、今までの歴史といたしますか、そういうものからいいますと、やはり子どもたちの活動の場といたしますか、そうい

うようなものでありましたし、学校を使うというようなことであって、ほとんど学校から今スタートしているものでありますので、学校で子どもたち、学校を使うということで、学校教育課が管轄をしているものであります。今後、それについては市としても関連課と協議をしながら、特に子育て支援課といろんな計画をつくる、事業計画をつくる場合に、検討していこうということには今なっております。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） すみません。単純に疑問に思っただけなのかなと思ったんですが、ちょっと調べてみたらほかには多分県内には市川市だけが教育委員会管轄になっているのかなというふうに思います。国のほうでも同じ1人の子どもに関することで管轄が分かれていることを統合するというので今回施策、ニーズに応えようということで動いていると思います。今回の新制度、また事業計画の策定を機にそのあたり整理していただくことを検討いただけるかなというふうに思います。これは意見ということですので、次の質問に移らせていただきます。

次に、子ども・子育て支援制度についての2点目でございますが、一時預かり、病児保育についてですがご答弁ありがとうございました。現状についての了解をいたしました。ぜひ、非常に多く要望聞かれるところでございますので、支援制度の中で子育て世代のニーズがしっかり吸い上げていただくことを望みます。こちらも要望でございます。

続きまして4番目の放課後児童クラブについてになります。千葉県の児童クラブ設置に対するガイドラインですけれど、こちら調べましたら国の基準よりもかなり高いレベルで設定されておりまして、国では今回の改正で6年生までの受け入れとなっておりますが、千葉県では現状においてももう6年生までを受け入れ対象としており、また施設の要件についても他県に比べて非常に高水準であるということを確認させていただきました。そんな中、旭市では全小学校区での実施を行っているのはまずは大変すばらしいことだと思います。一つ伺いたいのですが、少子化が進む中でありまして、児童クラブのニーズ、実際の利用者というのは少子化にもかかわらず増加しております。ここしばらくはニーズは増加し、5年ほどで微減していくというふうに思われますが、これももちろん地域差がございます。干潟小学区では30人定員が40人に定員増ということで、新しい、新教室ができることはありがたいことだと思いますが、現状でも今47名という利用者数でございます。

今後、当面はニーズが増加すると予想しますが、今後のさらなる希望者の増加があった場

合、どのようなご対応になるのかお伺いしたいと思います。

○副議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） すみません。答弁の前に最初訂正をさせていただきたいと思えます。

先ほど現状の回答の中で15小学校20クラブと申し上げましたが、結局中央小学校が3クラブプラス2、嚶鳴が2クラブプラス1ですので、15プラス3ですので、18クラブでございました。すみません、計算が間違えてしまいました。15小学校、18クラブで現状では運営をしているということでございます。訂正のほう、よろしくお願いいたします。

ただいまご質問のありました今後のことでございますが、一応各地区の今後のいわゆる推移といいますか、全部こちらのほうで掌握をしたい、要は分析をしております、確かに地区によってだいぶ差はございます。そうした中で実は本年度確かに中央小学校学区、また干潟学区がちょっと多いという状況がございまして、干潟の学区につきましては今多いんですが、施設ができるまでは体育館の施設、部屋、これ3部屋あるんですけども、そこをうまく使いながら何とかしのいでいきたい、できるまではそれに対応していきたいと考えております。中央につきましては、実は希望がだいぶ多うございまして、それで今中央のもう一つの部屋を使いまして、第4クラブを一応設置する方向でとりあえず今検討中でございます。ということで、確かに今議員がおっしゃいましたようにあと4、5年がピークかなということでございますけれども、それも場所によってだいぶ差がございまして、その辺は学校の施設、空き教室をうまく利用しながら考えていきたいなと思っております。なお、こちらの推計ではその後全体的に微減になってくるのかな。そうしますと空き教室のほうも必然的に増えてまいりますのでそこで何とか吸収できるかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ありがとうございます。それでは確認でございますけれども、今後のニーズ増に関しても、旭市、今、待機児童ゼロということで、これ他市の方と話してもすごいことだというふうに思われるんですけども、当面の微増に対しても希望があれば、条件を満たせば受け入れ、現状のままでいけるということでよろしいでしょうか。

○副議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○**学校教育課長（菅谷充雅）** 現状ではそのように考えております。ただ、いわゆるかなりもし定数に対してかなり多くなってしまった場合、あるいは施設のハード的な部分でどうしても対応できない場合につきましては、これは優先順位といたしますか、そういったものも考えざるを得ないのかな。基本的にはガイドラインには確かに全部の児童をとということでございますけれども、昔は3年生までが中心でございましたので、そこは必然的に入れていく。それから後、そこからその上の学年につきましては例えば特別支援を要するお子さんとか、あるいはさまざまな理由によって例えば障害を持っているお子さんとかですね、そういう方々をまず優先的に入れていくということでございますが、基本的にはニーズに全て応えるように考えていきたいと思っておりますが、どうしても安全面もございますので、あまりそこに多く入れてしまっても非常に大変でございますし、指導員の目もありますので、そんなことも検討しながらそういうふうに対応していきたい、このように考えております。

○**副議長（平野忠作）** 高橋秀典議員。

○**2番（高橋秀典）** ありがとうございます。小3まではニーズがあれば受け入れられる、それ以降の学年については優先順位をつけてと、もしこれが定員以上になった場合ということよろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○**2番（高橋秀典）** はい。ありがとうございます。

もう1点お伺いいたします。放課後の子どもの居場所という関連でございますのでそこでお伺いする次第ですが、文部科学省のほうでは厚労省とは別に「放課後子ども教室」というものを推進しております。県ではこちらを教育委員会のほうが主導しているという状況ですが、こちらは親の就労状況というものに関係なく、全ての児童に対して放課後を利用して「地域の子どもは地域みんなで育てよう」というスローガンのもとで学校、家庭、地域の連携で推進するとされております。学校の空き教室や校庭等を利用して子どもの居場所を設けて地域住民の参画によって運営されるということは多くなっておりますが、県内では25市町村、152教室で実施されているとお伺いしております。旭市では今後そういった「放課後子ども教室」の検討というのは予定があるかどうか、それについてお伺いいたします。

○**副議長（平野忠作）** 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○**生涯学習課長（佐久間 隆）** それでは「放課後子ども教室」ですか、この件について、所管しております生涯学習課のほうで再々質問という形でお答えいたします。「放課後子ども

教室」、放課後有意義に子どもたちに過ごしていただく、その支援をしていただく、通しては本市独自で放課後を有効に過ごしていただくために、「地域子ども教室」というのを実施しております。この「地域子ども教室」は、物づくりの楽しさを体験するとともに、異年齢の友達との交流を通し、豊かな人間性や社会性を育むことを目的に各小学校で3年生から6年生を対象に教育経験豊かな豊富な社会教育指導員、講師が学校に赴き、手づくり遊び、そういう教室各学校2教室を開催し、好評を得ているところでございます。この地域子ども教室ですが、放課後児童クラブに入っている児童、入っていない児童にかかわらず放課後に子どもたちが安心して過ごせる場を提供し、居場所づくりの確保の一端を担っております。地域子ども教室ですが、豊富な教師の経験を持つ、ポテンシャルの高い潜在能力の高い先生を7名配置しておりますので、その方に当面放課後の子どもたちに安心して過ごせる場を提供してまいりたいと考えております。

○副議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ありがとうございます。これは要望でございますけれども、地域によっては例えばおやじの会のようなものをつくって学校を支援していこうという動きもあるようでございます。学校を核にした地域のきずな再生という観点からもそういった「地域子ども教室」ですか、そういった独自事業に対しての地域力の活用ということをぜひお願いしたいなというふうに思います。

続きまして、最後になります。5点目の刑部岬の遊歩道についてですが、ご答弁ありがとうございました。避難道としての安全性確認ということですが、階段はあるがということでお受けいたしました。今後例えば避難道ということであれば夜間のこと、夜間の避難の可能性もありますので、例えば街灯の整備等、そういったものについては今後の検討ということになりましようか。お伺いしたいんですが。

○副議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） うちのほうでもあそこは幅が3メートル、延長が307メートルということになっております。観光資源としては本当に使えるなど。先日実は飯岡観光協会主催で2月23日に宝探しという、800人近く集まりましたけれども、親子があそこを登って上まで行って、またおりてきてっていうところで、一つの資源としては活用できるかな。議員のほうから今、街路灯ですか、防犯灯みたいな。実は平成26年度予算では我が課でも検討はいたしました。電気を引いてくるのということ、いざ何か災害があったときは電気は来る

のかいと。今の時代だから太陽光、ソーラーパネルを付けてやらなけりゃいけないんじゃないかな。それにはちょっとあそこは暗いなというのがあったり、若干そういうようなことを踏まえて26年はちょっと勉強してみよう、そういう段階で、議論はしてございます。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 街路灯と申しましたのは、やはり夕日を見に行く方もあそこは多うございますので、前向きに検討いただけたらなと思います。また、刑部岬は旭市の持つポテンシャルに気づき、それを掘り起こして再生していくという一つのモデルになるんじゃないかなというふうに思っています。今、若い世代の一部で旭市をもっと知り、積極的に地元を楽しもうじゃないかということが非常に大きなムーブメントとなってきつつあります。我々市民が旭市の魅力を知り、楽しむことがまた地元愛につながって市の活力になっていくと思いますので、そういった市民の活動へのご支援の強化をお願いいたしまして、全ての質問を終了させていただきたいと思えます。

ありがとうございます。

○副議長（平野忠作） 高橋秀典議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、3時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時25分

○議長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 島 田 和 雄

○議長（高橋利彦） 続いて、島田和雄議員、ご登壇願います。

（11番 島田和雄 登壇）

○11番（島田和雄） 議席番号11番、島田和雄です。

3項目の一般質問を行いますので、答弁よろしく願いいたします。

1項目めは、旭市行財政基盤の強化について、4点質問します。

1点目は、旭市の10年後の財政についてですが、旭市は平成17年に合併し、これに伴う多くの財政支援を国・県などから受けてきました。そのおかげもあって、多くの事業を実施しながらも将来負担を最小限に抑え、資金の積み立ても着々に行われ、まずまずの財政状況と認識をしています。

しかし、財政支援のかなめであった交付税の合併算定替も、あとわずかの期間となりました。平成28年度からは少しずつ減額が始まり、平成33年度以降は20億円の減額が見込まれています。そのときを迎えてもしっかりとした行財政運営ができるように、行財政基盤の強化に向けた取り組みは以前から始められています。

そのような中、昨年末の千葉日報に千葉経済センターの発表として、10年後に海匝地域の団体は赤字になるとの記事が掲載されました。この予測はどのようなものか、旭市も赤字団体の中に入っているのか。また、これとは別に、市としてはどう見通しを立てているのか伺います。

2点目に、東総地区広域ごみ処理施設について質問します。

自治体の財政収支は、人口規模が小さい自治体ほど今後苦しくなると見込まれています。それをカバーするための一つ的手段として広域連携があります。今、東総地区広域市町村圏事務組合で進められているごみ処理施設の建設も広域連携の取り組みの一つですが、どの程度の連携による効果が見込めるのか伺います。ごみ処理にかかわる施設の建設費、今焼却施設と処分場両方ありますけれども、建設費また運営費は、旭市単独で実施した場合と比較してどうなるか伺います。

3点目に、新庁舎建設について質問します。

新庁舎建設の基本構想が発表され、四つの候補地が示されました。新庁舎建設に伴い、今現在各地に分散しているいろいろな庁舎のうち、新庁舎に統合されるのはどの庁舎か。その結果、維持管理費の削減など、行財政基盤の強化に向け、多くの効果が期待されるものと思いますが、どのようなものか伺います。

4点目に、旧海上中跡地について伺います。

旧海上中跡地は遊休資産となっておりますけれども、広い場所で駅にも近く、旭市が保有する優良資産です。いずれ、市民のためにより活用方法が出てくるだろうという思いでいました。今回、新庁舎建設の一つの候補地となりました。市役所に使うということであれば、最も有効な活用方法と思います。しかし、一方で売却処分に向けての手続きも進んでいるとこのことで、同時に二つの処分方法が検討されていることとなります。

仮に候補地から外れたとして、処分が望ましいという有識者会議での結論が出されたようですが、この段階で土地を貸す、あるいは市自らが事業をするといった選択肢はなかったのか伺います。

2項目めは、新たな水田農業政策について3点質問をします。

1点目として、国の政策変更に伴う市の対応はということですが、昨年11月、政府において、米の減反政策の見直しを軸とする水田農業にかかわる改革案が決定しました。内容は、おおむね4項目にわたっており、1番目として農地中間管理機構の創設。2番目として経営所得安定対策、これは旧戸別所得補償制度ですけれども、これの見直し。3番目として水田フル活用と米政策の見直し。4番目に日本型直接支払制度の創設となっており、これら4項目が改革の柱となっています。

長年続いてきた減反政策の廃止など、大幅な政策転換が行われようとしています。国の政策変更により、旭市はどのように水田農業政策を展開しようとしているのか伺います。

2点目として、水田フル活用と米政策の見直しについて質問します。

この政策の目的は、これまでの減反政策を廃止し、農業者自らの判断で適正な米の作付をしてもらう。さらに、水田をフル活用して、食料の自給率の向上を目指すものと思います。その目的達成のために、飼料米への支援を手厚くし、飼料用米の作付増を促す。その結果として、食用米と飼料用米の適正な作付配分を、これまでの行政の配分に頼らずに、生産者自らの判断に任せて行うことだと思えます。水田フル活用の見直しにかかわる支援内容はどのようなものか伺います。

3点目として、日本型直接支払制度について伺います。

この制度の内容の説明と、今まで実施されてきた農地・水プランもこれと同様の趣旨の政策と考えられますが、農地・水プランの今現在の市内での実施団体数、対象面積、補助金の合計額はどのくらいになるか、また、農地・水プランの実施団体は、新制度発足後、どういう扱いになるのか伺います。

3項目めは、排水対策について伺います。

排水問題は大きく分けて二通りあると思います。一つは、大雨時に冠水する問題。もう一つは、生活排水に困っている問題です。

今回質問するのは、生活排水に困っている場所の改善策についてです。場所は、倉橋北の地区で、20軒余りの新興住宅地です。高台にあります。若干周囲より低く、排水路が確保されていません。排水ができずに道路に流れ出した水が、冬には凍結してスリップ事故など

の心配があります。

この地区の排水はいろいろ検討されてきましたが、なかなか抜本的な対策が進みません。今後の対策をどのように進めていただけるのかお伺いします。

以上で1回目の質問を終わります。答弁をよろしくお願いたします。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 島田和雄議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうから、大きな2番目の（1）国の政策変更に伴う市の対応はということで答弁をしたいと思います。

国の米政策については、需要に見合った米生産を行うことができることを基本に、水田活用の直接支払交付金、産地交付金などとともに、国全体の需給の見通し、その他米の在庫、価格情報の提供などで、農業者の主体的経営判断や集荷業者、団体の販売戦略によって、需給と価格の安定を図り、今後5年後をめどに、行政の生産目標の配分に頼らず、需要に応じた生産が行えるように取り組むとしているところであります。

市では米の産出額が、平成24年は国の統計で48億4,000万円となっており、県内第2位の生産量です。国は飼料用米の生産について数量払いの導入など、水田活用の直接支払交付金の充実によって生産意欲を高める施策を図っております。

今後、市内畜産農家と連携をしながら、旭市が取り組んでいる飼料用米について、今まで以上に連携を強化して取り組むとなるようにして、米農家と畜産農家の経営安定を図ってまいります。

いずれにいたしましても、今後の米政策は、飼料用米を大きく国の政策の中心に位置づけるべきではないかと、私は考えているところであります。畜産界からのお話でありますと、米の生産量400万トンから500万トンは受け入れられる可能性があると聞いております。900万トンの日本の総生産量でありますので、半分を使っただけのことになりまして、これは本当に自給率の問題、生産農家にとっても大きな力に、後押しになっていただけたと思います。

旭市においては畜産業が盛んであります。県下一であります。そういった部分の中で、畜産農家と提携をより一層密にしながら、これからの米政策を推進していきたい、そんなように考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、財政課から旭市の行財政基盤の強化の中の（１）それから（４）につきましてお答え申し上げます。

まず（１）なんですけれども、旭市の10年後の財政ということで、確かに昨年11月に千葉日報に記事が載りました。この予測はどのようなものか、それから市としてはどう見通しを立てているかという２点のご質問がございました。

まず、千葉経済センターですけれども、これは公益財団法人ひまわりベンチャー育成基金の調査研究部門でございます。これは、ちばぎんが全額出資している公益財団法人でございます。この調査自体もちばぎん総合研究所というところが実施しています。

内容ですが、県内54市町村の財政状況と、今後の方向性についてという特別調査レポートになっています。これについては、平成19年度の決算と平成24年度決算の比較検討分析調査、これが一つございまして、新聞記事に大きく取り上げられたのは、今後の財政状況の見通しということで、これにつきましては25年度の予算を基にいたしまして、平成24年にちばぎん総研が将来人口推計を出しておりまして、その人口推計を重ねて、平成35年度までの推計を出したということになっています。

質問の中でございましたとおり、海匝地域につきましては平成31年度に、ここでは実質収支というような言い方をしていますが、単純に歳入歳出を差し引いた赤字になるというような記述がございまして、海匝地域ですのであくまでも3市、銚子と旭と匝瑳市の合計になります。

実は、この報告書の中でもう一つ記述がございまして、12ページから13ページにかけてあるんですけれども、合併した県内12団体については赤字を免れるというような書き方をしています。ということは、合併した団体では平成35年の段階で赤字になっている団体はないというようなことでございます。

あと、ここの中で、本来であれば決算を基にして、ある程度の伸びを考えながら推計を出すのが本筋かなと思うんですけれども、あくまでも予算でございますので、そこの中では歳入を厳しく見ている状況もございまして、厳しい推計になっているということであろうと思います。

旭市独自の関係ですけれども、24年度に新市の建設計画を改定したことは、まだご記憶にあるかと思います。そのときに、中期財政計画というのを市のほうでつくっています。そこ

の中では、35年度はまだ赤字にならないというような形でございます。

調査と、それから市の見通しということでございましたので、そのような形でお答えさせていただきたいと思います。

続きまして、旧海上中学校の関係ですが、跡地の関係です。

今回、庁舎の候補地となって、その中にも記述がある。ただ、市としてこの部分を貸す、それから自ら事業するような選択肢というのはなかったのかということで、ご質問がございました。この旧海上中学校の跡地につきましては、平成24年度におきましても旧体育館、それから特別教室等の解体等を実施しておりました。境界確認、それから測量業務を実施してきたところでございます。

ただ、その後、土地の分合筆を実施いたしましたところ、登記簿の内容の中に相当古い、実は抵当権等が残っているものがございました。これの調査、それから抹消ということで、若干時間がかかってきたということもございまして、今少しスピードを緩めている状況ではありました。

ご質問の貸す、それから自ら事業をという選択肢なんですけれども、実際には維持管理がかかること、それから税収の増につながるという方向を考えていたときには、できるだけ将来的な施設なり土地も持っているだけで費用がかかる部分が現実にはございますので、その辺は少し身軽になる必要があるのではないのかな。それから、質問の中であったとおり、検討委員会というか、その中での提言も、できれば売却する方向ということでございましたので、昨年4月には議会の全員協議会の中で、できれば公募型のプロポーザルなどによって雇用を創出するような効果的な活用ができる企業、そういったところにもし売却ができればという形でご説明をしたところでございました。

現実に貸す、それから自ら事業をというものは、その検討の中には入っていなかったというのは事実でございます。

以上です。

○議長（高橋利彦） 環境課長。

○環境課長（新行内 弘） それでは、私のほうから1番の（2）なんですけれども、東総地区広域ごみ処理施設について、建設費と運営費について市単独で実施した場合と広域で実施した場合の比較についてでございますけれども、初めに建設費について申し上げます。

広域で処理をすることが首長間で合意されているため、各市で単独で建設した場合の試算はしてございません。

なお、組合で建設した場合、焼却施設、マテリアルリサイクル施設及び最終処分場を含めた建設費は、処理方式により違いはありますが、答申を受けているシャフト方式の場合で、概算154億円と試算されております。ここから、国庫交付金や起債借り入れに対する交付税措置を除くと、組合の実負担額は概算61億5,000万円となります。

この金額を各市の負担割合を基に算出しますと、旭市の負担額は概算で22億1,000万円となります。

続きまして、運営費でございますけれども、旭市の現状における焼却施設等の中間処理施設、これはクリーンセンターとなります。それと最終処分場、グリーンパークを含めたごみの処理経費は、平成19年度から平成22年度までの平均で、年間概算額として約4億7,600万円でございます。

新たな施設を整備し、広域処理を行った場合の試算は、旭市の負担額は20年間の平均で、年間概算額は2億8,900万円、約40%の運営費削減となる見込みでございます。運営費につきましては、収集運搬費は除いてございます。

なお、一般的には、ごみ処理事業を広域化することにより、建設費で約2割、運営費で約3割程度の削減効果が期待できるとされております。

また、実際に施設を建設する際は、事業規模を再度見直すこととなります。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） 1項目めの（3）新庁舎建設についてでございます。

これにつきましては、2点ご質問があったと思います。

1点目は、どの庁舎を統合するのかということです。これは、本庁舎、ここが13課あります。これを初めとして8つの施設に分かれているものを新庁舎一つにする。具体的に申し上げます。本庁舎と各支所です。ここで4です。それから第2庁舎、都市整備課と環境課が入っています。それから、保健センター、南分館、子育て支援課が入っています。それから、青年の家、商工観光課が入っています。これらを集めて8施設24課を一つにする、こういったものであります。

それから、2点目といたしまして、削減効果、具体的に額を述べよという、そういった質問だったと思います。先ほども滑川議員が具体的に額を言えという話だったんですけれども、申し訳ございません、この場ではまだその額を言える状況ではないということだけのご理解いただいて、回答させていただきたいと思います。

各施設における使用面積は異なるものの、空調用の燃料費、光熱費、通信費、運搬費、それぞれに発生している。今申しあげましたように、具体的に金額を示すことはできませんけれども、それを一つに集約すれば、当然その維持管理費は低減できるものと考えております。

また、今組織を集約することによりまして、施設にかかる維持管理費だけではなくて、職員が施設間を行き来しているわけですので、移動経費の削減も図れる、そういった状況であります。

○議長（高橋利彦） 農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） それでは2番目、新たな水田農業政策についての（2）でございます。水田フル活用と米政策の見直しについて申し上げます。

国におきましては、平成26年度から米の直接支払交付金を見直し、10アール当たり1万5,000円から7,500円に削減し、平成29年度までの時限措置とした上で、水田のフル活用推進のため、水田活用の直接支払交付金のうち、飼料用米、米粉用米の取り組みに数量払いを導入します。手当を厚くすることにより、今までの主食用米偏重から飼料用米等へのシフトを促してございます。

具体的に、本市が取り組んでおります飼料用米は、収量に応じて10アール当たり5万5,000円から10万5,000円の幅をもって交付されます。生産意欲を高める仕組みとなっておりまして、旭市の26年度産の10アール当たりの基準単収量は562キロとなります。これを全部収穫した場合、水田活用の直接支払交付金は8万円、生産性向上の取り組みとしまして、これは国からですが、産地交付金が1万円、それと県の上乗せで1,500円、また市の単独分として1万4,050円、また、販売代金につきましては、飼料用米利用者協議会で、まだ26年産の買い取り単価は決まっておりますが、25年産米と同じであればキロ当たり25円、これは収量として1万4,050円になります。したがって、合計で10アール当たり562キロとりますと11万9,600円と交付されます。

また、10アール当たり712キロの収量、これは上限の150キロでございますが、水田活用の直接支払交付金は最高額の10万5,000円となり、生産性向上取り組みの産地交付金等を積み上げますと、総額で15万2,100円、上限の712キロとりますと15万2,100円となります。

さらに、飼料用米のわらを畜産農家へ販売する耕畜連携、この取り組みを行った場合、10アール当たり1万3,000円が加算されます。

なお、飼料用米の専用品種での取り組みにつきましては、10アール当たり1万2,000円がさらに上乗せされますが、26年産の種は全国で供給が不足しておりまして、申し込み量の3

分の1程度の割り当てとなっている状況でございます。

続きまして、(3)日本型直接支払制度です。

これは、ご質問が結構ございましたので、順を追ってご回答申し上げます。

まず初めに、制度の内容でございますが、本制度は平成19年度から実施された農地・水保全管理支払交付金に代わり、平成26年度より実施される新たな制度でございます。

内容といたしましては、農振農用地区域内における水路の草刈りや泥上げ、農道の維持補修、また生物多様性の保全及び景観形成、これらの作業を地域共同で行うものに対し、5年間に限り、国が2分の1、県4分の1、市4分の1を支援するものでございます。

また、組織につきましては、比較的小規模単位で、農業者に加え、地域住民、自治会等により組織される地域協議会が対象でありましたが、今回の制度改正によりまして、農地維持支払、これにつきましては、農業者のみでも構成される組織、これも対象といたしますということになっております。

また、地域協議会における活動でございますが、組織の設立、計画策定、申請書類の提出、活動の実施、活動記録及び報告、これらのステップで実施しまして、5年間はこれを実施していただくこととなります。

なお、途中で活動を中止するということはできないようになってございます。

また、国の要綱・要領に基づきまして事業を展開することから、事務処理等が煩雑かつ膨大になるため、常駐の事務局長あるいは会計事務に明るい方を起用されている事業主体が多いことも事実でございます。

それと、現在、25年度の実施団体でございますが、市内におきましては、25年度活動団体は8団体でございます。それと、対象面積、これは全体で1,015.75ヘクタール、交付金額の合計は3,838万380円となっております。

それと、最後のご質問ですが、現在の農地・水をやられている団体ですが、これは新たな制度にそのまま継続ということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 建設課長。

○建設課長（高野晃雄） 排水対策についてお答えいたします。

質問のありました倉橋地区の排水対策については、地区住民からの要望も受けておりますが、前面の市道が東側と西側、両方向に高くなっている地形であり、周辺には排水先となる水路がないため、対策に苦慮しております。

地区住民からの要望は、以前はそれぞれの宅地内に設置した浸透ますで排水を処理しており、浸透させる能力が十分でなくなると新たに浸透ますを設置して対応していたが、宅地内に浸透ますを設置する場所がなくなってしまい、結果的に降雨時に宅地内から道路へ排水が流出してしまうので、雨水排水の対策を願いたいとの内容でございます。

このため、道路上への滞水の対策として、前面道路、路肩の低い箇所を選定し、道路内に浸透できるような構築物を設置して応急的な対応をしております。

しかし、近くに排水路がないので、短期間での解決は困難であります。今後は、排水を受け入れ可能な流末を確保できるかどうか、範囲を広げて周辺の水路用地、道路用地を調査していきたいと考えております。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、最初の10年後の財政ということでありますけれども、そうしますと新聞報道とは異なって、旭市は10年後においても赤字にはならないというようなことが、詳しい説明の中には書かれていたということですか。

それと、市としてもそのような見通しということによろしいでしょうか。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の再質問に対して、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 確かに報告書の中では、合併した団体は赤にはならないと書いてはあるんですけれども、現実には20億円減るとするのは、今の制度の中では純然たる事実でございます。今、これが少し緩和されるような動きも国のほうにありまして、若干有利な取り計らいがしていただけるような動きもあることはあるんですけれども、ただ、市の独自の推計の中でも黒字と言いながら、平成29年度からはある程度積立金を取り崩していく必要があるということです。35年度の段階で、ちなみに財政調整基金は20億円程度の残高なのかなという、基金の残高も60億円弱ぐらいの数字にはなるかなというような、そういう見通しは現実にあります。ただ、財政が厳しいのは間違いありません。ただ、黒字ではあるということだけは、この報告書から読み取れるということです。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） そうしますと、今現在、たしか財調は50億円くらいあると言っていましたよね。そういった中で、10年後ですか、20億円になるということはこの貯金を徐々に使っていく、それで収支を合わせるというような状況だろうと思います。それではちょっとや

はり心配ですので、単年度収支で、税収と交付税、そういったものだけでできるように、これからいろいろな取り組みをしながら、そういった目標を立てていただきまして、財調はできるだけいざというときに使うというようなことで、取り崩ししないような財政運営をお願いしたいと思います。

そういった中で、いずれにしましてもぎりぎりの収支が今後継続されていくといったような中で、いろいろな取り組みが大事になってくるとは思いますけれども、そういった中でやはり最近つくられました行革課の存在価値といったものが出てくるのではないかなというふうに思うわけでありましてけれども、今年度議会に提出されています予算の中で、行革課の成果としてどのくらい反映されているのか、行革課が行っております事務事業評価ですか、その結果の予算に反映されている部分、主な事業、また、削減の額等についてお伺いをいたします。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） それでは、事務事業評価の結果について、26年度予算にどれだけ反映したかというご質問にお答えいたします。

事務事業評価の結果につきましては、改革改善案を各課につくってもらうということで、事業費が削減できるもの、それから効果を上げようということでコストを上げるという結論になったもの、そういったもの、いろいろあるわけですが、一部の事業で26年度当初予算に反映しております25年度の評価における改革改善策の平成26年度当初予算への反映額は、コストの削減効果として、一般財源ベースで3,705万円の減。事業の成果を向上するために予算増額を図ったものが601万円の増でありますので、差し引き改善策を決めたものについては3,104万円の減となっております。

具体例を幾つか申し上げますと、総務課の文書管理費、例規集の単行本の冊数見直し等により、約170万円の歳出減。社会福祉協議会等シルバー人材センターへの助成について、局長派遣の廃止等により、約1,800万円の減。つどいの広場、ここの臨時職員1名の減により、約90万円の減。家族介護慰労金等の高齢者サービスについて支給対象の見直し等により約410万円の減。それから、第二学校給食センターの管理費について、委託業務の精査により220万円の減。それから、逆に短期人間ドックの助成について、自己負担の限度額の引き上げによりまして、約600万円の歳入の増となりますので、これをひっくり返して先ほどの数字には入れてあります。それから、成果を向上するために予算増額を行ったものにつきました

ては、水稻の共同防除事業の補助金、これは交付対象団体を拡大したことによりまして、約90万円の増。それから、中学校英語指導助手配置事業について、英語教育の充実を図るということでALTを1名増員したことによりまして、約500万円の増となっております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） いろいろな項目について評価された結果、3,000万円余りの削減効果があったということで、こういった取り組みを今後継続してやっていただければ、さらに経費削減の効果が出てくるのではないかなというふうに思っております。

それともう一つ、この大きな経費削減の取り組みでありますけれども、今回市長の施政方針のほうにも出ておりましたけれども、公共施設の活用方針です。

これは、平成23年8月付で出されておりますけれども、これを見ますと公共施設の整備水準について、合併をした旭市は類似団体と比較しても整備水準は高くなっており、公共施設にかかる維持管理費は平成21年度決算で26億円に達し、この縮減が喫緊かつ重要な課題となっている、このように書かれております。

この方針が示されて以降、この維持管理費、どのようになっているのか。削減がされているのかどうか。今後、10年後とは言いませんけれども、それに向けて目標の数字といたしますか、そういったものが設定されているのかどうかお伺いします。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） まず、結論から申し上げますと、今後の目標はこの活用方針では額の上での目標は定めてありません。ということで、まずこの公共施設の活用方針ですが、23年につくったものは市役所の本庁舎、これの改築時期を平成30年以降と見込んだ中で、それまでの各公共施設のあり方、これを示すものとして策定しました。

活用方針の中では、小・中学校、それから中央病院を除いた268の施設について検討しまして、方向として転用する施設が5つ、廃止するものが17、移転が4、休止が2の合計28施設について統廃合をしていこうということにしたわけです。このときに、先ほど議員のおっしゃった26億円が、これを統廃合することで幾ら減るのということについては、実は目標を設定していなくて、旭市にある施設はどんどん老朽化が進んでいて、維持管理コスト、修繕等も含めてどんどん上がっている状況でした。このままではまずいですよということで、幾つかの施設について統廃合しようという方向を示したということでして、その後、その維持

管理コストが幾つか、今これから説明しますが、やめたもの等もあるんですが、それで減ったかという減っていないというのが実態です。ということで、数値はつかんでいないです。

とりあえず減ったもの等についてご説明いたします。

この方向に沿って進めてきた中で、これまでの進捗状況としては、12の施設について転用や廃止、移転を行っています。具体的には転用が2つ、働く婦人の家を廃止して第二市民会館にした、これは名前が変わったということです。それから、海上保健センターの一部、これをこども発達センターに転用しました。

廃止は8施設、8ですね、埴保育所、それから旧第二・第三の給食センター、これは1つに統合したということです。海上体育館、海上庭球場、それから横根地区にあった農産加工室、下永井の公衆トイレ、それから干潟地域にあった教職員住宅、これらを廃止した。

今年度、飯岡地域の保育所も1つに統合するというので、さらに2つ廃止されるということです。

次に移転ですが、これは2施設、海上と飯岡の消防分署を支所内に移転した。こういった意味では、支所についても一部転用をしたということも言えるかと思います。

それ以外では、地元区への移管で、海上地域の如来堂市営墓地、これが廃止されました。それから児童遊園が幾つか廃止されております。それから、消防団のほうの関連施設、これも団の再編が進んでおりますので、幾つか統合が進んでいるという状況です。

一方で、休止するんだとしたいおか荘とプール、これについてはやはり観光のシンボル、あるいは復興のシンボルとして、休止をやめて再開に向けた準備を今進めているというところではあります。

全体的な進捗状況としては、この方針が30年度ごろを目標年度としていることから考えれば少し遅いと考えられると思いますが、3年前の震災からの復興を第一に進めてきた中で、統廃合を進めることはなかなか合意を得にくい、難しいなというふう感じていたところではあります。

以上です。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） いずれにしても、今後新庁舎をつくるといったような中で統廃合が進むと考えられます。そういった中で、やはりこの合併に伴って、多くの施設が重複しているということでもありますので、こういう事態でコストがかかるというふうにも考えられますので、その辺の統廃合については、今後きっちりとやっていただければ、旭市も苦しく

なっていくのではないかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、2番目の東総地区広域ごみ処理施設についてでありますけれども、先ほどの答弁をお聞きいたしますと、建設費については計算をしていない。3市でやる想定のもとで、1市の分については計算していないということでありました。

運営費については、旭市単独でやった場合は4億7,000万円、また広域でやった場合の旭市の負担は2億8,000万円余りでした、たしか。ということは、1億8,000万円くらいでしょうか、の削減効果が見込まれるということだろうと思います。この中には、運搬費についてはまだ計算がされていないということでもあります。運搬費につきましては、若干1市でやるよりは3市でやりますと、遠くのほうへ運ぶということになりますので、若干今度負担が重くなるというふうに考えられますけれども、それにしましても1億8,000万円の経費の削減が見込まれるということで、これは大きなコストダウンというふうに考えられます。よほどの、3市でやっている広域ごみ処理施設については、何といたしますか、これを覆す理由がない限りは3市で継続してやっていただきまして、この経費削減につなげていただきたいと思います。

この経費削減は、1年こっきりではなくて、これから毎年これが1億数千万円の削減効果が出るわけですので、これだけの削減効果を見込める事業と言いますか、ものは恐らく考えられないのではないかと思いますけれども、財政課長ありますか、そういったものは。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 突然のご指名だったので、1億8,000万円という数字を単純に一つの施設で減らすというのは本当に難しいと思います。やはり、何か施設があれば、そのところで相当のお金がかかります。それを1億8,000万円ということであれば、施設を二つ、三つ潰さないといけないだろう、そのような思いはあります、現実には。

現実には、今広域でやっています衛生組合にしても、負担金はそれほど多く払っているわけではありません。これも億までいきませんので。ですから、やはり広がった、大きな範囲の中で実施するというのは、それは適正に運営されて、適正に管理されてということであれば、それは有効なのかなという感じは受けました。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） これほどの削減効果のある事業はないということですので、ぜひ、いろいろと問題がまだ残っておりますけれども、それをクリアしまして推進していただ

きたい、このように思います。

もう一つ、この焼却施設につきまして質問させていただきますけれども、これまでの3市の焼却施設では発電といったようなものは行われていなかったわけでありまして、今回のこの東広の焼却施設の予算の中には、既にこの発電設備も含まれているということでありまして。3.11の震災以降、社会的に原発以外への電力の転換が求められているわけでありまして。そういった中で、ごみ焼却を利用して最大限の発電ということを考えるべきだと、私は思っております。

発電設備の状況と、どのくらいの売電収入が見込めるのかお伺いします。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（新行内 弘） 議員の発電の収益等ということでございますけれども、広域の施設では熱回収施設の発電総出力から施設内で消費される電力を除いた分を売却できます。売電の電量につきましては、広域ごみ焼却施設建設計画検討委員会において、各メーカー7社、アンケートを行った結果、施設で使った残り約1万2,000から1万4,000メガワットアワー程度と見込んでおります。売電単価につきましては毎年変動しておりますので、その辺は未定でございます。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 売電単価は未定というようなお話でありましたけれども、未定の中でも大体このくらいといったのは、幅があるとは思いますが、分かればご回答願いたいと思います。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（新行内 弘） 売電収入ということでございますけれども、現在、経済産業省の固定買い取り制度の平成25年度の調達価格、概算で1キロワット当たり13円試算してございます。売電する電量は、先ほど申し上げました1万2,000から1万4,000メガワットアワー程度と見込んでおりますので、この13円で計算しますと、概算で1億6,000万円から1億8,000万円程度の収入になると予想されます。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） その収入が運営費に回って、運営費がコストダウンできるということ

になるんだろうと思いますけれども、それにしましても、発電についてもそれだけのものが見込めるということで、大変これは効果的なのかなというふうに思っているところです。

それともう1点、意見だけ言っていいですか、質問ではなくて。

じゃ、もう1点この発電について発言させていただきたいと思えますけれども、この行財政基盤の強化とは直接関係ありませんけれども、この発電につきましてもは大変大規模なもので、しかも自家発電ということでございます。自家発電ということで、災害時に使えるのではないかなというふうに考えております。

例えば、この発電設備が中央病院の脇にあったというふうな仮定をすれば、恐らく中央病院、停電になっても全部電気が供給できるくらいの発電はしていると思えます。

それは、現実には無理なんですけれども、そういった発想を持って、これから災害時にこれがどういうふうに使えるかということ調査研究していただければというふうに思っているところです。よろしくをお願いします。

続きまして、新庁舎建設についてでありますけれども、維持管理費なんかについては今のところまだ計算はされていない、削減ですか、削減については計算されていないということでもありますけれども、それでは、この候補地につきまして、4つありましたけれども、いろいろな調査の結果が私どもにも示されたわけではありますが、建設費について示されていません。建設費用は、候補地選定の大事な条件の一つというふうに考えております。

それぞれの候補地の建設費用、どのくらいを見ているのかお伺いします。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 議員、具体的なまた数字を求めているようでございます。

現在策定中の新庁舎建設基本構想において、庁舎の規模については1万2,000平方メートル、これは延べ床面積を言っています。これは、平成29年4月1日における本庁舎に勤務する想定職員数から割り出したということです。これを基礎としまして、庁舎の概要を定めることになるわけですが、それぞれ4候補地の金額についてはそんなには変わらない。例えば、ここで設置した場合には、先ほど滑川議員にも言いましたけれども、高くなる。広いところにやれば低くなるということは容易に想像はできるんですけれども、それ高いから高い、低いから安いという、そういうものでもないようなんです、この建築費用ですね。ただ、それにアプローチする道路だとか排水路だとかいろいろな面で、そこの差は出てくるはずなんです。その金額を言えと言いますが、残念ながら申し訳ありません、この辺

はまだはじいていないというのが事実なものですから、ここでまだ申し上げる状況ではない、この辺をどうかご理解をお願いしたいと思います。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） どこも建設費は変わらないといったような答弁でありましたけれども、建設費というのは、ただ建物を建てるだけでなく、いろいろ相対的ですね、そこに庁舎をつくった場合に附属もいろいろかかりますよね。土地を買うとか排水をすとかという考えもあるようですけれども、そういったいろいろな、4候補地によって条件がそれぞれ違うわけなんです。それを精査して、ここはこういうことでこういうお金がかかりますよというのを全て浮き彫りにして検討委員会に出す、それを検討していただくということが大事になってくるのではないのでしょうか。ただ、建設費で漠然とこれだけかかりますよでは、検討の材料にはならないと思いますので、その辺をきっちり出していただきまして、検討材料にしていただきたいと思います。どうでしょうか。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 議員、ごもっともだと思います。今の段階では示せませんけれども、これからその基本計画をつくって細かい内容に入っていくわけです。そのときには、お示ししながら決めていくということにしたいと思いますので、どうかその辺はよろしく願いいたします。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 早急をお願いしたいと思います。本年度中にこの候補地を決定するというようになっておりますけれども、その後、基本構想も26年度につくるという計画になっていると思います。基本構想をつくるに当たっては、やはりこの候補地がはっきりしない場合にはそれはできないということになりますので、候補地選定が相当早く決定していないと基本構想には移れないということになると思いますので、できるだけ早い時期に先ほどお願いしましたようなことをあれしまして、その検討委員会のほうにも提出してもらいたいと思います。要望です、それは。

質問としましては、安くできればつくりたいと私は思うわけでありましてけれども、そういった考え方からすれば、現在の海上支所、この庁舎を使って、これ3,000ちょっとの面積があるとありますけれども、1万3,000平米くらいの庁舎をつくりたいということでありまして、その中で海上の支所は耐震はクリアしておりまして、将来にわたって使えるとい

う施設であろうと思います。それを利用しまして、残りの部分を近くに建てるといった考え方が、最も安上がりな庁舎建設になるのではないかなというふうに考えているわけでありましてけれども、この候補地がなぜ5番目の候補地に選定されなかったのかお伺いします。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） ただいまのご質問の前に、これだけは申し上げておかなければいけないのは、先ほど25年度は4つの候補地でいきます。これは、4つの候補地でいろいろな市民の方々の意見を聞きたいということで4つの候補地、25年度はしており、これが基本構想です。26年度に入って具体的な基本設計に入っていきますので、基本計画を定めます。そのときに額をはじき出しますから、その辺は、その1年、先ほどの議員の要望の中ではずれておりましたので、その辺はよろしく願いいたします。

それと、ただいまご質問の海上支所はなぜ候補地に挙がらなかったのかということでありまして。確かに、海上支所については、耐震性の問題はクリアすると思っております。でも、30年以上たっているわけでありまして。当然、大半の組織を集約する事務スペースの確保はできないということであるわけです。駐車場の問題もあって、議員おっしゃるように、じゃ今の施設に増築すればいいじゃないかという、そういう考えだと思っておりますけれども、残念ながらそのスペースはないということで候補地に入れなかった、これが理由であります。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 今後また、いろいろと庁舎建設については検討、お互いに議論をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

続きまして、旧海上中の跡地についてですけれども、貸し付けあるいは自らこの事業をするといったようなことは考えていなかったというようなことでありましたけれども、売却をすれば収入になるわけでありましてけれども、それは一時的なものでありまして、私が思いましたのは、鎌数の工業団地にあるソーラー施設なんですけれども、この施設は県が業者に賃貸で貸しているわけなんですけれども、賃貸料が30万円から50万円、10アール当たり、そのくらいの高額な賃貸料で貸し付けをしているということです。それは皆さんも恐らくご存じだと思いますけれども、海上中の跡地も、仮の話ですよ、ソーラーの発電の環境は鎌数の工業団地と同等だろうと思います。そういったことも考えられるのではないかな、あそこは3町歩くらいあると思いますので、そうしますと30万円で貸したにしても30倍で年間900万円ですか、1,000万円近いですね。1,000万円くらいの貸付代が市に入ってくるということ

になりますので、20年の契約を恐らくすると思いますので、そういったことも一つの案ではないのかな。優良地でありますので、ソーラーには向かないのかな、もっといい利用方法があるのかなというような思いでそういった提案はしませんでしたけれども、売却してしまうというようなことであれば、税収と比較してどっちがいいのかなというようなこともありますが、どうでしょうかね、その辺。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 確かに、貸し付けてお金が入る、これは非常にいいことであろうと思います。ただ、ここの用地につきましては、昨年4月の全員協議会でしたでしょうか、議員全員協議会の中でご意見いただきたいというお話をさせていただいたときに、そういう貸し付けという話はなかったかと思います。ただ、一番いいのは、いろいろな福祉の施設であるとか、中央病院のところの力を少し借りたらとか、あと、その中で新庁舎の場所にもどうでしょうかというようなご意見が出て、ここの今回の庁舎の検討の中にも入っているというような状況もございました。その段階で、また9月にも少しこの先のことということでお示した経緯もあったわけなんですけれども、その段階ではできれば雇用の生まれるようなところを考えたいということで、それが将来的にも長くわたって税収につながるのではないかといいところもありまして、そういう方向で1回やってみましょうということで、今動いていたという状況がございました。

議員ご指摘の件は、確かに企業家としては当たり前の話なんですけれども、その辺はなかなか慎重に進めていた状況もありましたので、決断にはうまく動けなかったということがございました。

以上です。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） そういった考え方もあるということをおっしゃるに、私の考えを述べたわけでありましてけれども、一番いいのは、やはり市役所、新庁舎をあそこに建てていただくというのが一番いい活用方法なのかなと、私は考えているわけでありましてけれども、大変広い場所で、高い建物を建てなくても3階建てくらいで、低層の建物で広く建てて、そうしますと後々の維持管理費も安いということで、今後財政が厳しくなる中では、将来にわたって最もあの場所が、市に財政負担がかからない場所なのかなというふうに思っておりますので、ひとつよろしくをお願いします。

続きまして、新たな水田農業政策についての、(1)の国の政策変更に伴う市の対応、市長の考えをお伺いしまして、飼料用米ですね、今後この普及にご尽力をいただけるということとございました。よろしく願いいたします。

続きまして、水田フル活用と米政策の見通しということですが、先ほどの支援内容をお聞きしますと、普通に私どもが食用米みたいな感じで作付して飼料用米にしても、約12万円の売り上げになる。いろいろな、そのほかの取り組みをしますと、最高15万円くらいが見込めるということで、本当に有利な政策なのかなというふうに思います。

2月中に、この稲作農家の皆さんに、各地でいろいろと説明会が開かれたようでありますけれども、農家の皆さんのこの政策についての関心はどうであったか。参加人数とか、それから今後の周知、どのようにしていくのか、皆さんに知って理解してもらうことが大事だと思いますので、その辺どのように周知していくのかお伺いします。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） まず、説明会でございます。これにつきましては、2月25日から28日まで市内4会場で説明会を開催しております。参加された生産意欲の高い農業者の方は44名でございました。また、説明会では国、それと海匠農業事務所、この職員から制度改正の詳細な説明をしまして、また、市のほうからは収量に応じた手取り額について、このような図をお示ししまして、先ほどの単価でございますが11万9,600円と15万2,100円、こういうふうな差が出ますよということで、お示しをしております。

もう間もなく、実施計画書のほうの配布を行います。申請期限の6月末まで、これは推進をしてみたいと思っております。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 周知につきましては、私も最初のこの説明会にお伺いしたんですけれども、分かりづらかったわけですね、なかなか。皆さんにもうちょっと分かりやすく説明してくださいというようなお願いをしたわけでありまして、その結果、この表をつくっていただけた。これは本当に分かりやすい、一目瞭然です。これを、農家の皆さんに、全農家、水田農家の皆さんに届くように、届けていただきたいと思うんですよ。そうしますとすぐ分かりますから。飼料用米を作付した場合はこれだけの収入になるということが理解できると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

次に、そういった中でこの飼料用米の作付、今後増えることが予想されるわけでありまして

けれども、その中で心配なことは、飼料用米を買ってくれるほう、すなわち畜産農家ですけれども、そちらのほうの需要が確保されるかどうか。

それともう1点、市は200ヘクタール分の補助金の予算を組んでいただいたわけでありませけれども、恐らくこれを超えるのは間違いないと思いますけれども、予算のほうは補正を組んでいただけるものかどうか、その辺についてもお伺いしたいと思います。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 前年の需要でございますが、私どものほうでつかんでおりますものは、畜産農家のほうで面積で250ヘクタール程度と伺っております。それですので、予算上は今現在前年度と同じように新年度でも200ヘクタール飼料用米を予定しております。

今までの状況でございます。かなり関心が高くて、ほぼ200ヘクタール分の希望はあるのかなというふうには考えております。

また、当初予算の200ヘクタールを超えた部分についてどうするのかというご質問ですが、この場合には9月の補正で追加をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） よろしく申し上げます。このパンフレットを見てみますと、今年から数量払いとなっております。その中でこの農産物検査機関ですか。ここで数量の確認を受けることが条件になったというようなことが書かれているわけですがけれども、これまでこの検査というのは飼料用米についてはやられていなかったわけでありませけれども、検査をするということになりますと、余計な経費が農家の負担になってくるのではないかなというふうに思うわけでありませけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） いわゆる検査部分でございますが、確かに書いてはございます。具体的にですが、2月10日に、実は国のほうから担当局職員を交えた意見交換会を実施しております。国から飼料用米に係る農産物検査規格についての検討や、農産物検査機関による確認などのお話がありました。

ただ、品質の確認検査などに運搬の手間や経費の負担、これはいわゆる横持ち費用と我々は呼んでいますが、それがかかると飼料用米の取り組みの足かせとなるということで、この

辺を耕種農家及び畜産農家を同席させていただきまして、このような意見を国に対して申し上げました。できましたら、現在旭が実施しております顔の見える取り引き、取り組み、これについて国は配慮していただけないかということで、その場で要請したところです。これは、我々もそうですけれども、無論畜産農家、それと耕種農家、双方からの要望として出ております。

今後、国の制度運用次第では、取り組みに影響することもあります、いずれにしても国のほうからまだ要綱・要領が出ておりませんので、そちらが出てからまた再度検討を重ねていきたい、あるいは市のほうの対応を考えていきたい、このように考えております。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） いずれにしても、この検査については負担がなるべくかからないような、そのような制度を考えていただきたい。できれば旭市からそのようなことを国に提案して、大産地ですので、それを国でもそういう形にする。旭市からそういったものを設計していくといったようなこともできるのではないかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、3番目の日本型直接支払制度でありますけれども、今現在8団体で約1,000ヘクタールの参加の団体があるということでありまして、旭市は大体4,000ヘクタールの水田を抱えているということでございますので、対象が耕地整理をしたところというのが対象になるようでありまして、全部の水田が対象になるわけではないわけでありまして、大体は、旭市はもう耕地整理が済んでおりますので、ほぼ大体の耕地が対象になると思います。

そういった中で、実際には今までやっていた仕事、取り組みどういふことをするのかという中で、今まで我々が共同作業でやっていた草刈り、そういった仕事をこの制度に乗せていけるということでありまして、全域にそういった取り組みを普及させるような市の対応をお願いしたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 制度の周知でございます。これは前の2番目の質問と同じようになってしまうのですが、まだ概要ということで要綱・要領、これも現在国で今作成中でございます。したがって、その要綱・要領等がまいりましたらば、改めて内容を精査した中で、区長会等を通じて前回の農地・水と同じような状態で、区長会のほうへ一度ご紹介を

させていただこうかと考えております。いましばらく時間のほうをいただければと思います。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） じゃ、そういう手順でよろしく願いいたします。

続きまして、3番目の排水対策についてでありますけれども、この場所の排水路の場所をなかなか決めることができなかつたということでもありますので、それについて今後調査して、それを検討していただけるというような答弁でございました。ぜひ、この調査をしていただきまして、排水路を設置できる場所を確保していただければと思います。

そういうことをお願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の一般質問を終わります。

以上で本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

---

○議長（高橋利彦） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は10日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時40分

## 平成26年旭市議会第1回定例会会議録

### 議事日程（第4号）

平成26年3月10日（月曜日）午前10時開議

#### 第1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

##### 日程第1 一般質問

---

#### 出席議員（22名）

1番	林 晴 道	2番	高 橋 秀 典
3番	米 本 弥一郎	4番	有 田 惠 子
5番	宮 内 保	6番	磯 本 繁
7番	飯 嶋 正 利	8番	宮 澤 芳 雄
9番	太 田 將 範	10番	伊 藤 保
11番	島 田 和 雄	12番	平 野 忠 作
13番	伊 藤 房 代	14番	林 七 巳
15番	向 後 悦 世	16番	景 山 岩三郎
17番	滑 川 公 英	18番	木 内 欽 市
19番	佐久間 茂 樹	20番	林 俊 介
21番	高 橋 利 彦	22番	林 正一郎

---

#### 欠席議員（なし）

---

#### 説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 寿 一
教 育 長	彗 田 哲 雄	病 院 事 業 者 改 革 長	吉 田 象 二
秘書広報課長	堀 江 通 洋	推 進 課	林 清 明

総務課長	米本 壽一	企画政策課長	伊藤 浩
財政課長	加瀬 正彦	税務課長	佐藤 一則
市民生活課長	馬淵 一弘	環境課長	新行内 弘
保険年金課長	加瀬 喜久	健康管理課長	野口 國男
社会福祉課長	加瀬 恭史	子育て支援課長	山口 訓子
高齢者福祉課長	石毛 健一	商工観光課長	堀江 隆夫
農水産課長	大久保 孝治	建設課長	高野 晃雄
都市整備課長	林 利夫	下水道課長	石毛 隆
会計管理者	宮應 孝行	消防長	佐藤 清和
水道課長	鈴木 邦博	病院事務部長	菅谷 敏之史
病院経理課長	土師 学	庶務課長	横山 秀喜
学校教育課長	菅谷 充雅	生涯学習課長	佐久間 隆
体育振興課長	石嶋 幸衛	監査委員局長	田杭 平三
農業委員会事務局長	高木 寛幸		

---

**事務局職員出席者**

事務局長	伊藤 恒男	事務局次長	向後 嘉弘
------	-------	-------	-------

---

開議 午前 10時 0分

○議長（高橋利彦） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 一般質問

○議長（高橋利彦） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

---

◇ 林 晴 道

○議長（高橋利彦） 通告順により、林晴道議員、ご登壇願います。

（1番 林 晴道 登壇）

○1番（林 晴道） おはようございます。

議席番号1番、林晴道でございます。

平成26年第1回定例会で一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。昨年末に改選されました議会議員選挙におきまして、市民各位のご協力により初当選をさせていただきました。市民の負託に恥じぬよう精いっぱい努力してまいります。また、当議会の一番下議員といたしましてしっかり底上げを図ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

僕は市民の命と幸せが一番との観点から通告の順序に従いまして、大きく3つの項目の質問をさせていただきます。執行部の方々におかれましては、僕のような行政の初心者にも理解できるように、分かりやすい答弁をよろしくお願いをいたします。

それでは、1つ目の旭中央病院アクセス道路について質問をいたします。

この道路は東西線及び南北線に分かれ、整備計画されています。現在まで東西線は整備さ

れ、南北線についても国道126号線まで整備されています。この道路の名前のおり旭中央病院を核に東西と南北に道路整備を行うものです。旭中央病院は本市が全国に誇れる貴重な宝で、市内外から一日平均で約3,000人もの患者さんが通院をされ、また入院患者さんなどに対しお見舞いに多くの方々が訪れています。その方々と病院をつなぐ貴重な道路でございます。

そこで1点目として、現在の整備利用状況について質問をいたします。

計画全体に対しての現在までの進捗状況でございますが、総延長に対しての整備済み延長と総予算に対しての現在までの事業費並びに1日当たりの交通量をお伺いいたします。

2点目として、今後の整備予定について質問をいたします。

現在開通している国道126号線からその先の広域農道までの年度ごとの事業計画をお伺いいたします。

次に、2点目の私立保育園の待遇改善について質問をいたします。

新聞等の報道によりますと、都市部の多くの市で保育園の待機児童数の問題が報じられています。厚生労働省によりますと、平成25年4月1日現在、全国の保育所の定員は229万人、前年から4万9,000人増え、平成6年の保育所入所待機児童数調査以降、過去最高の定員増加数となっています。また、保育園を利用する児童数は221万9,581人で、前年から4万2,779人増となっております。

このような中、待機児童数は3年連続減少となっておりますが、いまだに全国で2万2,741人もの待機児童がいる状況でございます。年齢区分別では3歳未満が2万9,148人の増、3歳以上は1万3,631人の増となっております。

しかし、現在本市では待機児童数ゼロの状況を維持しております。これは公立の保育所をはじめ、私立の保育園や幼稚園がしっかりと運営されているからだと思ひ、感謝いたしております。

そこで現在の保育所と私立保育園の数と定員数、現在の入所人数についてお伺いいたします。

また、平成24年度の決算で公立保育所の人件費を含めての総経費と私立保育園の場合、市からの措置委託料と入所人数1人当たりの経費をあわせてお伺いいたします。

続いて3つ目の大型商業施設を活用した住民サービスについて質問をいたします。

現在市民等に対しまして住民票等の交付や税金等の収納業務は、市役所の本庁や各支所等で業務が行われています。サラリーマンの方々や高齢化社会の到来で平日市役所等に来庁で

きない方々も数多くいると思われます。そのような中、住民票の交付につきましては市役所の閉庁日にも行い、市民サービスの充実に努めているとお聞きしています。

そこで質問をいたします。現在住民票等の交付や税金等の収納業務ができる場所並びにそれらの取り扱い時間と本庁と各支所の取り扱い件数についてお伺いいたします。

以上、3項目4点の質問をいたしました。

なお、再質問につきまして自席で行わせていただきますのでよろしく願いをいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の一般質問に対して、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（高野晃雄） それでは、質問の1番目の旭中央病院アクセス道についてお答えいたします。

まず、(1)の現在までの整備、それから利用状況についてでありますけれども、旭中央病院アクセス道の現在の整備状況であります。東西線については平成21年度に供用しており、総延長1.7キロ、事業費が4億8,000万円でございます。南北線については全体延長約3.2キロメートルのうち、旭中央病院から主要地方道銚子旭線までの300メートルについては平成22年3月末に、また主要地方道銚子旭線から国道126号線までの約600メートルについては平成24年3月に供用を開始しております。供用区間は約900メートル、南北線全体の28%となります。南北線の総事業費は約30億円を見込んでおりますが、平成25年度までの事業費としては約19億5,000万円、65%の執行となっております。

なお、事業量、道路延長の進捗率と事業費の進捗率の違いにつきましては、JRの旭中央橋の事業費に約10億5,000万円を要したものです。

利用状況についてでございますけれども、東西線の飯岡バイパスの延伸箇所12時間当たりの交通量は約3,600台で、また南北線に関しましては供用を開始している区間での旭中央橋を通過する12時間当たりの交通量は約2,200台となっております。

続きまして、2番目の今後の整備予定についてお答えいたします。

今後の整備予定としては延長が2,300メートル、事業費については用地補償費として約4億円、本工事費は約7億円、全体事業費を11億円と見込んでおります。年次計画ですが、道路用地の取得を平成28年度までには終えたいと考えております。また、工事の着手場所、時期につきましては少しでも早く事業の効果を上げるために、着手可能な区間から順次着手していきたいと考えております。計画では平成27年度から平成30年度まで4か年で実施していく予定でございます。

以上です。

○議長（高橋利彦） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） それでは、私のほうから2番、私立保育園の待遇改善について、保育所の数、定員数、入所児童数や、それから平成24年度決算額、1人当たり経費等についてお答え申し上げます。

旭市内の保育所数は公立と私立、合計で19か所あります。公設公営の保育所が13か所、公設民営の保育所が1か所、私立保育園が5か所でございます。

次に、定員数等について2月1日現在で申し上げます。公立保育所14か所の定員数は1,355人、入所児童数は1,185人です。また、私立保育園5か所の定員数は500人、入所児童数は587人でございます。

次に、公立公営の保育所の経費でございますが、13か所合計で平成24年度の数字といたしまして8億1,052万9,863円で、児童1人当たりでは74万7,721円となっております。

私立保育園への平成24年度運営費委託料は、3歳未満の児童のみを預かるサンライズベビーホームについては1億482万8,430円で、児童1人当たりの委託料は151万9,253円となります。そのほか、5歳児までを預かる4園については合計で3億3,731万9,930円で、児童1人当たりの委託料は71万147円となります。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） それでは、3点目のご質問にお答えいたします。

本市におきましては本庁のほか各支所においても諸証明発行業務と収納業務を行っております。閉庁時でも毎月第2、第4日曜日に諸証明の発行窓口を開設するとともに、電話予約によります住民票の土日発行を行っております。また、収納業務につきましても毎月10日と25日に、これは夜間窓口、具体的に時間は5時30分から8時までです。それとあとは第4日曜日に休日窓口を開設する。さらにコンビニエンスストアでの市税の収納も行っている。そういう状況であります。

あと受け付け件数というご質問がございました。これにつきましては、住民票等の諸証明の発行業務の件数、しかも平成24年度の月平均、受け付けした件数でお答えしたいと思います。本庁が5,486件です。支所が2,255件、合わせて7,741件、こういった状況であります。

以上です。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番(林 晴道) それでは中央病院アクセス道の1点目、現在の整備、利用状況について再質問をいたします。

先ほど回答がございました整備済み状況等に比べ、交通量が非常に少なく思われます。時折救急車もほかの道路を通るところを目にいたします。道路利用者が少ないのはどれだけ便利な道路になったかが分からないからであると思いますが、何らかの対策をとっているのかをお伺いいたします。

○議長(高橋利彦) 建設課長。

○建設課長(高野晃雄) 何らかの対策ということではありますが、南北線につきましてはまだ国道126号線から東総広域農道までの区間が未整備なので、特に案内等の対策はとっておりません。

○議長(高橋利彦) 林晴道議員。

○1番(林 晴道) 旭中央病院では一日平均で約3,000人の外来患者さんが通院していると先ほど申し上げましたが、そのうち市内の患者さんが約3割で、ほかの7割もの患者さんが旭市外から通院をしているという状況でございます。また、入院患者さんのお見舞いに来る方で地理に詳しくない方も大勢来院されていることが予想できますが、病院へ誘導する案内看板等が見受けられません。旭中央病院もしくは旭中央病院アクセス道の看板を設置すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長(高橋利彦) 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長(高野晃雄) 旭中央病院への案内標識は国道126号で匝瑳市から銚子市方面へ向かうと県道旭小見川線の交差点、袋西交差点ですか、及び県道旭笹川線との交差点、袋東交差点ですが、の西側に右折矢印の案内看板が設置されておりますが、これらの交差点を通過してからアクセス道までの区間には標識はございません。市街地を通過しないでアクセス道まで誘導できるような標識の設置について、今後道路管理者や関係機関、関係部局と協議してまいりたいと考えます。

○議長(高橋利彦) 林晴道議員。

○1番(林 晴道) ぜひとも早期設置のご検討をお願いしたいと思います。

では、2点目の今後の整備予定について再質問をいたします。

道路整備は通行の利便性はもとより、地域の発展とライフラインの整備を兼ね備えた重要な役割を果たすものだと思います。用地購入済み箇所、なおかつ安全に利用することが可

能であるならば、それらの観点からも随時事業を実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（高野晃雄） 現在、用地買収をしておりますが、土地所有者の皆様からご協力のいただけるよう努力し、早期完成を目指していきたいと思います。また、用地買収にご協力いただいた箇所が連続し、なおかつ道路の構造上施工が可能である箇所については用地交渉と工事を並行して実施し、早期の完成を目指していきたいと思います。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 現在干潟地区の萬歳や海上地区の清滝方面から旭中央病院方面に行くときには、大正道路が大変渋滞しており、ほかの道路は幅員が狭く、その間には保育園や学校などがあります。渋滞の緩和や交通安全の対策として早期に事業を完了すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（高野晃雄） 職員ともども地権者の皆様のご協力をいただき、一日も早く完成できるよう努力していきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 道路づくりはまちづくりだと思います。利便性はもとより地域の発展やライフラインの整備を兼ね備えた早期完成をよろしく願います。

では次に、私立保育園の待遇改善について再質問に移ります。

先ほど公立保育所と私立保育園の入所状況及び1人当たりの経費の回答がございました。地域的な事情などから一概に比較はできないものと思いますが、私立保育園のほうが人気が高い傾向で、それなのに経費的な面においては私立保育園は総体的に少なく、その中で運営努力されていることがうかがえます。

調べましたところ、私立保育園保育士の待遇改善策として、過去に千葉県では夏季と冬季に一時金を私立保育園に直接給付しておりました。また、現在県内のある市においては、職員の勤労意欲の向上と定着化のために給与改善に要する経費が助成されているようです。

そこで本市においても、私立保育園保育士の勤労意欲の向上と定着化を図るために一時金の給付ができないものかお伺いをいたします。あわせて、県内の状況についてお伺いをいた

します。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） それでは、旭市においても私立保育園への待遇改善について助成ができないかというご質問と、それから県内の状況のほうをお答え申し上げます。

まず、旭市に限らずですが、私立保育園のほうへは待遇改善といたしまして、先ほど委託料をお答えしましたが、その委託料の中で児童数に応じて支払いをしている保育所運営費の委託料、この中に民間給与費等改善費が加算されています。これは主に公立、私立、施設間における職員の初任給、諸手当等水準の格差是正及び法人における定期昇給財源の確保という観点から加算をされているものでございます。あと25年度は保育士等の処遇改善として、民間施設給与等改善費とは別に保育士等処遇改善臨時特例事業として保育士等の賃金改善に取り組む私立保育園への助成を行ってまいるところです。

こんな中で、先ほどの旭市としてというご質問でございますが、保育士等の処遇改善として保育士等処遇改善臨時特例事業が平成26年度も補助率が変わった中で継続されるという情報もありますので、こういったことも考慮しながら考えていきたいと思っております。

それから、県内の状況ですけれども、単独で行っている市としては、こちらでは全部把握していないんですが、1つ把握しましたところは松戸市が挙げられます。松戸市の制度では、給与改善に要する経費として私立保育園の職員を対象として職種、勤続年数に応じて助成されると聞いております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 県内においても市単独で助成を行っている自治体があります。私立保育園では経営努力を行い、待機児童ゼロにご尽力されていると感じます。本市においては定住事業や子育て事業など複合的な事業を展開し、人口増加を図る政策を行っています。私立保育園の優秀な保育士確保の対策として市単独で待遇改善策を図る必要があると思っております、いかがでしょうか。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） 少し先ほどの回答と重複するところがございますが、今後国の制度等も見据えながら市としてどうしたらよいか、そういったことも考慮しながら考えて

いきたいと思います。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） ぜひとも前向きなご検討をお願いいたします。

続いて、大型商業施設を活用した住民サービスについての再質問に移ります。

先ほど本庁と支所の業務時間や件数等の回答がありましたが、取り扱い件数にばらつきがあると感じます。収税関係についてはコンビニの納入などさまざまな方法で税金を納める対策が行われていますが、徴収率の向上を図るためにも今まで以上の対策を講ずる必要があると思います。現在本市においては平日はもとより土曜・日曜・祝日に大勢の市民が利用する大型商業施設が市の中心部にございます。そのような施設を活用させていただき、住民票等の交付や税金等の収納業務ができないものかお伺いをいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） そういった大型商業施設を使ってできないかということでもあります。

できないということではありません。今のシステムの中で対応できるということですので、今大型商業施設を使って業務を始めるかと言われれば、まだその時期ではないというふうにお答えさせていただきたいと思います。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 現在、横芝光町の大型商業施設では住民票の交付や税金の収納業務が既に行われています。ほかの自治体でもこのような施設を活用して行政の窓口業務を行うところがございます。本市においても市民の利便性を市民の目線で考え、土曜・日曜・祝日や遅い時間帯等に市民サービスを実施する行政窓口を開設することができないのかお伺いをいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） やはり同じ答えになってしまいますけれども、できないかと申しますと、できなくはないんですけれども、今はまだスタートしないということでもあります。でも、これから先、市民のニーズを把握するだとか、あとは費用対効果、この辺も考えながら、さらに支所で扱う業務の内容ももう少し詰めて総合的に検討していきたいと思いますので、そんなふうを考えております。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 房 代

○議長（高橋利彦） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（13番 伊藤房代 登壇）

○13番（伊藤房代） 議席番号13番、伊藤房代です。

平成26年第1回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。今回私は大きく分けて3点の質問をさせていただきます。

まず1点目、平成26年度予算案について、2点目、消費税増税に対する援助について、3点目、復興事業について質問いたします。

まず、1点目、平成26年度予算案について。

（1）中小企業・ものづくりサービスへの補助について質問いたします。

4月からの消費税率引き上げに伴う対策について、小規模事業者、創業を目指す方や販路開拓を目指す方を応援し、資金繰りや事業再生を支援しなければなりません。そのためには税制改正で事業活動を後押しし、予算措置で応援で補助上限額1,000万円、また特定分野、医療・環境・エネルギー分野では1,500万円。小規模事業者のみが利用できる事業については上限700万円と予算案となっています。

旭市におきましても弱い立場にある取引先などに消費税率引き上げ分を負担させることがないように相談窓口を設置しているのでしょうか。

また、26年度地域商業自立促進補助金、上限額5億円となっています。

そして、小規模事業者経営改善資金融資事業である、商工会議所、商工会の経営指導を受けている小規模事業者に対し、日本政策金融公庫が無担保・無保証・低利で融資を行う貸付上限額を1,500万円から2,000万円に引き上げるとあります。

ぜひ、旭市としても実施できるのでしょうか質問いたします。

（2）第3子以降の保育料を無料化することで、子育て世帯の経済的負担の軽減について質問いたします。

平成26年予算案による対応として、第3子より保育料を無料とし、幼稚園と保育所の負担の平等化を図り、全ての子どもに質の高い幼児教育を保障し、保育所と同様に第2子の保護者負担を半額にした上で所得制限を撤廃し、第3子以降についても所得制限を撤廃するという予算案ができています。

旭市としてもいつから実施できるのか質問いたします。

2点目、消費税増税に対する援助について。

(1) 臨時福祉給付金給付事業について質問いたします。

消費税率の引き上げに際し、低所得者に対する適切な配慮を行うための措置として給付事業を実施するとして、平成26年1月1日において、住民基本台帳に載っていて、26年度市民税均等割が非課税である者で、①市民税が課税されている者の扶養親族等と、②生活保護を受けている人等は除くとありますが、給付額は1人1万円1回限り、老齢基礎年金の受給者等は5,000円を加算される。実施は26年8月以降とあります。

旭市としての対象者は何人いるのでしょうか。予定はどうなっているのか質問いたします。

また、受給者に対して案内をどのように考えているのでしょうか質問いたします。

(2) 子育て世帯臨時特例給付金給付事業について質問いたします。

消費税率引き上げによる子育て世帯への影響を緩和するため給付事業を実施するとあり、対象児童は、平成26年1月1日において、平成26年1月分の児童手当受給者であり、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない者。公務員の児童手当受給者を含み、臨時福祉給付金の対象者、生活保護を受けている者は除くとなっておりますが、子育て世帯臨時特例給付金は7,500万円、給付額、対象児童1人1万円1回限り、給付時期は平成26年8月以降とあり、臨時福祉給付金の給付と同日となっております。

旭市としては対象人数は何人で、どのようにお知らせするのでしょうか質問いたします。

3点目、復興事業について。

(1) 被災者住宅再建資金利子補給事業について質問いたします。

震災により、居住する住宅が被災し、住宅の建て替えや補修を必要とする者の負担を軽減するため、金融機関から借り入れた資金について、5年間の利子補給をすとなり、利子のうち2%分、県として1%、国としては市負担の2分の1とあります。

被災者住宅再建資金利子補給950万円。26年度50件、新規となっております。

旭市としてはいつから実施し、どのように考えて補給するのか質問いたします。

(2) 商工業、災害復旧資金利子補給事業について質問いたします。

東日本大震災により被災した中小企業の資金繰り支援として、中小企業が融資を受けた貸付金に対し、利子の補給を行うとなっております。

東日本大震災対策資金利子補給補助金として228万2,000円、中小企業経営安定資金利子補給率年0.65%となり、対象は千葉県セーフティネット資金（震災復興）のうち、直接的な被害を受けた事業所等の被災施設の復旧等に必要な資金です。

旭市として何件の中小企業者を掌握して、いつから実施するのか質問いたします。

(3) 農水産業災害復旧資金利子補給事業について質問いたします。

東日本大震災並びに福島第一原子力発電所の事故により、出荷制限や風評被害等を受けた農漁業者の経営の維持・安定を図るため、農漁業者が活用する制度資金について、利子の補給を行うとあり、公庫資金、利子補給率年0.75%以内、補給期間3年以内、県単災害資金、利子補給率年1.65%以内、補給期間5年以内（経営安定）、8年以内（施設復旧）となっています。

東日本大震災の被災農漁業者に対する農漁業災害対策利子補給金161万3,000円。日本政策金融公庫資金100件、108万6,000円。東日本大震災農漁業対策資金（県単農漁業災害資金）17件、52万7,000円が本年度の事業内容となっています。

旭市としてはどのように補給を行うのでしょうか。また、その徹底はどのようにお知らせをするのでしょうか質問いたします。

以上で質問を終わります。

○議長（高橋利彦） 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、伊藤議員のご質問に対しまして、私のほうから、最初の平成26年度予算案について質問の中の中小企業、ものづくりサービスへの補助、これにつきまして、さらには復興事業についての商工関係につきましてご回答をさせていただきます。

議員の質問の中に、4月からの消費税引き上げに伴います適正な転嫁について、ここにもご質問いただきました。

ご承知のように消費税の引き上げ、これに際しましては中小の零細事業者を中心に消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することが重要であります。国におきましても消費税の転嫁対策特別措置法、これらを制定しまして国の行政機関、さらには地方公共団体において相談窓口を設置してございます。

議員のほうから本市はということでご質問いただきました。本市におきましては商工観光課、ここを窓口とさせていただきます。

さらに議員のほうから3つの国の補助事業、これが活用できるかということでご質問いただきました。回答は全てできますということでご回答いたします。

その中に幾つか、ものづくり・商業・サービス補助金、これがございます。これはご承知

のように平成25年度の補正予算で成立したものでございます。中小企業のものづくりに対しまして議員からご説明ありましたように、1事業者700万円から最高で1,500万円まで、こういう補助金、補助率3分の2という事業でございます。これにつきましては既に本市におきましては県の担当を招きまして研修会等を開催しておるところでございます。第1次の締め切りは3月14日、第2次は5月14日ということで記憶してございます。

2点目に地域商業自立促進事業補助金、これにつきましてご紹介いただきました。26年度の国の新規事業としまして空き店舗への店舗誘致、さらにはまちなか交流スペースの整備等に活用できるものでございます。事業が実施できます組織、これは商店街等になっております。国の公募事業でありまして、募集期間は本年8月15日となっております。

さらに小規模事業者経営改善資金、これは議員からありましたように日本政策金融公庫の運転資金や設備資金、この融資でございます。本年1月の基準金利は1.60、商工会において審査会、審査が必要になっておるところでございます。年20件前後の活用がございます。

いずれにしましても国・県の各種有利な補助制度活用を、商工会と連携をとって市内事業者に指導してまいりたいというふうに考えております。

3番目に復興事業についてということで、商工業災害復旧資金利子補給事業につきましてご質問いただきました。

議員の質問の中にありましたように、東日本大震災におきまして被災した中小企業の資金繰り支援、この利子補給でございます。現在の借入件数、41件ということになっております。借入金額は6億9,847万円でございます。1件当たりの融資額約1,700万円になっております。借り入れの年につきましては震災のあった平成23年に40件、翌年平成24年に1件になっております。融資期間は設備資金等で10年以内となっております。議員のほうからありましたように、市の利子補給0.65%、これは5年間実施するわけですけれども、第1回目の償還から利子補給を既に実施をしているところでございます。対象者の把握、これにつきましては市内6つの本制度取り扱い金融機関、ここから情報を得まして利子補給を実施しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 庶務課長。

○庶務課長（横山秀喜） それでは、伊藤議員ご質問の26年度予算案についての（2）、第3子以降の保育料を無料化することで子育て世帯の経済的負担の軽減について、ご回答を申し上げます。

質問の内容ですが、幼稚園就園奨励費の事業についてのご質問ということで、庶務課のほうから私立幼稚園の第3子以降の無料化についてお答えしたいと思います。

平成26年度の旭市の予算案でございますが、国の制度であります幼稚園就園奨励費において、伊藤議員ご指摘の第2子、第3子の所得制限の撤廃ということを前提で予算計上しております。いつから実施できるのかというご質問ですが、平成26年度から実施いたします。さらに旭市単独ということで市の上乗せ分として施政方針及び全員協議会でご説明いたしましたが、子育て支援の一環として保育所での第3子以降の保育料無料化と同様、私立幼稚園の児童を対象に18歳未満の子どもが3人以上いる家庭の第3子以降の保育料の無料化を平成26年度より実施する予定でございます。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） 私からは2番目の消費税増税に対する援助についての（1）臨時福祉給付金給付事業についてお答えいたします。

初めに、ご質問の対象者数ですが、市民税の賦課確定時の6月になりませんと正確には把握できませんが、昨年度の課税状況で試算いたしますと、給付対象者が2万1,205人、そのうち加算対象者が1万2,505人となります。

次に、今後の予定、スケジュールでございますが、国ではできるだけ早い時期に給付をということでございますが、今回の臨時給付金の対象者は、ご案内のように平成26年度の市民税の均等割非課税者となっている関係で、どんなに早くても市民税の賦課確定時の6月から対象者を把握することになりまして、個々の申請につきましては7月より受け付けを開始したいと考えております。その後に審査・決定・給付となる予定でございます。

市といたしましても、申請後は随時事務処理を行い、早期給付に向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に、ご案内の方法でございますが、今後の予定といたしまして4月15日号の市の広報へ掲載し、またホームページでも市民への周知を図ってまいります。また広報用のチラシを全戸に配布する予定であります。

なお、6月に対象者が把握でき次第、直接対象者へ申請、請求に関する書類、それを送付する予定であります。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） それでは、私のほうから2番の（2）子育て世帯臨時特例給付金給付事業について、対象人数と周知の方法についてお答え申し上げます。

給付対象児童数については、国から示されております算出方法に準じて積算をし、7,500人と見込みました。

また、周知の方法につきましては、ただいまご説明ありました臨時福祉給付金事務、それと合同で進めてまいります。ですから、4月15日号広報ですとかホームページ、広報チラシなど臨時福祉給付金と同様に行う予定であります。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 都市整備課長。

○都市整備課長（林 利夫） 私からは、3点目の復興事業についてのうち、（1）被災者住宅再建資金利子補給事業について回答いたします。

本事業は平成23年度からの継続事業でありまして、平成27年3月末までに融資の実行を受けた方を対象に実行するものでございます。毎年交付の承認を受けた方が1年間に金融機関に支払った利息額に対しまして翌年3月に一括して支払うもので、5年間にわたり利子補給するものでございます。平成26年度の予算につきましては、平成25年度までの実績分として80件、平成26年度新規申し込み分として50件、合計で130件、950万円を予定しております。

また、金融機関とは事業への協力に関する覚書を取り交わしておりまして、申請者への周知の強化と手続きの円滑化に努めております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） それでは、3の（3）農水産業災害復旧資金利子補給事業についてお答えを申し上げます。

東日本大震災に関しましては、農漁業者が施設の復旧や経営の安定のために資金を金融機関から借りた場合の利子補給について、平成23年度から実施しております。

また、利子補給の仕方としては二通りございます。

初めに、県単の災害対策資金でございますが、貸し付けを行いました金融機関に対して利子補給をするものです。年末に金融機関に対して利子補給に関する通知を行い、金融機関から利子補給の申請書をいただいた後、利子補給を行っております。

もう一つが、日本政策金融公庫が融資する農林漁業セーフティネット資金です。資金を借りた農漁業者個々へ利子補給をするものです。年末に利子補給についての案内通知をいたし

まして、個人に手続きをしていただきます。また、書類の提出のない方につきましては再度の通知をしまして、申請漏れのないように行っているところでございます。

なお、県単災害資金につきましては、平成23年12月28日で締め切られております。現在借入されている農漁業者の方の利子分は全て利子補給をされているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 伊藤房代議員。

○13番（伊藤房代） 大きな2点目の消費税増税に対する援助についての（1）の臨時福祉給付金給付事業について再質問させていただきます。

臨時福祉給付金の対象者には全員お知らせがいくとのことですが、支給の申請をしないと給付されないと聞いています。何度も徹底してお知らせをすることはできないか。対象者全員がいただけるよう、給付されるよう徹底をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋利彦） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） ただいま全員に行き渡るように配慮ということでございました。申請の回数というのは3か月の間にできますので、その間に、1回ですけれども、1人1回終わればよいということで考えております。ただ、高齢者ですとか理解をうまくできなかった方とか、そういう方が漏れる危険がありますので、この申請につきましてはご家族はもとより日ごろケアをしている方も一緒に申請ができるという制度にしてございますので、地域の民生委員さんですとか、またケアマネジャーさんですとか、そういう方にも周知を図って、そういう方の漏れがないように努めてまいりたいと思いますのでよろしく申し上げます。

○議長（高橋利彦） 伊藤房代議員。

○13番（伊藤房代） ありがとうございます。

臨時給付金ですけれども、給付申請期限は当該市町村における給付申請受付開始日から3か月とすることを基本とする。先ほどおっしゃいましたけれども、ただし、地方公共団体の規模、実情等によって、この期限で対応しがたい場合には給付申請受付開始日から3か月以上6か月以内の範囲とすることができるとあります。旭市としては実施期間をいつからいつまでを考えているのかお伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 伊藤房代議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

○社会福祉課長（加瀬恭史） ただいまありましたように、基本としましては3か月、状況によりましては3か月延長ができるということですので、そのように取り扱ってまいりたいと

考えております。

○議長（高橋利彦） 伊藤房代議員。

○13番（伊藤房代） ぜひ6か月を検討していただければと思います。

次に、加算措置の対象者についてお伺いいたします。

老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者等に加え、年金と同様に特例水準解消の対象となる手当の受給者等を加算措置の対象としているとありますが、対象者についてお伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 伊藤房代議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

○社会福祉課長（加瀬恭史） 項目がたくさんありましてあれですが、事例ということで読み上げさせていただきます。

当初ありましたように老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金に加えまして、児童扶養手当の受給者、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害者児童福祉手当、福祉手当、そのほか原爆被爆者諸手当の受給者、そのほか毒ガスやガス障害者対策の手当の受給者、そのほか健康被害救済給付金といいますか、そういう方の受給者、そういう方々が含まれております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 伊藤房代議員。

○13番（伊藤房代） ありがとうございます。

次に、（2）の子育て世帯臨時特例給付金事業について再質問させていただきます。

臨時福祉給付金の対象者と同様、子育て世帯臨時特例給付金の対象者には全員お知らせが行くとのことですが、支給の申請をしないと給付されないと聞いております。臨時福祉給付金の対象者と同様、子育て世帯臨時特例給付金の対象者にも何度も徹底してお知らせをすることはできないか。対象者全員がやはり一人も漏れなくいただけるよう、給付されるよう徹底をお願いしたいと思います。いかがでしょうか、質問いたします。

○議長（高橋利彦） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

○子育て支援課長（山口訓子） ただいまご質問いただきました、漏れなく全員に行くよう徹底できないかというご質問ですが、臨時福祉給付金同様に漏れのないように手続きのほうを重ねて進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 伊藤房代議員。

○13番（伊藤房代） ぜひよろしくお願いいたします。

次に、支給手続きについて、公務員についてはどのような措置を実施するのかお伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 伊藤房代議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

○子育て支援課長（山口訓子） 公務員についてでございますけれども、普通、児童手当は事業所のほうから支払いがされておりますが、今回のこの給付金につきましては子育て支援課のほうから対象者に支払いをする予定でございます。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 伊藤房代議員。

○13番（伊藤房代） ありがとうございます。

以上で質問を終わりにいたします。

○議長（高橋利彦） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○副議長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。

引き続き一般質問を行います。

#### ◇ 宮 澤 芳 雄

○副議長（平野忠作） 続いて、宮澤芳雄議員、ご登壇願います。

（8番 宮澤芳雄 登壇）

○8番（宮澤芳雄） 議席番号8番、宮澤芳雄です。

未曾有の大震災から明日で3年になります。いまだに不自由な生活を余儀なくされている被災者の皆様方に改めてお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い安心した生活を送れる日が来ますようお願いいたします。

それでは、1番目の質問です。地域と一体となった防災体制の確立について。

3年前の震災を振り返ると、災害を最小限に食い止め、被災者を守り、助けたのは、言うまでもなく市の職員の力でしたが、市内の業者との連携も大きかったと思います。瓦れきの撤去には災害対策協力会が、市営水道の復旧には市内の水道業者が全面的に協力してくれたおかげで速やかに復旧がかなったのでした。

そこで、1点目として、行政での防災への取り組みについてお尋ねします。今現在、市にある防災倉庫の数と非常用として備蓄してある物資の数はどれくらいなのかお尋ねします。

2点目として、防災井戸の設置について。現在市には市で管理する防災井戸が何か所設置されているのかお尋ねします。

3点目、民間での食料の備蓄について。市には炊き出しの米の備蓄がありません。そこで、民間に対して備蓄を依頼しているのかお尋ねいたします。

2番目として、市の資金運用について。

歳計現金等の資金の運用状況についてお尋ねいたします。

大きな3番目、商店街の活性化についてお尋ねいたします。日本の経済成長率が年平均10%を超えていた高度成長期には、全国の商店街も大変なにぎわいがありました。しかしながら、1973年のオイルショックを境に商店街の環境も徐々に変わりました。消費者のニーズの変化や大型店の影響などもあり、小売店の数は年々減少いたしました。しかしながら、そのような中であっても、市内には努力して経営を続けるお店はたくさんあります。商工会もこれまで大変な努力をしてまいりましたが、市として支援のお考えをお尋ねいたします。

1点目として、安心・安全なまちをつくるには、2点目として、商店街のにぎわいをつくるには、お尋ねいたします。

大きな4番目として、ひかた・ふるさとまつりについて。

1点目は、平成26年度、今年の予定をお尋ねいたします。

2点目として、今後のあり方について、2点お尋ねいたします。

再質問は自席で行います。

○副議長（平野忠作） 宮澤芳雄議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 宮澤議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうからは、3番目の商店街の活性化についてということで（1）番、（2）番、関

連がございますので一緒にお答えをさせていただきたいと思えます。

商店街の活性化に関する基本的な考えを述べまして、詳細なことは担当課のほうから答えさせます。

商店街の活性化は旭市の産業振興を進めていく中で大変重要なことでもあります。現状では商店の後継者難などに加え、車社会が進展し、郊外に大規模店が増える等の要因が重なり、本市でも商店街の空洞化現象も見られております。

商店街の果たす役割は安心・安全なまちづくりをつくる上でも大きなものがあり、商店街のにぎわいをつくる活動と合わせ、市としてもできるだけの支援を行っている状況であります。しかしながら、商店街のにぎわいをつくり、商店街の活性化を図る上で一番重要なことは、商店街の店主自らの努力が一番必要だと常々私は考えているところであります。人任せでなく、店主が自らどうしたら人を呼び込むことができるか、そんなことを考えていただき、ロードサイドショップの大規模店に対抗していかなければ、これからの時代、中心商店街生き残れないのかな、そんなようにいつも考えているところであります。各店舗のすばらしさをいかに消費者に伝え、PRできるか、そういったものを十分商店街の皆さん方が話し合っていたいただきたい、そんなふうを考えているところであります。

今ロードサイドに対抗するためには1店舗だけではもう到底お客さんを呼べる状況ではないわけでありまして、通り会の皆さん方、そしてまた商工会の皆さん方、商店街の皆さん方がいろいろな機会に勉強会等をやりながら、自分たちのまちのにぎやかさを取り戻そうと、そんなような考えでやっていただきたいな、そんなように思っているところであります。現実には本町通りの若い方々が勉強会をやりまして、安心・安全の面、そしてにぎわいの面、お互いに意見交換をしたり、国・県へ要請したり、そういった活動も行っているところでありますので、そういったことがまち全体につながっていけばと、そんなようなことで、これからも支援をしていきたい、そんなように思っておりますので、よろしくお願ひします。

○副議長（平野忠作） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） それでは、1点目のご質問、3点あったかと思えます。

まず初めに（1）です。備蓄倉庫の数、それから備蓄の数というご質問でありました。市では災害時必要となる食料・水・毛布のほか、避難所で必要となる発電機、照明、簡易トイレ等、生活維持を図るための物資等を備蓄しています。

食料と水に関しては、3日分を1人分として、アルファ米やパンの缶詰など3,000人分を4か所の備蓄倉庫に備蓄している、こんな状況であります。

続いて（２）です。防災井戸の設置についてのご質問です。何か所あるかというご質問でした。市内には災害時に必要となります飲料水や生活用水、また消防の水利も兼ねております防災井戸が13か所設置されています。この防災井戸ですけれども、通常時ももちろん使用できる、こんな状況になっております。

それから（３）です。民間での食料の備蓄というご質問でございました。これを依頼してあるかという内容でした。まず、備蓄については市として備蓄するんだ、5,000人分まで備蓄するんだという考えを持っています。それでも不足する場合には民間にお願いする、こういう形になっております。それは民間と食料品や飲み物についてだけいえば、市内の4つの業者さんと協定を結んでいます。今やっているのはこれのみでございます。

以上です。

○副議長（平野忠作） 会計管理者。

○会計管理者（宮應孝行） では、私のほうから2番目の市の資金運用について。（1）歳計現金等の資金運用についてお答えいたします。

歳計現金の運用に当たっては地方自治法第235条の4の規定により、確実かつ有利な方法で保管することとなっております。

運用に当たりましては四半期ごとの収支を取りまとめました資金計画と前年度の収支の状況を参考に余裕資金を見きわめ、今後の資金需要を考慮しながら運用しているところであります。

歳計現金の運用状況は国庫短期証券と大口定期預金で運用しております。運用期間、利率につきましては、国庫短期証券は3か月から6か月、リースは0.04%から0.06%、大口定期預金につきましては1か月から4か月、利率につきましては金融機関との交渉で0.025%から0.1%で運用しているところであります。

次に、基金の運用につきましては地方自治法第241条第2項の規定によりまして、確実かつ効率的な運用を図ることとなっております。そのため関係課と協議しながら運用しているところであります。

基金の運用状況は千葉県債、国庫短期証券、大口定期預金で、運用期間、利率につきましては千葉県債は5か年、利率は0.14%から1.34%、国庫短期証券につきましては3か月から6か月、利率は0.04%から0.06%、大口定期預金は3か月から5か年、利率は0.05%から0.28%となっております。

以上です。

○副議長（平野忠作） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、3番目の商店街の活性化について、市長のほうから市の基本的な考え方等につきましてお答えさせていただきました。若干今取り組んでいる情報等につきまして担当課のほうから報告させていただきます。

今、商店街、市内には10の商店街がございます。この商店街が担う役割あるいは果たす役割、一言で表現する言葉として、よく近江商人の三方よし、これがあるかと思えます。「売り手よし、買い手よし、世間よし」という言葉があります。売り手だけの都合で商いをするだけでなく、買い手が心の底から満足しまして、さらに商いを通じて地域社会の発展や福祉の増進に貢献しなければならない、そういう理念でございます。

そんなことで、我が課としまして地域と連携したまちづくり、これが重要である。その前提としまして安心・安全なまちづくり、これが欠かせない。そういうようなことで、市単独で例えば防犯灯LEDへの交換、あるいは駐車場の確保への支援、いろいろ実は安心なまちづくりにつきまして支援しているところでございます。ただ、今回平成25年度の補正予算の中で国のまちづくり補助金、これが創設されております。これらを活用しましてさらに商店街の取り組み、これらを支援していきたいというふうに考えております。

さらに、商店街のにぎわいをつくるためにということで議員のほうから質問がございました。高齢化あるいは小家族化が進む中で、郊外の大型スーパー、ここに車で大量に商品を買いたい求める世帯ばかりとはこれから限らないんじゃないかな、徒歩で行く地域の商店あるいは商店街のあり方が今見直される時代がすぐにでも訪れる、そういうふうに我々も考えております。

商店街の活性化、各店舗が持っています知恵と技術、いかに人を呼び込む工夫を行い、にぎわいをつくるか、これが重要でございます。一番重要なことは消費者の声を把握しながら、消費者が求められる地域の店舗あるいは商店街をつくる取り組み、これを自ら行って、地域が協力し、商工会等が関係する機関、市役所もそうでございますけれども、これらの活動を支える体制、これが重要と考えております。

本市におきましてもプレミアム商品券、これらの支援とかいろいろやっております。あるいは各商店街での消費喚起の支援、そういうものをやっておりますけれども、先ほど言いました25年度の補正予算、国の中でもにぎわい補助金、こういうものも創設されております。それらの活用につきまして商店街に指導をしていきたい、そういうふうに考えております。

以上です。

○副議長（平野忠作） 農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） それでは、4番目、ふるさとまつり・ひかたについてお答えを申し上げます。

初めに、26年度の予定でございます。25年度のふるさとまつり・ひかたにつきましては県、市の各種イベントの日程の関係で、いきいき旭・産業まつりと合同で旭文化の杜公園で開催したところでございますが、天候にも恵まれまして、大変な人手で、これまで最高の6万人の来場者となっております。

平成26年度の開催でございます。昨年12月、それと今年2月に旭とひかたの合同幹事会を開催いたし、25年度のまつりについての反省点など意見交換を行い、平成26年度の開催方針について協議した結果、昨年同様に旭とひかた合同で11月9日に旭文化の杜公園で開催する予定となっております。

2番目のご質問でございます。今後のあり方についてお答えを申し上げます。

現在はいきいき旭・産業まつり、ふるさとまつり・ひかた、海上産業まつりの3つの産業まつりを実施しておりますが、産業まつりにつきましては行政改革アクションプラン、事務事業評価等で今後のあり方について検討することとしておりますので、3つのまつりの各実行委員会や幹事会の代表などで組織する検討委員会を昨年立ち上げて検討を始めたところでございます。今後は年4回の開催予定で検討をしまいたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） それでは、再質問をさせていただきます。

1番目の（1）番、現在3,000セットといいましょうか、そういった非常用の物資が備蓄されているということですのでけれども、近いところの話ではたしか5,000セットまで早急に増やしたいということがありましたけれども、何年後くらいをめどに5,000セットが市内に準備されるのかお尋ねいたします。

○副議長（平野忠作） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 現在3,000人分の食料・水等があるわけでありまして。平成26年度に1,000人分を増やします。27年度にさらに1,000人分を増やして5,000人分に、こんな計画でおります。つまり27年度には5,000人分ということになります。

○副議長（平野忠作） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） その際、2,000セット増えるということですが、防災倉庫の数はそのまま4か所でよろしいのでしょうか。

○副議長（平野忠作） 宮澤芳雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 防災倉庫のほうは管理上この4か所にこだわりたいと思います。

○副議長（平野忠作） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） それでは、（2）番の防災井戸の設置について再質問をさせていただきます。

現在市では13か所の防災井戸を管理しているということですが、まさに災害時となりますと、人の生命を維持するのに一番大事なのは水であります。水の確保が最優先されるわけですが、13か所の井戸では非常に心もとないのかなと考えますが、千葉市の取り組みでは、現在防災井戸の協力の家といたしまして、民間に募集して平成25年度末で142か所が水質検査の基準を満たして、非常用井戸として登録されているようですが、旭市としてはこのような取り組みを検討されているのでしょうか、お尋ねいたします。

○副議長（平野忠作） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 市として民間の井戸を借りるといった検討をしているかということでございます。残念ながら民間の井戸をお借りすることは考えておりません。まず、いざというときには水道課で持っている給水車でもって給水作業を行うというのがまず最初の仕事です。それとともに備蓄倉庫にある水を使う、あとは先ほども言いましたように協定を結んでいる市内の業者さんから調達する、こんな流れになっております。

以上です。

○副議長（平野忠作） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） 今のところそういった検討をされることはないということですが、飲料水ばかりでなくて、あらゆる意味で水は必要とされます。確かに給水車、今回の震災で非常に助かったと思いますが、飲み水としてはもらいに行けるんですけども、限られた量でありますし、できれば飲料水として使えない井戸でも災害時にはひとつぜひ使わせてもらいたい、そういうのは現在では無理かもしれないんですけども、将来的にそういった取り組みを考えていただきたいということを提案いたしまして、1番目の（2）の質問は終わらせていただきます。

続いて（３）番目、民間での食料の備蓄ということなんですけれども、震災当日3,000食の非常食があつという間に底をついてしまいました。このとき、深夜にもかかわらず市の職員が近くのお米の販売店のほうに頼みに行って、近所のお米屋さんが快く譲ってくれたといったこともあったんですけれども、このとき気持ちよく譲ってくれたからよかったですけれども、これがなかなか手に入らないとなると困難なのかな。そういった場合に昔は農家で米を多く置いておいたんですけれども、今はほとんど自分の家で食べる分くらいしか置いてないと思うんです。でも、農家の中には大型の保冷庫をお持ちの農家はたくさんありますので、そういった方といろいろ提携をする、おおげさな話ですけれども、緊急のときには頼むよということでひとつお願いをしたいなと思っていたんですけれども、市内４業者と連携ができていくということであれば、将来的なことも考えて総務課のほうでそれは聞いておいていただきたいと思います。せっかくの機会ですので、いい話なんでお話ししたいんですけれども、この業者さんに後日話をしたんです。大変だったね、深夜にもかかわらず本当にお米を分けてくれてみんな助かったと思うよと言ったら、こういう言葉が返ってきました。いや、実は農水産課の職員、一生懸命やっているんで、何かもっと協力してあげたい。お米なんかはもう本当に食べていただいていいんだ、もっと協力したいから何かあったら言ってくれと、こういった関係に、市民と職員といい関係にあるときには幾らでも気持ちよく、本当はもうちょっと家へ置いておけば高くなるから売りたいねえんだと思っていなくても、いいですよお金も取らずにくれると思うんですけれども、関係がこじれてくるとこんなときにかたきをとろうか、これは余計な話ですけれども、そうなってしまったら残念な話ですので、一つお話をさせていただきたいと思います。

続きまして、２番目の市の資金運用について再質問いたします。

先ほど会計課長より丁寧なご説明がありました。そこで、平成25年度の実績として運用回数と運用額の累計、運用益の見込額、あわせまして２月末までの状況についてお尋ねをいたします。

○副議長（平野忠作） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（宮應孝行） 私のほうから25年度の実績、それと２月の運用状況についてお答えいたします。

まず、平成25年度の実績につきましては、運用回数、運用額の累計、それと運用益の見込みということであります。歳計現金につきましては、大口定期預金９回、国庫短期証券につ

きましては3回、運用の累計額が147億8,200万円、運用益につきましては156万円を見込んでいます。基金につきましては、大口定期預金16回、短期証券2回、千葉県債3回、運用額累計は204億3,800万円、運用益につきましては1,393万円となる見込みであります。もう1点、2月末の運用状況につきましては、2月末の資金残高につきましては、歳計現金38億9,000万円、基金は115億3,000万円あります。2月末の運用額は、歳計現金につきましては10億8,000万円、基金につきましては110億3,400万円を運用しているところであります。

以上です。

○副議長（平野忠作） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） ありがとうございます。

ペイオフの対応について最後にお尋ねをいたします。

○副議長（平野忠作） 宮澤芳雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（宮應孝行） ペイオフについてお答えします。

ペイオフの対応につきましては、大口定期預金が対象となります。運用に当たりましては市が借り入れしております市債の額の範囲内で運用しておりますので、借入額で相殺できるようにしております。

以上です。

○副議長（平野忠作） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） どうもありがとうございました。

それでは続いて、3番目の商店街の活性化について質問をいたします。

先ほど市長のほうより大変商店街として心強い答弁がございましたけれども、確かに以前は非常に大型店というところに利便性、あるいは品ぞろえという面で非常に注目が集まったというか、大型店の出店も多かったんですけれども、これから将来を見据えますと、非常に残念ながら日本国全体の問題ですけれども、人口が大幅に減少する。そのような中でやはり大型店というのは、今までは出店をどんどんしたんですけれども、人口が減ってくると一番先にやはりその影響を受けるのは大きなお店のほうであります。将来的にはやはり戻って小売店あるいは商店街というところに頑張っていたらいいかと、それこそお店がなくなってしまった、大型店が撤退したら実は近くの商店街はシャッター通りになっていてお店がなかった、こういったことになってしまっただけで大変なことでありますので、近年も本市においても食料品店、大型の、中型の、中堅クラスの食料品店が撤退すると非常に買い物難民ができて

しまったと、非常に困ったという話もありました。確かに自己努力というのは大事なんですけども、自己努力だけではもうかなわない面もありますので、そういった面でいろいろ国の政策等を利用しながら応援していただきたいという質問であります。その中で、先ほど課長より説明がありましたけれども、平成25年度の補正予算事業としてまちづくり補助金とにぎわい補助金というのが用意されました。

まちづくり補助金というのは非常に中身の本当にありがたい話で、例として6点あるんですけども、本市に非常に有効なのかなというところで、夜間も安全で安心して利用できる商店街を実現するため、街路灯や防犯カメラを設置したい。それから2番目の例として、高齢者が安心して来街できるため、高齢者などの交流スペースを整備したい。まさにこれ非常にいい話で、子育て支援施設を整備し、子育て世代に安心して買い物をしてもらいたい。こういったことを商店街自らが手を挙げて補助金の申請をすれば、これの対象になる。しかしながら、ここには行政機関からの要請が必要だというふうになっております。補助対象費の3分の2を持ってくれるということでもあります。こういったことを活用していただきたいというふうに思います。しかしながら、こここのところで3分の2ということは、3分の1は自己負担、上限額は原則として1億5,000万円ということですけども、残りの3分の1を何とか市で面倒を見てもらえないのかなと全額は無理としても、3分の1の2分の1、つまり6分の1を何か補助するような手だてはないのかお尋ねいたします。

○副議長（平野忠作） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今議員のほうから平成25年度の補正予算、2月に成立しました補正予算の中、その中にご紹介ありましたように商店街が安心・安全なまちをつくりたい、その際には必要経費としまして3分の2を支援しますよと、3分の2以内ですね、支援します。補助金の上限が1億5,000万円。先般も実は国のほうからも、ぜひ手を挙げていただきたい、そういう電話をいただきました。市長の答弁にありましたように、現在本町通り商店街でぜひこれは活用したいなという、そういう動きがございます。ただ、議員からありましたように、いろいろ地方公共団体からの提出する資料等もございます。先ほど残り3分の1の半分、6分の1ですか、6分の1の支援。まずはすみません、ここでは国の6分の4を我々は取りにいきたい、そこに対して商店街と連携して、商店街に対していろいろな必要な支援をしていきたい。そういうお答えで、まずは6分の4をとらないといけないもので、そういうことでご理解いただきたいと思います。

○副議長（平野忠作） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） ありがとうございます。大変親切なご説明ありがとうございました。

それでは、（2）の再質問をさせていただきます。

にぎわい補助金ということも一つにありまして、このにぎわい補助金にこういうことが書いてあるんですけども、七夕まつりなど来街者と商店街が一つになって盛り上がるようなイベントを開催したいという要望に対して応える。それから、地域や商店街にゆかりのある産品のセールスを行う際にチラシなどを配りたいということにも該当する。もう一つ、専門家や店舗オーナーなどを集めて空き店舗解消に向けたマッチング事業を実施したい。まさに空き店舗対策を、一緒になって空き店舗を減らしてもらいたいという取り組みなんですよけれども、これは補助率100%で上限が400万円ということでもありますけれども、これもやはり商店街に対する支援内容を記載した書類が必要ということですけども、現在こちらのほうの取り組みはどうなっていますでしょうか、お聞かせください。

○副議長（平野忠作） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今議員のほうから詳しく商店街のにぎわい補助金の制度のご紹介いただきました。これもまさしく平成25年度2月に成立しました補正予算の中に組み込まれているものでございます。これにつきましても実は本町通り商店街でもやっていきたい、実は七夕のときに人を商店街に呼び込みをしたい。本来の七夕の目的であることを商店街でぜひやっていきたい。そういうことで今手を挙げてございます。そういうようなことで、あるいは夏に夜市を開催したいとか、そういうことでやりたい、そういう計画を持っております。今本町通りは手を挙げるべく進んでおります。あと残りの9の商店街につきましても、我がほうから文書等で、ぜひこういう事業がありますよ、もし必要であれば我がほうの職員が伺って説明をいたします。そういうようなことで、せっかくできました国の制度、議員から100%という定額の補助金でございます。ぜひこれは活用したい。全ての商店街でぜひこれは取り組んでいただきたい。そんな思いで今指導等をこれから心がけていきたい、そういうふう考えています。

○副議長（平野忠作） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） まさに商店のにぎわいは市のにぎわいだというくらい大切なものであります。ひとつ力を入れて頑張ってくださいたいというふうに思います。

それでは、4番目の質問に移らせていただきます。

以前にも質問させていただきました。ひかた・ふるさとまつりの将来といいましょうか、きょうは献身的な考えでひとつ意見を述べさせてもらいたいと思っております。

まず、1つ目の質問ですけれども、実行委員会で決定されるわけです。私も以前には実行委員であったこともありますけれども、個別のお名前は結構ですので、どのような構成になっているのかひとつお答えできる範囲でいいですので、お聞かせください。

○副議長（平野忠作） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） それでは、お答えを申し上げます。

まず実行委員でございます。これにつきましては、旭市、ちばみどり農業協同組合、旭市商工会、旭市都市農漁村交流協議会で組織されております。また、実質的な運営企画を協議するため、傘下で幹事会というものがございます。この幹事会のメンバーでございますが、やはり同じく農協、商工会、それと交通安全指導員連絡協議会、干潟ライオンズクラブ、干潟中学校、干潟地区養豚組合、干潟肉用牛生産肥育組合、それと萬歳養鶏組合、こちらで組織されてございます。

○副議長（平野忠作） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） ありがとうございます。

その中での決定ということでもありますけれども、どうも自分のところに入ってくる話がまたちょっと違うんですけれども、今のメンバーを聞いて、なるほどということでは分かりました。干潟地区からバスが出たということでもありますけれども、そのバスの本数と利用者数分かりましたら、簡単で結構ですので。また、24年のひかた・ふるさとまつりの出店者の中で25年度の一緒の合同開催のおまつりに何割くらいの店が出店したか分かればお聞かせください。

○副議長（平野忠作） 宮澤芳雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） まず、バスでございます。25年度の合同のまつりに関しましては、まずシャトルの乗り場ですが、全部で5か所あるうち、干潟地区につきましては干潟支所、それと干潟中学校、2か所、5か所のうち2か所を設置させていただきました。そのうち、まず本数ですが、干潟2か所につきましては往路復路合わせまして270本、このバスは20分間隔を基本としております。それで乗車された人数が270名ということでございます。ちなみに全体では本数が2,482本、人数も同様でございます。2,480人となっております。

それと出店者でございます。24年度は干潟、地元の方の出店が25店舗、25年度合同まつりに関しましては13店舗、割合にして52%、このような数字でございます。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） ありがとうございます。

いろいろな話が自分のところにくるんですけども、やはり今までつくってきた思い出といえましょうか、そういった気持ちが強い方もいらっしゃるしまして、非常に一抹の寂しさを感じる。ただ、この出店者の中にも非常にこのおまつりをつくってもかなりの年数が、ひかた・ふるさとまつりもたっています。最初からずっと出店されている方もいますけれども、だいぶ高齢化をされていて、自分たちも後継者いないからそろそろ難しいなという話もあるんですけども、いざ、これで本当にお店閉めましょうよということになると実に寂しい思いをするというのが本音だと思うんですね。そういったこともありますので、とりあえず26年度の予定は聞きました。

それでは、続けて、今後のあり方についてひとつみんなの気持ちも考えながらお話をしたいと思います。

前回もお話ししましたけれども、やはりイベントというのはなくなるのも寂しいんですけども、そのなくなり方がまだ半分残っているということだと非常に寂しさがまた倍増してしまうもので、みんななくなってしまうのであればこれはこれでやむを得ないなという話なんですけれども、大体、おおむねで結構ですので、3つのイベントが1つになるには恐らくこの時点であろう、そういったものがありましたらお聞かせください。

○副議長（平野忠作） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 先ほどもお答えをさせていただいたんですが、現在検討委員会を立ち上げておりまして、将来のまつりのあり方、これは回数も含めてですけども、それと運営組織のあり方について検討を始めさせていただいたところでございます。その検討委員会もこの13日に第2回目を開催する予定でございます。今後はその検討委員会の中で皆さん方に協議をさせていただくつもりでございます。あくまでも検討結果ということでございますので、それと時期でございますが、とりあえず27年度中までにはこの検討会での結論、答申をいただければと考えております。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） 平成27年度くらいまでには結論出る。私も合併したときから思っていたんですけども、ひかた・ふるさとまつりですけども、このまつりにはみんな思い入れがあるし、みんなそれぞれのノウハウを持っているんですね。しかしながら、残念ながら、併せてだいぶ高齢化しているんで、そろそろ出店も難しいなということで、今回こうやって場所を変えたら、なるほど半分くらいの方、あるいは出店した中でも例えば陶芸を出されている方は遠くて重いし、ちょっと無理だから、もうあんまり持っていかないということで、そういう方もいらっしゃるんですね。せっかく合併をしたんですから、このおまつりを一緒にするという考えも確かにそれはそれでいいんですけども、そうではなくて本当に旭でなければできない、こんなすごいまつりをひとつみんなで力合せてつくりましょうよ。ここには3つのまつりで非常にこれまでの経験をされてきた人たちがまだ元気でいらっしゃるんですね。そういった人たちの力を借りながら、本当に、今確かに言ったとおり、今までつってきた人は高齢化してきた、せっかくの合併を機会に今度はもっと若い世代の人たちに参加をしてもらって、全部やってくれというんじゃなくて、その方たちにも入ってもらって、何かしら、栗源のいも祭だとか近辺には結構これで売っているというものがあるんですけども、なかなか売りが見えないと、旭に来ればこういうものがあるよと、東総地区で自慢になるような、あるいは県下、あるいはこの近隣の皆さんが旭に行かないと損しちゃうね、ぜひ行ってみたいと、そういったおまつりをつくれれば、決して今までのおまつりがなくなっても、みんなそれ以上に期待するものがあれば納得すると思うんですね。1つにして1つなくなっちゃったというのであれば、本当の話、不満がそこにあるんですけども、干潟地区の皆さん言うんですけども、なくなっちゃったほうはやっぱある程度本当に恨みに思いますよね。また、そのまつりが残っているのになくなっちゃった。そうじゃなくて、全く新しいものをつくって、それでみんなで楽しみましょうよと、そういったことになればこれからもどどんみんなが集まれると思うんですね。そういったふうにひとつ課のほうで何とかそういうふうな方向に持っていくような努力をしていただきたいというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（平野忠作） 宮澤芳雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 今宮澤議員から本当に熱い地域の思いを語っていただきました。旭としましても県下一の大生産地帯、農・漁業を合わせますと本当に相当の産出額があるわけであ

ります。飯岡は水産まつりということで年に2回やってくれておりますし、130平方キロ、この旭があるわけでありまして、面積があるわけでありまして、一概に一つにまとめるということが本当にいいのかどうか。検討委員会でこれから4回かけて検討してもらおうわけでありまして、私の気持ちとしてはこれだけの大生産地でありますので、それぞれ特徴を生かしたまつり、行政改革にもいろいろ関与することでありまして、それが本当に行政改革したほうがいいのかどうかという部分も検討委員会で加えて検討していただいて、これだけの大生産地でありますので、特色を生かした産業まつりをぜひこれからも維持したいなど、そんなような思いではいるところでありまして、検討委員会のほうへもそういった気持ちを伝えたい、そのように思いますのでよろしくをお願いします。

○副議長（平野忠作） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） 最後にすばらしいご回答を頂戴しまして、私も地元へ帰ったらしっかりと皆さんに伝えさせていただきたいと思っております。

最後に一つ、きょうここで言う話でもないのかもしれないんですけども、ふるさとまつりのこのノウハウというのは非常にいいものがあるって、実は地元で体育祭が開催されているんですけども、これも4回終わりました、ようやく定着したすばらしい大会になってきた。できれば、この体育祭に来ても食べる物もないし、去年偶然何店か出てくれたんですけども、そういったこともないということもあります。もしかなくともであれば、そのノウハウを持って体育祭に、規模はずっと小さくていいんですけども、そういった形で取り入れて組み込んでもらっていただければ、以前出店していた方もこれで終わりになるんじゃないかと、あるいは何か品物を用意してくれるという方もノウハウを持っていますので、いろんな意味で検討をしていただければと、そういうふうなことを思います。これはここで回答は難しいと思っておりますので、これは私からの要望ということでお願いをいたしまして、時間になりましたので、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（平野忠作） 宮澤芳雄議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

○議長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま執行部より発言を訂正したい旨の申し入れがありましたので、発言を許可いたします。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 先ほどの宮澤議員への再質問の中のご答弁の中でちょっと訂正がございます。申し訳ございません。

私、シャトルバスの本数を270と申し上げましたが、正しくは人数が270人でございまして、本数につきましては、5か所で150本、うち干潟2か所で60本ということで、おわび申し上げまして訂正をぜひともお願いしたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

○議長（高橋利彦） 引き続き一般質問を行います。

◇ 有 田 恵 子

○議長（高橋利彦） 続いて、有田恵子議員、ご登壇願います。

（4番 有田恵子 登壇）

○4番（有田恵子） 4番、有田恵子でございます。

ちょうど2年前のことです。いいおか荘の貸し付け公募に6社がエントリーいたしました。そのうちの1社が私の会社でございます。最後まで残った当社、あっさり落とされまして、落とされた理由が、貸し付け公募に応募しましたけれども、その落とされた理由が貸し付け公募ではなくて業務委託公募に変わっているという、それでは落とされたことに対して私は別にいいんですけども、そういう別の公募にされて、そういったことに対しては文書を書き直してほしいということを今の今まで求めております。陳情しております。そういうことで、ここに立っている理由はすんなり当社にいいおか荘を任せていただければ、私はこのいいおか荘の温泉の番台に座って、静かにしていて、ここでもがもがも発言することはなかったということなんですね。

ということで、おかげをもちまして、そういうことがありまして、一銭もかけずに、市役所の経費で、神戸生まれの神戸育ちのよそ者有田恵子が市議員に当選することができた。これも市役所のおかげでございます。市民の皆様には心より感謝申し上げる次第であります。僭越ながら一般質問をさせていただきます。

第1回目の質問から始めます。大きく分けまして4つの項目がございます。

この議会は生放送、ネットでも見られます。議事録も全部載ります。話し言葉まで全て載

ります。つまりこれ全部載りますから、うそ、隠し事、言いわけはききません。私も事実しか申し上げません。そのために事前に質問事項の要旨は全ての方にお渡ししております。

まず、道の駅にまいります。

道の駅、仮称としまして、株式会社旭（第三セクター）の運営と予定されていることですね。まず、1つ目の質問です、株主の構成はどうなっているかということです。

2つ目、道の駅で想定される売り上げ4億円、この算定根拠は何か。

もう1つ付け加えます、誰が考えたんだということ。これも加えさせていただきます。これが1つ目の道の駅です。

2つ目、飯岡海上連絡道三川蛇園整備事業、用地買収対策ということで、今現在建設中があります。

その質問は、（1）番、地権者全員の用地買収交渉が終了しない前に道路を建設着工した理由は何かということですね。

2つ目、旭市におけるインフラ整備の中での2番の三川蛇園整備事業の優先順位はどのようになっているか。つまり一番大事で一番急ぐ仕事ですかということをお聞きしております。

次、大きな3つ目としまして、旭中央病院経営方針について。

組織としての医療と介護の位置づけはどうなっているかという、ちょっと分かりにくいかも分かりませんが、2つやっているんですね、旭中央病院は、介護と医療。これの何が聞きたいかという、責任者です、どうなっているかという話。

2番目、今度は外部評価、ISOというのがありますよね。これ国際的な評価、これイギリスで始まった評価です。品質を問います。ISO9001と言います。これは病院は受けています、この外部監査。これすごくお金高いんですよね、そのかわりすごいきつい、厳しいチェックが入ります。介護保険のほうの介護施設は受けていない。なぜなんだということです。実は私ISOの審査員をやっていますね、昔、こういう老人ホームへ行っていたんですよ、審査までしていましたね。結構、介護施設もやっております。だから、ちょっと奇異な感じがいたしましたので、2番に質問を入れさせていただきました。

3つ目、私の手元、議員全員、視聴者の方はないので分からないと思いますけれども、予算書が来ております。25年、26年ということですね。平成25年度予算における病院は辛うじて黒字、辛うじてですよ。何十億円じゃないですよ。介護部門は赤字が出ています。3,900万円。老健特養、もうとにかく総合商社です。全てありますね、全部持っています。訪問介護から全部あります。これ足してやりますと3,900万円の赤字。このことに対してど

う考えておられるかという考え方をお聞きしたいということです。

最後、大きな4つ目、これが時間をかけたいと思いますので頑張ります。公園用地買収プロセスに対する適正な対策について。この公園はご存じないよね、袋公園のことでございます。これ5年前、もう時効だといえば時効かな、よく分かりませんが、どうでもいいです、そういうことは。

何が言いたいか。(1)番、いまだに不透明な契約と言われる袋公園用地買収事件、これ事件と書いていますが、なぜ書いたかというのは後で説明します。真相を究明したかどうかを担当課にお聞きしたい。

2つ目、上記事件が仮に決着がついたと担当課がおっしゃるんであったら、決着した証拠は何かということをお示しいただきたいということでございます。

以上、4点、第1回目の質問を終わります。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、第1点目の(1)、株式会社旭の株主の構成はどうかということと、2点目の4億円の算定根拠ということと、これは誰が考えたのかということについてお答えいたします。

ご質問にお答えする前なんですけど、有田議員にお断りいたしますが、議員から株式会社旭というその社名、仮にというお話でありましたが、社名につきましてはまだ、26年中に決定するということになっておりますのでご了解いただきたいと思います。

それでは、道の駅の経営に当たる第三セクターの株主構成についてお答え申し上げます。

第三セクターにつきましては、平成26年度末の設立に向け、第三セクター設立計画策定のための検討を行っております。

資本金につきましては、第三セクター設立費用、それから法人設立から創業までの費用、創業後の運転資金など4,400万円を予定しております。

出資構成につきましては、市が70%出資し、残りの30%をJA、それから商工会、漁業協同組合、金融機関に出資していただけるようお願いしております。

次に、4億円の根拠ですけれども、根拠となる基礎数値、これにつきましては総務省統計局が実施しております家計調査の数字を基に算定しております。この数値を基に建設委員会において検討を行い、年間の売上額を予測したものでございます。

これは誰が考えたのかということですが、今私ども経営コンサルということで、東京にご

ございます船井総研にアドバイスを受けております。ここの担当者、枋尾という担当者が毎月私どもの質問にも答えるし、それから資料を提出していただくということで指導されております。この枋尾さんは総務省の地域人材ネットに登録されておりまして、こういうような地位にある方でありまして、そういうことで、その指導を受けまして建設準備委員会の17名の委員さんで協議してこのような数値について検討を行ったところでありまして。

以上です。

○議長（高橋利彦） 建設課長。

○建設課長（高野晃雄） それでは、質問事項2番目の飯岡海上連絡道路三川蛇園線の整備事業の用地買収対策についてお答え申し上げます。

まず、（1）番目の地権者全員の用地買収交渉が終了しない前に道路を着工した理由は何かということでありまして、飯岡海上連絡道路三川蛇園線整備事業につきましては、国の社会資本整備総合交付金事業として平成22年度から用地買収に着手しております。工事については平成24年度から着工しているところです。地権者全員の用地買収が終了していないのになぜ工事に着手したかのご質問ですが、まず社会資本総合整備事業の交付金事業としての採択を受ける上で、概算事業費や期間等の事業実施計画書を提出してございます。この期間はおおむね3年から5年とされておりますので、用地買収にご協力いただいた箇所が連続し、なおかつ道路の構造上施工が可能である箇所については、工事に着手することによって期間の短縮が図れるため、期間内での完了を目指して用地交渉と工事を並行して実施しているところであります。

続きまして、質問（2）番目の旭市におけるインフラ整備の中で、この三川蛇園線整備事業の優先順位はどのようになっているかとの質問でございますけれども、飯岡海上連絡道路三川蛇園線は飯岡地区と海上地区を結ぶ地域間連絡道として旭市総合計画に位置づけされております。本線の整備については、旭中央病院アクセス道や南堀之内バイパス整備事業とともに主要事業として取り組んでおるものです。この三川蛇園線の整備によって国道126号線と東総広域農道までが接続し、成田市・鹿嶋市方面への道路網が形成され、産業経済の発展や地域間の交流が推進されるものと考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは、私のほうからは大きい質問の3番目、旭中央病院に関するご質問のうち、（1）と（2）についてお答え申し上げます。

まず、(1)ですが、組織としての医療と介護の位置づけはどうかというご質問ですが、旭中央病院が経営しております介護関連施設は、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、ケアハウス、介護老人保健施設のシルバーケアセンターの4施設です。各施設にはそれぞれ施設長を置きまして、施設長の指揮・監督のもとに運営を行っております。

なお、これらの事業も病院事業として行われておりますことから、全体としては事業管理者の管理下にあるものでございます。

それと(2)番目ですが、ISOと外部評価についてのご質問ですが、病院が現在受けております外部の機能評価は、公益財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価とISO国際標準化機構による品質マネジメント指標でありますISO9001を受けております。

病院の主たる評価である病院機能評価は、病院のみが対象となっていることから、現在のところ病院のみが評価を受けているというところでございます。

以上です。

○議長(高橋利彦) 病院経理課長。

○病院経理課長(土師 学) それでは、私のほうから3番の旭中央病院経営方針についての(3)平成25年度予算において介護部門は3,900万円の赤字を出しているが、どのような対策を講じていくかということについてご回答申し上げます。

平成25年度の当初予算では、議員のおっしゃるとおり介護老人保健施設収益からグループケアホームまで6施設の合計で3,900万円の損失を予定してございました。内訳といたしましては、事業収益が10億2,982万円、事業費用が10億6,886万円でございます。

このような中で各施設の、今後もそうですが、経費の削減等に努めてございます。本年度の決算見込みにつきましては、当初予算では赤字の予定でございましたが、税抜きの損益で若干の利益を計上できる水準まで今年度来てございます。

以上でございます。

○議長(高橋利彦) 都市整備課長。

○都市整備課長(林 利夫) 私からは4番目の公園等用地買収プロセスに対する適正な対策についてにお答えいたします。

ご質問の(1)につきましては、用地取得の経緯について、その概要を説明申し上げます。

袋公園に隣接する土地所有者より、公有地の拡大の推進に関する法律第5条第1項の規定に基づきまして、土地買収希望申出書が平成21年3月12日に提出され、同日付で市が公園用地として買い取りを希望する旨を記し、千葉県へ進達いたしました。その後、3月16日付で

千葉県より買い取り協議の決定が市長及び申請人へ通知されました。この決定通知を受けまして、登記簿謄本で当該土地に関する権利を確認したところ、3月12日付で売買予約を原因とする所有権移転請求権仮登記が設定されておりました。この件について申請人に対しまして、全ての権利を抹消するまで売買契約の締結はできない旨を申し入れ、了解を得ました。その後、所有権移転請求権仮登記の抹消登記を確認した上で土地売買契約を締結し、5月25日に所有権移転登記を完了して、5月29日に土地売買代金を支払ったものです。

以上が用地取得に至るまでの経緯となります。この間で見直すべき点はございますけれども、県のほうにも確認いたしまして、問題ないとされております。

次に、(2)のご質問ですけれども、この公園、袋公園の進入路と駐車場の整備につきましては、平成21年度一般会計決算において認定されているところであります。

また、一連の事務手続きの中で土地買取申出書の記載内容の確認については、改善すべき点として、現在は登記簿謄本をとり、権利関係を精査し事務処理をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 今から自席で再度質問させていただきます。

まず、道の駅、第三セクターが70%市の出資でやられるということでございますね。夕張市なんですよ、夕張市が破綻した理由は第三セクター、観光部門を第三セクターに夕張市が委託したんですよ。委託して大赤字になったんです。それを補償する市役所が破綻してしまったんです。ということで、第三セクターといえばもう赤字の代名詞みたいなもんですね。第一セクターというのは地方公共団体、第二セクターというのは……

（発言する人あり）

○議長（高橋利彦） 暫時休憩。

休憩 午後 1時22分

再開 午後 1時22分

○議長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を再開します。

有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 質問いたします。

第三セクター70%、それがベストと思われる理由をお聞きしたいんですけども、いいですか。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、出資比率につきましては、まず発起設立に至った経緯を踏まえまして、建設準備委員会におきまして協議を行った結果、道の駅を運営する第三セクターの約80%ぐらい、今までの第三セクターが資本金の50%以上を自治体が出資している状況であります。そのうちの約60%が特別決議の単独成立が可能となる66.7%以上を出資しているという先進地の事例があること。それから、道の駅が行政財産であることを考慮いたしまして、市が70%、その他30%は当初から構成団体として予定しておりました、先ほども言いましたが、J A、商工会、漁業協同組合、金融機関で出資を構成することといたしたものであります。

以上です。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） それでは、お聞きいたします。

今おっしゃったように、60何%だとか70%とかこういうのは独占的に決議事項ですか、もう好きなように決められてしまうというようなことがあるんですけども、ほかに民間、第二セクター、民間オンリーです、やる手だては考えなかったですか。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、ほかの選択肢ということですよ。まず、公設公営による直営方式というものが一つありました。それから、公設民営による、今言いました第三セクターによる、民間企業による運営方式。それと、民設民営、P F Iですね。この方法について比較検討して検討を行いました。地元の豊富な農産物のP R、それから販売並びに飲食の販売に関する業務、地域交流及び地域の振興を目的としたイベントの開催など地域性を重視した項目におきまして、地域の組織が主体となる第三セクター方式であれば、柔軟かつ効率的な運用ができる可能性が高いということで決定をしたものであります。

以上です。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 分かりました。

2番の三川蛇園のことをお聞きしますね。初めの道路の出だしは126から出発して真っ直ぐ、あとがくにかくにや蛇のように曲がっている。最後はまた真っ直ぐ。これはどういう意味になるのでしょうか。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（高野晃雄） 道路の形態の質問だと思うんですけども、あそこに、グラウンドの脇に確かに今現在使われている、地区内を通っている道路がございます。ただ、あの道路の場合、非常に道路が狭くて、仮に拡幅を計画しましても両側に人家が密集しておりまして、ちょっと拡幅が困難だということもあまして、住宅のない田んぼですか、そちらのほうをとる形になっておりますので、あのような形になっております。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） その道路の最後のトンネルの話なんですけれども、トンネル工事が、ぶち抜きがすごくお金がかかるというのはいわさされていますけれども、幾らぐらい想定されていますか。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（高野晃雄） トンネル工事につきまして、工事の関係はJRのほうに委託して実施することになります。それにつきまして、JRのほうへ概算ですか、の金額を聞きましたら、当初私のほうで予定した金額より多かったですから、今JRのほうへその資料を返しまして、あまりにも私の想定した金額と違いますので内容を精査してくださいということをお願いしてあります。その際、私直接JRのほうへ行ったんですけども、JRのほうもトンネル本体の工事費部分は外部委託ですか、外部へ出して、それで上がってきたやつにJRが経費とかそういうのをかけて積算しているということで、それじゃ私のほうも外部のほうへ確認しますというJRの返事はいただいておりますが、まだ金額のほうの報告は受けておりませんので、私のほうでその金額を比較することができませんので、まだこの場で金額が幾らになったというのは不明でございます。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 時間がないので3番へ行きますね、よろしいですか、3番へ。

○議長（高橋利彦） 時間ありますよ。十分あります。

○4番（有田恵子） 大丈夫ですか。

（発言する人あり）

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） そしたら引き続き、今の建設課の続きいきますね。

私は建設課へちょっと行って話をしたことあるんですけども、出だしが真っ直ぐ、終わったところ真っ直ぐ、道路というのは真っ直ぐするもんだと言っておきながら、真ん中にゃくにゃというのは理論矛盾もいいところなんですけれども、そういうことらしいですね。

これ地権者もまだ決まっていない状態、1人、2人、3年から5年の計画ということなんですけれども、これ決まらなかったですよ。JRが10億円とか15億円請求してきたらどうするんですか。これやめないといけないような事態になりますよ。その責任を誰がとるんですか。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（高野晃雄） まず、地権者の方ですか、確かにまだ、もう2名、未買収の土地がございます。それにつきましては、今私のほうでいろいろお願いしながら一日も早く買収になりますように、こちらのほうで今交渉のほうを進めさせていただいております。

また、今JRの工事費のほうですか、おっしゃいましたけれども、まだ正式な金額が来ておりませんので、今私がこの時点で、どうするんですかというのに対して回答できる立場ではございませんので、申し訳ございません。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） ありがとうございます。

3つ目の大きな質問、中央病院にいきます。

ISOにこだわっているわけではないんですけども、監査が全然入っていないんですよ、介護のほうは。今、医療のどうかこうとか言って、評価機構とかすごいのがっかり入っていますよね。この差別は何なんですか。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） どうしてかという質問かと思いますが、病院にとってやはり主たる外部評価は病院機能評価でございます。どうしてかといいますと、この病院機能評価を受けることによって病院の診療報酬上の施設基準にも一部用いられております。ですので、

病院にとってはやはり優先度からしますと、病院機能評価が優先する。現に私どもは一部の診療報酬の算定要件の中にこの評価を受けているということが加算の対象になるわけなんです。ですので、病院にとってみてやはり優先度からすると病院機能評価が第一義的には優先するということを考えております。ただ、議員がおっしゃいますように、関連施設のISOにつきましても、先ほど議員もおっしゃっていたように、お金もかかることですので、その辺は今後拡大することについては費用対効果等も勘案しながら検討していきたいと思っております。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 予算書とか全ページを見ているんですけども、病院の事業、だーっとあるんですけども、看護学校経営に至ってとか、精神患者のグループホームとあるんですけども、新規事業が1つやるらしいですけども、ご存じですか。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 関連施設のほうで県の補助金等を活用した事業を一部新規計上していることは承知しております。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） じゃ、それでは、その事業、新規の事業、ちょっとヒントを言いますわ、2棟建てるということなんですけれども、これ名前をご存じですか。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 担当が直接あれではないんで、正確なことはあれですが、千葉県障害者グループホーム運営費等補助金に基づく事業だというふうに聞いております。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 回答いたします。全く違います。地域生活体験事業、これはグループホームじゃないですね、訪問介護ステーションです。どなたか分かる方が言ってください。

○議長（高橋利彦） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時35分

○議長（高橋利彦） 再開します。

有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 本当に申し訳ございません。初めてでこんなにたくさん。

3つ目の質問のところで、辛うじて黒字というところで3,900万円と書いていただいたんですけれども、グループホーム、ケアホームという事業の中で3年連続、毎年1,100万円から1,200万円赤字出でずっと続けて、26年度もまだ赤字を続けるという事業なんですけれども、なぜなんですか。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） ただいまのご質問、赤字が続くのになぜかということだろうと思います。こちらのグループホーム、ケアホームにつきましては、精神のほうの患者さんのほうで在宅に切りかえる手前の方々を、こちらのほう、一時的にグループホーム、ケアホームのほうで社会復帰に備えていただくということでございますので、どうしてもこちらのほう、入所を今4名の方で回しておりまして、すぐ黒字化できるのかというとなかなか難しい面もございます。そういったところも含めて経営努力のほうはしているところでございますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 事業としてです。これはボランティアをやっているんじゃないですよ。業としてやる場合、最初から予算を赤字でスタートさせるようなところありません。やらないほうがいいと思いますよ。この入居者平均2.6人、介護者常勤2名ということでやって1,100万円赤字出しながらやっているんです。この入居者はどこから来ているかということです。旭市外です。旭市外の人のために、これ名簿、課長いただいた、成田市、香取市、多古町、銚子市、山武市、どこにもいません。これ市民外の人に市民の税金で1,200万円、1,100万円出しています。何かここまでやらなければいけない使命感というのあるんですか。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 先ほど答弁申し上げましたように、現在、精神の方は病院から地域へということがやはり大きな政策目的になっております。ところが、やはり長い間病院に入っている方がいきなり地域に復帰するというのはなかなか難しい状況があるのはご理

解いただけるんじゃないかと思います。そういった中で、1回グループホームのところに中間的に入っていただいてスムーズに地域に戻っていただく、こういうためにやはり必要な施設ではないかというふうに考えております。

ほかの地域の方が多いんじゃないかという質問でございますが、やはりそういった公共性から入居いただいている各市町村からも補助金を同様にいただいております、25年度は成田市、香取市、多古町、銚子市、山武市からそれぞれ出身の方に対する助成金ということで総額110万円ほどの市町村からの出資金をいただいております。そういったやはり地域としての貢献ということもぜひともご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 私もその名簿を持っていますよ。112万円しか入ってこない。112万円しか入ってこないのに、旭市役所が1,100万円も出す、これを聞いているんです。

もう1点、赤字、だから、先ほど私が聞いたのは、これ繰り返しなんです。使命、何かあるんですかということなんですけれども、事業としてこれ誰の判断でやっているんですか、これ、市の税金で。よろしくお願いします。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） この事業をどうしてやっているかというご質問だと思うんですが、病院でどういった事業をやるかというのは、基本的な事項ですので条例の中できちんと位置づけをさせていただいております。ですので、旭市病院事業の設置等に関する条例というのがございまして、この第1条においてこういう事業を病院はやるということが条例の中で了解をいただいております。ですので、議会の了解をいただいて住民福祉のサービスのために、先ほど言いましたようなケアハウスの設置も含めて条例上の位置づけがある事業でございまして。

以上です。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 次、大きな4番目の質問に入らせていただきます。

袋公園用地、先ほど説明していただきましたよね。全然回答になっていません。もうちょっと詳しく、どういう対策を講じているか。二度と再び犯さないようにするにはどうしているかというようなことですね、これをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（林 利夫） どういう対策を講じているかということでございますけれども、多分議員のおっしゃっていることは、土地買取希望申出書の確認が不備で、不備というか、問題があったんじゃないかということかと思っておりますけれども、それに関してはお答えしたとおり、現在は登記簿謄本で全て確認しておりますので、その辺に関しましては全て対策はとっているというふうに思っております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） そうしましたら、それってその後でやった処置ですよ。それが分かりましたからお聞きしますね。それまでの処置というのは、それまでのことは、登記簿謄本をとったことがないと、私バインダーを全部見せてもらったんですよ。申出書というのがあるって、それを添付、添付というのをしなかった、そういう慣例がなかった。確認とるのを、確認はしなければいけないけれども、添付をとるということが明記されていなかったから。だけれども、権利関係をはっきりさせるための書く場所があるわけですね、申し出の。

じゃ、聞きますね。なぜ、袋公園の、平成21年3月まで登記簿謄本をとらないかわりに何でもって確認がとれたんでしょうか。バインダーの中には登記簿謄本は何もないんですよ、過去の分が。それってどうやってじゃ確認をとったんでしょうか。権利関係というのはほかにあるんでしょうか。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（林 利夫） 平成21年の場合、それまでは市のほうから県のほうに進達して、県のほうで判断する、買い取りの有無を判断するということでした。その買取希望申出書ですけども、確かに権利関係については記載しなければならないとあります。ただし、登記簿謄本の確認までの義務はございませんでした。ですので、市のほうでは謄本の確認までは行わないで県のほうに進達したという状況だったと思います、今までは。回答になっていませんか……

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 常識のある話をしていただけませんか。どう考えてもおかしいでしょう、ご自分でおかしいと思いませんか。

私の質問を聞いてください。担当官に聞いたら、都市整備課で、確認とるということは分かっていた、だけれども、謄本をとろうなんていう発想はなかったということを平気で言いますよ。じゃ、どうやってとると、気がつかなかった、じゃ今までの契約書、バインダー、こんな太いバインダーがありました。全部見ましたよ。謄本なんかとっていませんよ、一通も。どうやって確認がとれるんですかと私は聞いているんですよ。それを聞いているんですよ。しなかったんですか。確認はとらなかったということでしょうか。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（林 利夫） おっしゃるとおり、土地買取希望申出書の記載事項については謄本では確認しておりません。ただし、県のほうから買取決定通知書が来た後には謄本で確認しまして、当然契約の段階では謄本がなければ、謄本で権利関係があれば当然契約できないわけですから、それに関しては土地買取希望者に対しては当然その権利は抜かなければ契約はできませんということで、土地買取希望申出書の段階では謄本では確認しませんが、その後、契約交渉前には必ず謄本をとって確認しております。それは現在も同じですけれども、当然契約には権利関係があれば契約できませんので、当然登記のほうもできませんので、その辺は間違いなくやっております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 市が出す申出書に……

○議長（高橋利彦） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時47分

○議長（高橋利彦） 再開します。

有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 大きな問題の4つ目の（2）へ行きます。

上記事件が仮に決着がついたものということで、要するについている、今のおっしゃったような、決着がついていると思っておられるということですね。

県から来てから確認をとって謄本をとるとおかしな話です。市が出すときに確認をとるといふに申出書には書いてあるんですよ。順番間違っています。それは故意に今言っておられるのか。これ全部議事録に載りますからね。正式に正確に私の質問に答えてくださいね。申出書は確認とらないといけません。確認とるのは何かいったら謄本しかないんですよ。それを県に出すわけです。県はうのみにして、市役所ですから、市役所の出すことは正解だろう。そして決定通知書が市にまた戻って来る。この一連の行為なんですよ。市が確認とらなけりゃ誰がとるんですかという話。申し出てきた人は、代理人として来て、何も権利関係を書かない。仮登記が書かれてある。仮登記の意味、5日かかるんですよ、いや、1週間かかるんですよ、仮登記するのに、3万円かかるんです。そうすると3月5日に仮登記を法務局へ持って行ってやっているんですよ。だから、仮登記明示された、受け付けというのは3月12日付ということが出るんです、謄本に。3月12日の朝8時半から出るんです。八日市場はすぐそばにあります。車で10分で行けますよ。確認は幾らでもとれます。申し出した人、代理人もとれます。受け付けた人もとれます。9時に。8時半から9時の間にとれるんですよ。これを確認をとらないで、それで県から通知書が、結果来て、県をだまして通知書が来た、それから確認をする。こんなばかな話ありませんよ。はい、どうぞ、コメント。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（林 利夫） 何度もお答えしますが、当時は登記簿謄本の添付の義務はございません。ですので、確認は行わなかったということです。

それから、5条のほうは土地買取希望者の申し出ですので、任意の申し出になりますので、そこまで確認しなかったということと、あと今までそういうふうな事務手続きがなかったということで、県のほうにもそれについてどうかというふうに確認とりましたら、県のほうでは特に違法性はないというふうに確認をいただいているところです。答えになっていますでしょうか。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） だんだんおもしろくなってきましたよ。本当にもう。頭を、もうちょっと顔を洗ってきたらどうですか。

県がどう言ったか知っていますか。私は県に行っているんですよ、ちゃんと。仮登記なんて書いてある申し出だったら誰が受けますかと言ってこうやられたんですよ。オガサワラさんとミズハシさん、官僚です、に言われました。この中にもいらっしゃるかな、確認とった

人、みんな言われて帰ってきているんですよ。仮登記って何か知っていますか。仮登記つけた人が、その人が持ち主になっちゃうんですよ。こんな大変な怖い話はないんですよ、仮登記というのは。だまして申し出して、県がだまされて返ってきた、それで県に確認とって、正しいでしょうか、間違っているでしょうか、そんなばかな話。確認は、謄本なんて今添付する必要はないんですよ。確認とるのは謄本しかないんですよ。添付なんかする必要ないですよ。借りてきて見たらいいんですから、添付なんか、写したらいいんですよ、はい、そうだと。添付なんていう、そんなのないですよ。なくていいんですよ、別に。添付ないから確認をとる……、私全部書いていますよ、あなたの言ったこと。確認を行わなかった、つまり仕事をしていません。ここです。土地整備課の仕事やっていません。

これに対して市長、もうそろそろこっちに向かっていきますね。お答えくださいね。何が  
お答えくださいということをお願いかと申しますね。

私申し訳ないですけども、過去の議事録を全部読ませてもらっていますね。過去の全部ですよ。全部市長の言ったことを拾い上げています。部下の言ったことは自分は関与しません、知りません、ということで責任ないですというようなことをいっぱい書いてあるんです。

これ仕事していませんよ。虚偽の申請、虚偽の申請をした人を、代理人が虚偽の申請、仮登記が書かれてある謄本があるのに持たずにきた。それを信じて、信じなくてもいいんですよ。普通だったら疑わないといけない。だけれども、ないということ、それを信じて、無理やり信じて、虚偽の受け付けをしました。そういうことで、この一連の流れで市長お答えください。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員に申し上げます。整理をして質問してください。

○4番（有田恵子） 分かりました。

○議長（高橋利彦） 明智市長。

○市長（明智忠直） 今有田議員とのやりとりの中で一番肝心なことは、やはり市としてその土地が必要であったのかないのかと、その判断が当時の市長の判断にあったと思います。あの土地はやはり小見川街道から公園へ行く重要な入り口でありまして、全体としてはぜひ必要であった。事務手続きの中で完璧でなかったという部分は、今有田議員からの質問のとおりでありまして、そういった部分では少し訂正しなければならない部分もあると思いますけれども、旭市としてはあの公園を、桜まつりやほかのいろいろな部分での活用も考えながら、ぜひあそこの入り口を小見川街道から入れたいというような思いで、そういった公園用地として拡大を検討した結果だったと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（高橋利彦） 有田議員に申し上げますが、これが最後の質問ですから。

有田議員。

○4番（有田恵子） 結果オーライがいいというわけじゃないんですよ。これはもともと予算として、この整備事業、袋公園西口、入り口、これは今のおっしゃることでしたら、これはなくてはならないものだ、重要なものだ。これ補正予算でたしか組まれたと思うんですね。補正予算というのは補正予算ですよ。途中で決めたこと。今おっしゃったのは最初から決めていたような話があるんですけども、なぜそういう話を途中で変えるんですか。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（林 利夫） 補正予算でどうして組んだかということでございますけれども、所有者からの申し出の相談が平成21年1月ごろに相談が来たというふうに聞いております。その後、買取申出書が出たのが3月でございますので、平成21年度の当初予算には多分間に合わなかったということだと思います。それで9月補正ということで議会のほうに提案したものというふうに聞いております。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして一般質問は全部終了いたしました。

---

○議長（高橋利彦） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は20日、定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 1時57分

## 平成26年旭市議会第1回定例会会議録

### 議事日程（第5号）

平成26年3月20日（木曜日）午前10時12分開議

- 第 1 常任委員長報告
  - 第 2 質疑、討論、採決
  - 第 3 常任委員長陳情報告
  - 第 4 質疑、討論、採決
  - 第 5 事務報告
  - 第 6 閉 会
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
  - 日程第 2 質疑、討論、採決
  - 日程第 3 常任委員長陳情報告
  - 日程第 4 質疑、討論、採決
  - 追加日程第1 議案上程
  - 追加日程第2 提案理由の説明
  - 追加日程第3 議案の補足説明
  - 追加日程第4 質疑、討論、採決
  - 日程第 5 事務報告
  - 日程第 6 閉 会
- 

### 出席議員（21名）

- |      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 林 晴 道   | 2 番  | 高 橋 秀 典 |
| 3 番  | 米 本 弥一郎 | 5 番  | 宮 内 保   |
| 6 番  | 磯 本 繁   | 7 番  | 飯 嶋 正 利 |
| 8 番  | 宮 澤 芳 雄 | 9 番  | 太 田 將 範 |
| 10 番 | 伊 藤 保   | 11 番 | 島 田 和 雄 |

12番 平野忠作  
14番 林七巳  
16番 景山岩三郎  
18番 木内欽市  
20番 林俊介  
22番 林正一郎

13番 伊藤房代  
15番 向後悦世  
17番 滑川公英  
19番 佐久間茂樹  
21番 高橋利彦

---

欠席議員（1名）

4番 有田恵子

---

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	加瀬寿一
教育長	寿田哲雄	病院事業者 管理	吉田象二
秘書広報課長	堀江通洋	行政改革 推進課長	林清明
総務課長	米本壽一	企画政策課長	伊藤浩
財政課長	加瀬正彦	税務課長	佐藤一則
市民生活課長	馬淵一弘	環境課長	新行内弘
保険年金課長	加瀬喜久	健康管理課長	野口國男
社会福祉課長	加瀬恭史	子育て 支援課長	山口訓子
高齢者 福祉課長	石毛健一	商工観光課長	堀江隆夫
農水産課長	大久保孝治	建設課長	高野晃雄
都市整備課長	林利夫	下水道課長	石毛隆
会計管理者	宮應孝行	消防長	佐藤清和
水道課長	鈴木邦博	病院事務部長	菅谷敏之史
病院経理課長	土師学	庶務課長	横山秀喜
学校教育課長	菅谷充雅	生涯学習課長	佐久間隆
体育振興課長	石嶋幸衛	監査委員 事務局員	田杭平三
農業委員会 事務局長	高木寛幸		

---

事務局職員出席者

事務局長 伊藤恒男

事務局次長 向後嘉弘

---

開議 午前10時12分

○議長（高橋利彦） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

---

○議長（高橋利彦） 議案第1号から議案第36号までの36議案及び陳情第1号、第2号の陳情2件を議題といたします。

各常任委員会に付託されました議案等の審査結果は、お手元に配付のとおりであります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 配付漏れないものと認めます。

---

#### ◎日程第1 常任委員長報告

○議長（高橋利彦） 日程第1、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案第1号から議案第36号までの36議案の審査経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、飯嶋正利議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 飯嶋正利 登壇）

○建設経済常任委員長（飯嶋正利） 建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成26年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第5号、平成26年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、議案第6号、平成26年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、議案第7号、平成26年度旭市水道事業会計予算の議決について、議案第9号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

について、議案第12号、平成25年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について、議案第13号、平成25年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、議案第17号、旭市放置自動車の処理に関する条例の制定について、議案第29号、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号、旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、議案第36号、市道路線の認定、廃止及び変更についての11議案について、審査結果並びに結果を申し上げます。

去る3月12日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、1号議案の主な質疑について3点申し上げます。

1点目として、「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金について、具体的な事業内容と補助金件数はとの質疑では、鉄骨ハウス、パイプハウスの建設及び収穫機等の機械を購入する生産力強化支援型が25件、ハウスの改修等を行う園芸施設リフォーム型を7件見込んでいるとの答弁がありました。

次に、2点目として、まちかどギャラリー管理委託料の事業内容はとの質疑では、施設の鍵の開閉と清掃業務で年末年始の6日間を除く毎日を予定しているとの答弁がありました。

最後に、3点目として、パークゴルフ場について将来どのような運営方法を考えているのかとの質疑では、隣接する健康福祉センターを含め、指定管理者を考えている、二、三年後をめどに検討をしていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第7号の主な質疑について申し上げます。

県レベルから比べると、旭市の水道料金は高いと言われている、県に対して何か要望等を行っているのかとの質疑では、県営水道と比較すると確かに高い料金となっている、市では水道事業を県に一体的に行っていただけるよう継続して要望しているとの答弁がありました。

以上、質疑及び答弁の内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、11議案とも全員賛成で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおりご報告いたします。

平成26年3月20日、建設経済常任委員長、飯嶋正利。

○議長（高橋利彦） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、林七巳議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 林 七巳 登壇）

○文教福祉常任委員長（林 七巳） 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議において、委員会に付託されました議案第1号、平成26年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、平成26年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、議案第3号、平成26年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、議案第4号、平成26年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、議案第8号、平成26年度旭市病院事業会計予算の議決について、議案第9号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第10号、平成25年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第11号、平成25年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第14号、平成25年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、議案第16号、旭市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について、議案第24号、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号、旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号、旭市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号、訴えの提起について、議案第35号、指定管理者の指定についての18議案について、審査の経過並びに結果を申し上げます。

去る3月14日午前10時より、議会委員会室において、議案の説明を求め、執行部より教育長ほか関係課長等の出席を求め、委員会を開催いたしました。

それでは、審査の内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号、主な質疑2点について申し上げます。

1点目として、東総衛生組合の施設整備に係る市債の償還、旭市の負担割合とその金額、また償還期間はとの質疑では、旭市の負担割合は48.51%で、平成26年度は2,775万4,000円となる、また、償還期間は平成23年度から平成38年度までとなるとの答弁がありました。

次に、2点目として、塵芥処理施設運営費の焼却施設改良工事の内容はとの質疑では、ごみ搬入ホッパーの補修工事、築炉れんが詰め替え工事、電気集じん機の整備、灰出し設備補修工事、給排水処理施設修繕工事などを行うとの答弁がありました。

次に、議案第2号の主な質疑について申し上げます。

施設勘定の財政調整基金繰入金の理由と年度末の基金残高はとの質疑では、平成24年度の

診療日数の減に伴う患者離れにより、患者数の減が見込まれ、また、子宮頸がんワクチンの接種を控えている状況により、収入不足が生じるので、繰り入れを行うものである。なお、平成26年度末の基金残高は、7,768万5,000円を見込んでいるとの答弁がありました。

次に、議案第8号の主な質疑2点について申し上げます。

1点目として、医師数について、一昨年的大幅減少からさまざまな取り組みを行っているが、本年4月1日の医師数の見込みはどの質疑では、平成26年4月1日現在の医師数予定数は、昨年4月1日の実績240名と比べ1名増の241名を見込んでいるとの答弁がありました。

次に、2点目として、訪問看護ナースステーションについて、今後の事業の見通しはどの質疑では、需要と供給に合わせて今後もある程度の規模で運営していくとの答弁がありました。

次に、議案第33号の主な質疑について申し上げます。

紹介状を持たずに選定療養費を払う患者で、市民の割合はどのくらいかとの質疑では、2月の初診患者数5,575件のうち2,209件が旭市民で、選定療養費の対象者は804人、36.4%となっているとの答弁がありました。

次に、議案第34号の主な質疑について申し上げます。

勝訴判決が得られると思いますが、費用をかけても何もとれないということで終わっては困ると思うがとの質疑では、不正した金額は1,900万円だが、その全てが消失しているかどうかは考えにくい。当初前会長個人が全額返還する旨を申し出ており、前会長の個人に対しても刑事訴訟してあるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、18議案とも全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成26年3月20日、文教福祉常任委員長、林七巳。

○議長（高橋利彦） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、向後悦世議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 向後悦世 登壇）

○総務常任委員長（向後悦世） 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成26年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第9号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第15号、旭市監

査委員条例の制定について、議案第18号、旭市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について、議案第19号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第20号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号、旭市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての11議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月17日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑3点について申し上げます。

1点目として、歳入の市税について、個人市民税が増えているのに法人市民税が減額となっている理由はとの質疑では、個人市民税は均等割が500円増えているためで、法人市民税は国の税率が引き下げられたことにより減額を見込んでいるとの答弁がありました。

次に、2点目として、市バス運営事業について、年間の稼働日数と利用申し込み件数はとの質疑では、平成25年度2月末現在の実績は、バス2台分で稼働日数は421日、申し込み件数は440件となっているとの答弁がありました。

次に、3点目として、市民まちづくり活動支援事業補助金について、交付団体数と1団体の補助金額はとの質疑では、今回から事業を始めるスタート支援事業が3団体、補助金額は対象経費の10分の9以内、限度額10万円、既に経過しているステップアップ支援事業が9団体、補助金額は対象経費の10分の8以内、限度額30万円で、計12団体を予定しているとの答弁がありました。

次に、議案第15号の主な質疑について申し上げます。

新たに1名増員する監査委員は常勤か非常勤か、また、旭中央病院を含む企業会計が含まれている中で、非常勤で対応できるのかとの質疑では、監査委員は非常勤で3名で、仕事の割り振りを行い、支障のないよう協議して行っていくとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げますが、そのほか質疑を尽くし、審査の結果、別紙の報告書のとおり、議案第1号と議案第21号は賛成多数で、その他の議案につい

ては全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成26年3月20日、総務常任委員長、向後悦世。

○議長（高橋利彦） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

---

## ◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長（高橋利彦） 日程第2、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対して、一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 討論なしと認めます。

これより議案第1号から議案第36号までの36議案について採決いたします。

議案第1号、平成26年度旭市一般会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋利彦） 賛成多数です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、平成26年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋利彦） 賛成多数。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、平成26年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(高橋利彦) 賛成多数。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、平成26年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(高橋利彦) 賛成多数。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、平成26年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(高橋利彦) 賛成多数。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、平成26年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(高橋利彦) 賛成多数。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、平成26年度旭市水道事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(高橋利彦) 賛成多数。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、平成26年度旭市病院事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(高橋利彦) 賛成多数。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(高橋利彦) 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、平成25年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(高橋利彦) 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、平成25年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(高橋利彦) 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、平成25年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(高橋利彦) 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、平成25年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(高橋利彦) 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、平成25年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(高橋利彦) 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市監査委員条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、旭市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、旭市放置自動車の処理に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、旭市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋利彦） 賛成多数。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号、旭市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号、旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋利彦） 賛成多数。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号、旭市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第32号、旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋利彦） 賛成多数。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋利彦） 賛成多数。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号、訴えの提起について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議案第35号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議案第36号、市道路線の認定、廃止及び変更について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第3 常任委員長陳情報告

○議長（高橋利彦） 日程第3、常任委員長陳情報告。

各常任委員会に付託いたしました陳情審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、文教福祉常任委員会委員長、林七巳議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 林 七巳 登壇）

○文教福祉常任委員長（林 七巳） 文教福祉常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議において、本委員会に付託されました陳情第2号、年金2.5%削減の中止を求める意見書提出を求める陳情について、その審査経過及び結果を申し上げます。

陳情は、3月14日、付託議案の審査終了後、担当課長により陳情の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、国の法律で決定している内容は尊重すべきであり、また、働く世代の将来への備えが必要ではないかとの意見が出され、審査の結果、別紙報告書のとおり賛成者はなく、

不採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成26年3月20日、文教福祉常任委員長、林七巳。

○議長（高橋利彦） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、向後悦世議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 向後悦世 登壇）

○総務常任委員長（向後悦世） 総務常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議において、本委員会に付託されました陳情第1号、海外での武力行使を可能とする集団的自衛権行使のための解釈改憲に反対する意見書の提出を求める陳情について、その審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、3月17日、付託議案の審査終了後、担当課より本陳情の内容について説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、国の安全保障、防衛という国政レベルの内容であり、国会においても意見が分かれている、今後の動向を注視すべきでないかとの意見が出され、審査の結果、別紙報告書のとおり賛成少数で、不採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成26年3月20日、総務常任委員長、向後悦世。

○議長（高橋利彦） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託陳情に対する委員長の報告は終わりました。

---

#### ◎日程第4 質疑、討論、採決

○議長（高橋利彦） 日程第4、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

各委員長の報告に対して、一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋利彦) 討論なしと認めます。

これより陳情第1号について採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第1号、海外での武力行使を可能とする集団的自衛権行使のための解釈改憲に反対する意見書の提出を求める陳情について、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(高橋利彦) 賛成少数。

よって、陳情第1号は不採択と決しました。

続いて、陳情第2号について採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第2号、年金2.5%削減の中止を求める意見書提出を求める陳情について、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(高橋利彦) 賛成少数。

よって、陳情第2号は不採択と決しました。

ここで休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時20分

○議長(高橋利彦) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、市長より追加議案の送付がありました。これを受理いたしました。

追加のありました議案は、議案第40号、旭市監査委員の選任につき同意を求めることについての1議案であります。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋利彦) 配付漏れないものと認めます。

ただいま追加議案に伴う追加日程について、議会運営委員会を開催していただきました。

その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、景山岩三郎議員、ご登壇を願います。

(議会運営委員長 景山岩三郎 登壇)

○議会運営委員長(景山岩三郎) 議員の皆様には、最終日ご苦労さまでございます。

それでは追加日程について申し上げます。

ただいま議会運営委員会を開催いたしまして、追加議案の提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容について報告を申し上げます。

追加議案については、市長より提案のありました議案第40号、旭市監査委員の選任につき同意を求めることについての1議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配付してあります平成26年旭市議会第1回定例会議事日程(その3)、本日3月20日木曜日、この後、追加日程第1、議案上程。追加日程第2、提案理由の説明。追加日程第3、議案の補足説明。補足説明については総務課長を予定しております。追加日程第4、質疑、討論、採決。

以上で追加日程の協議についての報告を終わります。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長(高橋利彦) 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。議案第40号の1議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋利彦) ご異議なしと認めます。

よって、本議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

---

### ◎追加日程第1 議案上程

○議長(高橋利彦) 追加日程第1、議案上程。

議案第40号の1議案を上程いたします。

地方自治法第117条の規定により、議案第40号に関係いたします平野忠作議員の退席を求めます。

(12番 平野忠作 退席)

○議長（高橋利彦） しばらく休憩いたします。

そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時23分

○議長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（高橋利彦） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 本日、議案1件を追加提案し、ご審議を願うことといたしました。追加議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第40号は、旭市監査委員の選任につき同意を求めることについてでありまして、監査機能の充実を図る観点から、識見を有する者から選任する委員を新たに1名選任するにあたり、あらかじめ議会の同意を求めるものであります。

私は、平野哲也氏が適任と考え、提案するものであります。

詳しくは、事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、何とぞご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利彦） 提案理由の説明は終わりました。

---

### ◎追加日程第3 議案の補足説明

○議長（高橋利彦） 追加日程第3、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第40号について、総務課長、登壇してください。

(総務課長 米本壽一 登壇)

○総務課長(米本壽一) 議案第40号、旭市監査委員の選任につき同意を求めることについて、補足説明を申し上げます。

議案第40号は、旭市監査委員の選任についてでありまして、地方自治法第196条第1項の規定により、あらかじめ議会の同意をいただくものでございます。

選任したい方は、旭市イの1604番地1にお住まいの平野哲也氏、昭和26年8月19日生まれの方です。

また、平野氏は地方自治法第201条で準用する同法第164条第1項及び同法第198条の2第1項に規定する欠格事項、同法第201条で準用する同法第141条第1項及び同法第201条で準用する同法第166条第1項に規定する兼職の禁止並びに同法第180の5第6項に規定する兼業の禁止については、いずれも該当しないことを申し添えます。

以上で議案第40号の補足説明を終わります。

○議長(高橋利彦) 議案の補足説明は終わりました。

---

#### ◎追加日程第4 質疑、討論、採決

○議長(高橋利彦) 追加日程第4、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

議案第40号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋利彦) 質疑なしと認めます。

議案第40号は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

議案第40号、旭市監査委員の選任につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(高橋利彦) 賛成多数。

よって、議案第40号は同意することに決しました。

ここで、平野忠作議員の入場を求めます。

(12番 平野忠作 入場)

○議長(高橋利彦) しばらく休憩いたします。

そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時28分

○議長(高橋利彦) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎日程第5 事務報告

○議長(高橋利彦) 日程第5、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

(総務課長 米本壽一 登壇)

○総務課長(米本壽一) それでは、篤志寄附を受納いたしましたので、ご報告いたします。

1つ、教材提示装置1台、液晶テレビ1台及びDVDプレーヤー4台を旭市ゴルフ協会様より、11月25日受納いたしました。

1つ、金13万2,000円を2013ぬくもりコンサート実行委員会様より、11月27日受納いたしました。

1つ、金16万4,000円をホテル日航成田様より、11月28日受納いたしました。

1つ、金30万円を公益社団法人銚子法人会様より、11月29日受納いたしました。

1つ、豚肉及び牛肉478キログラムを株式会社千葉県食肉公社様より、12月10日受納いたしました。

1つ、金30万5,000円を株式会社エージ・ジャパン様より、1月22日受納いたしました。

1つ、金10万円を梅一輪酒造株式会社様より、2月21日受納いたしました。

1つ、豚肉190キログラムを株式会社千葉県食肉公社様より、3月11日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長（高橋利彦） 事務報告は終わりました。

---

◎日程第6 閉 会

○議長（高橋利彦） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成26年旭市議会第1回定例会を閉会いたします。

長期間にわたりまして、大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午前11時30分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 高橋利彦

副議長 平野忠作

議員 米本弥一郎

議員 有田恵子